

＜平成20年版＞

建設情報用語のABC

平成20年7月

いばらき建設技術研究会編

は じ め に

「建設情報用語のＡＢＣ」が平成１２年度に発刊されてから８年あまりが経過し、その間、何度か時点修正を行ったり、項目の加除修正等を行って参りましたが、このたび平成２０年版を発行することになりました。

これまでのように建設関連のうち土木行政や土木工事に関する用語を中心として各分野ごとに項目をまとめて、茨城県における取り組みをより具体的に加えながら解説しております。

これらの解説は、例えば茨城県のホームページや各事業課における事業紹介やパンフレット、新聞掲載情報等を元にしまして、研究会が独自にまとめたものですので、担当課の公式見解とは若干異なる場合もありますので、もし不都合の記述や内容の訂正につきまして御要望がある場合は、是非事務局までお知らせいたくようお願い申し上げます。

さて、本書の特徴ですが、特に建設関係の行政職員、建設業ならびに建設関連の業務に従事する方々や建設系の学生または一般の方で建設関連に興味をお持ちの方を対象としまして、入門的な知識の習得を図っていただくこと目的に編集しております。また、研究会の会員でも他分野の情報等を得ることによって幅広い視野を持っていただくことも必要だと考えておりますので、ぜひ本書を活用して研鑽を図っていただきたいと考えております。

最後に、本書をまとめるに当たりまして御協力いただきました皆様、とりわけ県の関係課の皆様には多大なる御協力をいただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

平成 20 年 7 月 11 日

いばらき建設技術研究会 会長 安 原 一 哉

(初版) ま え が き

現在建設事業を取り巻く環境は、安定型社会を迎えるに及んで国際化、少子・高齢化、ボーダレス化などが一段と進み、従来の社会構造そのものが大きく変わろうとしております。このような状況の中で従来進められてきた社会資本整備については建設分野から情報関連分野・福祉分野へのシフトがより明確になりつつあります。同時に公共事業費の抑制の傾向は今後もおお層進むことが予想されるなど大変厳しい変革期を迎えていると言っても過言ではありません。

さらに情報革命といわれるコンピューター関連の技術の進展や各種ニーズに対応した新技術や新製品、新工法などの新しい建設技術にも目を見張るものがあり、このため建設情報用語も時代とともに変化したり新しい言葉や横文字が増えるなどの確に理解せずに使用しているといった例も多く見受けられるようになりました。

このため「建設情報の用語ABC」として従来から使われている言葉や新しい言葉、茨城でよく耳にする言葉などの Technical term についてできるだけ平易に、建設系の学生や行政担当者、建設の様々な分野に携わる技術者に参考にしていただけるように編集を試みました。なお今回まとめました項目において表現内容等の不足や言い回しの不適切な点ならびに項目の加除・修正につきましては皆様のご指摘を受けてさらに版を重ね、時代に即応した生きた用語集にして行きたいと考えておりますので忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。

最後に本書をまとめるに当たりご協力をいただきました皆様方、特に県の関係各課で執筆いただきました皆様にはこの場をお借りして厚くお礼申し上げる次第です。

平成 12 年 7 月 7 日

いばらき建設技術研究会 会長 山 形 耕 一

目次

行政全般

ーあー

1. IR：インベスター・リレーションズ：Investors Relations 1
2. アカウンタビリティ：accountability 1
3. アダプト制度：adopt 1

ーおー

1. ODA大綱 1

ーかー

1. 開発許可 1
2. 外部監査制度 2
3. 管理瑕疵 2

ーきー

1. 行政コスト計算書：バランシート（貸借対照表） 2
2. 業務核都市 2
3. 行財政改革大綱 2

ーこー

1. 公益法人 3
2. 公共事業再評価 3
3. 国土交通省重点施策 3
4. 国土調査（国調） 3
5. 国土調整費 3
6. 国土利用計画法 3

ーさー

1. 災害時応援協定 4
2. 財政構造改革プラン 4
3. 債務負担行為 4
4. サンセット方式：sunset method 4
5. 三位一体の改革 4

ーしー

1. 事後評価 5
2. 受益者負担金 5
3. 社会資本整備重点計画 5
4. 社会資本整備重点計画法 5
5. 情報公開 6
6. シーリング：ceiling 6
7. 新規事業採択時評価 6
8. 新全国総合開発計画 6

ーせー

1. 政策評価システム 6
2. ゼロ国債・ゼロ県債：zero bond 6
3. ゼロベース予算 7

ーたー

1. 第三セクター：third sector 7
2. 大好きいばらき県民債 7

ーちー

1. 地活債：地域活性化事業債 7
2. 地総債：地域総合整備事業債 7
3. 地方拠点都市地域 8
4. 地方公社 8
5. 地方分権 8

ーとー

1. 統合補助金 8
2. 時のアセスメント 8
3. 特別会計 8
4. 特例市 9

ーにー

1. 入札・契約制度改革 9

ーはー

1. パブリックコメント制度：public comment 9

ーひー

1. PI：パブリック・インボルブメント：Public Involvement 9
2. PSC：Public Sector Comparator 9
3. 避難の指示 9

ーふー

1. VFM：Value for Money 10
2. ふるさと整備事業 10

プロジェクト

ーいー

1. ITER：International Tokamak Experimental Reactor 11
2. 茨城空港の整備（百里飛行場民間共用化事業） 11

ーかー

1. 霞ヶ浦環境創造ビジョン 12
2. 霞ヶ浦総合開発 12

ーきー

1. 北関東自動車道 12
2. 木づかいアクションプログラム 12

ーくー

1. グリーンふるさと圏振興プロジェクト 12

ーけー

1. 県土グランドデザイン：-ground design 13

ーこー

1. 国土軸 13

ーさー

1. サイエンスフロンティア21構想 13

ーしー

1. 首都機能移転 13
2. 首都圏中央連絡自動車道（圏央道） 13

3. 常磐新線沿線開発	13
4. 新茨城県総合計画	14
－ す －	
1. スマートコリドール構想（つくば情報交流空間構想）	14
－ ち －	
1. 地域戦略プラン	14
2. 地域連携軸	14
－ つ －	
1. つくばエクスプレス	14
－ ひ －	
1. 東関東自動車道水戸線	15
2. 常陸那珂港	15
－ ふ －	
1. FIT 構想	15
－ み －	
1. 水のマスタープラン	15

社 会 一 般

－ あ －	
1. ISO : International organization standardization	17
2. アウト・ソーシング : out-sourcing	17
3. アーバンツーリズム : urban tourism	17
4. アーバンビレッジ : urban village (和)	17
－ い －	
1. インフラ : infrastructure	17
－ え －	
1. SPC : Special Purpose Company : 特定目的会社	17
2. NPO : Non Profit Organization	17
－ か －	
1. 観光立国	18
2. 官製談合防止法	18
－ く －	
1. グランドワーク : groundwork	18
2. グリーンツーリズム : green tourism (和)	18
－ こ －	
1. 交通バリアフリー法	18
2. 顧客満足度調査	18
3. コーポラティブファーム : Cooperative Farm (和)	18
4. コラボレーション	18
5. コンプライアンス : compliance	19
－ さ －	
1. 災害弱者	19
2. サテライト・オフィス : satellite office	19
－ し －	
1. CS (国民の満足度)	19

2. 社会資本ストック	19
3. 新社会資本	19
－ す －	
1. スtock効果	19
－ せ －	
1. 脆弱国土	19
－ た －	
1. 大店立地法 (大規模小売店舗立地法)	19
－ ち －	
1. 地域再生本部	19
2. 地域再生法	20
3. 地域再生基盤強化交付金	20
－ て －	
1. DID : Densely Inhabited District	20
2. 定期借家権制度	20
3. 定期借地権	20
4. ディスクロージャー : disclosure	20
－ と －	
1. 都市再生本部	20
2. 都市再生特別措置法	20
－ に －	
1. ニューハビテーション : new habitation	21
－ の －	
1. ノーマライゼーション : normalization	21
－ は －	
1. パートナシップ : partnership	21
2. バリア・フリー : barrier free	21
－ ひ －	
1. BRT : Bus Rapid Transit	21
2. ヒートアイランド : heat island	22
3. ヒートポンプ : heat pump	22
－ ふ －	
1. VJC (ビジット・ジャパン・キャンペーン)	22
2. フィージビリティ・スタディ : FS : Feasibility Study	22
3. 不正軽油	22
4. フロー効果	22
－ ま －	
1. マルチモーダル体系	22
－ み －	
1. 南関東直下型地震	22
－ ゆ －	
1. ユニバーサルデザイン : universal design	22
2. ユビキタス社会	23
－ り －	
1. リダンダンシー : redundancy	23
2. リノベーション : renovation	23

建設技術一般

ー あ ー

- アウトカム・アウトプット指標しりょう：outcome・output ～ 25
- アスファルト再生路床材 25
- RLCC：余寿命ライフサイクルコスト：
Remaining Life Cycle Cost 25

- RCCM：Registered Civil Engineering Consulting Manager 25
- アロケーション（アロケ）：allocation 25
- 暗渠あんきょ 25

ー い ー

- IT'S 25

ー う ー

- 打ちっ放しうな 25
- 馬うま 26

ー え ー

- APEC エンジニア 26
- 液状化 26
- SI 単位 26
- S. Q. C.：Super Quality Concrete 26

ー か ー

- 概略設計（予備設計）がいりやくせつけい 26
- 過積載か せきさい 26
- 仮想市場法かそうしじょうほう 27
- 型枠かたわく 27
- 合冊工事がっさつこうじ 27
- 合併工事がっぺいこうじ 27
- 釜場排水かまばはいすい 27
- 空積みからづ 27

ー き ー

- 技術士ぎじゅつし 27
- 切り回しきまわ 27

ー け ー

- 化粧型枠けしょうかたわく 27
- 原寸検査げんすんけんさ 27
- 建設汚泥けんせつおでい 27

ー こ ー

- 公共工事コスト縮減対策しゆくげんたいさく 28
- 工場検査こうじょうけんさ 28
- 厚層基材吹き付けこうそうきざいふ 28
- 勾配の表し方こうばい 28
- コールドジョイント：cold joint 29
- コンクリート再生碎石さいせいさいせき 29

ー さ ー

- サガリ 29
- 柵渠・柵溝さつきよ さつこう 29

- 残存物件ざんぞんぶつけん 29

ー し ー

- CM：コンストラクション・マネジメント：Construction Management 29
- ジオテキスタイル：geo-textile 29
- CCIシーシーアイ 29
- 市場単価しじょうたんか 30
- 指定工場制度していこうじょうせいど 30
- 指定と任意してい にんい 30
- C P D：Continuing Professional Development 30
- ジャンカ 30
- 主任技術者と監理技術者しゅにんぎじゅつしや かんりぎじゅつしや 31
- 詳細設計（実施設計）しょうさいせつけい じっしせつけい 31
- シールド工法：shield driving method 31

ー せ ー

- 性能照査型設計せいのうしょうさがたせつけい 31

ー そ ー

- 総合単価そうごうたんか 31

ー た ー

- 大深度地下利用法だいしんどうちかりようほう 31
- 玉掛けたまが 31
- 段切りだんぎ 31

ー ち ー

- 丁張りちようはり 32
- 直轄工事負担金ちようかつこうじふたんきん 32

ー て ー

- 出合い丁場で あい ちようば 32
- デフレーター：deflater 32

ー と ー

- トータルステーション：Total Station 32
- トンボ 32

ー な ー

- NATM（New Austrian Tunneling Method）ナ ト ム 32
- 縄延びなわの 32
- 軟弱地盤対策なんじやくじ ぼんたいさく 32

ー ね ー

- NETIS：New Technology Infomation System ネ テ イ ス 33

ー は ー

- パース：perspective 33
- 盤膨ればんぶくれ 33

ー ひ ー

- PM：Project Management ピーエム 33
- B/C：Benefit / Cost：費用便益比 ビーバビィシー 33
- 費用対効果 33

ー ふ ー

- 歩掛かりふがかり 33
- 複合単価ふくごうたんか 33

3. 付帯工事 ふたいこうじ	33
4. プロジェクトボード	33
－ヘ－	
1. ヘドニック法 ほう	34
2. ベンチマーク：bench mark	34
－ほ－	
1. 法線 ほうせん	34
2. 補償工事 ほしょうこうじ	34
3. ポンツーン：pontoon	34
－ま－	
1. マチ	34
2. マニフェスト：manifest system	34
－み－	
1. 未竣工工事 みしゅんこうこうじ	34
2. 水セメント比 みず ひ	34
－め－	
1. 目通り めどお	35
2. 免震構造 めんしんこうぞう	35
3. 面取り めんと	35
－ら－	
1. ライフサイクル・アセスメント：LCA：Life Cycle Assessment	35
2. ライフサイクルコスト：LCC：Life Cycle Cost	35
－り－	
1. リサイクルガイドライン	35
2. リモート・センシング：remote sensing	35
3. 旅行費用法（TCM）：Travel Cost Method りょこう ひ ようほう	35
－れ－	
1. 練炭養生 れんたんようじょう	36
－わ－	
1. ワンデーレスポンス：one day response	36

I T 関 連

－い－	
1. イントラネット：Intranet	37
－え－	
1. XML 言語：eXtensible Markup Language エクステンシブル	37
－き－	
1. CAD：Computer-Aided Design キ ャ ド	37
－く－	
1. クリアリングハウス	37
－け－	
1. 建設CALS／EC けんせつ キャ ル ス イーシー ：Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electric Commerce	37
－こ－	
1. CORINS コ リ ン ス ：Construction Records Information Service	

工事実績情報サービス	37
------------	----

－し－

1. GIS ジーアイエス ：Geographic Information System	38
2. JACINET ジャシ ッ ク ネ ッ ト	38

－そ－

1. SOHO ソーホー ：Small Office・Home Office	38
---	----

－て－

1. TCP/IP ティーシーピー アイピー ：(Transmission Control / Internet Protocol)	38
2. TECRS テクリス (Technical Consulting Records Information Service：測量調査設計業務実績情報サービス)	38

3. デジタルデバイド：Digital divide じょうほうかくさ	39
--	----

4. テレワーク：telework	39
-------------------	----

5. 電子入札 でんしにゅうさつ	39
---------------------------------	----

6. 電子納品 でんしのうひん	39
--------------------------------	----

－ひ－

1. PDF形式：Portable Document Format ピーディーエフ	39
--	----

2. B to B、B to C ビー トゥ ビー ビー トゥ シー	39
---	----

－る－

1. ルーター：router	39
----------------	----

－わ－

1. ワークフロー：Work Flow	40
---------------------	----

河 川 ・ 海 岸 ・ 災 害

－あ－

1. RCD工法 アールシーディー ：Roller Compacted Dam Concrete	41
---	----

－い－

1. 居切り堀 い ぎ ぼり	41
-------------------------------	----

2. 伊奈流 い なりゅう (関東流 かんとうりゅう)	41
--	----

3. 犬走り いぬばし	41
----------------------------	----

－う－

1. ウエットランド：wetland (湖内湖植生浄化施設)	41
--------------------------------	----

2. ウォーターフロント：waterfront	41
-------------------------	----

3. 右岸・左岸 う がん さ がん	41
-----------------------------------	----

4. ウナギ止め うなぎどめ	41
-------------------------------	----

5. 雨水調節池 う すいちょうせつ ち	42
-------------------------------------	----

－お－

1. オイルフェンス、オイルマット：oil fence、oil mat	42
-------------------------------------	----

2. オンサイト貯留 おんサイトちりゅう 、オフサイト貯留 ちりゅう ：off site-、on site-	42
--	----

－か－

1. 確率年 かくりつねん	42
------------------------------	----

2. 霞堤 かすみでい	42
----------------------------	----

3. 河川協議 か せんきょうぎ	42
---------------------------------	----

4. 河川整備基本方針・河川整備計画 かせんせいびきほんほうしん かせんせいびけいかく	42
--	----

5. 河川水辺の国勢調査 かせんみずべ こくせいちやうさ	42
---	----

6.	カミソリ堤 ^{てい}	42
7.	下流者負担 ^{かりゅうしや ふたん}	42
8.	川の一里塚 ^{かわ いち りづか}	43
9.	緩傾斜堤 ^{かんけいしやてい}	43
10.	慣行水利権 ^{かんこうすいり けん}	43
11.	勘十郎堀 ^{かんじゅうろうぼり}	43
－ き －		
1.	紀州流 ^{きしゅうりゅう}	43
2.	急傾斜地 ^{きゅうけいしや ち}	43
3.	魚道 ^{ぎょどう}	43
－ け －		
1.	警戒水位 ^{けいかいすい い}	43
2.	計画高水位 ^{けいかくこうすい い}	44
3.	激特事業 ^{げきとく し ぎょう}	44
4.	原石山 ^{げんせきやま}	44
－ こ －		
1.	洪水調節 ^{こうずいちようせつ}	44
2.	洪水ハザードマップ ^{こうずい} （洪水氾濫危険区域図）： flood hazard map	44
3.	洪水予報 ^{こうずい よ ほう}	44
4.	子どもの水辺再発見プロジェクト ^{こ みずべさいはっけん}	45
－ さ －		
1.	災害関連事業 ^{さいがいかんれんじぎょう}	45
2.	災害復旧 ^{さいがいふっきゅう}	45
3.	災害復旧助成事業 ^{さいがいふつきゅうじよせい じ ぎょう}	45
4.	桜づつみモデル事業 ^{さくら じぎょう}	45
5.	サーチャージ水位 ^{すい い}	46
6.	暫定水利権 ^{ざんていすいり けん}	46
7.	三面張り ^{さんめん ば}	46
－ し －		
1.	試験湛水 ^{し けん たんすい}	46
2.	自然再生事業 ^{し ぜんさいせいじぎょう}	46
3.	実調：実施計画調査 ^{じつちよう}	46
4.	指定区間 ^{してい く かん}	46
5.	斜面カルテ ^{しやめん}	46
6.	斜面緑化 ^{しやめんりよく か}	46
7.	重要水防箇所 ^{じゅうようすいぼう かしよ}	46
8.	植生浄化施設 ^{しょくせいじよう かし せつ}	46
9.	人工リーフ：-reef ^{じんこう}	47
10.	浸水実績図 ^{しんすいじっせき ず}	47
－ す －		
1.	水害防備林 ^{すいがいぼう び りん}	47
2.	水系一貫主義 ^{すいけいいつかん}	47
3.	水際線計画 ^{すいさいせんけいかく}	47
4.	水際線シンポジウム：-symposium ^{かし せん}	47
5.	水防管理団体 ^{すいぼうかんりだんたい}	47

6.	水防警報 ^{すいぼうけいほう}	48
7.	水防テレメーター：-telemeter ^{すいぼう}	48
8.	スーパー堤防：super dike（和） ^{ていぼう}	48
－ せ －		
1.	正常流量 ^{せいじょうりゅうりよう}	48
2.	清流ルネッサンスⅡ ^{ぜいりゅう ツー}	48
3.	清流ルネッサンス 21：Clear-WaterRenaissance 21（和） ^{ぜいりゅう}	48
4.	瀬替え ^{せ が}	48
5.	セミバック堤 ^{てい}	49
－ そ －		
1.	粗朶沈床 ^{そ だ ちんしゅう}	49
－ た －		
1.	高潮 ^{たかしお}	49
2.	高水 ^{たかみず}	49
3.	多自然型川づくり ^{た し ぜん が たかわ}	49
4.	ダム操作規則 ^{そう さ き そく}	49
5.	多目的遊水地 ^{たもくてきゆうすい ち}	49
6.	断面内水路 ^{だんめんないすいろ}	50
－ ち －		
1.	地下河川 ^{ち か かせん}	50
2.	治水ダム ^{ち すい}	50
3.	直立護岸 ^{ちよくりつ ご がん}	50
4.	直轄ダム ^{ちよくつかつ}	50
－ つ －		
1.	通報水位 ^{つうほう}	50
－ て －		
1.	堤脚水路 ^{ていききすい ろ}	50
2.	堤内地・堤外地 ^{てい ない ち ていがい ち}	50
3.	T. P. Y. P. A. P. O. P. ^{ティー・ピー ワイ・ピー エイ・ピー オー・ピー}	50
4.	転倒堰（倒伏堰） ^{てんとうげき}	50
5.	転流工 ^{てんりゅうこう}	51
－ と －		
1.	頭首工：head works ^{どうしゅこう}	51
2.	特定多目的ダム ^{とくてい た もくてき}	51
3.	土砂災害防止法 ^{ど しゃさいがいぼう し ほう}	51
－ な －		
1.	内水被害 ^{ないすい ひ がい}	51
－ に －		
1.	2 Hルール ^{に エッチ}	51
2.	二線堤 ^{に せんてい}	51
3.	2－7区間 ^{に なな く かん}	51
－ は －		
1.	ハザードマップ：hazard map	52
2.	バック堤 ^{てい}	52
3.	パンク河川 ^{か せん}	52
4.	半川締め切り ^{はんせん し き}	52

－ ひ －

1. 比流量 ひりゅうりょう 52

－ ふ －

1. 復繁事業 ふっさん じ ぎょう 52
 2. ふるさとの川整備モデル事業 52
 3. フルプラン（水資源開発基本計画） 52

－ へ －

1. ヘッドランド工法（人工岬工法）：head land- じんこうみさき 53

－ ほ －

1. 法定河川 ほうてい かせん 53
 2. 防災調節池 ぼうさいちようせつ ち 53
 3. 坊主ダム ぼう ず 53
 4. 掘込み河川 ほり こ かせん 53

－ み －

1. 水辺の楽校 みず べ がっこう 53
 2. 水辺プラザ みず べ 54

－ め －

1. 面的防護工法 めんてきぼうごこうぼう 54

－ も －

1. 潜り橋（潜水橋） もぐ はし せんすいきょう 54
 2. 木工沈床 もっこうちんしょう 54

－ や －

1. 山付き堤 やま ず てい 54

－ ゆ －

1. 遊水池：retarding basin ゆうすい ち 54

－ よ －

1. 養浜工 ようひんこう 55
 2. 横利根閘門 よこ と ね こうもん 55
 3. 予備放流 よ び ほうりゅう 55
 4. 予備調：予備調査 よ び ちよう 55
 5. 余盛り よ も 55

－ ら －

1. ラバーダム：rubber dam 55
 2. ラブ・リバー制度：love river system（和） 55

－ リ －

1. 離岸堤 り がんでい 56
 2. 流域管理 りゅういきかん り 56
 3. 流況調整河川 りゅうきようちようせい かせん 56

－ れ －

1. 礫間浄化 れきかんじよう かせん 56
 2. レーダー雨量計：radar- うりょう 56

－ ろ －

1. 漏水（堤体漏水・地盤漏水） ろうすい ていたいろうすい じ ばんろうすい 56

－ わ －

1. ワンド 57

道

路

－ あ －

1. ITS：高度道路情報システム：
 Intelligent Transport Systems 59
 2. 安全快適なみち緊急整備事業 あんぜんかいてき きんきゅうせい い び じぎょう 59

－ い －

1. 1.5 車線化道路 いつてんごしやせんかどう ちよう ち 59
 2. ETC：Electronic Toll Collection System：
 自動料金徴収システム 59
 3. 茨城県広域道路整備基本計画 いばらきけんこういきどう ちよう ち せい び き ほんけいかく 59
 4. 茨城県舗装管理システム：RINCS：
 Road Information Computer System 59

－ え －

1. ASV：Advanced Safety Vehicle エイ・エス・ブイ 59
 2. AHS：Advanced Cruise-assist Highway System エイ・エッチ・エス 59
 3. SPM：浮遊粒子状物質：Suspended Particular Matter エス・ピー・エム 60
 4. MCI：舗装管理指数：Maintenance Control Index エム・シー・アイ 60

－ お －

1. OD調査：Origin-Destination Survey オー・ディー・ちよう さ 60
 2. オーバーレイ：overlay 60

－ か －

1. 可変側溝 か へん 60
 2. 簡易舗装 かん い ぽ しょう 60

－ き －

1. キャブ：cab（cable box の略） 60
 2. 橋台（abutment）・橋脚（pier） きようだい きようきやく 61
 3. 供用開始 きようようかい し 61
 4. 橋梁添架 きようりようてん が 61
 5. 緊急地方道路整備事業 きんきゅう ち ほうどう ちよう せい び じぎょう 61

－ く －

1. 黒舗装 くろ ぽ しょう 61
 2. 鍬止め くわ どの 61

－ け －

1. 県土 60 分構想 けん どの ぶんこうそう 61

－ こ －

1. 高規格幹線道路 こう き かくかんせんどう ちよう 61
 2. 高輝度反射材 こう き ど はんしやざい 61
 3. 高機能舗装 こうきのう ぽ しょう 62
 4. 交差点協議 こう さん ちんきよう ぎ 62
 5. 高視認性区画線 こう し にんせい いく かくせん 62
 6. 国幹審：国土開発幹線自動車道建設審議会 こつかんしん 62
 7. コミュニティ道路 どう ちよう 62

－ し －

1. 支間・径間・橋長 し かん けいかん きようちよう 62
 2. シーニックバイウェイ：Scenic Byway 62

3. 主要地方道、一般県道	62
4. 常温合材	63
5. 情報ハイウェイ	63
6. 白舗装	63
7. シンボルロード：symbol road (和)	63
－ す －	
1. スマート IC	63
2. スマートウェイ (知能道路)：smart way (和)	63
3. 隅切り	64
－ ち －	
1. 地域高規格道路	64
2. 筑西幹線道路	64
－ つ －	
1. つくばりんりんロード	64
－ て －	
1. TDM：Transportation Demand Management： 交通需要マネジメント	64
2. デリニエーター：delineater	65
－ と －	
1. 透水性舗装	65
2. 道路交通センサ	65
3. 道路里親制度	65
4. 道路特定財源	65
5. 道路の穴ぼこ発見カード	65
6. 道路の建築限界	65
7. 道路標識	65
8. 突角剪除	65
－ な －	
1. ナトリウム灯	65
－ に －	
1. 二項道路	66
－ の －	
1. 農免道路 (農林漁業用揮発油税財源身替農道等整備事業)	66
－ は －	
1. ハイウェイオアシス事業：highway oasis project	66
2. 排水性舗装	66
3. パイロン：pyron	66
4. パークアンドライド：park and ride	66
5. パーソントリップ調査 (PT 調査)：person trip survey	66
6. 張り出し歩道	67
－ ひ －	
1. 光触媒	67
2. VICS：Vehicle Information & Communication System	67
－ へ －	
1. ペDESTリアンデッキ：pedestrian deck	67

－ ほ －

1. 舗装の構成	67
2. ボンエルフ方式	67

－ み －

1. 道の駅	67
--------	----

－ む －

1. 無電柱化推進計画	68
-------------	----

－ も －

1. モーダルシフト：modal shifts	68
-------------------------	----

－ ら －

1. ライト・レール・トランジット：LRT：Light Rail Transit	68
--	----

－ り －

1. 流末処理	68
---------	----

－ ろ －

1. 肋骨道路	68
2. ロードプライシング：road pricing	68

都

市

－ あ －

1. アーバンエコロジーパーク：urban ecology park (和)	69
--	----

－ い －

1. 茨城まちづくりセンター	69
2. インバート：invert	69

－ う －

1. うるおいのあるまちづくり顕彰事業	69
---------------------	----

－ え －

1. A ₂ O法 (Anaerobic・Anoxic・Oxic の頭文字に由来)	69
2. 園芸療法：Horticultural Therapy	69
3. 沿道サービス施設	70

－ か －

1. 偕楽園公園	70
2. 街路事業	70
3. 活性汚泥法：activated sludge process	70
4. 活性汚泥循環変法	70
5. 簡易水道	70

－ く －

1. クラスター：cluster	71
------------------	----

－ け －

1. 景観条例 (茨城県景観形成条例および市町村景観条例)	71
2. 景観法	71
3. 景観緑三法	71
4. 下水道水環境保全率	71
5. 原単位	71

－ こ －

1. 広域汚泥処理 71
2. 広域下水道組合 71
3. 根幹的都市施設 72
4. コンポスト：compost 72

－ さ －

1. 桜の郷 72

－ し －

1. COD：Chemical Oxygen Demand 72
2. 市街化区域 72
3. 市街化調整区域 72
4. 市街地再開発事業 72
5. 市街地整備基本計画 72
6. シビック・コア：civic core（和） 73
7. 集排（農業集落排水整備事業） 73
8. 集落地域整備法 73
9. 消化促進型循環変法 73
10. 人工地盤 73

－ す －

1. 水洗化率 73

－ せ －

1. 生活排水ベストプラン 73
2. 生産緑地 74
3. 線引き 74

－ た －

1. タウンモビリティ：Town Mobility 74
2. 宅鉄法：「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」 74

－ ち －

1. 地区計画 74
2. 中心市街地活性化法（中活法） 74

－ て －

1. TMO：Town Management Organization 75

－ と －

1. 都市計画決定 75
2. 都市計画区域 75
3. 都市計画事業 75
4. 都市計画施設 75
5. 都市計画審議会 75
6. 都市計画制限 76
7. 都市計画マスタープラン 76
8. 都市景観大賞（都市景観 100 選） 76
9. 都市軸道路 76
10. 土地地区画整理事業 76

－ の －

1. ノンポイント・ソース：nonpoint source 76

－ ひ －

1. BOD：Biochemical Oxygen Demand 77
2. 人にやさしいまちづくり条例 77
3. 百里空港公園 77
4. ヒーリング・ランドスケープ：Healing Landscape 77

－ ふ －

1. 風致地区 77
2. フレーム：frame 77

－ ま －

1. まちづくりグッドサイン賞 77
2. まちづくりグリーンリボン賞 77
3. まちづくり交付金 77
4. まちづくり三法 77
5. まちづくりシンポジウム 77
6. 街なみ環境整備事業 78

－ み －

1. 緑の基本計画：the Green master plan（旧緑のマスタープラン） 78
2. 緑の政策大綱 78

－ も －

1. モール：mall 78

－ よ －

1. 溶存態 COD 78
2. 用途地域 78

－ り －

1. 流総（流域別下水道整備総合計画） 78

港 湾

－ い －

1. インセンティブ補助：incentive- 81
2. インランドデポ：inland depot 81

－ う －

1. 上屋 81

－ お －

1. 沖防波堤（沖防） 81

－ か －

1. ガントリークレーン：gantry crane 81

－ こ －

1. 港湾EDI（Electronic Data Interchange）システム 81
2. 国際自動車コンプレックス 81
3. コンテナ・フレート・ステーション：CFS：Container Freight Station 81
4. コンテナターミナル：container terminal 81

－ さ －

1. サード・パーティ・ロジスティック：3PR：third party logistics 82

2. サプライ・チェーン・マネジメント：supply chain management	82
－ す －	
1. スーパー中核港湾プロジェクト	82
－ そ －	
1. ソーラス条約（国際船舶、国際港湾施設に新たな 保安措置を義務付ける条約）：SOLAS 条約： Safey Of Life At Sea	82
－ て －	
1. テクノスーパーライナー：T S L：Techno Super Liner（和）	82
－ は －	
1. バース：berth	82
2. パナマックス型船 がたせん	82
3. パルチゼーション：palletization	82
－ ひ －	
1. ひたちなかポート Web ウェブ	82
－ ふ －	
1. F A Z ファズ：Foreign Access Zone	83
2. フィーダー輸送 ゆそう	83
－ ろ －	
1. R O－R O 船：Role on role off ship	83

住 宅 ・ 建 築

－ あ －	
1. アイピアス：ipias	85
－ い －	
1. 茨城県建築センター けんちく	85
2. 茨城県住生活基本計画	85
－ え －	
1. E S I 住宅 エスアイじゅうたく	85
－ お －	
1. 応急危険度判定士 おうききゅうきけんどはんていし	85
－ く －	
1. 区域指定制度 くいきしていせいど	85
2. 区分所有権 くぶんしよゆうけん	85
3. グリーン庁舎 ちようしや	85
－ け －	
1. 建築確認申請 けんちくかくにんしんせい	86
2. 建築士 けんちくし	86
3. 建築士事務所 けんちくしむしよ	86
4. 建築主事 けんちくしゅじ	86
5. 県有建物長寿命化推進事業 けんゆうたてものちようじゆみようかすいしんじぎよう	86
－ こ －	
1. 高優賃：高齢者向け優良賃貸住宅制度 こうゆうちん	87
2. 高齢者居住法：高齢者の居住の安定確保に関する法律 こうれいしやきよじゆうほう	87

－ し －	
1. シックハウス症候群 しやうこうぐん ：sick house syndrome	87
2. シニア住宅：senior house（和）	87
3. 住宅性能評価 じゅうたくせいようひやうか	87
4. 集団規定 しゅうだんきてい	87
5. シルバーハウジングプロジェクト： silver housing project（和）	88
－ た －	
1. 単体規定 たんたいきてい	88
－ と －	
1. 特定行政庁 とくていぎやうせいちやう	88
2. 特優賃 とくゆうちん	88
－ ひ －	
1. 被災宅地危険度判定士 ひさいたくちきけんどはんていし	88
2. ビル管理法 かんりほう	88
3. ピロティ：pilotis（フ）	88
－ ゆ －	
1. ユーティリティー：utility	88
2. 優良田園住宅建設促進法 ゆうりやうでんえんじゅうたくけんせつそくしんほう	88
－ り －	
1. リバース・モーゲージ：reverse mortgage（和）	89

契 約

－ い －	
1. 一般競争入札 いつぱんきやうそうにゆうさつ	91
2. 茨城県公共事業情報センター いばらきけんこうきやうじぎやうじやうほう	91
－ う －	
1. 上請け うわう	91
－ お －	
1. オーバースペック：over specification	91
2. オープンブック方式	91
－ か －	
1. 格付け かくづ	91
2. 瑕疵担保 かしたんぼ	91
3. 仮契約 かりけいやく	92
4. 枯れ補償 かほしやう	92
－ く －	
1. 繰り越し（明許繰り越し） くこ めいきやくこ	92
－ け －	
1. 経営事項審査（経審） けいえいじこうしんさ	92
2. 経常 J V・特定 J V：－ Joint Venture けいじやうしやんとくてい	92
3. 建設業	92
－ こ －	
1. 混合入札 こんごうにゆうさつ	93
2. コンペ：competition	93

ー さ ー

1. 最低制限価格制度 93

ー し ー

1. 事故繰り(事故繰り越し) 93
 2. 事後公表 93
 3. 事前公表 93
 4. 下請けbond 93
 5. 指名競争入札 93
 6. 指名停止 94

ー す ー

1. 随契(随意契約) 94
 2. スライド条項 94

ー せ ー

1. 性能規定発注工事 94
 2. 施工単価方式 94
 3. 設計・施工一括発注方式 94

ー そ ー

1. 総合評価方式 95

ー ち ー

1. 中間前払い制度 95

ー て ー

1. 低入札価格調査制度 95
 2. 出来高払い 95
 3. デザイン・ビルド：D. B. : Design Build 95

ー と ー

1. 特定建設業 95

ー に ー

1. 入札参加資格審査 95
 2. 入札・契約適正化法 95
 3. 入札bond制度 96

ー ね ー

1. ネゴシエーション契約(技術交渉方式)：negotiation- 96

ー は ー

1. 発注方式 96
 2. 発注ロット：一 lot 96

ー ひ ー

1. PFI：Private Finance Initiative 97

ー ふ ー

1. VE：Value Engineering 97
 2. プロポーザル方式：proposal- 97

ー ま ー

1. 前払い金 97
 2. 丸投げ 98

ー ゆ ー

1. ユニットプライス型積算方式 98

ー よ ー

1. 横請け 98

ー り ー

1. リバースオークション：reverse auction 98

用 地

ー あ ー

1. 赤線(赤道)・青線(青道) 99

ー か ー

1. 買取り請求 99
 2. 換地 99

ー き ー

1. 基準宅地価格 99
 2. 基準地価 99
 3. 切り取り補償 99

ー く ー

1. 空中権(地下・空中の地上権) 99
 2. 区分地上権 99

ー け ー

1. 減歩 100

ー こ ー

1. 公法：公有地の拡大の推進に関する法律 100

ー さ ー

1. 三者契約 100
 2. 残地補償 100

ー し ー

1. 事業認定 100

ー ち ー

1. 地役権 100
 2. 地価公示価格 100

ー と ー

1. 等価交換 101
 2. 土地収用 101

ー は ー

1. 幅杭 101

ー ひ ー

1. 引き移転補償 101

ー よ ー

1. 用地国債 101
 2. 用地先行取得 101

ー り ー

1. 立木補償 101

ー る ー

1. 路線価 101

環 境

ー あ ー

1. アサザ 103
アールディーエフ
2. R D F : Refuse Derived Fuel 103

ー い ー

1. EMS (環境管理システム) 103
イーエム・エス

ー う ー

1. 上乗せ規制 103
うわの きせい

ー え ー

1. エコセメント 103
2. エコツーリズム: ecotourism 103
3. エコミュージアム: eco-museum 103
4. エコロジカルネットワーク: ecological network (和) 104
5. エコロード 104
6. エル・ニーニョ: El Ni e no 104

ー お ー

1. オオタカ 104

ー か ー

1. 外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る
被害の防止に関する法律) 104
がいらいせいぶつほう
2. 環境アセスメント: 茨城県環境影響評価条例 105
かんきょう
3. 環境会計 105
かんきょうかいけい
4. 環境管理システム: EMS 105
かんきょうかんり
5. 環境ホルモン: endocrine disrupters :
外因性内分泌攪乱化学物質 105
かんきょう

ー く ー

1. クマタカ 105
2. グリーン購入法 105
こうにゆうほう
3. COOL BIZ (クールビズ) 106

ー け ー

1. ケナフ: kenaf (ペルシア語) 106
2. 建設発生土リサイクル推進事業 106
けんせつはっせい ど すいしん しぎょう
3. 建設副産物リサイクル: -recycle 106
けんせつふくさんぶつ

ー こ ー

1. 個別指定制度 107
こべつしていせいど

ー さ ー

1. 再生合材 107
さいせいごうざい
2. 再生利用認定制度 107
さいせいりよう にんていせいど

ー し ー

1. 指定湖沼 107
し てい こ しょう
2. 自動車リサイクル法 107
じどうしや
3. 循環型社会 107
じゅんかんがたしやかい
4. 静脈物流システム (Green logistics) 108
じょうみやくぶつりゅう グリーン・ロジスティック

ー す ー

1. スクリーニング手続き 108

2. スコーピング手続き 108

ー せ ー

1. 生活排水対策重点地域 108
せいかくつはいすいたいさくじゅうてんちいき
2. ゼロエミッション: zero emission 108

ー て ー

1. T E Q : Toxic Equivalents (毒性等量) 109
テイイーキュー
2. 典型7公害 109

ー と ー

1. 土壌汚染対策防止法 109
どじょう お せんたいさくぼう し ほう
2. 土壌シードバンク 109
どじょう

ー は ー

1. ハニカムチューブ: honeycomb tube (和) 109

ー ひ ー

1. P R T R 法: Pollutant Release and Transfer Register 109
ピーアールティーアールほう
2. ビオトープ: Biotop (独) 109
3. ヒヌマイトンボ 109

ー ふ ー

1. ファシリテーター: facilitator 110
2. ファーム Pond: farm pond 110
3. 富栄養化 110
ふ えいよう かい

ー み ー

1. ミティゲーション: mitigation 110

ー よ ー

1. 溶融スラグ: -slag 110
ようゆう
2. 横出し規制 110
よこ だし きせい

ー ら ー

1. ラムサール条約 110
じょうやく

ー れ ー

1. レッドデータブック: Red-Data Book 111

関 連 団 体

ー え ー

1. ACR : (株)首都圏建設資源高度化センター:
Metropolitan Advanced Construction Resources Center 113
エーシーアール しゅとけんけんせつしげんこう どうか

ー せ ー

1. CENDRUC : (株)沿岸環境開発資源利用センター:
Coastal Environment Development Resources Utilization Center 113
セ ンド ル ッ ク えんがんかんきようかいはつしげんりよう

ー と ー

1. 道路公社 113
どうろこうしや

ー ゆ ー

1. UCR 113
ユーシーアール

そ の 他

－ あ －

1. アセットマネジメント：asset management …… 115

－ い －

1. インキュベーター：incubator、インキュベーション：incubation 115

－ え －

1. エクスカーション …… 115

－ お －

1. オフサイトセンター：off site center（和） …… 115

－ か －

1. ガル：Gal …… 115

－ く －

1. クラインガルテン：Kleiner Garten（ド） …… 115

－ け －

1. ^{けんせつ}建設マスター …… 116

－ し －

1. ^{シー・ブイ・エムちようさ}CVM調査：Contingent Valuation Method …… 116

－ て －

1. デルファイ法：Delphi technique …… 116

行 政 全 般

ー あ ー

1. ^{アイアール}IR：インベスター・リレーションズ：Investors Relations

原意は、企業が投資家に対して戦略的な情報発信活動を行うことで、企業の株価を実体価格に近づけることを指している。茨城県は、県の財政状況を投資家に説明する広報活動として平成14年11月にIRに関する説明会を開催し、財政状況を積極的に公表するとともに不足財源確保のための県債発行を発表し、ミニ公募債「大好きいばらき県民債」20億円分を2回発行しその後も継続している。

→大好きいばらき県民債

2. アカウンタビリティ：accountability

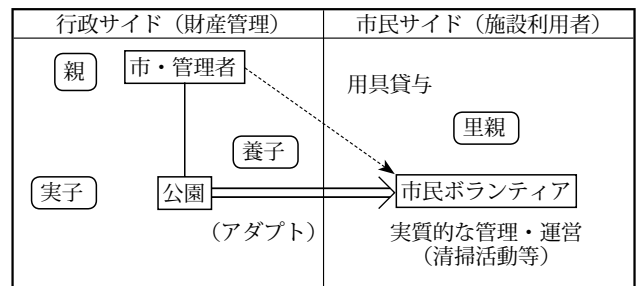
行政が自ら行う事業や計画について住民や国民に説明する責任があること。公共事業等が税金の使い道を託された行政主体（事業者＝発注者）が納税者に対して事業の必要性や成立過程、計画過程、事業効果などについてわかりやすく説明を行うこと。

3. アダプト制度：adopt-

市などが管理する公園^{さとご}を里親^{さとおや}に見立てて市民が里親となって管理・運営する新しい形態のボランティア活動として位置づけられるもの。行政側が対象場所を選定し、住民や企業などに一定区間をアダプト（養子）させ、定期的に清掃活動や手入れなどの面倒を見てもらう。従来は、税金を払うことを条件に様々な社会活動を公共へと移管してきた流れを以前の共同体管理方式に回帰させるものである。行政サイドは、アダプトプログラムに基づいて契約を交わし、会員に障害保険等に参加してもらって清掃用具や作業衣、作業標識などを貸与、アダプト区間については里親となったボランティアグループ名を看板等で掲示する。元々は、アメリカでアダプト・ア・ハイウェイと称して高速道路網のボランティア清掃活動として始まったもの。県内では、つくば市管理の23の公園で平成12年から主にゴミ拾いを中心に実施、取手市の3公園で除草、清掃、草花植替を実施、また平成14年度から守谷市で、市内の102カ所の公園を対象に「公園美化おまかせ一ど」がスタートしている。県関係では「道路里親制度」として、平成12年9月に土浦土木事務所管内の県道岩瀬土浦自転車道線の新治村^{たかおか}高岡地内約1km区間を始め、平成18年12月末現在に、県内34路線において47団体が、合計延長82.4kmについて認証を受けており清掃、美化活動を行っている。今後公園以外の公共物・公共財に対する新しい管理のあり方として注目されている。なお、茨城県土木部では、県管理道路の除草作業を断続的に行ってもらうボランティアを支援する「道路除草ボランティア支援事業」など、茨城県道路ボ

ランティアサポート事業にとりくんでいる。＜出典：茨城県土木部道路維持課HP＞

＜アダプト制度＞



ー お ー

1. ^{オーディーイーたいこう}ODA大綱

現行の政府開発援助大綱（ODA大綱）は、政府開発援助（ODA）について、内外の幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するために、平成4年6月に閣議決定された。その後、10年間を経過しODAを取り巻く情勢は、次のような大きな変化を遂げた。このような変化を踏まえ、ODA大綱の見直しを行うこととなった。

- (1) グローバル化の進展に伴い、また、平成13年9月11日の米国同時多発テロを契機として、途上国の開発が国際社会の課題としてますます重要になってきている。
- (2) 「持続可能な開発」、「貧困削減」、「人間の安全保障」等の考え方や、「平和構築（平和の定着及び国造り）」等の新たな分野、さらには国連が定めた「ミレニアム開発目標」等がODAをめぐる議論の重要な柱となっている。
- (3) わが国では、厳しい経済財政状況の下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。
- (4) NGO、ボランティア、大学、地方公共団体、経済界等、ODAの参加主体が多様化し、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている。

ODA大綱の見直しにおいては、政府内において、関係省庁と調整しつつ原案を作成する。ODA総合戦略会議における議論を踏まえるとともに、実施機関、NGO、経済界等からのヒアリング、パブリック・コメント等幅広い国民的議論を十分に尽くす必要がある。

ー か ー

1. ^{かいほつぎょか}開発許可

建築物を建築する目的で行う宅地開発や、都市計画法に定められた開発行為（都市計画区域内の第2種特定工作物、市街化調整区域に係わる第2種特定工作物以外の開発など）については、「都市計画法」、「茨城県土地利用の調整に関する基本要項」、「茨城県宅地開発事業の適正化に関す

る条例」および「茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、5ha未満の開発行為は地方総合事務所（担当：建築指導課）で扱い、5ha以上の開発行為は本庁扱いとなっており、水・土地計画課が窓口となり、関係36課からなる土地利用合理化協議会に付託され、土地利用に当たっての合理性、地域振興の効果、事業実施の確実性、環境保全の面に関する検討などの観点から審査が行われる。そのうち土地造成・建築物関連の審査は建築指導課が担当し、また5ha以上の大規模開発については雨水流末となる既存の河川への影響があるため、雨水調節池の設置や排水路改修の検討などについての審査は、河川課が審査を担当している。

2. 外部監査制度

外部監査制度とは、現行の監査委員制度とは別に、地方公共団体が弁護士や公認会計士などと外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けようとする制度。地方自治体の公金の不正支出が各地で発覚、監査の重要性が認識されるようになり、これを受けて第三者が地方自治体の行財政をチェックする外部監査制度の導入を柱とする改正自治法が、平成10年10月1日に施行された。外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については、都道府県、政令指定都市、中核市について、毎会計年度、外部監査人の監査を受けることを義務付け、その他の市町村は条例により導入することができることとされた。本県の場合、初年度にあたる平成11年度は、3公社（開発、住宅供給、土地開発）の財務と公有財産（不動産）の管理について、外部監査が実施され、以後知事部局などで継続して毎年行われており、平成15年度については、商工労働部、企業局の管理運営について、包括外部監査が実施された。平成16年度は、保健福祉部、茨城県社会福祉事業団、茨城県社会福祉協議会、看護教育財団、県立医療大学及び附属病院、平成17年度は、鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計及び関連事業、教育委員会所管関東団体で実施されている。

3. 管理瑕疵

河川や道路またはその他の公共物の管理者に管理上の落ち度があること。管理瑕疵によって事故などが生じた場合などは、管理者は国家賠償法によって賠償の責務を負わなければならない。

－ き －

1. 行政コスト計算書：バランスシート（貸借対照表）

県の資産や負債の状況をよりわかりやすくするため、一

般会計と特別会計を合わせた普通会計の平成18年度のバランスシートは、土地や建物などの資産は、3兆4,461億円（有形固定資産2兆9,879億円、出資金などの投資費3,997億円、流動資産585億円、有形固定資産のうち道路・住宅・公園などの土木費が61.7%を占める。）、負債が1兆9,848億円あり、負債のうち87.0%が県債残高が占め、差し引きの正味資産は、1兆4,613億円、地方債残高1兆7,259億円となり、県民1人あたりの資産は、1,154千円、負債は664千円となっている。また公営企業会計や第3セクター等の関係団体を含めた連結バランスシートについても公表している。 →特別会計

2. 業務核都市

東京一極集中を是正するため、東京周辺の近郊都市において業務機能等の受け皿の核を整備育成することを目的に、昭和63年に成立した「多極分散型国土形成促進法」に基づき整備を図っていく都市を指し、職住が近接した良好な居住環境を確保するもの。本県では、土浦市・つくば市・牛久市・茎崎町（現つくば市）が「土浦・つくば・牛久業務核都市」として平成5年に計画の承認を受けている。

3. 行財政改革大綱

茨城県においては、平成7年度に「茨城県行政改革大綱」を策定したが、平成9年度には県議会の行財政改革調査特別委員会の提言や行政改革推進懇談会の行財政改革全般にわたる意見を踏まえ新たに「茨城県行財政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき、平成10年度から3年間で推進期間として、事務事業の見直し、組織機構の簡素・効率化、計画的な職員の削減などに取り組んできた。その後、景気の低迷による県税収入の落ち込みなどによって、県の財政は危機的状況に陥っており、財政再建団体への転落という最悪の事態をも想定せざるを得ない状況に立ち至っている。このため、平成12年2月に「行財政改革大綱」の内容を見直すとともに、推進期間を延長し第2次行財政改革を推進し、続いて平成15年度～平成17年度の3カ年を対象に、新たに第3次行財政改革大綱を策定し、「成果重視の活力ある県民本位の県政の推進」を基本理念に、①県民サービス改革、②分権改革、③県庁改革、④出資団体改革、⑤財政構造改革の5つのプログラムに取り組むこととした。

なお、本県財政は依然として厳しい状況が続いていることから、平成17年度中に新たな行財政改革大綱を策定し、更なる行財政改革の推進を図っていくこととしている。現大綱の推進期間終了後の平成18年度を初年度とし、改革途上である行財政改革を一層協力に推し進め、社会経済情勢の変化を先取りしながら、メリハリをつけた県政の運営を行うことで、県民満足度を高める自治体経営をめざし、

もって「元気で住みよい茨城」の実現を図ることを目標に掲げている。→**財政構造改革**

－ 二 －

1. こうえきほうじん 公益法人

営利を目的とする営利法人（商法に基づく株式会社など）に対し、公益を目的に設立された法人のこと。民法第34条で、祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、その他の公益に関して営利を目的にしない場合に社團または財団は、主務官庁の許可を得て法人化することができる。地域社会での公共サービス供給を担うため、地方自治体が出資して設立に参加している法人も多い。→**第三セクター、地方公社**

例 財団法人 茨城県開発公社

財団法人 茨城県建設技術公社

財団法人 茨城県建設技術管理センター

財団法人 茨城県住宅管理協会

財団法人 茨城県企業公社

2. こうきょうじぎょうさいひようか 公共事業再評価

公共事業の必要性や事業の効果を客観的な指標を用いて評価し直すこと。北海道で始まった時間を尺度にして計画から一定期間経過した事業を評価し直す「時のアセスメント」を実施すること。新規事業に対しても着手前に事業効果を判定し、採択するかどうか決定することになる。指標としては事業を実施するときに発生する社会的費用(cost)とその事業によってもたらされる社会的便益(benefit)を貨幣換算した B/C (費用対効果分析) が1を超えないときは、客観的に事業の推進が困難となる。今後の流れは、事前評価に続き建設後における事後評価も行われることになる。政府は平成13年度概算要求基準の中で公共事業を原則中止する基準として、

①採択後5年以上経過して未着工の事業。

②採択後20年以上経過して当面進捗が見込めない事業。

③政府の公共事業再評価システムで休止(凍結)されている事業。

④実施計画調査に着手後10年以上経過しても未採択の事業。などの点を考慮して与党三党が中止勧告をした事業、建設・農水両省が独自に中止の方針を打ち出した合計279件の事業について検討した結果、255事業を中止、14事業については復活して継続事業とし、残りの事業については保留とした。→**時のアセスメント、 B/C**

3. こくどうつうしやうじゅうてんし さく 国土交通省重点施策

国土交通省では、平成17年8月12日に「国土交通省重点施策」として、「災害や事件・事故、国際競争力強化など喫緊の課題に対する対応」「②少子高齢化など中長期

的な動向を見据えた先駆的・抜本的な取組」③省庁統合5年を迎え、「施策の連携」から「施策の統合化」へを編成方針として、次の7施策を重点的に取り組むこととした。

・災害に強い国土づくり

・事件・事故を踏まえた安全な社会づくり

・我が国の国際競争力の強化、観光立国の実現

・地域活力の維持強化、地域構造の再編

・生活者の目線による暮らしに密着した施策の展開

・環境対策の強化

・国土交通行政の新たな展開

<参照：国土交通省HP：

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010812_.html >

4. こくどうちやうさ こくちやう 国土調査 (国調)

国土調査法は、昭和26年に制定され、その前年、当時の経済安定本部土地調査準備委員会によって本県の磯原町(現北茨城市)において国土調査に関する標本調査が実施されたのがわが国における国土調査の草分けであり、国土の実態についての基礎資料を整備するため基本調査・地積調査・土地分類調査・水調査の各調査を実施している。これらのうち大きな比率を占めている地積調査は、旧公図が必ずしも現地と一致していないことによる土地行政の困難さを是正するため、全国的に大規模に実施され、現地で地権者立ち会いの元に境界を確認して測量した一筆図を作成し、これが登記所に送られ土地登記簿の原本となる。県内では平成20年4月1日現在、県内44市町村のうち17市町村が完了、26市町村が実施中で、守谷市のみが未実施となっており、調査面積(全体4,297km²)では、完了が3,317km²で77%、調査中が19km²で1%、未着手面積が961km²で22%となっている。この事業は農林水産省の国庫補助事業として、県では農林水産部農村環境課が窓口である。

5. こくどうちやうせいひ 国土調整費

同一箇所において他省庁間の事業が同時に入る場合、通常の予算ベースで行くと計画期間に差が出て、公共事業の成果が発揮できないと考えられる場合、遅れる事業に対し申請に基づいて別枠で予算を配分し、同一期間内に完成させる費用のこと。対象は調査費と事業費の2種類がある。以前は国土庁が所管していたが、国交省の所管になった。単に調整費とも言う。

6. こくどりようけいやくほう 国土利用計画法

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法のこと。公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国が策定する全国計画、

都道府県が策定する都道府県計画、市町村が策定する市町村計画から成り立っている。特に、都道府県が策定する土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域区分および土地利用調整等に関する事項を定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、5地域の土地利用の基本方向、5地域区分の重複する地域における、土地利用の優先順位、誘導方向等の調整指導方針を示し、行政内部の相互調整機能を果たすとともに、土地取引および開発行為の規制、遊休土地に関する措置の基本となるものである。本県においても県が策定する土地利用基本計画に基づき、市町村における土地利用構想の整合を図ることにより計画的な土地利用の推進が図られることが望まれる。

ー さ ー

1. 災害時応援協定

震災などの大規模災害発生の際に県土木部と相互に緊密な連絡を図り、公共土木施設の機能回復に向けた円滑な活動を行うため、県内の各団体と協定を結ぶこと。

現在までの締結状況は次表の通り。

協 定 名	締 結 年 月 日	締 結 者
1 地震災害公共土木施設等応急復旧工事に関する協定	昭和62年 1月16日	県知事、 (社)県建設業協会会長
2 地震災害公共土木施設等応急復旧工事に関する細目協定	昭和62年	県知事、 (社)県建設業協会各支部長
3 地震災害応急復旧仮設橋に関する協定	昭和62年 2月20日	県知事、 (社)日本橋梁建設協会会長
4 災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定	平成 8年 8月 1日	県知事、 (社)プレハブ建築協会会長
5 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	平成19年10月15日	県知事、 (社)県測量設計業協会会長
6 災害時における倒壊建築物の除去等に関する協定	平成19年10月23日	県知事、 県建設解体業協同組合
7 災害時における対策業務の応援協力に関する協定	平成20年 2月 6日	県知事、(社)県建築士会
8 災害時における対策業務の応援協力に関する協定	平成20年 2月 6日	県知事、 (社)県建築士事務所協会
9 災害時における応急業務の応援協力に関する協定	平成20年 3月21日	県知事、県生コンクリート工業組合理事長

2. 財政構造改革プラン

財政再建プラン（平成12年度～平成14年度で約3,300億円の財源不足に対処）に引き続き、平成15年度～平成17年度を新たに財政構造改革期間として位置づけ、3年間で2,250億円の財源不足を補うため歳入・歳入の両面から改革を行うこととした。歳出面では、①公共投資の縮減・重点化(220億)、②大規模建設事業等の見直し(30億)、③事務事業の再構築(120億)、④人件費の抑制(100億)、⑤企業会計・特別会計の見直し(60億)、⑥公債費負担の平準化(140億)などを行い、歳入面では、①県税収入の確保(15億)、②受益者負担の適正化(5億)、③県有未利用地の処分促進(20億)、④税外収入の確保等(250

億)、⑤財政健全化債等の活用(1,020億)、⑥一般財源基金の取り崩し(270億)などを図って財源不足に対処することとしている。 →行財政改革大綱

3. 債務負担行為

事業に対する支出は単年度執行が原則であるが、ダムや下水処理場など工事費が大きい単年度の執行では工事が完了しない場合、期間と全体額を定めてあらかじめ次年度以降の予算手当を約束して当年度の工事を発注すること。当該年度所属金を除き次年度以降額の債務を組むことになる。県の予算措置上は、期間・額とも議会承認事項となる。国庫負担金の場合は、用地国債(5カ年)や下水道事業の全体設計(2カ年)などの手続きが必要となる。 →用地国債

4. サンセット方式：sunset method

政府の組織、制度、事業などであらかじめ法律などで期限を設けておき、期限が来れば自動的に消滅させること。行政のスリム化に資する。地方自治体でも新たな事業を起こすとき期限付きとして財政支出を認める時にも使われる。

5. 三位一体の改革

地方のことは地方が自ら決定する地方分権の実現に向けて、歳入・歳出面にわたって国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するための地方行財政制度の改革であり、具体的には、

- (1)国庫補助負担金の廃止・削減等
- (2)地方交付税の改革
- (3)国から地方への税源移譲

の3つの改革のことを言う。これらは相互に関係するため同時一体として進める必要があり、この改革を「三位一体の改革」と呼んでいる。

改革の方向としては、

- (1)国が使い道を決めて地方に譲渡している国庫負担金については、平成18年までに、概ね約4兆円程度を目途に廃止・縮減等を行う。
- (2)税収が少なくて財源が不足する地方自治体に国が財源を配分する地方交付税については、地方が交付税に頼りすぎることがないように、総額を抑制する。
- (3)廃止する国庫補助負担金の対象事業で引き続き地方が主体となって実施するものについては、8割程度を目安に（ただし、義務教育など、地方にとって義務的な事業については効率化を図った上でその全額を）国から地方へ税を移す。

1. 事後評価じこひようか

事業完了後一定期間が経過した事業において事業実施の効果、事業による環境影響等の確認をし、事業をめぐる社会情勢の変化を考慮しつつ必要に応じて適切な改善措置についての検討を行い、学識経験者等の第三者から構成される委員会において、評価結果や改善措置等についての意見を聴き対応方針の決定を行うものである。その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図ることを目的にしている。同時に事業の実施過程の透明性の向上を図ることができる。本県においては導入には至っていないが、国土交通省における一部の事業で試行で実施されている。

2. 受益者負担金じゆえきしゃふたんきん

公共事業のうち不特定多数の人が利用する施設とは異なり、一部の特定の人が利益を受ける場合に一部費用を負担してもらう制度で、都市計画事業として実施する場合は、都市計画法第75条（受益者負担金）、それ以外は、地方自治法第224条（分担金）を根拠とする。例えば下水道事業や急傾斜地崩壊対策事業などで直接受益を受ける場合などが対象で、徴収に当て条例化が必要となる。

3. 社会資本整備重点計画しゃかいしほんせい いびじゅうてんけいかく

国際競争力の強化、少子・高齢化社会への対応、環境問題への対応、安心で暮らしやすい社会の実現、美しい国づくり等の観点から残された政策課題への重点的な取組みが求められている。また、社会資本の整備については、より低コストで、質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じ、一層重点的、効果的かつ効率的に推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、社会資本の整備に係る計画の重点を政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に係る事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本（以下「社会資本」という。）の整備に係る事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という）として定めることとした。平成15年4月1日に施行された社会資本整備重点計画法第4条第1項に規程する社会資本整備重点計画として、平成15年10月10日に閣議決定された。

重点計画においては、【暮らし】【安全】【環境】【活力】の4つの柱とし、21世紀の国土、経済社会のあり方を見据えつつ、計画期間中に社会資本整備事業により実現を図

るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、社会資本の整備とあいまって効果の増大を図る事務等（ソフト施策等）や民間主体による社会資本の整備も含めた社会資本整備事業の概要を、国民に明らかにしている。

また、地域住民等の理解と協力の確保、既存の社会資本の有効活用、公共事業の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他資本整備事業を効果かつ効率的に実施するために求められる、社会資本の整備に関する改革の方向性を国民に明らかにしている。

その後、国土交通省においては、「次の世代に引き継ぐ国土づくり・くらしづくり」をめざし、今後の国土交通行政の方向性を示す「これからの重点政策」を作成した。

具体的には、「世界の成長と活力を我が国に取り込む基盤づくり」、「自立した活力ある地域づくり」、「歴史、風土等に根ざした美しい国土づくりと観光交流の拡大」、「地球環境時代に対応したくらしづくり」、「安全・安心で豊かな社会づくり」の5つの政策を今後の国土交通行政の大きな柱とし、「信頼」、「発信」、「改革」、「挑戦」、「連携」の5つを政策展開のための視点として、国土交通行政の主要な政策を一覧できるものにした。

今後は、この重点政策に基づき、今後の新しい国土像を示す「国土形成計画」や、これを実現するために必要な社会資本整備の方向性を示す「次期社会資本整備重点計画」を踏まえて、国土交通行政を展開していくこととなっている。

4. 社会資本整備重点計画法しゃかいしほんせい いびじゅうてんけいかくほう

平成15年10月10日・閣議決定された。社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的としている。

平成15年3月28日に成立、同年4月1日より施行されている。9本の事業分野別計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化した社会資本整備重点計画で、その目的は、

- ・事前から事後までの一貫した事業評価の実施・公表、事後評価の結果を改善措置等に反映
- ・国等が行う事業について、企画の見直し、事業のスピードアップ（地籍調査の推進等）などにより、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成
- ・事業の構想段階における住民参加プロセスの導入
- ・他の公共事業計画に位置づけられた事業も含めた事業関連系の推進
- ・ETCの普及促進、災害やバリアフリーに関する情報の

提供等のソフト施策との連携

- ・公共工事入札契約適正化法の趣旨の徹底
- ・PFI方式など民間資金・能力の活用を推進
- ・ローカルルールを導入、地方ブロックの重点整備方針の取りまとめなど地域の実情に応じた社会資本整備の推進
- ・国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方法で改革

5. 情報公開^{じょうほうこうかい}

「情報公開」は、憲法に基づく「知る権利」に根拠を求め、県民が政府や自治体の行政情報を得ることによって、行政の機能や事業、支出などのチェックを行うというもので、県民に信頼される公正で透明な県政を確立するためには欠かせないものとなってきている。行政情報の公開は、公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する県民の信頼を確保するという観点から推進を図るべき重要な課題であり、現在すべての都道府県で情報公開制度がある。本県では、昭和61年に「茨城県公文書の開示に関する条例」を制定して対応してきたが、平成12年4月より全面改正して、「茨城県情報公開条例」とし、県外居住者にも開示請求を認めたこと、開示機関に公安委員会を含めたこと、公開文書に電磁的記録（フロッピーディスク）を含めたことなどがより公開のレベルを広げている。何か知りたいこと、たとえば食糧費の支出や海外出張の記録、地域の開発計画などを公開請求することにより、県庁などで簡単に閲覧やコピー（有料）をすることができるようになった。また、非開示とされた場合は、第三者機関（茨城県情報公開審査会）に判断を委ねる措置がとられることになっている。

6. シーリング：ceiling

元の意味は、天井、限度額のことで転じて予算の概算要求枠のことを指す。ゼロ・シーリング（和）は、公共の概算要求枠が前年度と変わらないこと。マイナス・シーリング（和）は、前年度予算額に対して減額した額を要求限度額とすること。

7. 新規事業採択時評価^{しん きんぎやうさいたくし ひょうか}

事業に要する費用を予算化するあたり、事業による効果および必要な費用等を総合的に評価することにより事業の採択を決定していくこと。国土交通省においては、事業費を予算化しようとする事業、事業採択前の準備・計画に要する費用を新たに予算化する事業について新規採択が妥当かどうか評価を実施することとしており、評価の実施は本省が行う。補助事業においても県が評価に関連する資料を作成し、補助金交付等にかかる要求を本省に行い対応方針が決定される。

8. 新全国総合開発計画^{しんぜんこくそうこうかいはつけいかく}

平成10年3月31日に閣議決定され、三全総の定住圏構

想、四全総の多極分散型を受けて、東京および太平洋ベルト地帯に人口・資産が一極・一軸集中している構造を転換するため、21世紀の国土のグランドデザインとして気候・風土・文化・地理的特性をふまえて、新しい国土軸となる北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸、西日本国土軸の四つの国土軸を形成し、これらが相互に補完・連携しながら多様性に富んだ美しい国土を創造しようとするもの。また、これらの計画を進めるうえで各地域においては、四つの戦略として①多自然居住地域の創造、②大都市のリノベーション、③地域連携軸の展開、④広域国際交流圏の形成が提示されており、平成22年～平成27年を目標年次としてそれぞれ地域の独自性をふまえると同時に広域連携を図りながら特色ある地域戦略の姿を描くこととしている。すなわち新しい日本の姿とは、豊かな自然に恵まれた自然地域に、ゆとりと都市的サービスを教授できる居住空間の創造（第一戦略）→大都市圏から多自然地域への人口の分散化を図ることによって都市の生活空間をゆとりと緑のうろおいのある空間に改造（第二戦略）→多自然居住地域間どうし、または多自然居住地域と都市間を道路・鉄道・情報などのネットワーク化で地域連携を促進（第三戦略）→活性化された各地域が東京を通さず直接国際社会との交流が図れる（第四戦略）ような国土構造を目指すこととされている。

→国土軸、リノベーション、地域連携軸

－ せ －

1. 政策評価システム^{せいさくひやうか}

人的、財的な行政資源の重点的かつ効果的な配分、企画・計画・実施における政策形成プロセスの確立と政策の質の向上、行政の透明性の確保と説明責任（アカウンタビリティ）の向上、さらには、行政施策や事業について積極的に公開することにより、県民の理解度の向上や、施策・制度利用の促進を目的として、事業の必要性、県関与の必要性、事業の有効性、事業手法の妥当性、経費の節減について、各事業を統一的に客観的視点に立って評価するもので、本県では平成11年度から試行的に実施し、その結果を公表している。地方分権の時代にふさわしい政策形成のための新しい手法として注目されている。

2. ゼロ国債・ゼロ県債：zero bond^{こくさい けんさい}

公共事業の予算執行において、実施する年度の前の年に発注・契約を済ませておき、支払いは翌年度以降に繰り延べる国庫債務負担行為のことをゼロ国債という。発注・契約年度の支払いはゼロであるためこう呼ばれる。地方自治体が行う場合はゼロ県債と呼ばれる。切れ目のない公共事業の平準化や景気対策で採用されることが多い。

3. ゼロベース^{よさん}予算

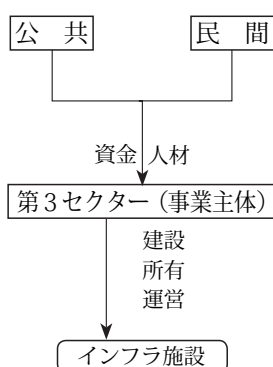
予算編成において、前年度の実績を重視した増分主義的な予算編成を合理化するために、毎年度すべての支出項目についてゼロからの積算で必要額を要求する方式のこと。Zero-Based Budgeting の頭文字から Z B B とも呼ばれる。行財政改革の取り組みの一つで、真に必要な事業・事項について初心に立ち返って判断するための契機とするもの。

ー た ー

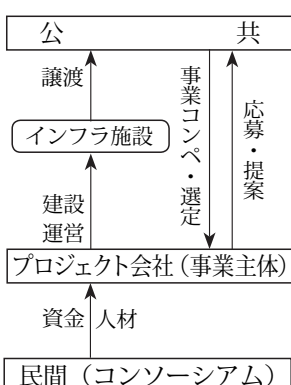
1. 第三^{だいさん}セクター：third sector

国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資による事業体のことで、半官半民の性格を持ち、地域開発事業や公共性のある特定の目的の事業遂行などに当たる。セクターは、部門、分野の意。なかでも公共のセクターでは、公共公益の観点からの事業計画の立案・推進、許認可交渉の円滑化、財政資金・補助金等の低コスト資金の導入などを担当し、民間のセクターでは、人材活用、効率的経営、資金調達力の活用を行うなど官民それぞれの長所を生かした事業推進を図ろうとするもので、ほとんどが株式会社の形態をとる。本県では、筑波都市整備^株（筑波新都市開発^株、^株筑波エネルギーサービス、南茨城新都市開発^株）の3社が合併、平成16年7月1日発足）、鹿島都市開発^株、^株ひたちなか都市開発、茨城港湾^株、鹿島共同再資源化センター^株、^財茨城県建設技術管理センター、などがある。第三セクターと P F I とは公共セクターに民間セクターが関与している点で類似していると見なされる場合がある。しかし、第三セクターは、一般的には、第一セクターとしての公共及び第二のセクターとして民間に対応し、それらにより共同で出資、設立された事業主体であり、事業から収入が見込めても公共セクターの財政支援が必要となる事業分野に適用されてきた。また、広範な分野で県行政を補完・代行するという点でも活用されてきた。これに対し P F I の目的は、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持

＜第3セクター方式＞



＜PFI方式（BOT／BTO方式）＞



管理及び運営の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与する（P F I 法より）」とされており、従来の公共事業分野をその範囲としているものの、事業実施主体は完全な民間セクターである。P F I は、官民のリスク分担の明確化が図れるため、純粋に経済的観念に基づいた経営が可能になるといえる。

→地方公社、P F I

2. 大好き^{だいす}いばらき^{けんみんさい}県民債

正式には、住民参加型ミニ市場公募債といわれるもので、その発行を通じて住民の行政への参加意識の高揚を図るとともに、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図ることを目的としている。平成14年3月に群馬県が初めて発行した。購入対象者を地域住民中心としていることや、対象となる事業を明確にしていることなどが特徴。

茨城県では、「大好きいばらき県民債」として、第1回は平成14年12月26日に、第2回は平成15年3月10日に、それぞれ20億円ずつ発行された。

平成15年度は平成15年11月28日、平成16年度は平成16年4月30日、平成17年度は4月28日、平成18年度は4月18日の合計6回発行され、第3回の平成15年11月28日発行分以降は、30億円ずつ発行されている。「大好きいばらき県民債」の発行によって得た資金は、全国の自治体の中でも最高レベルの高速大容量情報通信基盤となる「いばらきブロードバンドネットワーク」整備事業、平成17年4月22日にオープンした「霞ヶ浦環境科学センター」整備事業、県土木部が実施している「安全快適なみち緊急整備事業」、県内高等学校の改築事業、県民の憩いの場となっている広域公園整備事業などに充てられている。県内ではひたちなか市で「ひたちなか市民債」を平成15年度から発行している。

ー ち ー

1. 地^ち活^{かつ}債：地域活性化事業債 →地総債

2. 地総^{ちそうさい}債：地域総合整備事業債

「まちづくり特別対策事業」、「ふるさとづくり特別対策事業」、「防災まちづくり事業」、「リーディング・プロジェクト」などの単独事業に充当され充当率も最高90%となり交付税措置として、当該事業年度に事業費の一定割合（例15%）が事業補正で増額される場合と元利償還に要する経費について後年度に財政力に応じて30～55%が基準財政需要額に算定する方法があり、この結果、事業費の6割以上が交付税として配分される。

しかし、対象分野が広く、事業の採択要件も緩いことから必要以上に豪華な公共施設の建設を助長しているという批判を受けて、総務省は平成 14 年から地総債を廃止し、対象を 7 分野（都市再生、環境、地方活性化、情報技術、少子・高齢化、人材・教育、科学技術）に絞り、原則として箱ものの建設は認めない「地域活性化事業債」を創設し、起債充当率 75%、交付税算入率 30%と財政措置も縮小した。

3. 地方拠点都市地域

中核的な地方都市とその周辺市町村の一体的な整備を図ることにより、東京に集中する人口や産業などを地方に分散するとともに、地方の自立的発展を促進させるため、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（地方拠点法）」に基づき知事が指定した地域のこと。本県では、平成 6 年 10 月に「水戸地方拠点都市地域」（水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市ほか 7 町 1 村）、および平成 8 年 3 月に「筑西地方拠点都市地域」（旧下館市、結城市ほか 5 町 1 村）の 2 地域の基本計画が承認され、おおむね 10 年間の計画期間で整備を図ろうとするものである。

4. 地方公社

地方自治体が、公共用地の取得・造成、住宅の建設・管理、有料道路の建設・管理、農林漁業の振興・開発、観光事業の振興・開発などの各事業を行わせるために出資・設立した法人で、その事業運営に対して地方自治体が財政的・人的援助などを通してある程度以上の影響力を行使できる法人のこと。その種類は、法律に基づいて設立された茨城県住宅供給公社（「地方住宅供給公社法」）、茨城県道路公社（「地方道路公社法」）、茨城県土地開発公社（「公有地の拡大の推進に関する法律」）、民法第 34 条に基づく公益法人として、（財）茨城県建設技術公社、（財）茨城県開発公社、（財）茨城県住宅管理協会、（財）茨城県企業公社、あるいは社団法人、または商法に基づく株式会社などがある。→第三セクター、公益法人

5. 地方分権

各行政機能については、中央政府（国）と地方政府（地方公共団体）で分有しているが、国から県、また県から市町村へと、地方公共団体に地方自治の主体として、できる限り多くの権限を付与・保証することにより、国に集中している権限や財源に関して地方公共団体に移し、国の関与を少なくすることにより、自分たちの地域のことは自分たちで決められるしきみを作り、自分たちの意志で地域づくりをしていくこと。平成 11 年 7 月地方分権法が成立し、平成 12 年 4 月から施行となり新しい枠組みづくりの取り組みが始まった。

－ と －

1. 統合補助金

従来の公共事業の補助金は縦割り制で行われ、国が箇所付けを行うなど使途も限定されていたが、地方分権の流れの中で一体的な街づくりを進める場合などに河川や住宅、都市整備など個々の事業を統括した統合予算を一括して補助する仕組み。地方自治体があらかじめ整備計画の大枠を国に提示し、どの事業にいくら補助金を充てるかは自治体の裁量に任される。平成 12 年度から二級河川の整備や公営住宅、農村整備などの 7 分野の公共事業で 9 種類の統合補助金が創設され、その後一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的に実施することができるように類型の統合補助金が新設されたり拡充されている。

2. 時のアセスメント

平成 9 年度に北海道庁で始まり、その後日本各地の自治体に広まった事業の再評価の考え方。一度始まったら、どんなことがあっても止まらない公共事業という批判に対し、時間を尺度にして計画から一定時間経過した事業について、現在の時点でその必要性や効果などを検証し直し、引き続き必要がある場合には事業を継続し、一方時代の変化とともにその必要性や事業の効果が薄れていると判断される場合には事業の縮小・中止などを判断すること。その後中央官庁にも導入され、平成 10 年度より「公共事業再評価」手法が確立された。→公共事業再評価

3. 特別会計

県の会計のうち一般的な歳入と歳出を扱う「一般会計」とは別に、特定の事業の歳入・歳出を明らかにする特別会計があり、条例で設置するほか個別法で設置を義務づけられる場合もある。土木部関連では、公共用地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計などがあり、それぞれの事業において使用料や売却費などの収入状況と財産管理（新築・改築・資産購入、減価償却費）、運用状況（人件費・維持費・修繕費）などが明確になる半面、支出増加に対して使用料などの値上げが即対応できない場合には、一般会計からの繰入金が多くなり財政を圧迫する要因となる。トータルコスト的にそれまでに投下した累計資本費が使用料で回収できるようになれば理想的な健全財政化が図れ、独立した企業会計に移行できる。一方、下水道会計のうち鹿島臨海都市計画下水道事業会計と企業局の上水・工業用水道事業会計は一般会計から独立させた企業会計制度をとっており、より財政の健全性を明確にしている。企業会計では、支出には修繕引当金などの内部留保を積み立て、改築や修繕

時に取り崩して使用するなど、自己完結方の経営状況が期待できる。しかし、歳出が歳入を上回る場合には、経営努力による経費削減を図るとともに、赤字が続く場合には料金改定の措置が必要となる。今後は、行政の財産管理も従来の現金主義会計※1から発生主義会計※2に移行して、一定時点における財政状態を明らかにするため、すべての資産・負債・資本を記載したバランスシート（貸借対照表）の採用や公社などを含めた連結会計制度など行政コストを明確にする手法が求められ、金銭の出入りだけでなく、物の増減や減価償却など現金以外の資産の流れも合わせて、どれだけ社会資本や資産があってどれだけ借金があるか一目で分かるような財務状況の把握が必要となる。 →行政コスト計算書

（※1）現金主義会計：現金収入がなければ収益として計上せず、現金支出がなければ費用として計上しない会計方式。

（※2）発生主義会計：資産・負債・資本の増加や収益と費用の記録を、その発生の事実に基づいて行い、特に収益と費用は発生した年度に正しく割り当てるように処理する会計方式。

4. 特例市

平成12年4月施行の「地方分権一括法」で創設された都市制度で、20万人以上の市を対象として中核都市（平成6年地方自治法の改正により創設。全国12令指定都市より小規模で指定要件は、人口30万人以上、面積100km²以上、50万人以下の都市にあっては、昼夜間人口比率が100を超えること。全国で25都市が指定されている。）に準じて都市計画法・土地地区画整理事業などの開発行為の許可・建築許可、騒音規制法・振動規制法などに基づく規制地域の指定・規制基準の設定など環境保全の事務を始め合計13の権限が県から委譲される。平成12年11月に第一陣として函館市・松本市など10市が指定され、水戸市など20市が平成13年4月に指定を受けた。

－ に －

1. 入札・契約制度改革

建設省（現国土交通省）では、明治以来永年続いてきた指名競争入札を軸とした公共工事入札制度について、平成6年度以降、大規模工事への一般競争入札制度の導入、指名競争入札制度についての透明性の向上、工事完成保証人制度の廃止などの制度改革を実施している。また、経営力・技術力に優れた企業が伸びられるような環境整備が重要になりつつあり、民間の技術提案を受け付けるVE方式、設計・施工一括発注方式や、総合評価方式など、多様な入札契約

方式の導入に取り組んでいる。さらに、平成12年11月には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立し、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底等を図ることとなっている。

－ は －

1. パブリックコメント制度：public comment-

各省庁が、政省令によって新たに規制をもうける場合などに、事前に公聴会を開催して政省令の原案を提示し、民間の意見を反映させることを指す。または計画に際して住民や利害関係者に情報を開示し、計画に意見を反映させることを指す。茨城県では平成15年度の財政再建プランを策定するため、行財政改革大綱の見直し作業を行う中で、パブリックコメント制度を導入し、インターネットで内容を情報公開し県民の意見を受け付けた。パブリック・インボルブメント(P I)とも呼ばれる。これは、公衆（パブリック）の巻き込み（インボルブメント）の意。

－ ひ －

1. P I：パブリック・インボルブメント：Public Involvement →パブリックコメント制度

2. P S C：Public Sector Comparator

P F I事業において「公共部門比較値」と訳され、従来の手法で公共部門が必要とする公共事業としてのサービスを実施するために負担しなければならない費用と、各種のリスクを勘案したP F Iプロジェクトで進める場合の費用とを比較するために使用される数値のこと。

3. 避難の指示

法律に基づき発令するもので、次の三種類がある。

- ①災害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、災害対策基本法(昭和36年)第60条により市町村長は、住民に対して避難のための立ち退きを指示することができる。（その前段に避難勧告がある。）
- ②水防法（昭和24年）第22条で、洪水または高潮による氾濫のおそれがある場合、都道府県または水防管理団体（市町村）は、居住者に避難のための立ち退きを指示することができる。
- ③地すべり等防止法（昭和34年）第25条により地すべりにより著しく危険が切迫している場合には居住者に立ち退きを指示することができる。

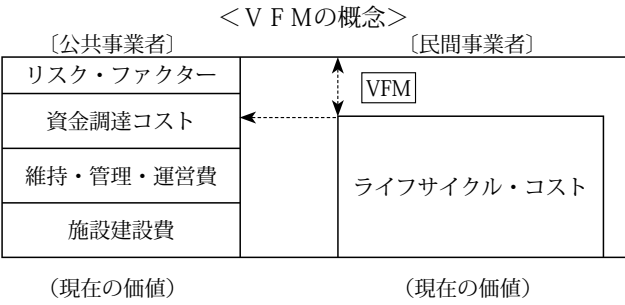
また、消防法（昭和23年）第28条により、「火災の現場においては、消防署員または消防団員は、消防警戒区域

の設定し、その区域からの退去命令および出入り禁止制限の措置を執ることができる」ことと災害対策法第 63 条の「当該地区からの退去を命ずることができる」に準じて避難命令としている。

－ ふ －

1. ^{バイ・エフ・エム} V F M : Value for Money

「支出に見合った価値または、支払価値」と訳され、支払いに対して最も価値の高いサービスを提供すること。一定の税金の使途に対して最も効率的かつ経済的で最も価値の高い行政サービスの提供を受けられることを定めたもの。イギリスのメジャー政権下で導入。たとえば P F I 事業における行政支出の削減などを指し、計画段階で従来の公共事業型（ P S C ）で行う場合のライフサイクルコストと P F I 事業で行う場合の公共機関が負担するコストを比較し V F M が生じれば P F I で着手し、生じない場合は P F I 事業を断念することになる。 → P S C、ライフサイクルコスト



2. ふるさと整備事業

昭和 63 年度から平成元年度にかけて実施された「自ら考え自ら行う地域づくり事業」（いわゆる「ふるさと創生 1 億円事業」）をきっかけとして、自主的・主体的地域づくりへの取り組みを支援する施策で自治省が所管する「ふるさとづくり特別対策事業（通称：ふる特）」としてスタートし、平成 5 年から現在の名称になった。地域計画に基づく体育館、総合運動公園、総合文化センター、公園、歴史文化伝承館、コミュニティー広場、研修センター、コンサートホール、地域の各種基盤整備などのハード事業と各種イベント、シンポジウム、その他のソフト事業に分けられる。市町村は、ふるさとづくりの理念・テーマに基づきおおむね 3 年間のふるさとづくり事業計画を策定、これに基づいて県計画を策定する。財源措置は、地域総合整備事業債(地総債)^{ちそうさい}のふるさとづくり事業分を充て（充当率 75%）、後年度元利償還金の 30 ～ 55% に相当する額について交付税措置がとられる。県内では多くの事例があるが、水府村の龍神ダム大吊り橋（平成 5 年完成）や常北町のふるさと温泉センター整備事業などが対象。 →地総債

プロジェクト

1. ^{インター}ITER : International Tokamak Experimental Reactor

国際熱核融合実験炉と訳され、日本・ロシア・アメリカ・ヨーロッパ（EC）の四地域が協力して進めてきた核融合（陽子・重陽子・トリチウムなどの軽い原子核が衝突してより重い原子核ができる核反応で、大量の発熱を伴うので、これを発電のエネルギー源に用いるもの）の大型実験炉計画。1992年（平成4年）に各国が協力協定に調印してスタートしたが、投資規模が膨大なことと実用化が難しいとの理由で消極的になりつつある。日本では、那珂市の日本原研那珂研究所（トカマク型の臨海プラズマ実験炉）T 60がある）を始め、北海道とまこまいし苫小牧市・青森県ろつかしよむら六ヶ所村が誘致を展開していたが、平成 17 年 6 月南仏カダラッシュに建設が決定した。

→サイエンスフロンティア 21 構想

2. ^{いばらきくうこう}茨城空港の整備（^{せいび}百里飛行場民間共用化事業）^{ひゃくりひこうじょうみんかんきょうようかじぎょう}

百里飛行場民間共用化事業は、「増大する航空需要に対し、茨城県民の利便性の向上を図るとともに、茨城県における陸・海・空の交通ネットワークを形成する」ために、国土交通省が事業主体となって進められている。

この事業は、茨城県小美玉市（旧小川町）に位置する防衛庁航空自衛隊百里基地において現在使用されている滑走路の西側に民間航空機用の滑走路を新設するとともに、現滑走路を嵩上げ（補強）するほか、エプロン、旅客ターミナルビルなど、民間航空機の就航に必要な整備を行うものである。

百里飛行場の民間共用化は、平成 18 年 12 月に閣議決定された「第 7 次空港整備五箇年計画（後に七箇年計画に計画に変更）」において、「百里飛行場の共用化について引き続き関係者と調整を行うこととし、結論を得た上で所要の整備を図る」と位置づけられた。その後、県、周辺市町村、及び経済界関係団体で構成される「茨城県百里飛行場民間共用化推進協議会」を中心に要望活動が展開され、平成 10 年 3 月には、「主として民航が使用する新たな滑走路を現滑走路の西側 210m の位置に設置する」との基本的な方向が確認され、平成 12 年 4 月には空港整備事業費（1 億円）が予算化され、事業着手された。

平成 12 年 7 月には空港整備法施行令の一部改正により、百里飛行場が共用飛行場に指定された。自衛隊と民航の共用飛行場は、石川県の小松飛行場、鳥取県の美保飛行場（米子空港）、徳島県の徳島飛行場、などがある。平成 16 年 12 月には環境アセスメントの一連の手続きが完了、平成 17 年 7 月 9 日には現地にて起工式が開催され、12 月には工事が本格的に開始された。

百里飛行場は北関東の航空需要を担う「北関東の空の玄

関口」としての機能を持ち、さらには航空容量の限界を迎えつつある東京国際空港（羽田空港）の空港需要の一部を受け持つ「首都圏の北の玄関口」として機能することも期待されている。

また、北関東自動車道や東関東自動車道水戸線などの道路網の整備により、茨城県、栃木県、群馬県の各都市は、羽田空港を利用する場合と比較して空港までのアクセス時間が大幅に短縮され、最寄の空港までのアクセスに 2～3 時間を要する「空港空白地帯」を解消することができる。

茨城県では、アクセス道路や空港駐車場の整備など、百里飛行場の開港に向けた準備を進めているほか、（仮称）空港公園や臨空型産業等の誘致を図る（仮称）空港テクノパークなどの関連事業を進めている。また、開港前から利用促進対策に取り組むための行動計画である「百里飛行場利用促進プログラム」を平成 17 年 3 月にとりまとめ、空港整備の進捗に応じ、様々な利用促進方策に取り組んでいる。開港前から利用促進のための行動計画を策定する取り組みは、全国初である。

<参照：茨城県企画部事業推進課空港対策室 HP：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/kuko/> >

茨城県では、茨城空港の方向性について次のようにまとめ、国と連携して、施設整備や就航に向けた取り組みを進めている。

(1)就航確保に向けた基本的な考え

茨城空港については、平成 23 年度には成田・羽田の国際線の発着枠が不足するとの予測を踏まえ、首都圏の航空需要の一翼を担う空港として、国内に加えて海外との交流を目指すため、国内 4 路線（北海道、大阪、福岡、沖縄）への就航を基本としながら、併せてアジアを中心に国際ハブ空港と路線をつなぐ、海外路線の就航促進を図る。また、他空港等との差別化を図るため、LCC 導入に向けた空港利用のローコスト化を推進する。

(2)ローコスト空港に向けた取り組み

次により LCC（ローコストキャリア）が就航しやすい空港利用のローコスト化を推進する。

①航空機がエプロン（駐機場）において自走できる方式とする。

- ・プッシュバックに要するアイドリング燃料費の節約。
- ・ハンドリング業務の牽引車（トローイングトラクター）、トーパー、それに伴う人件費が不要。

②PBB（パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ）の廃止。

- ・当初設計から省くため、使用料が不要。

③ターミナルビル内の旅客動線の 1 階への集約化。

- ・フロア管理者の人件費の縮減。

－ か －

1. 霞ヶ浦環境創造ビジョン

霞ヶ浦流域や湖岸地域の持続可能な発展のために、霞ヶ浦の豊かな自然環境とバランスを保ち、質の高い霞ヶ浦の周辺整備や適切な利用の促進を図るための基本方針で、平成9年3月に策定された。基本方針は、①安全で快適な霞ヶ浦の創造、②豊かな自然環境の保全と創造、③のびやかで美しい景観の保全と創造、④水辺の文化を育む交流の創造、⑤魅力と楽しさのある霞ヶ浦の創造の5つである。

2. 霞ヶ浦総合開発

霞ヶ浦の下流の疎通能力を高めるため、北利根川について昭和23年から昭和43年にかけて、浚渫・引き堤などで河道幅を従来の倍近くに拡張し、昭和34年に常陸川逆水門に着工し、塩水遡上を防止した(昭和38年完成)。その後、昭和37年に、霞ヶ浦が首都圏の水源地として位置づけられた第一次利根川フルプランが閣議決定され、昭和42年に河川法の改正に伴い管理が県から国に移行して昭和43年から治水・利水の両面からY. P. ±3.5mの高さの堤防を築堤して貯水池化を図る「霞ヶ浦開発事業」がスタートした。開発事業によって湖周辺の基礎条件が著しく変化するため、霞ヶ浦及びその周辺の生産機能・生活環境に及ぼす影響を緩和することと、霞ヶ浦の水質を保全し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るための「霞ヶ浦水源地域整備計画」が定められ、水質保全対策事業として下水道、集落排水、影響緩和対策として土地改良、漁港整備、河川改修などの各種事業が昭和50年度から推進された。この霞ヶ浦開発事業と水源地整備事業を合わせて「霞ヶ浦総合開発」と呼んでいる。樋門・樋管の付け替え、舟溜まりなどの補償工事など平成7年までの27年間にわたって工事が進められ、総合開発に約2,864億円、水源地域整備事業に約4,169億円を投資した。昭和59年には流況調整河川事業として新規利水や既得用水への補給、水質浄化を目的として「霞ヶ浦導水事業」がスタートし、平成7年に全体800万mに及ぶ大規模浚渫工事が始まり、また同年に世界湖沼会議がつくば市・土浦市を会場に開催された。一方、霞ヶ浦の水質は流入する生活系の排水などに起因するチッソ・リンなどにより富栄養化が進み、アオコの発生など水質的に危機的な状況を呈するに至り、このため昭和56年「茨城県霞ヶ浦の富栄養化に関する条例」が制定され、翌年「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」(10年スパン)の策定、昭和62年「霞ヶ浦に係わる湖沼水質保全計画」(5年スパン、現在5期目で計画期間平成18年度～平成22年度、泳げる霞ヶ浦を目指す。)の策定によりそれぞれ水質改善目標値を掲げ、数次にわたって改訂され現在に至っている。また平成20年度に創設された森林

環境税の一部を水質浄化施設に反映させることとしている。

→フルプラン、流況調整河川

－ き －

1. 北関東自動車道

本県のひたちなか市から群馬県高崎市に至る延長約150kmの自動車専用道路。北関東の海の玄関口となる常陸那珂港を結ぶ東水戸道路とあわせて北関東の産業や文化の交流、物流の大動脈として、東京から放射状に延びる常磐道、東北道、関越道を結び、さらに上信越道、中部横断道と連結して東京から100～150km圏を環状に結ぶ「関東環状道路」を形成する高速道路となる。栃木県では、東北道栃木都賀JCT～宇都宮上三川間18.5km、群馬県では関越道高崎JCT～伊勢崎IC間14.5kmが開通、茨城県では、友部IC～ひたちなかIC間32.2kmが開通、笠間西IC～筑西桜川IC区間が平成20年4月12日に開通し、茨城県内区間はほぼ完成した。桜川筑西IC～真岡IC区間が平成21年度開通予定、東北自動車道岩舟JCT(仮)～太田桐生IC区間が平成23年度開通予定であり、平成23年度までに関越自動車道まで接続されることになる。

2. 木づかいアクションプログラム

県農林水産部において平成15年度に策定された。本プログラムは、県産材の振興施策を明らかにし、人と環境に優しい木材の利用を積極的に推進していくことにより、森林の公益的機能が発揮される森林整備や資源循環型社会の構築、木材による安全、健康な県民生活の向上に寄与することを目的としている。計画期間は、平成22年度まで。公共建築物・公共工事における県産材の利用拡大に関する事項も盛り込まれている。

－ く －

1. グリーンふるさと圏振興プロジェクト

茨城県北西地域を中心に過疎地域を含む9市町村(大子町、常陸大宮市、常陸太田市、笠間市、桜川市、城里町、北茨城市、高萩市、日立市(旧十王町の区域))からなる「グリーンふるさと圏」の広域的な振興と県・市町村・住民・各種団体など多様な参加と連携により、昭和60年に「(財)グリーンふるさと振興機構」を設立し、圏域内の人的・物的・歴史的な諸資源を活用して地域産業の活性化や地域のPR、観光リクリエーション機能の増進など様々な地域活性化施策の推進を図っている。

<出典：(財)グリーンふるさと振興機構HP>

－ け －

1. 県土^{けんど}グランドデザイン：-ground design

「茨城県長期総合計画」において提示している 2020 年頃の県土の将来像のこと。すなわち県内各地域において均衡のとれた発展を促し魅力のある県土づくりを実現するために必要な交通ネットワークなど県土の骨格像を描いている。デザインとしては、4 本の高規格幹線道路・常磐新線・常陸那珂港・百里飛行場の民間共用化など交通基盤としての陸・海・空の交通ネットワーク整備を目指している。

→高規格幹線道路、つくばエクスプレス、常陸那珂港、百里飛行場民間共用化

－ こ －

1. 国土^{こくど}軸^{じく}

平成 10 年 3 月に閣議決定された新全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」の中で、国土内や地域間をつなぐ軸となるもの、または、地域のつながりにより形成される軸のこと。具体的には、気候・風土等の自然的、地形的な条件および文化的条件等において共通性のある地域の連なりであって、交通・情報通信インフラのもとで、人・もの・情報の密度の濃い交流が行われ、人々の価値観に応じた就業と生活を可能にする国土の広い範囲なる軸として、新たに北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸・西日本国土軸の 4 つの軸を中心とし、これらの国土軸^{こくどじく}どうしが相互に連携することにより多極型の国土構造の形成を目標とする。 →新全国総合開発計画

－ さ －

1. サイエンスフロンティア 21 構想

原子力平和利用のパイオニア役を担ってきた茨城の地域特性と最先端科学拠点としての理念や具体的なイメージを柱に、東海村、那珂市、ひたちなか開発地区とその周辺地域に最先端科学の一大拠点を築く構想。平成 19 年の稼働を目標に東海村に整備する大強度陽子加速器の建設と、これらの関連産業や研究機関の集積を見込んでいる。

→ITER

－ し －

1. 首都^{しゅと}機能^{きのう}移転^{うつてん}

東京一極集中を是正し、災害発生時にも政治や政府の機能が維持でき、かつ国政全般にわたる改革を行うため、平成 2 年の国会決議を受け、平成 4 年に制定された「国会等

の移転に関する法律」に基づいて、平成 8 年、国会等移転審議会が設置され、移転候補地について 3 年間にわたって審議された結果、北東地域の「栃木・福島地域」と東海地域の「岐阜・愛知地域」が移転先の候補地に選定された。なお、「茨城地域」は、自然災害に対する安全性が優れており、「栃木・福島地域」と連携してこれを支援・補完する役割があり、また、「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しているので、将来新たな高速交通網が整備されれば候補地になりうる可能性があると考えられた。その後、行財政改革に加え、経済活動の低迷状況が続いて移転のための動きは若干鈍化している状況で、また石原東京都知事は、首都移転に消極的な姿勢を示している。

2. 首都^{しゅと}圏^{けん}中央^{ちゅうおう}連絡^{れんらく}自動車道^{じどうしゃどう}（圏央道^{けんおうどう}）

圏央道は、都心から半径約 40 ～ 60km の圏内を 1 都 4 県にわたって円形状に連絡する総延長約 300km の自動車専用道路で、東京を中心に放射状に延びる高速道路（東名・中央・関越・東北・常磐^{とうかんどう}・東関道^{とうかんどう}）どうしを横に連絡し、都心への不要な通過交通を少なくし、かつ周辺の中核都市へのアクセスを便利にするため計画された。現在、鶴ヶ島 JCT^{つるがしま}～青梅 I C^{おうめ}間 19.8km が平成 8 年 3 月 20 日、東京湾アクアラインが平成 9 年 12 月に開通している。圏央道茨城県区間の起工式は、平成 12 年 2 月 21 日につくば市で行われ、国土交通省常総国道工事事務所により国道 6 号牛久土浦バイパス（つくば牛久 I C）と常磐道（つくば J C）間の 1.5km 区間が施工され、平成 15 年 3 月 29 日供用を開始し、平成 19 年 3 月には、つくば牛久 I C から阿見東 I C 間 12km が供用した。県内区間は、5 市 4 町にまたがり、延長約 71km で 9 箇所のインターができる予定。

3. 常磐新線沿線開発

大量の住宅供給と新たな鉄道整備を推進するため「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法^{たくてつぽう}」（宅鉄法）が平成元年 6 月に成立し、本県では宅鉄法に基づく基本計画で位置付けられた特定地域^{＊1}において、約 1800ha の住宅地を供給することを目標としており、このために計画された 8 地区（中根・金田台地区、葛城地区、上河原崎・中西地区、島名・福田坪地区、萱丸地区、伊奈・谷和原丘陵部地区、守谷東地区、守谷駅周辺地区）の開発を「常磐新線沿線開発」と呼んでいる。

このうち重点地域^{＊2}内では 5 地区（葛城地区、島名・福田坪地区、萱丸地区、伊奈・谷和原地区丘陵部地区、守谷駅周辺地区）の沿線開発が位置付けられており、この沿線開発は、開発主体となる県などが一定の土地を先買いして地権者の立場となって、その土地を鉄道の線路用地や駅舎用地をはじめ、学校や病院などの公共用地、さらにま

ちづくりを促進するための業務用地や住宅用地として提供する先買型の土地区画整理事業(一体型土地区画整理事業)が進められている。

※1) 特定地域

特定地域とは、つくばエクスプレスの整備により大量の住宅地の供給が見込まれる地域である。本県では次の市町村が指定されている。

土浦市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市

※2) 重点地域

重点地域とは、駅設置予定地周辺で、相当量の宅地が計画的に供給される地域で、宅地開発と鉄道整備の一体的推進の拠点となる。

本県では次の地域が設定されている。

守谷地域、伊奈・谷和原地域、萱丸地域、島名・福田坪地域、葛城地域

4. しんいばらきけんそうこうけいかく新茨城県総合計画

平成18年度(2006)～平成22年度(2010)までの茨城県政運営の基本方針となる「元氣いばらき戦略プランー共に創ろう住みよいいばらきー」を目指す新しい計画。

いばらきづくりの基本方向は2025～2030年頃を展望し、「茨城の資源や潜在能力を磨き活用する」、県民が主役となってこれからの「いばらき」を「共に創る」の二つの基本姿勢と「経済(競争力あふれる産業大県 活力あるいばらき)」、「暮らし(安心・安全で快適な 住みよいいばらき)」、「人(充実した教育が行われ個性や能力が発揮できる 人が輝くいばらき)」の3つの目標を掲げている。

これらを実現するため、今後5年間に推進する「基本計画」と地域づくりを行う「地域計画」を策定し、平成22年度の各種数値目標を定めている。

ー す ー

1. スマートコリドール構想(つくば情報交流空間構想)

新しいまちづくりが進む「つくばエクスプレス」の沿線開発地区や筑波研究学園都市などで、人口や産業の定着を図るため、光ファイバー網の整備などを柱に快適な生活空間や業務空間を創出し、未来型の情報都市の構築を目指す構想で、1999年度に策定された。

ー ち ー

1. 地域戦略プラン

平成10年9月、当時の小渕首相が「生活空間倍増戦略プラン」を提唱、国民が多様化した価値観を活かしてゆと

りとうるいおいの生活の質の向上と将来への夢の実現を目指し、質の高い居住スペース、ビジネススペース、レクリエーションスペースなどの生活空間の拡大を図ろうとするもの。都市と地方の各地域自らがテーマを選んで複数の市町村が広域的な連携のもと、向う5年間における生活空間の創造を図る総合的な地域戦略プランを策定し、国においても関係省庁が一体となって重点的に予算配分を行うとするもの。茨城県では、平成11年6月に、地域別に10のテーマの地域戦略プランが認定された。

2. ちいきれんけいじく地域連携軸

道路や情報基盤で結ばれる都市圏同士が産業・文化・都市サービスなど様々な機能を分担しながら相互に補完し合う構想のことで五全総ごぜんそう(全国総合開発計画)で打ち出されたもの。また地域連携を誘導する交通基盤(hard)と実際の交流・連携活動(soft)の二つを地域連携軸ちいきれんけいじくとされている。→新全国総合開発計画

ー つ ー

1. つくばエクスプレス

昭和60年7月の運輸政策審議会において「常磐新線」の整備答申が行われ、平成元年には、JR常磐線の混雑緩和を図るとともに首都圏における住宅需要に応じた住宅・宅地の供給と県南・県西地域の振興を図るため、「大都市地域における宅地開発および鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」(宅鉄法)が成立、また、平成13年2月には、常磐新線の新名称として「つくばエクスプレス」が決定した。秋葉原からつくば間の約58kmを約45分で結ぶ計画で、第三セクターの「首都圏新都市鉄道(株)」が事業主体となり整備を進め、平成17年8月24日に開業した。うち茨城県内区間は24.2kmで、守谷市、つくばみらい市、つくば市の3市を通過する。駅数は全部で20で、茨城県内は千葉県側から、守谷、みらい平、みどりの、万博記念公園、研究学園、つくばの6駅。快速列車は、守谷駅とつくば駅に停車する。可動式ホーム柵などのユニバーサルデザインの導入、無線LAN対応など先進技術を導入している。平成17年8月24日現在、秋葉原～つくば間は片道1,150円。

- ・電車1編成の車両数6両
- ・設計最高速度130km/h
- ・全線の所要時間45分(秋葉原～つくば)
- ・1日運行本数195往復(開業時)
- ・ラッシュ時運転本数24本/時(開業時)

→宅鉄法、常磐新線沿線開発

－ ひ －

1. ^{ひがしかんとうじどうしゃどうみ と せん}東 関 東 自動車道水戸線

首都東京と国際空港「成田」および国際港湾都市「ひたちなか」、さらには今後整備が予定されている「百里民間共用化飛行場」などを直結する広域物流ルートとして、東北自動車道・常磐自動車道を補完し、東京都練馬区を起点に千葉県を経て水戸市に至る延長役 140km の高速道路で、そのうち千葉県市川市から潮来市間約 75km が供用されている。三郷～市川市間の約 20km は基本計画区間になっており、また銚田～北関東自動車道 J C 間約 18km は平成 8 年 12 月に整備計画が決定され、平成 10 年 12 月には施行命令が出て、平成 11 年 1 月に工事実施計画が認可され、暫定 2 車線の工事に向けてスタートした。一方、潮来～銚田間約 28km は基本計画区間として、今後都市計画決定と整備区間への格上げに向けて環境アセスメントのとりまとめ中である。→百里飛行場民間共用化

2. ^{ひたちなかこう}常陸那珂港

常陸那珂港は、昭和 58 年 3 月重要港湾に指定され、北関東自動車道と直結した最新鋭の国際海上コンテナターミナルを備えた国際港湾として、ひたちなか地区（水戸対地^{たいち}射爆撃場跡地^{しゃばくげきじょう}）に建設が進められている。本港と北関東自動車道の建設は、首都圏物流の合理的な再編と北関東地域の均衡ある発展に大きく寄与することが期待されている。港湾計画における目標年次（概ね平成 22 年度）の取扱貨物量は年間 2,600 万 t（内外貿コンテナ 1,300 万 t）で、現在の大阪港や博多港に匹敵するコンテナの取り扱いが見込まれている。北ふ頭地区は、平成 10 年 12 月に内貿^{ないぼう}バースが一部供用開始したのに続き、平成 12 年 4 月には外貿^{がいぼう}コンテナターミナルが供用開始した。これにより、ロシアとの定期在来航路や韓国との定期コンテナ航路、さらに北米や欧州との定期 R O R O 航路など航路開設が進んでいる。→R O - R O 船

－ ふ －

1. ^{フイットこうそう}F I T 構 想

福島県・茨城県・栃木県の頭文字から取ってネーミングされ、東京圏に近接するこれら 3 県の県際地域が持っている様々なポテンシャルを生かして、21 世紀の新たな先導的な拠点としようと昭和 62 年に 3 県で合意がされ、平成 4 年に 21 世紀 F I T 構想推進協議会が設立し、翌年県域の整備の大きな方向付けと戦略的に重要なプロジェクトを定める「21 世紀 F I T 構想推進指針」を策定した。

これら三県にまたがる県北部の過疎地域の地域振興につ

いて、交通・産業・学術・観光・交流・イベントなどについて、一体的な協調のもとにビジョン展開を図ろうとする計画である。

－ み －

1. ^{みず}水のマスタープラン

将来の茨城県の水需要に対する長期的かつ安定的な水供給を図るため、水資源の保全、開発および利用に関する基本方向を明らかにし、水の需要と供給とを総合的かつ計画的に調整して、長期的展望にたった水資源に関する総合的な施策や供給施設などの整備を図るために策定するもので、従来の「茨城県長期水需給計画」にかわり、平成 13 年度末に策定され、県の人口予測の縮減に見合っ必要予測水量が低目に見直され、霞ヶ浦導水事業なども計画を縮小されることになった。→フルプラン

社 会 一 般

1. ISO : International organization standardization

1947年に工業規格の国際統一と調整の促進を図るため設立された国際標準化機構を指す。中でもISO 9000シリーズは、品質管理・品質保証のシステムを確立、製品の生産や設計・施工などについて高レベルの水準を維持して企業活動や業務を展開しようと近年盛んに取り組まれるようになった。さらにISO 14001は、環境ISOとも言われ、省エネ・省資源化や環境負荷の低減を目指すため1996年に作成された。環境管理プログラムとして各種計画・運用・点検・見直しを行う環境マネジメントシステムを構築し企業のコンプライアンスイメージを高めようとするものである。具体的には省エネ、各種リサイクル、環境保全対策などの項目について目標を定めた確な進行管理と評価を行いながら常に業務の改善を図らなければならない。いずれも審査登録機関の審査を経て認証を受ける。

平成18年6月現在、全国でISO9000sは42,915社（茨城県、930社）、同14001は平成18年6月現在で18,390件（茨城県、373件）が認証を受けている。県内の公共行政機関ではつくば市が平成18年に取得した。またISO14001を取得した県内の公共行政機関は7つあり、総和町（H11）、（独）日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（H12）、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、牛久市（H13）、結城市（H14）、つくば市、東海村（H16）となっている。〈出典：財団法人日本適合性認定協会（JAB）HP〉

2. アウト・ソーシング : out-sourcing

業務の一部または全部について外部の企業や業者に委託する業務形態のこと。また生産に必要な部品などを社外や海外などから調達することで、執行体制のスリム化が図れ、関連産業の発展にもつながる。

3. アーバンツーリズム : urban tourism

都市型観光と訳され、都市ならではの歴史的、文化的ストック、街なみなどを対象に、市民や来訪者の回遊性を高めた観光活動のことで、最近では市街地活性化の方策と連動させる動きもでている。「街なみウォッチング」なども狭義のアーバンツーリズム。

→グリーンツーリズム、エコツーリズム

4. アーバンビレッジ : urban village (和)

1998年に施行された「優良田園住宅建設促進法」などを適用して農山村や都市郊外で「農のある暮らし」を実現するため、畑も作れるような広い庭を敷地として区割りし、ゆとりのある生活の実現を目指す。新潟県上越市で500

～1,000㎡の宅地55区画の例がある。

→優良田園住宅建設促進法

1. インフラ : infrastructure

社会生活・経済活動の維持、発展を支える基盤となる施設のこと。道路・鉄道・港湾・上下水道・電気・通信などの産業基盤となる社会資本と学校・病院・社会福祉施設などの生活関連の社会資本を指す。さらに、近年では、コンピューターと通信ネットワークが結合して形成される情報インフラストラクチャーを新社会資本と称している。

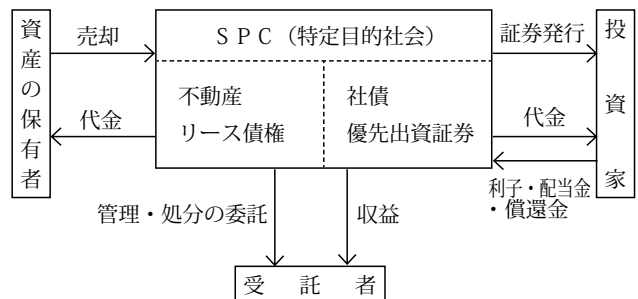
→新社会資本

1. ^{エス・ピー・シー}SPC : Special Purpose Company : 特定目的会社

景気が停滞する中、企業などがバブル期にかかえた過剰不動産などを、SPCと呼ばれる新たに設立した別会社に売り渡し、調達した資金で有利子負債を返済することにより、財務体質のスリム化を図ること。SPCは、不動産が生み出す収益や支払いを原資として、高額な不動産などの大型物件を小口化して、社債や株式など資産担保証券（ABS）を発行して投資家から資金を集め、賃貸収入や売却益の収益を配当や利子の形で還元する。平成10年9月に「特定目的会社による資産流動化法（SPC法）」が施行され活用が広まった。この手法は企業以外でも国有地の売却や大規模テナントビル、大規模造成地などにも応用でき、SPC改正法案では対象資産を不動産・指名金銭債権の2種類から財産一般に拡大されることと、SPC自身の資産借入れが認められるなど今後の資産流動化市場の拡大が予想される。

また、PFI事業における事業主体としてSPCの活用が図られている。 →PFI

＜SPCのしくみ＞



2. ^{エヌ・ピー・オー}NPO : Non Profit Organization

医療・福祉・保険、社会教育、街づくり、文化・芸術・スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁

護・平和推進、国際協力、男女共同参画社会など12の分野で公益実現のために活動する、私的利益を目的としない組織のことで、各種の市民団体、慈善団体、消費者団体、社団法人、財団法人、福祉法人、生活協同組合などが該当し、法人のみならず任意団体も含まれ、行政や民間企業の取り組みの限界を補完する形で活動を行う任意のボランティアグループや市民活動団体を指す。阪神・淡路大震災に際してのボランティア活動を契機として、平成10年3月には自由な貢献活動を支援するため、社会特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、公益の増進に寄与するNPOを法人化することができるようになった。これにより税制上において収益事業には普通法人なみに課税されるが会費・寄付金・助成金は非課税扱いとなる。平成15年5月31日現在、全国で12,941件が受理され、そのうち11,474件が認証され、茨城県では平成16年4月28日現在、199団体が認証されている。平成15年5月から新たに科学技術振興、産業支援、消費者保護などの業種が追加され活動範囲が拡大された。

－ か －

1. かんこうりつこく観光立国

関係行政機関が緊密な連携を確保し、観光立国実現のための施策の効果的かつ総合的な推進を図るための計画。「観光立国」の浸透、日本の魅力・地域の魅力の確立、日本ブランドの世界への発信、観光立国に向けた環境整備、観光立国に向けての戦略の推進、以上の5項目があげられている。

2. かんせいだんごうぼうしほう官製談合防止法

平成15年1月に施行された「入札談合等関与行為防止法」のことで、公共工事発注機関の職員が、受注予定者の割り振りを行ったり、入札情報の漏えいを行う行為などを禁止している。

－ く －

1. グランドワーク：groundwork

「地域の環境は地域の自助努力で守るべきものである」という基本理念のもとに、地域住民、自治体、企業の協力体制を、第三者機関であるグランドワークトラストがコーディネートし地域の構成員が主体的に地域の環境改善をすすめる活動。主な活動は、都市部の荒地復旧、歴史的遺産の保全、中小企業支援、学校での環境教育、自然とふれあう機会の提供（レクリエーションの場）、障害者の社会参加の機会提供、省エネ・リサイクルなど、身近な環境改善の取り組みが中心となっている。グランドワーク活動をとおして、企業は地域貢献ができ、自治体・住民は居住環境が改善できるなど、相互にメリットがある取り組みとなっており、

「多様な人材」「活発なまちづくり活動」「有力企業」がある茨城県においても実現性の高い取り組みといえる。

2. グリーンツーリズム：green tourism（和）

農山村観光と訳され、農山村の地域資源を活かした農山村滞在型の旅行のこと。都市と農山村の交流を促進し、農業や農山村集落の活性化を図るものである。法整備（注）により「日本型グリーンツーリズム」が推進されているが、滞在するための農家民宿や観光農園が不足しており、受け入れ先である農山村における施設整備や農村独自のサービスを提供するための農家教育が求められている。また見るから学ぶへ（観光から体験へ）価値観を変化させるなどツーリストの意識改革も必要となっている。首都圏に近接していることからリピーターを確保しやすいこと、豊かな地域資源のある農山村環境を有しているなど茨城県独自のメリットを活かして県内の市町村で展開されることが期待される。漁村・漁港を中心とするものはブルーツーリズムと呼ばれている。

（注…平成4年に「農山漁村でゆとりある休暇」推進事業が創設、平成7年に「農山漁村滞在余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定）

→アーバンツーリズム、エコツーリズム

－ こ －

1. 交通バリアフリー法 →バリアフリー

2. こきやくまんぞくどちようさ顧客満足度調査 →CS調査

3. コーポラティブファーム：Cooperative Farm（和）

都市生活者などが「農のある暮らし」を実現するため、集合住宅と共同農園をセットで用意する団地の形態。

横浜市泉区で約1,000㎡に2階建て9世帯分の集合住宅に隣接して共同農地を設けた例がある。

→優良田園住宅建設促進法

4. コラボレーション

協力・共同研究・共同製作・合作すること、またはその成果のこと。研究や芸術などの分野で用いられることが多く、異分野の協力体制や成果を指すこともある。また最近では、パソコンのネットワーク上での共同作業のことも指すようになってきている。語源はコラボレート（collaborate）の名詞形。コラボレートは「共同で仕事する」という意味である。セサミストリートでは、ふたりの子供が協力してひとつのことをやり遂げるような場面でcollaborateという単語が登場する。

5. コンプライアンス：compliance

もともとは、企業の社内規則等の遵守を指すが、企業不祥事が多発する中、企業の不正な行動は社会的批判が厳しくなっており、建設業界でも入札談合や贈収賄事件が起きている。このため、談合に対する課徴金の引き上げや、情報提供者への課徴金の減免措置などの独占禁止法の改正や、一括下請け禁止などの入札契約適任法など新たな枠組みの中で、法律や規則・倫理にのっとった企業経営、違法行為をしないという経営が求められている。

－ さ －

1. 災害弱者^{さいがいじやくしや}

災害発生時に健常者であれば十分対応できることでも自身にハンディがある場合や施設入居者などは被害を受けやすい立場にあるため、日頃から避難上の措置やたとえば崖崩れ対策などの災害防除施設などの対策を講じておくことが必要となる。

2. サテライト・オフィス：satellite office

分散化された単位オフィスでローカル・オフィス（local office）ともいう。その最小の単位が^{ソーホー}SOHOである。ネットワークやOA環境の整備により、オフィスは物理的に集中する必要はなくむしろスタッフが通勤しやすく、働きやすく、分散して配置しながらしかも統合したオフィスを構成することが可能になった。 →SOHO

－ し －

1. CS^{シー・エス}（国民の満足度）：Customer Satisfaction-

一般的には、「顧客満足度」と呼ばれるが、建設分野などにおける公共サービスでは、最終顧客である国民を意識して国民の満足度と呼ばれている。行政側の立場から見て、公共財産である社会資本や行政施策は、基本的にはマーケットによる競争にさらされることは無い。そのため、国民とのコミュニケーションの推進によって、施策の方向や行政サービスがニーズに合っているのか、効果的・効率的な提供が行われているかなどを評価し、所管の行政サービスに対するCSを向上することが重要となる。

2. 社会資本ストック

社会資本は、社会的共通資本とも言い、私的資本等とは異なり、特定の個人のものではなく、公共性が強く社会的に消費される性格を持つ資本を言い、社会資本ストックとは、一般的に道路、河川堤防、上下水道、公園などの国民経済全体の基盤となる公共施設等の整備量を言う。

3. 新社会資本^{しんしゃかいしほん}

インフラ整備のうち、新時代の成長基盤となるような社会資本のこと。明確な定義はないが、道路・港湾・橋梁・農業基盤といった従来型の社会資本と違って、インターネットなどの情報化関連産業、学校・病院・公園・リサイクル施設・下水道などのような生活関連の施設や設備を指すことが多い。日本では、新社会資本への予算配分が手薄で民間投資に依存している面が大きい。

－ す －

1. ストック効果

公共投資により整備された社会資本整備が機能することにより、社会活動の効率性、生産性、生活環境の快適性等を長期的に向上させる効果を言う。

－ せ －

1. 脆弱国土^{ぜいじやくこくど}

日本は次の点から、脆弱国土と呼ばれる。①南北に細長い島国である②脊梁山脈が中央に走っている③気候の変化が著しく降雨量が多い④国土面積が全世界の陸地面積の0.25%であるにもかかわらず、世界中の地震の10%程度が日本とその周辺で発生する世界有数の地震国である⑤世界の活火山の10%以上が存在する有数の火山国である。

－ た －

1. 大店立地法^{だいてんりっちほう}（大規模小売店舗立地法）

従来の大規模小売店舗法（大店法）は、中小小売業者の事業機会を確保することで小売業の正常な発達を図るため立地に対する規制的な面が強かったが、平成12年6月に施行された大店立地法では大規模小売店による周辺地域や周辺生活への様々な影響を緩和するための社会的な規制に変わった。具体的には店舗面積が1000㎡を超える大規模小売店には交通渋滞・駐車場・駐輪スペース・騒音・廃棄物などに対して対策を講じることが条件づけられることとなった。 →まちづくり三法

－ ち －

1. 地域再生本部^{ちいきさいせいほんぶ}

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月24日、内閣に「地域再生本部」を設置したが、地域再生法の成立（平成17年4月1日）に伴い、同法第15条に基づく「地

域再生本部」に移行した。

2. 地域再生法^{ちいきさいせいほう}

平成 17 年 4 月 1 日成立。近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することが目的である。

3. 地域再生基盤強化交付金^{ちいきさいせいきばんきょうかこうふきん}

国土交通、農林水産、環境の 3 省の枠を飛び越え、縦割り行政を是正した交付金制度。地域再生計画の区域内で道整備交付金（市町村道、林道、農道）、污水处理施設整備交付金（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水および浄化槽）および港整備交付金（地方港湾、第 1 種漁港）が実施できる。

ー て ー

1. D I D : Densely Inhabited District^{ディーアイディー}

人口集中地区と訳され、昭和 35 年の国勢調査から用いられたもの。定義は、人口密度の高い地区（人口密度がkm 当たり約 4000 人以上）が市区町村内で互いに隣接している地域のうち人口 5000 人以上を有している地域をいう。実質的な市街地を示すものとして考えられている。平成 17 年国勢調査では、県内 29 市、44 の地区が D I D 地区となっており、D I D 地区人口は、全県人口の約 1 / 3 に当たる 1,067,625 人となっている。

2. 定期借家権制度^{ていきしゃっけんせいど}

従来の借地借家法によれば一度借家として貸した場合、契約更新期間がきても貸し主は「正当な事由」が無ければ事実上の明け渡しを要求できないなど借り手保護の側面が強かったが、平成 12 年 3 月 1 日「良質な賃貸住宅の供給促進に関する特別措置法」が施行され、契約更新条項が無くなり借り主と貸し主の需給バランスと当事者間の自由契約制が促進されることとなった。これにより質の高い賃貸住宅が増えることと不動産投資信託の市場拡大が期待されている。

3. 定期借地権^{ていきしゃくちけん}

平成 4 年 8 月に借地借家法を大改正し、従来土地を貸すと半永久的に返してもらえない、明け渡しに際して高額な立退き料を請求されるといった事態を改善するため更新制度を撤廃した「定期借地権制度」を導入し、定められた契約期間

で確定的に借地関係が終了することを特徴としている。

契約期間にはいくつかの種類があり、借地期間 50 年以上とし期間満了後には契約更新も買い取り請求もない一般定期借地権、スーパーなどの事業用建物を建てて利用するために 10 年から 20 年以内だけ借地できる事業用借地権、借地期間を 30 年以上とし期間満了後地上の建物を地主が買い取ることを約束し、買い取った時点で借地権が消滅する建物譲渡特約付借地権の三つがある。定期借地権は、ハウスメーカーやデベロッパーがこの制度を活用し安価な「定期借地権付き分譲住宅」を供給したことから注目を集めている。また新総合土地政策推進要項でも土地の所有から利用へという土地政策の理念に合致するとして土地の有効利用の観点からその幅広い活用を期待している。

	期 間	更新後の期 間	目的に関する制 度	契 約 書 類
一般定期借地権	50 年以上	更改排除	特に無し	公正証書等の書 類
建物譲渡特約付借地権	30 年以上	〃	〃	
事業用借地権	10 年～20 年	〃	事業用建物の所有	公正証書等の書 類
借地権	30 年以上	10 年以上	特に無し	

4. ディスクロージャー : disclosure

経営公開。企業が株主や投資家に対して企業の財務内容などを公開すること。証券取引法、商法などに開示義務が定められている。主に民間用語だが、行政でも使われるようになってきている。

ー と ー

1. 都市再生本部^{としさいせいほんぶ}

都市再生本部は、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す 21 世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進することを目的として、平成 14 年 6 月 1 日、都市再生特別措置法が施行され、都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための機関として、法律に位置づけられた。

2. 都市再生特別措置法^{としさいせいたくべつそ ちほう}

平成 14 年 2 月制定。この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できるものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市の再生）を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例等の特

別の措置を講じて社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

－ に －

1. ニューハビテーション：new habitation

首都圏などでは、官庁や企業のオフィスなど一極集中が進み、地価高騰などにより深刻な住宅問題があるため、環境の良好な地方に住宅を構え、高速の鉄道機関などを使って通勤するような新しい居住・生活スタイルの総称。

ニューハビテーションのライフスタイルには、マルチハビテーション(複数住宅居住)で、普段は都心部に居住して、週末にリゾート等のセカンドハウスで生活するカントリーライフ型、逆に郊外・地方で生活して都市部にワンルームマンションなどのセカンドハウスに居住するビジネスキャンピング型、遠距離居住の新幹線通勤型などがある。

－ の －

1. ノーマライゼーション：normalization

標準化、正常化、通常状態に戻すこと。特に障害者を閉ざされた施設に収容しないで健常者と共に生活することを目標として、社会福祉を進めること。また老人や病人の隔離をやめ、地域社会の中でケアしようとする運動で、バリアフリー化などが求められている。 →バリアフリー

－ は －

1. パートナースHIP：partnership

地域環境改善活動や水環境回復活動などは、従来、市民・行政・企業・研究者などがそれぞれの枠内で独自に取り組んできた経緯があったが、幅広い協力体制の元に、各領域を超えてお互いに補完しあいながら、より効果的な成果を上げる体制づくりが求められている。これらの協力体制や運営手法を指して、パートナーシップと呼んでいる。

2. バリア・フリー：barrier free

高齢者や身体障害者が介護者の援助を受けずに一人で移動できるように、バリア(障害・障壁・不便)となるものを排除すること。特に、住みやすい住宅づくりや、道路・交通機関など移動しやすい条件などを整備すること。住宅では段差や仕切りを無くし、交通機関や乗換駅周辺や街の中では車椅子で自由に乗り降りや移動できる工夫をしたり、トイレのスペースを確保、エレベーターの設置や視覚障害者向けの誘導表示にも配慮する。平成12年5月に「高

齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動円滑化促進法」(交通バリアフリー法)が成立し、

①駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、さらに鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進する。

②駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ、一体的に推進する、こととされる。

市町村が基本構想を作成できるのは、1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設で、県内ではJR常磐線やJR水戸線などの27駅が該当。またこれらの考え方を発展させたユニバーサルデザイン：Universal Designとは、高齢者・障害者・子供など年齢、性別を問わずすべての人にとって使いやすく利用しやすく設計した製品、建物、環境などは、一般の人にとっても便利で使いやすいはずであり、このことはすべての人のためのデザインあるいはすべての人に優しいデザインともいわれ、すべての人が暮らしやすいような物づくりや街づくり、サービスなどに生かすことができるという考え方のためuniversal(万人に共通した)と呼ばれる。

平成18年12月20日、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称「ハートビル法」)と「交通バリアフリー法」が一体化され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー新法)が施行された。

新法の最大のポイントは、計画策定段階から、高齢者や障害者の参加を求め、意見を反映させる点であり、市町村は、高齢者や障害者がよく利用する地域を「重点整備地区」に指定して基本構想をまとめ、構想に基づいて交通機関や道路管理者、建築物の責任者らが一体となってバリアフリー化を進める。例えば、駅から駅ビルを経由し、バスに乗って市役所などに向かうといったルートを想定し、電車や駅、駅ビルやバス停、歩道、市役所の内部に至るまで、階段や段差をなくすよう検討を進める。2つの旧法でも、駅やホテルなど、基点となる施設を中心にした周辺道路までを一体に捉えてバリアフリー化を進めてきた。しかし、それらをつなぐ経路は整備の対象から漏れることがあり、段差が残ったままで移動が困難になるケースが見られた。

→ユニバーサルデザイン

－ ひ －

1. ^{ビークルタイプ} BRT：Bus Rapid Transit

バス高速輸送システムの略。これまでの路線バスをさらに

高度化させ、軌道系に近い高い速達性・定時制・利便性を提供する交通システム。安価なコストで大きな効果が得られる基幹交通として近年注目されている。

2. ヒートアイランド：heat island

郊外とくらべて都市部の気温が相対的に高いことをいう。等温線を描いたとき、都市部が海に浮かぶ島の形に似ているところから熱の島（ヒートアイランド）と名付けられた。冷暖房などの人工熱の放出、ビルや舗装道路による太陽熱の蓄積、樹木不足のため水分蒸発による気温低下がないこと、上空の大気汚染物質による温室効果、ビルの乱立による換気不足などが高温状態の原因とされる。冬の寒い朝の気温では都市部と郊外との差は、東京で6度以上、中規模の都市で3～5度にもなるといわれている。また、近年都市部での夏の熱帯夜の増加など不快な都市気候を生み出し、近年続している都市部における集中豪雨の一因ともなっているとされる。このため、環境省では、平成13年度から、東京、名古屋、仙台など全国5都市をモデルにヒートアイランド対策として、エアコンなど人工廃熱の低減、雨水を内部に蓄えることによる路面温度の引き下げる「透水性舗装」、建物の淡色化による反射率の改善、ビルの壁面・屋上の緑化、河川の開渠化、公園での水辺の創出、道路・公園・森林・建築物などの再配置で市街地区を吹き抜ける冷気流を取り込む「風の道」づくりなどを進めることとしている。 →透水性舗装

3. ヒートポンプ：heat pump

熱ポンプのことで、冷媒を媒体として、機械的に熱量を低温の熱源から高温部へ何回も運んで（汲み上げて：ポンプの作用に相当）放出する装置。外気温との間にわずかな温度差があれば良く、熱源として年間の水温がほぼ一定に近い河川の流水や下水排水が利用され冷暖房用として最近注目されている。

ー ふ ー

1. バイジュッシー VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）

外客誘致活動を質・量の両面で強化し、外国人の訪日を促進するキャンペーン。平成14年度に524万人だった外国人観光客を、平成22年度には1,000万人を目指すものである。

2. フィージビリティ・スタディ：FS：Feasibility Study

事業などの実現可能性調査のこと。大規模な開発計画などについて企業や行政がその実現の可能性を前もって評価・検討を行うこと。

3. ふせいけいゆ 不正軽油

不正軽油とは、地方税法第700条の22の2の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

- 1 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの。
- 2 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油
- 3 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）

不正軽油の使用は、県税収入に大きな影響を与えている。県土木部発注の公共工事においては、設計図書への注意事項の添付、県税事務所職員が現場で行う使用燃料の抜き取り調査に対する協力等を行うこととし、撲滅対策に重点的に取り組んでいるところである。

4. こうか フロー効果

公共投資を行うことで建設業等の生産活動を活発にし、原材料や労働力の需要を拡大させ、生産機会、雇用機会の創出等の経済活動を活性化させる効果のこと。

ー ま ー

1. マルチモーダル体系

複数の交通機関の連携を通じて、利用者のニーズに対応した効率的で良好な交通環境が提供される交通体系。具体的には交通拠点と道路の重点的な連携整備と機能向上により、スピードアップと乗り継ぎ・積み替えの円滑化を図り、産業の国際競争力の強化や利用者が求めるドア・ツー・ドアのサービスを目指す。

ー み ー

1. みなみかんとうちよつかがたじしん 南関東直下型地震

平成4年8月21日に国の中央防災会議から「南関東地域直下型の地震対策に関する大綱」が発表され、今後南関東地域に直下の地震発生の切迫性が高まってくることが指摘されるとともに、直下型の地震発生により著しい被害を生じる恐れのある震度6以上になる地域として、茨城県の県南西部30市町村(合併前)を含め1都5県が指定された。

ー ゆ ー

1. ユニバーサルデザイン：universal design

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、初めからできるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位の考え方に立ったデザインをすること。利用計画に当たって、

いつでもどこでもだれもが利用可能とすること。バリアフリーが初めから存在しているバリアーを取り除くことであるのに対し、ユニバーサルデザインは、初めからバリアーを作らないという考えで、バリアフリーが障害者や高齢者を対象に考えているが、ユニバーサルデザインは、できるだけ多くの人が使えようにしようということで、初めから対象が非常に広がっている。 →バリアフリー

2. ユビキタス社会

ユビキタスの語源は、ラテン語で「いつでも、どこでも」、「いたる所に存在する」で、ユビキタス社会とは、全てのコンピューターがネットワークに接続された状態で、多くの人がいつでも、どこにいても直ちに各種の情報にアクセスできる状態が可能な社会のこと。

－ リ －

1. リダンダンシー：redundancy

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

2. リノベーション：renovation

修理、改築または刷新・革新することで建物の更新工事などを指す。歴史的建造物の外装や設備を修理して更新するなど、建て替えではなく建物の外観・インテリアなどの大幅な、あるいは部分的な改修を指す。平成 11 年の「新全総」の中で大都市のリノベーションとして都市空間の修復・更新の推進が位置づけられている。リニューアル(renewal)とも呼ばれる。 →新全国総合開発計画

建設技術一般

ー あ ー

1. アウトカム・アウトプット^{しりょう}指標：outcome・output～

アウトカム指標とは施策・事業を実施することによって発生した効果・成果（アウトカム）を表す指標で、アウトプット指標とは事業を実施することによって直接発生した成果物・活動量（アウトプット）を表す指標である。例えば、「交通安全の推進」という施策を構成する「信号機の設置」という事業があるとすれば、信号機を年度内に目標数を設置するというのがアウトプットであり、その成果として交通事故件数が減少したということがアウトカムである。

2. アスファルト再生路床材

アスファルト廃材を再生合材として再利用する時に副次的に発生するグリズリアンダー材のことで規格が 40～0 で、C B R 5 以上、塑性指数 10 以下のもので、路床入換えの最下層に最大 30cm 厚まで施工できる。現場から再生工場までの距離が 40km 以内に採用できる。

→建設副産物リサイクル、再生合材

3. RLCC^{アール・エル・シー・エム}：余寿命^{よじゆみよう}ライフサイクルコスト：Remaining Life Cycle Cost

既設構造物に対する補修・補強を考える場合の L C C は、建設費などの初期コストを含めないで、現時点以降の残存供用期間に発生すると予想されるトータルコストについて評価を加え、補修・補強工法を決定する方法。

→ライフサイクルコスト

4. R C C M^{アール・シー・シー・エム}：Registered Civil Engineering Consulting Manager

建設コンサルタント業務において必要とされる「管理技術者」として、技術管理者または技術士の指導のもとで、業務に関する技術上の事項を処理または業務成果の照査にあたる技術者のこと。R C C M 資格制度は、平成 3 年度に創設された民間資格であり、(社)建設コンサルタンツ協会が実施している。 →技術士

参考) 受験資格：業務経験年数が大学卒相当で 13 年以上
資格認定後 4 年ごとの登録更新

5. アロケーション（アロケ）：allocation

費用の割り振りの意味で、異なる管理者が費用を出し合って一つのものを建設するときにとられる措置。橋梁を道路管理者と河川管理者が負担し合って建設する場合や、多目的ダムを河川管理者と複数の利水者が共同で建設する場合などが該当する。多目的ダムでは、その建設費を利水者が予定している水量比や単独でダムを造る場合の建設費等を勘案して、水道事業者・工業用水事業者・発電事業者・

治水事業者等がそれぞれの分に応じた負担割合で費用負担することを言う。

6. 暗渠^{あんきょ}

オープン水路（開水路）、つまり開渠^{かいきょ}に対して、地下に設ける円形や矩形^{くけい}の用水管や排水管をいう。地形的な条件や道路等との交差のため地表面に沿って設置できない場合等に設けられる。暗渠排水は、透水管などによって、土壌中の過剰水を排除して高い地下水面を下げる方法である。

ー い ー

1. I T ' S^{イツ・ツ}

茨城県土木部においては、設計業務において、新技術・新工法について、NETIS^{ネテイス}を検索・参照するなどにより情報を収集し、その活用の可能性について協議を行うこととしている。さらに、平成 16 年度には、県版の新技術等情報提供データベース（略称「ITS」）（イツ・ツ：Ibaraki Technology Information System (IT IS = IT'S)）を整備し、新技術等の提案を受け付ける場および有用な新技術等を広く公開する場を設置し、民間等の新技術開発力の増進に寄与するとともに、県土木部が発注する公共事業において発注者が新技術等を導入しやすい環境作りを日指している。NETIS と比較した ITS の特徴は次のとおり。

- ①県内での施工実績がある技術を積極的な紹介。（「積極活用技術」）
- ②申請にあたっては、可能な限り、茨城県の地域特性を考慮する。
- ③発注者に対し、技術資料を提供する。（一部の登録技術に限る）
- ④コンパクトなデータベースとし、発注者が手軽に閲覧できる環境を整備し、新技術等の活用検討を促進する。（茨城県土木部検査指導課の HP 上で一般公開）

新技術等の活用促進は、公共事業のコスト縮減にも寄与することから、各自治体においても、情報データベースの構築などによる取り組みが活発化している。

＜参照：茨城県土木部検査指導課 HP：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01claas/class03/07netis/index.html>＞

→公共工事コスト縮減対策、NETIS^{ネテイス}

ー う ー

1. 打ちっ放し^{う ばな}

コンクリートの仕上がり面を型枠をはずしたままの面とする方法。モルタル^{はり}刷毛仕上げやタイル張りなどと違って表面を修正しないので、メタル型枠や品質のよい剥離剤^{はくりざい}を

使用し、ジャンカが発生しないよう入念な締め固めを行う必要がある。→ジャンカ

2. 馬^{うま}

道路工事などで車止めなどに使う横棒に、三角の形になるように足が4本ついた折り畳みのできるバリケードの一種。

ー え ー

1. A P E C^{エイベック}エンジニア

優秀な技術者が国境を越えて自由に活動できるようにするための制度。A P E Cエンジニアが登録できる技術分野は、現在 11 分野であり、日本では当面、「Civil」と「Structural」分野が登録申請の対象となっている。「Civil」分野の資格は技術士が、「Structural」分野の資格は一級建築士と技術士が対象となる。

「茨城県設計業務共通仕様書」において、設計業務における管理技術者は、技術士またはこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）または A P E Cエンジニアの保有資格者であり、日本語に堪能でなければならない、とされている。

2. 液状化^{えきじょうか}

地震時に砂地盤の所では、砂の粒子同士が振動によって密につまって、砂粒子の間にあった間隙水^{かんげきすい}が下から吹き上げて、砂が液体のようにドロドロになる現象が起き、支持力が大きく低下して砂地盤上の建物や構造物が沈下したり倒壊すること。昭和 39 年の新潟地震や昭和 58 年の日本海中部地震、平成 5 年の阪神大地震などで臨海部は大きな被害を受けた。平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟中越地震においても、液状化によるマンホールの浮き上がりなどの被害が発生した。このような砂の流動化を押さえるため、事前の液状化試験結果に基づき、振動締め固め^{しんどうしめかた}や間隙水の排水、セメント系・薬注^{やくちゅう}（薬液注入）による砂地盤固^{すな}化対策^じを行う必要がある。→軟弱地盤対策

3. S I^{エス・アイ}単位

世界で共通して用いられる単位を統一するため 1875 年(明治 8 年)メートル条約が締結されて以来、おもに C G S 単位・M K S 単位が広く使われてきたが、必ずしも一量一単位とならず、混乱していたため 1960 年(昭和 35 年)の国際度量衡総会で、国際単位系として新しく S I 単位系を採用することが決まった。S I とは、フランス語の Le System International d'Unites の略で、日本でも 1993 年(平成 5 年)11 月の新計量法に正式に採用され、建設業界においても平成 11 年 4 月 1 日から S I 単位のみを使用することになった。基本単位と

しては、長さ m、質量 kg、時間 s、電流 A、温度 K、光度 cd などで、力学系としては 1kg 重 = 9.80665N (ニュートン) として、従来の強度の表現 kg /cm が N/mm、応力の表現 kg /cm が Pa (パスカル) に変わる。例えばコンクリートの設計強度は 1kg /cm = 0.0980665N/mm ÷ 1/mm N/mm で換算して 180kg /cm → 18N/mm、210kg /cm → 21N/mm などとなる。鉄筋強度は例えば SR295 で 1600kg /cm → 157N/mm (≒ 160N/mm)、単位体積重量では RC で 2.5t/m → 24.5KN/m、応力は 35kg /cm → 3.4MPa などとなる。

4. S . Q . C . : Super Quality Concrete^{エス・キュー・シー}

超高性能コンクリートのことで、設計基準強度が 50N/mm 以上、かつ施工欠陥を生じさせない良好な充てん性があり、高強度鉄筋を使用し、必要に応じ鋼繊維補強を行ったもので、耐用年数は約 300 年。したがって、ライフサイクルコスト(L . C . C .)を比較すると従来のコンクリート構造物に比べ約 1/4 の経費で済むといわれる。

→ライフサイクルコスト

ー か ー

1. 概略設計^{がいりやくせつけい} (予備設計^{よびせつけい})

構造物の設計を行う場合は、段階的に 2 段階に分け、前段の「概略設計」でほぼ目的とする構造物の概略について決定したのち、具体的に詳細の部分の設計を行う「詳細設計」に分けて進めている。すなわち概略設計では、与えられた設計条件のもとで、構造物の概略について(寸法・形態・配置・構造等)三案程度の比較設計を行い、最も最適な構造・工法・デザインと費用について決定すること。近年特に周囲の環境にマッチした景観上の配慮が求められるようになっている。→詳細設計

2. 過積載^{か せきさい}

車両に定められた積載量以上の積載物を運搬することで、過積載車両による違法運行は依然として見受けられるとともに、重大事故が発生している。重量違反車両の割合は、全交通の約 1 % であるが、鋼橋に疲労損傷を与える影響は全体の約 30 % を占めるという報告もあり、社会資本の維持管理の面においても、違法運行の防止は今後の大きな課題となっている。

茨城県土木部においては、交通安全対策、工事安全対策及び建設産業の健全育成の観点から、過積載による違法運行の防止対策を各種実施することとしており、共通仕様書においても防止対策に取り組む旨を明記している。

ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差異があり、定量積載か過積載かの判断は難しいが、目安と

しては、土砂及び碎石・As 合材等の建設資材は、均した状態で平ボディ^{ひら}ーの嵩高^{かさだか}一杯まで、As・Co 殻及び As 切削殻は、平ボディの上への嵩高 20cm までは定量による積載とみなす。ただし、土砂及び碎石・As 合材等の建設資材については、通常均した状態で運搬していない場合もあり、平ボディの嵩高以上であっても均した場合嵩高一杯までと認められるときは定量による積載とみなす。

3. 仮想市場法^{かそうしじょうほう} → C V M 調査

4. 型枠^{かたわく}

コンクリート構造物を製作する場合、生コンクリートを流し込んで設計どおりの寸法に仕上げるための構造物材。一般に木製合板^{ごうはん}や金属製の既製材が使用される。コンクリート打設時の圧力や振動、重量に耐えられるよう、また所定の厚さ形状を保持するため、鋼管パイプやセパレーターなどの型枠組立材料^{しほざい}や支保材を組み合わせて製作される。

→化粧型枠

5. 合冊工事^{がっさつこうじ}

河川工事と道路工事を同時に発注する場合や近接または同じ現場において国補事業と県単事業を同時に発注する場合など、設計書はそれぞれ別々に作成して 1 冊にまとめて発注する方法。(工事番号も別個で諸経費も調整せず、設計書鏡に併記して合計額とする。) →合併工事

6. 合併工事^{がっぺいこうじ}

災害復旧工事などで別々に査定を受けた箇所を同時に発注する場合などで、諸経費の調整の対象となるもの。

→合冊工事

7. 釜場排水^{かまばはいすい}

工事現場などで湧水(地下水)があるとき、簡単な穴(釜→水が溜まるところの意、甲府市の釜無川^{かまなしがわ}は、淵ができない程流れが急であること)を掘って湧水を導いて溜め、そこに水中ポンプを設置して排水する、一番簡便な湧水処理法のこと。

8. 空積み^{からづ}

昔の城壁や玉石積みなどで裏込めにコンクリートを使用せず、石の摩擦だけで石壁を持たせる方式を指す。現在のブロック積みなどでは、強度を上げるため裏込めコンクリートと一体的に施工(練り積み^{ねり})するが、施工が悪いとコンクリートが行き渡らずに石だけが積み上がって空積みとなることがある。

－ き －

1. 技術士^{ぎじゅつし}

昭和 32 年に制定された科学技術庁(現文部科学省)所管の機械、船舶、航空、宇宙、建設、環境部門など 19 部門における高度の専門的応用能力を認める資格制度で、それぞれ計画、研究、設計、分析、試験、評価などの各業務に携わる。昭和 59 年には、技術士を補助する技術士補の制度が追加された。建設コンサルタント登録規定では登録を受けようとする部門ごとに専任の技術士を置かなければならないとされている。平成 13 年 4 月から技術士法が改正され、既存の 19 部門での実務経験の年数が引き下げられるとともに、常に高い技術水準を保つため、一定時間の C P D (Continuing Professional Development: 継続教育)が義務づけられ、また、海外の制度と同等となり日本の技術が海外でも活躍できる道がより開かれることになった。さらに現在では、総合技術管理部門、原子力・放射線部門が設置されている。 → R C C M

2. 切り回し^{きまわし}

道路工事などで、上下水道やガス管、市外通話ケーブルなどを工事に支障がないような位置につなぎ変えて移設すること。既設管を切って別にう回させること。 → 付帯工事

－ け －

1. 化粧型枠^{けしょうかたわく}

型枠をはずしたときにコンクリートの仕上がり面が石垣風や天然石のように模様がでる型枠のこと。景勝地や史跡のある場合の土止め壁として使用される例が多い。型枠内側にあらかじめ発泡スチロールなどで鑄型^{いがた}が造形されており、通常の型枠よりリース料が高い。

2. 原寸検査^{げんすんけんさ}

鋼材などを使用して部材に加工する場合、加工や組立に先立って設計図に基づきベニヤ板や鋼材自身などに実寸を落とした寸法について発注側の監督者があらかじめ検査して確認すること。

3. 建設汚泥^{けんせつおでい}

含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物などで、通常のダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩いて渡れないような状態の泥を指す。具体的にはコーン指数がおおむね 200KN/m²未満、または一軸圧縮強度がおおむね 50KN/m²以下の泥で場所打ち杭工法・泥水シールド工法で発生する廃泥水。処分する場合は、脱水や土壌改良材の

混和による固形化ののち産廃処分か盛り土材として再利用を図る。 →建設発生土リサイクル推進事業

ー こ ー

1. 公共工事コスト縮減対策^{しゅうげんたいさく}

厳しい財政制約下で限られた財源を有効に活用し、公共施設の整備をより効率的に推進することを目的に、政府が策定した「公共工事コスト縮減に関する行動指針」（平成9年4月）に基づいて、各省庁が行動計画を策定しコスト縮減対策に取り組んだ。その結果、平成7年から3年間で公共工事コストを10%削減する計画はおおむね達成されたため、平成12年9月、国は、平成12～平成20年度までの9年間で30%のコスト削減の行動計画指針を策定した。指針の主なものは、技術基準や設計方法の見直し、低価格の海外資材の活用などの直接的な工事コストの低減を引き続き進めるほか、施設完成後の維持・管理経費（ライフサイクルコスト）の削減、リサイクル材の活用、工事時間の短縮など社会的なコスト縮減も含めた総合的な施策の展開を図ることとしている。

茨城県でも、平成9年12月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する茨城県行動計画」（以下、「旧行動計画」、という。）に基づき平成9年度から11年度までの3年間、コスト縮減対策の推進に取り組んできた。

さらに、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図るとともに、新たなコスト縮減施策を積極的に推進するため、平成12年度から14年度を計画期間とする「茨城県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」（以下、「新行動計画」、という。）を策定した。新行動計画では、工事コストの低減だけでなく、次のような総合的なコスト縮減に取り組んできた。

- ①ライフサイクルコストの低減（施設の長寿命化や省資源・省エネ化等）
- ②工事における外部コストの低減（社会的コスト、時間的コストの低減。建設副産物リサイクル推進、交通渋滞緩和等）
- ③大規模なプロジェクトにおけるコストの低減（つくばエクスプレス沿線整備など大規模プロジェクトにおける総合的なコスト縮減。関連事業間の調整、新技術の導入など）

国土交通省では、さらに、平成15年度から、その新行動計画を継続実施することに加え、①事業のスピードアップ、②設計の最適化、③調達の最適化を見直しのポイントとし、公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組むこととした。平成15年3月には、「コスト構造改革」の施策プログラムとして、これまでの行動計画に加え実施すべき施策をとりまとめた「国土交通省公共事業コ

スト構造改革プログラム」が策定された。

茨城県においても、「新行動計画」を改定するとともに、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」と連携した各施策を着実に実施し、公共事業のコスト縮減を推進していくこととしている。本プログラムでは、「コスト構造改革」への取り組みを適切に評価するため、①工事（初期）コストの縮減、②規格の最適化による工事費の縮減、③事業便益の早期発現によるコスト縮減、④将来の維持管理費の縮減の4項目について評価する「総合コスト縮減率」を設定している。

数値目標としては、平成15年度から平成19年度までの5年間に、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率の達成を掲げている。

茨城県においては、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に準じた「茨城県公共事業コスト構造改革プログラム」を平成17年3月に策定した。数値目標は、平成16年度から平成20年度までの5年間とし、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率の達成を掲げている。各施策を着実に実施し、公共事業のコスト縮減を推進していくこととしている。

<参照：茨城県土木部検査指導課HP：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/04cost.html>>

2. 工場検査^{こうじょうけんさ}

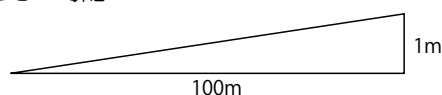
JIS製品でない特注品や特別仕様の資材や製品について工事発注者側が実際に製品を製作する工場に赴いて、材質、寸法、強度、数量、出来上がり、見栄え、製作過程などをチェックして仕様書通りのものができるかどうか検査を行うこと。その後に所定の部材を製作して施工現場に搬入するという手順になる。

3. 厚層基材吹き付け^{こうそうきざいふ}

急傾斜地崩壊対策防止工事などで、法面処理をしたあと土や岩の切り土面に植物の種子を木繊維や肥料（バーク、オガクズなど）と混合した材料を圧縮ポンプで噴射して、従来のもの（2cm以下）に対し、3～10cmの厚さに吹き付け緑化を図るもの。地山を保護し、植物の定着・育成床の確保と栄養分補給が同時に行えるもので、植物の生長に優れた効果を発揮している。

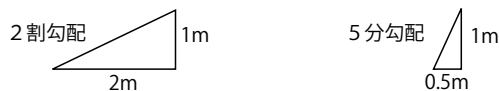
4. 勾配の表し方^{こうばい}

- ① 100分の1勾配（1/100）：100m水平に行って1m上がるときの勾配

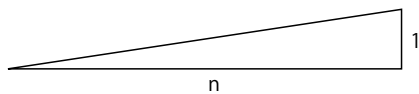


- ② 2割勾配：垂直の高さ1mに対し水平に2m出たときの勾配

5分勾配：垂直の高さ1mに対し、水平に50cm出たときの勾配



③ 1 : n の勾配 垂直が1に対し水平にn行ったときの勾配（例；2割勾配は1 : 2と表わす）



④パーミル（permil：単位‰）：1000 mに対して1 m上がる時の勾配の単位（千分率）

5. コールドジョイント：cold joint

コンクリート構造物の施工中に、コンクリートの打ち継ぎ目部に生ずる不連続面。下層のコンクリート打設後、上層のコンクリートを打設するまでに長い時間が経過すると下層の表面に強度の無い不純物から成るレイタンスが発生し強度や耐久性・水密性を著しく低下させる。この場合レイタンスを除去処理し、高強度モルタルを敷くことによって下層と上層のコンクリートを一体化することができる。平成11年に多発した山陽新幹線のトンネルでのコンクリート片落下事故で話題となった。

6. コンクリート再生砕石

建設工事等に伴い発生したコンクリート廃材の再資源化を目的として機械破碎し製造した再生骨材で、石山から採掘し破碎して製造する砕石と同様、道路路盤材や構造物埋め戻し材、基礎材などに広く利用されている。茨城県また、茨城県土木部が発注する土木建築工事では、一定の品質の基準を決め、路床入れ替え工や小構造物の基礎等に用いられるRB-40と歩道路盤工や下層路盤工として用いられるRC-40の2種類を基準化している。また、茨城県土木部が発注する土木建築工事では、コンクリート再生砕石等について指定工場制度がとられており、茨城県土木部が指定した工場から納入されなければならない。コンクリート再生砕石の指定工場は、平成18年3月27日現在、35箇所あり、コンクリート再生砕石については、リサイクル原則化ルールに基づき、工事現場から40km以内に再資源化施設があればそこから利用することとなっている。→建設副産物リサイクル

<参照：茨城県土木部検査指導課 HP：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/>>

ー さ ー

1. サガリ

ある点からいくら下がったところかを表す言葉。垂直を決める錘のついた糸はサゲフリと言う。

2. 柵渠・柵溝

杭と杭の間を何枚かの板材をはめ込み水路等の押さえ壁としたもの。板と板の隙間から背後の土砂が吸い出しを受けることが多く、主に農業用水路として用いられる簡易なもの。材質は木材やコンクリート二次製品がある。

3. 残存物件

補助事業が完了した時点で、補助事業で購入した機械・器具・仮設物や備品などで耐用年数以内で残存価格が存在するものは、継続使用をするものを除いて減価償却した残存価格の補助率分を原則として国に返還しなければならない。しかし、除却や処分に要する費用が残存価格を上回る場合は相殺して控除が可能。

ー し ー

1. CM：コンストラクション・マネジメント：Construction Management

工事の発注者と施工者の間に入って発注者の代理人としてコストや工程、品質などを管理し報酬を得る業務、またはその業務を行う会社を指す。ゼネコンに一括請負させる従来の建設生産システムにくらべて事業の透明性が増す。しかし、現状でもCMという名称は使わなくても元請けであるゼネコンは工事の施工管理という事実上のCM業務は実施している。一方、アメリカでは建設工事の総額の約1/3にCMが採用され、ドイツやフランスなどでも類似の制度が定着している。発注者がゼネコンを介さず直接個々の専門会社と契約を結ぶ際にアドバイスをを行う純粋（pure）型、ゼネコンを介すが専門工事会社の選定はCM会社行う方式、事業全体を発注者から請け負ったCM会社がゼネコンや専門工事会社を選んで契約するアット・リスク（at risk）型など幾つかのバリエーションがあり、これらを実際に行うのがCMR（CMマネージャー、CM会社）と呼ばれている。

2. ジオテキスタイル：geo-textile

大地または土地を表すGeoと織物のTextileを組み合わせた合成語。ポリプロピレン、ポリエステル、ポリエチレンなどの材質で織物、不織布、樹脂ネットなどにしたものを行い、軽くて引っ張り抵抗が強くしかもたわみ性があるため、道路盛り土・河川築堤工事などで巻き出し時に内部に敷き込んで地盤的に強度を持たせたりせん断すべりに抵抗して堤体などを安定させるもの。県南や県西の軟弱地盤の多い河川工事に施工される例が多い。

3. CCI

Charming Construction's Identity（魅力ある建設事業の推進）の略称。建設業の3K（危険、汚い、きつい）イメー

ジや職場環境を改善し、若い建設労働者を確保することによって建設業が担う社会基盤整備を円滑に進めることを目的としている。「茨城県魅力ある建設事業推進連絡会議（CCI 茨城）」は、(社)茨城県建設業協会、(社)茨城県造園建設業協会、(社)茨城県電設業協会、東日本建設業保証(株)、茨城県(土木部)の5団体で組織されており、毎年建設フェスタ(イベント)や建設ステーション見学会(専門学校・高校・大学生対象)、建設体験学習(中学生対象)など各種事業が実施されている。

4. 市場単価

歩掛を用いず、労務費、施工手間、材料費(場合によって省かれる)を含んだ施工単位当たりの単価を市場単価といい、これを直接工事費の積算価格の算出にそのまま用いる方式を「市場単価方式」という。公共工事を発注する際の積算は、原則として歩掛を用いて積上げる積算(歩掛積算方式)で実施されているが、市場単価は基本的に直接工事費に相当する施工単位当たりの市場での取引価格であり、積算の機動性の確保、市場における各種の価格決定要因の円滑な予定価格への反映、施工業者間の取引価格の基準化、発注者の積算業務の合理化・省力化といったメリットがあり、各種積算において幅広く用いられてきている。積み上げ積算方式は、資材メーカーと下請業者間の取引を反映するのに対し、市場単価方式は、下請業者と元請業者間、あるいは資材メーカーと元請業者間の取引を反映するものといえる。市場単価方式をさらに発展させ、発注者と元請業者間、あるいは発注者と下請業者間との取引を反映するものが、現在国土交通省などで導入が進められている「ユニットプライス型積算方式」である。

→施工単価方式、ユニットプライス型積算方式、複合単価

5. 指定工場制度

公共施設等の整備にあたっては、供用後における施設の代替が簡単にできないことや、使用者である公衆の安全を十分に確保しなければならないことから、築造する施設の品質を確保することは公共事業に課せられた大きな課題である。

このため、茨城県土木部では、発注する建設工事において使用する資材のうち、品質が施設の耐久性に大きく影響するものや、製造時における品質変動が大きい資材について、品質管理に優れた製造工場を資材の納入のできる工場として指定することにより、築造された公共施設の品質確保を図ることとしている。

アスファルトコンクリート合材、コンクリート二次製品、砕石、生コンクリート、再生砕石の5資材について指定工場制度を設けている。

指定工場に対しては、毎年または隔年で工場への立ち入り調査を実施しており、改善要請や指導を行っている。平成19年8月31日現在の指定工場数は、次のとおり。<出典：茨城県土木部検査指導課HP>

資材名	制度開始年	指定工場数	県外工場数
砕石	S.51.04.01	27	0
コンクリート再生砕石	H.08.08.01	37	0
生コンクリート	S.55.04.01	58	0
アスファルト合材	S.50.04.01	27	5
再生合材	S.50.04.01	26	4
コンクリート製品	S.50.04.01	34	0
積ブロック	S.50.04.01	7	0
連結ブロック	S.50.04.01	4	0
大型ブロック	S.50.04.01	6	0
張ブロック	S.50.04.01	10	0
長尺U字溝	S.50.04.01	24	0
合計		183	5

6. 指定と任意

仮設工事などにおける「指定」とは、工事目的物を設計図書のとおり施工を行わなければならないものであり、施工方法等について具体的に指定している。(契約条件として位置づけ)

「任意」とは、工事目的物を請負者の責任において自由に施工できるものであり、設計図書に施工方法等について具体的に指定していない。(契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)指定の場合は設計変更および出来型検査の対象となるが、これに対して任意の場合は原則設計変更および出来形検査の対象とならないが、地質条件など施工条件が契約上明記されているものと実際とが異なるときは設計変更の対象となる。

7. CPD : Continuing Professional Development

継続教育と訳され、従来一度資格を取ればほとんどが更新無しの終身資格となっていたが、最新の知識や技術を修得して自己研鑽と社会貢献に資するため、技術資格者の能力の維持・向上を図るシステムのこと。各種団体(土木学会、地盤工学会、日本技術士会、建設コンサルタンツ協会、日本建築学会、日本造園学会、日本コンクリート工学協会、日本都市計画学会、全国土木施工管理技工会連合会など)が認定のためのプログラムを提供しており、一定の時間の講習会参加や研修従事などを時間制により登録し、認定を受ける制度である。

8. ジャンカ

打ち込まれたコンクリートの表面や躯体の内部に、主として粗骨材のみが取り残されたような形で生じた空隙の多い欠陥部分で、粗骨材が多く存在するためモルタル分が極めて少

なく強度が弱い。このうち躯体の表面部に発生している箇所を特に^{まめいた}豆板と呼んでいる。ジャンカとは、骨材でジャカジャカした感じがあるため、または砂利化が詛ったものか。

9. ^{しゅにんぎじゅつしゃ}主任技術者と^{かんりぎじゅつしゃ}監理技術者

主任技術者および監理技術者は、建設業者が請け負った工事を施工する場合の技術上の管理を行うため施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理などを適正に処理する。一般建設業者は元請け、下請けを問わずすべて主任技術者を置かなければならず、特定建設業者は自社施工の場合、または3,000万円（建築は4,500万円）未満の工事を下請けに出す場合および他の業者の下請けとなる場合にはすべて主任技術者を置かなければならない。また特定建設業者が3,000万円（建築は4,500万円）以上の工事を下請けに出す場合は監理技術者を置かなければならない。請負額が2500万円以上（建築5000万円以上）の工事の主任技術者または監理技術者は、他の工事との兼任は認められないが、当該工事の現場代理人は兼ねることができる。主任技術者になれるのは、1級及び2級国家資格者、大学または高専（建設系）卒業後3年以上・高校（建設系）卒業後5年以上・その他は10年以上の各実務経験者。また、監理技術者になれるのは指定7建設業（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園）については、1級国家資格者または大臣認定者、それ以外の業については、1級国家資格者、実務経験者で元請け額4,500万円以上の工事で2年以上指導監督の経験のある者とされ、監理技術者の方が技術上上位のランクとなる。

10. ^{しょうさいせつけい}詳細設計（^{じっしせつけい}実施設計）

構造物の基本方針（構造・工法・施工等）を定めた「概略設計」を受けて、実際に構造物の工事を施工するための構造図や寸法図、施工図、材料図などの図面（建築では、給排水関係、電気関係、機械設備などの関係図を含む）を作成し、工事費の積算基礎となる材料・資材の規格や数量を総括する作業のこと。 →概略設計

11. ^{こうほう}シールド工法：shield driving method

地下鉄や下水道工事などのトンネル掘削技術の工法で別名モグラ工法とも呼ばれる。シールドと呼ばれる鋼製の円筒^ほ保護^{ごかく}殻の先端前面部で掘削ビットを取り付けたカッター回転させながら掘り進み、殻を油圧で前方に押し進めて後部から掘削した土砂を外部に搬出する。掘削後の内周にセグメントと呼ばれるプレハブの分割板をリング状に建て込んで一次覆工とし、次に場所打ちコンクリートで巻き立てて二次覆工を行いトンネル空間を形づくるもの。特に軟弱地盤や交通量が多くオープン掘削工法が困難な道路下で行われる。

－ せ －

1. ^{せいようしょうさがたせつけい}性能照査型設計

構造物や部材に要求される性能を明示し、それをもとに設計を進める方法で設計の自由度が格段に高まり、新技術の導入などが積極的に図られるようになる。

－ そ －

1. ^{そうごうたんか}総合単価

災害復旧事業で、設計・積算の簡略化を図るため簡単な工種については、積み上げ計算をすることなく1m当たり、1㎡当たり、1㎡当たりなどの諸経費込みの単価が用意されており、数量の拾い出しだけで工事費が積算されるようになっている。

－ た －

1. ^{だいしんどちかりようほう}大深度地下利用法

平成13年4月に施行された「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」のことで、道路・河川・鉄道・上下水道などの公共性の高い事業で深い地下空間（大深度地下）を使用する場合、原則地権者への補償を不要とするもの。地表から40m以下または建築物の基礎杭の支持層上面から10m以下の両者のうち深い方を大深度地下とする。当面東京、名古屋、大阪の三大都市圏において適用する。

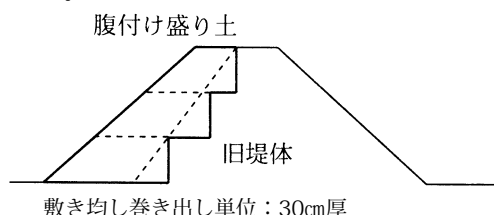
→区分地上権

2. ^{たまが}玉掛け

クレーンで資材の積み上げ・積み卸し、横取りなどを行うときその資材をフック掛けしたり移動の指示をして位置決めをしたり、フックからの取り外し作業を言う。資材がはずれたり落下する事故が多いため労働安全衛生法で有資格者が作業に当たらなければならない。

3. ^{だんぎ}段切り

河川堤防の^{はらづ}腹付けや道路の路体の盛り土などで斜面になった地山に盛り土するとき、新旧の境目に滑り面が発生しないように30cm×30cmの階段状にカットした上に盛り土すること。



ー ち ー

1. 丁張り^{ちようはり}

構造物を現地に建設する場合、設計図の寸法を確認するため工事の支障にならない位置に木片などで高さや幅を確認できるように縄張りを行うこと。またこの時の目印となる木片を指し「丁張りをかける」というような表現を使う。

2. 直轄工事負担金^{ちよくわつこうじふたんきん}

国道や一級河川のうち国が直接管理する区間の工事費や維持管理費について、受益者である県が毎年、道路法や河川法の規定により応分の負担をすること。河川では、河川法第 60 条により通常工事では 1/2、大規模工事では 3/10、その他の工事では 1/3、維持管理費では 4.5/10 の負担率が定められている。また直轄ダム建設については、下流県の治水上の負担金は同 63 条により、治水上の面的防衛効果と各県の河川延長の割合を勘案して、各県のアロケーション率を決定して負担しなければならない。

道路では、道路法により新設・改築工事では 1/3、維持・修繕費では 4.5/10 となっており、港湾では、直轄工事の 4.5/10 となっている。また、都市公園法では国営公園の新設・改築・災害復旧では 1/3、維持管理費は 4.5/10 の負担となっている。

ー て ー

1. 出合い丁場^{であいちょうば}

工事を進める際、工種の異なる工事（施工者が異なるときもある）が、同一現場で同時に進行する状況をいう。それぞれの工事の段取りを上手に行わないと時間のロスが生じたり、人員や施工機械などが錯綜するため、労働安全衛生上慎重な対応が必要となる。

2. デフレーター：deflater

建設工事費は年毎に資材や人件費などの物価変動があるため、実績額を単純に比較することができない。このため基準年からさかのぼって物価上昇率を加味した係数で割り戻し（あるいは現在価格に修正）して工事額を比較する場合の価格修正係数のこと。

ー と ー

1. トータルステーション：Total Station

光波による距離測定と方位角度を測定するトランシットの機能を一体化した電子測定器械を使用して測量を行うこと。すべてのデータが座標化されたデジタル数値で表わさ

れ、コンピューターによる様々な加工処理が可能となる。

2. トンボ

工事現場における位置決めのための丁張りの一種で、小木片などで T 型の形にして設置されることが多いので昆虫^{とんぼ}の蜻蛉になぞらえてこう呼ばれる。

ー な ー

1. NATM^{ナ ト ム}（New Austrian Tunneling Method）

従来の鋼アーチ支保工、矢板及び厚い覆工でトンネルに作用する荷重（土圧）を支えるトンネル工法と異なり、吹き付けコンクリートとロックボルトを主たる支保部材とし、地山のアーチ作用、あるいはリング作用を積極的に活用しようとする工法。我が国では、昭和 50 年代に入ってから本格的に導入され、当初、膨圧対策に効果が著しいとして注目されたが、その後土砂地山や硬岩地山にも適用できる合理的な工法として普及した。都市部においても採用されるようになってきており、茨城県においても梅香トンネル（水戸市梅香町～金町）などで実施例がある。

2. 縄延び^{なわの}

昔、検地を行ったとき、縄を用いて田畑の寸法を測定して石高^{こくたか}を計算したが、実際の測定では一定の長さの縄を展張することにより、たるんだり延びたりするので帳簿上の数字より実面積が広くなることを指したが、現在では工事完成時の出来形検査で、ビニールテープの巻き尺で測定すると両方からテープを引っ張るので、テープが延びて実際より短い距離として測定されてしまうことを指す。正確には鋼尺で一定の引張り力をかけて測定する。

3. 軟弱地盤対策^{なんじやくじ ぼんたいさく}

構造物を構築する際にそのままでは支持力が不足したり、有害な沈下を生じたり、地震時に液状化するような軟弱地盤において使用に耐えられるような地盤に改良することを軟弱地盤対策という。軟弱地盤対策工には多種多様の工法があって、それぞれ特徴があるため改良しようとする地盤をよく調査し、その目的に合致した工法を選択することや施工中の管理が重要となる。主な工法をあげると、軟弱層の一部または全部を良質材に置き換える「置換工法^{おきかえ}」、軟弱地盤上に荷重を加え圧密促進によりせん断強度を増大させる「載荷工法（例：プレローディング工法・バーチカルドレーン工法）」、軟弱地盤中に振動機を用いて砂などを強制圧入し締め固める「締固工法^{しめかため}（例：サンドコンパクションパイル工法）」、セメントや石灰などの安定材を強制的に混合・注入し化学的固結作用で地盤を強化する「固結工法^{こけつ}（例：深層混合処理工法）」

」などがある。茨城県の県南県西地域の低地では、軟らかい粘土を主体とする軟弱層が広く分布している。これらは主に今から1万年以上も前に流れていた河川の浸食により出来た谷が、海水位の上昇に伴い埋積されたもので、深さ40m以上に達するところもある。 →液状化

－ ね －

1. ^{ネ テ イ ス}NETIS : New Technology Infomation System

新技術情報提供システムのことで、平成18年から国土交通省が「新技術情報の収集」、「新技術情報の提供」、「新技術の活用等」、「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」のため、民間業者等から新技術の登録申請を受けるもの。

茨城県では、IT'S(Ibaraki Technology Information System)平成16年より、工法、製品、その他の分野で現在までに、121件(88社)の登録を行っている。

－ は －

1. パース : perspective

建築物や構造物の見取り図または完成予想図のことで、絵画の専門家が設計図の平面図・立面図・構造図などを元に完成イメージを鳥瞰図風に描いたもの。元々の意味は透視画法・遠近法のこと。最近はコンピューターによるCGを使ってよりリアルにまた移動しながらの俯瞰など自在に対応できるようになっている。

2. ^{ばんぶく}盤膨れ

水田などの軟弱地盤上に築堤や道路の路体盛り土を行う場合、一度に盛り上げると盛り土の自重により周囲の軟らかい地盤が盛り上がり、盛り土自体は沈下してしまう。このため、巻き出し厚を薄くして徐々に盛り土するか、プレロードとして長年月にわたって盛り土のまま放置するなど慎重な施工を行う必要がある。

－ ひ －

1. ^{ピーエム}PM : Project Management

PMは、^{シーエム}CM(Construction Management)にくらべてマネジメントする範囲が広く、CMが主に個別の工事を対象とするのに対し、事業全体を対象にしている。海外ではCM同様民間企業に外注することもある。国土交通省が使っているPMはISO10006に規定されているものに近く自らのマネジメントに重点を置いている。

→CM : コンストラクション・マネジメント

2. ^{ビーバイシー}B/C : Benefit / Cost : 費用便益比

費用対効果といい、事業を実施することが社会的に必要かどうか、どの程度支出することが望ましいかなどの判断材料として用いられる指標。公共事業などで投資の結果得られる効果の程度を算定して、事業に要する費用と比較して1を超えるときは事業効果があるという。

→公共事業再評価、CVM調査、旅行費用法

3. 費用対効果 →B/C

－ ふ －

1. ^{ぶが}歩掛かり

設計書を作成するとき、ある作業の工種を実施するときに必要なとされる人件費の^{にんく}人工(職種ごとの人間)の数や使用資機材の数量、機器の損料や運転時間など、実際の作業時の工程から統計的に調査して標準値を採用し使用している。「歩掛かり」の本来の意味は、^{ぶあい}歩合(割合)を掛け算するという意味。

2. ^{ふくごうたんか}複合単価

建築設備の電気工事、設備工事などでは、材料の単価にプラスして加工費・取り付け手間を含んだ材工共の1個当たり、1m当たりの単価が決められており、これらの直接工事費に諸経費を掛けて工事費を積算する。

3. ^{ふたいこうじ}付帯工事

本工事に付随して発生する様々な工事を指す。例えば道路改良工事などで、道路を占用して埋設された既設の上・下水道管、電話市外ケーブル、ガス管などの移設工事については、それぞれの事業者が対応するが、水路や道路など県や市町村、土地改良区など公共的な施設の移設・付け替えについては付帯工事として工事原因者の負担で対応する場合が多い。本来の事業の目的の工事が本工事でそれ以外の管理者が異なる関連工事が付帯工事。河川工事における橋梁工事なども付帯工事となる。 →切り回し

4. プロジェクトボード

県工事の現場ごとに路線名、工事内容、整備効果、完成予定時期等を明示する表示板(事業説明用看板)を県産スギ間伐材を利用して設置し、地域住民や通行者に情報提示するもので、平成18年度から採用されている。

1. ヘドニック法^{ほう}

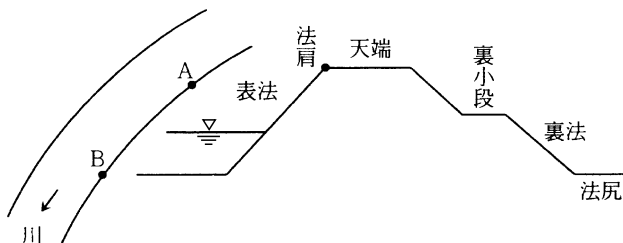
費用対効果算定手法に一種で、各種のプロジェクトが地価を上昇させるという効果を数量化する手法の一つで、公共財を形成するプロジェクトが地価や住宅価格に反映されるとする「キャピタリゼーション仮説」を前提として、被説明変数に地価や住宅価格を設定し、説明変数にプロジェクトに基づく公共財をおくことによって関数型を推計し、パラメーター（変数）を設定することによって便益を測定する。キャピタリゼーション仮説を前提していることから地価に影響を与えない国土全体の自然環境等のプロジェクトなどには適用がむずかしい。

2. ベンチマーク：bench mark

測量の水準点、または測定を行うための基点を指す。工事現場などでは、不動点^{ふどうてん}を選んで、既設の水準点から高さを追って測りだした「仮ベンチ^{かり}」を用いることが多い。

1. 法線^{ほうせん}

堤防・護岸・水路など線状に配置される構造物の位置を平面図に表示するときの線形を示す。法線^{のり}のもとになる法（面）とは、垂直を基準にした傾斜の度合いのことで、図の堤防の例では、法肩^{のりかた}を結んだ線 A B を法線（堤防法線）という。転じて道路の線形を図上表示するときも道路法線というように使われる。



2. 補償工事^{ほしほこうじ}

本工事に伴って発生する様々な工事のうち、工事が原因となって元の土地使用者・利用者に利用上の不便を生ずる場合に原因者負担で対応する工事のこと。軽微なものは本工事に含める場合もある。また、工事着手前に工事の役務費または用地補償費をもって現況調査を実施して工事施工中または施工後に、工事が原因で影響範囲内にある構造物や井戸等に影響が出た場合には、無償で修繕や取り替え、または新たな水道工事などを用地補償費のなかの補償工事として実施しているが、因果関係などをよく見極めることが大切である。

3. ポンツーン：pontoon

浮き桟橋のことで、その本体部分を構成する箱形の浮体は、木製・鋼製・鉄筋コンクリート製・FRP製・PCコンクリート製などがあり、また鋼けた枠の周囲をコンクリートで覆ったハイブリッド・ポンツーンもある。外国の例では、湾内や河川など流れや潮流があってもアンカーで固定でき、かつ基礎工事がないため、地盤の悪い場所や水深の深いフィヨルドなどでの大型の施工例がある。日本での原型は、舟を多数並べて浮かべた上に板を敷いた舟橋^{ふなばし}に当る。

1. マチ

余裕のこと。「マチを取る」とはある余裕をあけて工作を行ったり、建具をセットしたりすること。

2. マニフェスト：manifest system

産業廃棄物（特に建設廃材）の不法投棄を防ぐために採用された積み荷目録（管理票）のことで、事業者が工事に伴って発生する産業廃棄物を処分する時に発行する7枚綴りの伝票。廃棄物の種類、量、形状、処分先などを記載し、その廃棄物を取り扱った運搬・処理業者が1枚ずつ保管して、最終処分業者が残りの伝票を事業者に返送することにより、不法投棄を防止するとともに、排出業者が産業廃棄物の流れやその廃棄物に関する情報を正確に把握することができるシステムで、排出業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれ原票を5年間保管しなければならない。

1. 未竣工工事^{みしゅんこうこうじ}

単年度会計主義では、当該年度の3月31日までにすべての工事が完了していなければならない。しかるに、繰り越しの手続きもなくそれまでに竣工しなかった工事は未竣工工事であり、工期がずれ込むおそれのある工事は繰り越しの手続きをしておくことが望ましい。特に3月などには、予想を超える降雨があるなど現場作業が遅れることが多いことも考慮すべきである。 →繰り越し

2. 水セメント比^{みず ひ}

コンクリート、またはモルタル中に含まれるペースト中の練混ぜ直後の水量とセメント量との質量比。コンクリートの強度は、水セメント比に最も依存するといわれている。

茨城県土木部では、コンクリート構造物の耐久性を向上させる観点から、平成15年4月1日より、一般環境条件

の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、原則として、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすることとした。材料の承認にあたっては配合報告書及び納入書により、設計どおりの水セメント比の配合となっていることを確認する必要がある。

－ め －

1. 目通り^{めどお}

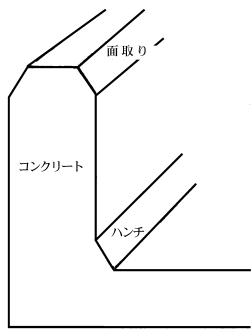
樹木の大きさを表すため、木の根本(地面)から120cmの高さの位置の幹の直径の太さまたは幹周の寸法を表す数値のこと。

2. 免震構造^{めんしんこうぞう}

地震の揺れを建築物に及ぼさないようにして居住性や安全性、快適性などを高める手法。揺れの制御方法には二種類あり、建築物の頂上部に制振用の振り子または水を置いて振動の加速度の逆方向にコンピューターで運動を制御して揺れを押さえる方法と地盤と建築物の間に積層ゴムやダンパーを設置して縁を切り揺れを抑制する方法がある。阪神大震災を契機に採用例が多くなっているが方法としては後者の採用が多い。

3. 面取り^{めんと}

面を取るとは、直角部分や隅角部の施工の見栄えをよくして欠けを生じさせないようにしたり、バリ（表面などが滑らかでないこと）が生じないようにするため、断面が三角形になるようにコンクリートなどを打つこと。この面を取るために当てる型枠部材^{めんぎ}を面木という。



－ ら －

1. ライフサイクル・アセスメント：LCA：Life Cycle Assessment

ライフサイクルインパクト評価ともいわれ、資源採取から製品の生産・製造段階、輸送過程、建設の段階、使用段階、最後に解体廃棄の段階に至るライフサイクルにおいて、投入資源あるいは排出物による環境負荷、自然環境へのライフサイクルインパクトの影響等を定量的、客観的に評価する手法。

その方法には、LCCO₂（ライフサイクルにおけるCO₂排出量）、LCW（Life Cycle Waste：ライフサイクルにおける

廃棄物発生量）などの評価手法がある。

ライフサイクルインパクト：ある事業や製品・構造物の生涯にわたる二酸化炭素排出量、材料使用量、エネルギー使用量、毒性、資源枯渇など環境に影響を与える要素を指す。

2. ライフサイクルコスト：LCC：Life Cycle Cost

土木構造物などにおいて、建設コストだけでなく企画・設計・施工・維持管理・解体撤去・廃棄・更新に至るまでの一連の費用の総額を指す。安く建設して維持管理に費用がかかることのないよう、事前に十分トータルコストを検討することが必要となる。幾つかの条件を仮定してLCC（＝初期コスト＋維持管理コスト＋更新コスト）を算出することにより、一層経済的で効率的な資材や工法の選択が可能となる。ここで維持管理のグレードとは、機能レベルの低下速度を遅らせるための行為、補修とは低下した機能を竣工時点まで回復させる行為、改修とは竣工時点の性能を上回る機能を付加する行為とされている。耐用年数を越えたものやさらにグレードアップが必要な場合には改築となる。 →RLCC

－ り －

1. リサイクルガイドライン

平成13年度に策定された「茨城県建設リサイクル推進行動計画」に基づいて、平成13年3月に、循環型社会形成と環境負荷の削減を目指して、茨城県が実施するすべての建設工事における建設副産物の発生抑制、再使用、再資源化の推進および適正処理を行うことを定めた「茨城県建設リサイクルガイドライン」を指す。

具体的には、

- (1) 建設副産物の発生抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうちCo塊、As塊および建設発生木材の再使用、再資源化を図り、その他の建設副産物、再使用、再資源化および減量化に努めること。
- (3) 建設副産物の適正な処理の徹底化。
- (4) 環境への負荷の少ない再生資材を率先して使用すること。

などを基本としている。 →循環型社会

2. リモート・センシング：remote sensing

遠隔探査。人工衛星や飛行機から電磁波を使って地表の形状・植生・環境・資源などを探査し、そのデータを分析・加工して表示する技術。

3. 旅行費用法^{りょこうひようほう}（TCM）：Travel Cost Method

費用対効果算定法の一つで、レクリエーションに関する

財やサービスなど無償の施設などに対する評価を算定する手法として開発されたもの。アンケートを実施し、ある特定のレクリエーションサイトに移動するために、人々が負担する旅行の費用（交通費＋代表的なルートによるアクセス時間の一般化費用）とレクリエーションサイトへの訪問頻度に関するデータとから需要曲線を作成し、この需要曲線から無償施設の便益を測定する。 →B／C

－ れ －

1. 練炭養生^{れんたんようじょう}

厳寒期、山間部では夜間から早朝にかけて気温が低下し、打設コンクリートが凍るおそれがあるので、打設後にシート等で覆い、練炭火鉢を数個置いて暖をとり、凍結防止を図ること。

－ わ －

1. ワンデーレスポンス：one day response

茨城県では、工事受注者から発注者に対する現場における質問などに対し、現場の施工を待たせないため、24時間以内に何らかの回答を行うこと。工程管理の1つの手法である。CCPM（クリティカルチェーン・プロジェクト・マネジメント）の一部を採用することとしている。現場を待たせない、速やかに回答するという対応を組織的に行うもので、平成19年度より国土交通省が取り組んでおり、県は平成21年度から導入予定としている。

I T 関 連

ー い ー

1. イン트라ネット：Intranet

WWW (World Wide Web) ブラウザや TCP/IP などのインターネットで普及している技術を使って構築された LAN (Local Area network) をイントラネットという。イントラ (intra) とは「内部の」という意味で、インターネットとの大きな違いは、社内や庁内などに限定されたネットワークとして利用されている点で、WWW を使用してデータの検索や電子掲示板の利用など行うことができるなど限定された範囲でのインターネットといえるもの。既に普及している技術を使用しているので比較的手間がかからず、クライアント側はインターネットブラウザだけで簡単にサービスを利用できるのが特徴。Web の原義は、クモの巣の意で巨大なインターネット網を意味し、ホームページなどと同義。ブラウザ (browser) は、(情報を) 拾い読みまたは閲覧すること。さらに、個別のイントラネットシステムをインターネットを通じて結び、相互にデータを交換できるようにしたシステムを「エクストラネット」(Extranet) と呼ぶ。

ー え ー

1. ^{エクステンシブル・マークアップ}X M L 言語：eXtensible Markup Language

コンピュータを介して、文書を交換する記述法の国際規格「SGML」の簡易版で、データベース化された情報の検索が容易に行えるファイル形式。インターネットでホームページを作成するときに使われる HTML 言語に似ており、文字列をタグと呼ばれる < > でくくった予約語で囲み、文書の整形や他文書へのリンクを行ってデータ検索が簡単に行えるもの。国土交通省が平成 13 年 4 月から始めた「土木設計業務等の電子納品要領 (案)」の中で「業務ファイル」と「報告書管理ファイル」がこの形式での提出となる。

ー き ー

1. ^{キャド}C A D : Computer-Aided Design

コンピュータを活用して構造物や機械などの設計・製図を行うこと。立体図面

ー く ー

1. クリアリングハウス

情報の所在地や入手法などの一括したデータを集め検索できるようにしたシステム。例えば、入札情報のクリアリングハウスでは、発注者名・入札件名・開札日時などの情報が盛り込まれる。国土交通省では、平成 13 年 4 月から調達情

報を一元管理するクリアリングハウスの運用を行い、各地方整備局・各工事事務所で別々に公表していた発注情報を一つのホームページですべての情報が得られるようになった。

ー け ー

1. ^{けんせつ キ ャ ル ス}建設 C A L S / ^{イーシー}E C : Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electric Commerce

CALS のもとの意味は、「コンピュータ支援による^{べいたん}兵站技術情報管理システム」で、民間では電子商取引を意味する Commerce At Light Speed の略語としても捉えられている。1985 年アメリカ国防省が戦略装備品についてその開発・生産・調達・運用・管理・廃棄・再利用・後方支援などの全体にわたるシステムの合理化・品質向上・経費削減などを図るために官民一体となって開発したコンピュータ支援による兵器調達システムのこと。建設 CALS/EC は、これまで紙でやりとりされていた公共事業に関する情報を、標準に基づいて電子化し、情報機器をネットワークに接続することにより特定の機器、システムに縛られることなく組織を越えて情報の伝達、共有、処理、加工、検索、連携を可能とする環境の総称である。国土交通省および関係団体によって構成される公共事業支援統合情報システム研究会 (建設 CALS/EC 研究会) において、品質の確保、コストの縮減を目的に公共事業に CALS の概念を導入することについての調査・研究が行われており、建設 CALS/EC 研究会では、平成 9 年 6 月に作成した「公共事業支援統合情報システム (建設 CALS/EC) アクションプログラム」において平成 16 年までにすべての国土交通省直轄事業において CALS/EC を実現することとしているほか、順次地方自治体にも導入が計画されており、茨城県では、平成 15 年度 (平成 16 年 1 月) から 2 億円以上の工事について一部適用を開始した。これは都道府県では全国で 7 番目、関東では初めての導入であった。現在 (平成 17 年度から) は 1,000 万円以上の工事について適用している。平成 19 年度にはすべての工事に適用する予定である。また委託業務は平成 15 年度に地質調査を除く本庁起工分で一部導入を図り、平成 17 年度からはすべての委託業務に適用している。また、電子入札案件には原則として電子納品も同時に行われている。 →電子入札

<参照：茨城県土木部検査指導課 HP：

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/shirase/shirase00.htm> >

ー こ ー

1. ^{コ リ ン ス}C O R I N S : Construction Records Information Service : 工事実績情報サービス

財団法人日本建設情報総合センターが行っている有料の

工事実績情報サービスのこと。「公共工事の発注をめぐる入札・契約手続きにおける不正行為の防止」、「建設市場への国際化への対応」などの社会的要請を背景に、請負金額が5,000万円以上の公共工事を対象にして平成6年3月から登録が始まった。公共工事発注機関が工事を発注する際の「建設会社の類似工事の施工実績確認」を目的に、工事竣工時に登録することとしていたが、平成7年4月から「監理技術者などの専任配置の確認」と「建設会社の手持ち工事量」を把握するため、工事受注時と途中変更時のデータ収集も開始している。平成9年4月からは、登録範囲の拡大を図り、請負金額2,500万円以上の工事を対象とした。また、平成14年10月には、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事実績データの収集がスタートし、平成15年2月から簡易C O R I N Sの情報提供も始まり、一般競争入札の拡大に伴い良質な施工業者の選定に活用が図られている。

茨城県土木部では、現在請負金額2,500万円以上の工事について登録を義務づけている。→TECRIS

ー し ー

1. ^{ジー・アイ・エス}GIS : Geographic Information System

「地図情報システム」と呼ばれ、従来の印刷された紙地図を電子地図化し、これと統計などの各種情報を図形データ化したものと重ね合わせてコンピューターの画面上に表示するシステム。既存の情報を地図上で解析・表示することで地図情報から高速で情報を取り出し、多面的な視点から意志決定を支援することができる。すなわち、地理的位置や空間に関する自然・社会・経済等の各種データをデジタル化された図形状に配置し、統合的に処理、管理、分析するコンピューター情報処理体系で、さまざまな情報を付加して表示利用することができる。従来は手作業で行っていた複雑な業務を効率的に処理することが可能となり、住宅地図、地下埋設物、各種管理台帳をはじめ災害予測、環境影響評価など幅広い利用が期待されており、県内でも、平成13年7月、茨城県測量設計業協同組合に「いばらきGISセンター」が設立され、営業活動を行っており、また県では平成18年度に共用地図に県民や企業、行政の情報を一元化する統合型GIS導入に向けて調査に着手している。

2. ^{ジャシクネット}JACINET

(財)日本建設情報総合センター(JACIC: ジャシク)が国土交通省、地方公共団体、民間企業が保有する様々な建設情報を収集・整理・蓄積して会員に提供する建設情報ネットワーク。建設界の動向、最新情報が得られる「掲示板サービス」や有益な情報や散在するデータを体系化して蓄積

する「データベースサービス」、情報交流をサポートする「電子メールサービス」、ビジネスチャンスをサポートする「海外建設・資材情報」のコーナーがある。

ー そ ー

1. ^{ソーホー}SOHO : Small Office・Home Office

自宅や小規模なオフィスを拠点として、パソコンやインターネットを利用して行う新しい業務形態。インターネット・ダウンサイジングの進展で家庭にしながらネットワーク・システムによるビジネスを展開することが可能になった。最近地方自治体が執務施設を用意したり情報通新機器メーカーが専用機器を販売するなど作業環境の整備が整いつつあり、これらのSOHO環境を利用して独立して生計を営む人が増える傾向にあるが、十分な安定した収入にまでは至っていないとの指摘もある。企業からも外部委託作業(アウトソーシング)としてSOHOに業務を外注し個人の専門性を活用する傾向も出てきている。

→アウトソーシング、テレワーク、サテライト・オフィス

ー て ー

1. ^{ティー・シー・ピー アイ・ピー}TCP/IP : (Transmission Control / Internet Protocol)

インターネットやイントラネットにおいて使用される標準的なプロトコル(通信規約)。トランスポート・プロトコルのTCPとネットワーク・プロトコルのIPがセットになっており、これをベースにホームページ作成時のファイル転送に使われるFTP(File Transfer Protocol)、メールの送受信に使用されるSMTP/POPなどのプロトコルが動作する。インターネットプロトコルでは、クライアントの各端末からIPアドレスと呼ばれる数字(0から255間での4つの数字の組み合わせ(IPv4)、IPバージョン4:2の32乗で約43億個のアドレスが可能)をつけてデータを送信すると、ルーターがデータについているIPアドレスを読みとって送り先を判断し適切な通信経路を選択して送信される。ホームページのアドレス(URL)で表記されるアルファベットなども本来は、IPアドレスで表されているが、数字では覚えにくいので、ネット上では、コンピューターにIPアドレスとURLの対応表が登録されていて自動的に変換される。次世代に向けて現在アドレスがバージョン4の4乗倍可能(2の128乗)とされるIPv6の導入が検討されている。→ルーター

2. ^{テクリス}TECRIS (Technical Consulting Records Information Service : 測量調査設計業務実績情報サービス)

財団法人日本建設情報総合センターが、行っている測量

調査設計業務実績情報サービスのこと。CORINSが工事施工会社を対象としているのに対し、TECRISは、建設コンサルタント及び地質調査企業を対象としており、平成7年4月から業務実績の収集を開始した。つまり「CORINSの工事实績」の「業務実績」版ということができる。平成8年10月からは、名称を「業務実績情報サービス」から「測量調査設計業務実績情報サービス」に変更し、測量業務データの収集も開始した。平成11年10月からは技術データの収集も開始している。発注機関はTECRISの業務実績情報を活用することにより、入札・契約手続きの透明性、競争性を高めつつ、技術力に信頼のおける企業選定を行うことができる。

茨城県土木部では、現在請負金額500万円以上の業務について登録を義務づけている。 →CORINS

3. デジタルデバイド：Digital divide：情報格差^{じょうほうかくさ}

情報化がもたらす経済格差と訳される。IT革命で飛躍的に情報・通信技術が急速に発展することによって産業や社会に大きな変革をもたらす我々の生活を豊かにする可能性を内在しているが、半面、技術発展についてゆけない発展途上国や先進国の中でも貧困層や高齢者またはパソコンアレルギー者などは、ますます不利な立場に追い込まれ利用者層との間に情報の格差が生じること。

4. テレワーク：telework

情報通信手段を活用して時間と場所に縛られず柔軟な働き方ができるシステム。従来のように定まった場所（会社や役所）で定められた時間（勤務時間）働くという考えから離れて、効率や成果が最も高く得られるような場所と時間を選択して仕事をする。大都市一極集中の是正や地域の活性化、職住近接、障害者、女性・高齢者などの雇用拡大などの社会的ニーズや多様なライフスタイルなどへの対応、通勤地獄からの解放、知的生産の向上やオフィスコストの削減などが図られる。

5. 電子入札^{でんしにゅうさつ}

入札に伴う資格審査確認申請から入札結果公表に至るまでの行程をインターネット経由で行うこと。透明性の確保をはじめ、競争性の向上、コスト縮減、事務の迅速化が期待できる。国土交通省では、平成13年度から導入を始めているが、茨城県では「県建設CALS/ECアクションプログラム」(H14.3)に基づき、平成16年1月より導入し、平成17年度は3,000万円以上の工事、平成18年度からは1,000万円以上の工事に適用され、電子入札にはICカードの登録が必要となる。 →建設CALS/EC

6. 電子納品^{でんしのうひん}

従来の紙の代わりに、文書や図面、写真からなる設計成果品や工事完成図書を電子データの形で発注者に提出すること。作成の際には、ガイドラインや各種要領に則る必要がある（本文は県検査指導課のHPで公開している）。電子納品は、書類の量や保管スペースの削減と設計や工事など他の場面での作業効率の向上を目的としている。

国土交通省では、工事、業務とも成果品の全てを電子化の対象としているが、茨城県の工事で義務化しているのは、現在のところ写真帳のみである。県では、平成13年度より試行をはじめ、平成16年1月より、電子入札の導入に合わせ取り組んでいる。＜参考：茨城県土木部検査指導課HP＞

→建設CALS/EC

ー ひ ー

1. PDF形式：Portable Document Format^{ピーディーエフ}

インターネット上での文書配信に多用されるファイル形式。アドビシステムズ社の無料ソフト「Acrobat Reader」を使えば書類を元のレイアウト状態で閲覧・印刷ができる。国土交通省が平成13年4月から運用を始める「土木業務等の電子納品要領（案）」の中で、報告書ファイルがPDF形式での提出が義務づけられる。また、土木学会の年次学術講演会の原稿も平成12年度からPDFファイルの提出が可能になっている。

2. B to B、B to C^{ビートゥービー ビートゥーシー}

B to Bは、Business to Businessの略で、企業と企業同士が電子商取引を行うことを意味し、例えばネコンがインターネットを利用して資機材を調達したり、下請け会社を選定したりすることを指す。B to Cは、Business to Consumerの略で、企業と消費者の間での電子商取引を指し、一般消費者が建設工事関連の企業情報をインターネットを通じて入手して工事などの契約を行うことを指す。

ー る ー

1. ルーター：router

庁内LANや社内LANの各クライアント（端末パソコン）のネットワーク同士やLANと外部のインターネットを接続するための装置。ネットワーク上を流れるデータの宛先に関する情報を読みとり、データが進んで行く経路を判断してデータを受け渡す機能を有している。

また、ハブ（hub）は集線装置^{しゅうせん}のことでネットワークの接続口で何台ものパソコンからのLANケーブルを1つに束ね再分配する装置。パソコンの台数が多ければハブ同

士を接続して接続口を増やすことができる。

－ わ －

1. ワークフロー：Work Flow

グループウェアを使って書類の決裁を行うこと。庁内(社内)の決裁順序に従い、ネットワーク上で書類が担当者に回覧される。電子印鑑ソフトなどを併用することもある。

河 川・海 岸・災 害

ー あ ー

1. アーシーデー RCD工法：Roller Compacted Dam Concrete

ダムのマッシュなコンクリート打設において、ケーブルクレーンによるバケット打設によらず、ダンプ運搬、ブルドーザー敷き均しと振動ローラーにより締め固めを行う超固練りのコンクリートを使用する工法。施工性が非常に良くなり、混入水が少なく水和熱が押さえられるためクーリング設備が要らなくなるなどメリットが多い。本県で最大規模となる大北川総合開発事業で建設された県内最大規模の小山ダムにおいて平成12年度から平成14年度まで採用された。

ー い ー

1. いぎほり 居切り堀

江戸時代、利根川東遷事業によって江戸湾から銚子へ流れを変えた利根川は、利根川下流域で流量が増えたにもかかわらず、河川状況は依然と変わらぬままであったため、排水不良で洪水のたびに大きな被害をもたらした。このため、関東郡代伊奈忠克は「新利根川」を新たに開削したり、江戸末期から明治にかけて霞ヶ浦の排水をよくするため鰐川から直接外洋に放流しようと、幕末から明治にかけて新しい放水路として居切り堀を掘削した。しかし、新利根川も思ったほど流量が流れず、また新しい堀り割川も河口部が砂で埋塞し所期の目的を発揮できないままに終わった。居切り堀は現在でも「堀割川」として残っているが海岸部は鹿島港の北港路の中に消滅した。

2. いなりゅう かんとうりゅう 伊奈流（関東流）

徳川時代初期、家康が江戸幕府を開いた当時の関東平野は、荒川や利根川、渡良瀬川などが縦横無尽に乱流して、洪水のたびに氾濫を繰り返す広大な原野であった。このため、幕府直轄領の行政官であった関東郡代伊奈家は、歴代にわたって民政安定と都市基盤整備のため、河川の付け替えや流路安定のための治水工事に携わった。この伊奈家は、信州伊那谷の出身で、武田信玄流の治水技術を習得していたといわれ、このため江戸時代初期の治水技術をさして、後世「伊奈流」または「関東流」と称されることになった。この治水技術の考え方は、自然の力に逆らわず溢れるものは溢れさせ、上手に自然の力を利用して洪水に対処しようとするもので、堤防を連続させず所々に切れ目を入れて洪水を一時遊水させるための霞堤などを作り、その遊水した水を通常時に水田への用水源とする溜井として利用するなど、自然にできるだけさからわない「柔」の治水技術といえるものであった。初代伊那忠次の陣屋が小室というところにあったのになみ、埼玉県に伊奈町（北足立郡）が誕生し、二代伊那半

十郎忠治が小張（伊奈町）に陣屋をおき、鬼怒川と小貝川を分離、山田沼に堰（福岡堰の前身）を設け、用排水路を整備して谷和原3万石の美田を開発したのになみ、昭和29年豊村、谷井田村、三島村、小張村が合併して伊那村（のち伊那町、現みらい平市）が誕生した。また、岡堰の左岸（谷和原村、現みらい平市）側に伊那神社が祀られている。

→紀州流、霞堤

3. いぬぼし 犬走り

洪水時の堤防に作用する水圧や漏水に対して堤防の安定を図るために、堤内地側（洪水から守るべき堤防の水田や人家側）の堤防脚部に沿って在来地盤よりやや高い平場を設けたもの。なお、法面の安定や雨水排水のため、法の中間に設けるものを小段という。

ー う ー

1. ウエットランド：wetland（湖内湖植生浄化施設）

本来の意味は、沼地、湿地のこと。霞ヶ浦では、流入河川の水質汚濁を改善するため、湖内湖の植生浄化施設として、河川の湖への出口付近の湖側に台形状の石積みの護岸で大きく囲い込みを行って静穏域を作り、河川からの汚濁分を沈降させている。水際や石積み付近には植生も復活して植生による浄化も期待できる。護岸の高さは平水位より若干高くし、かつ、水の出入りが自由にできるように何カ所かに切り込んだ潜堤部を設けている。国土交通省の施工により、平成14年度までに川尻川（霞ヶ浦町）、梶無川（玉造町）、園部川（玉里村）など7河川の河口部に設置された。

2. ウォーターフロント：waterfront

海や川や湖に臨む水辺一帯を指す水際地域のことで水際線ともいわれる。近年、都市の再開発や新たな埋立て地の開発に水辺を重視し、親水性に配慮した街づくり、水辺を正面に配置する街づくりが行われるようになってきており、大規模な例としては、大川端再開発（墨田区）、東京臨海副都心、みなとみらい21（横浜）、幕張新都心（千葉）、六甲アイランド（神戸）、シーサイドもち（福岡）などがある。

3. うがん さがん 右岸・左岸

河川の下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という。谷筋の右俣、左俣は、逆に上流に向っての右、左となる。

4. ど ウナギ止め

樋門・樋管などの工事で水路の上下流部の底版部に下向きの水路幅分の突起を付けた遮水工。堤体と構造物の間に水道が生じてウナギなどが潜り込んで、堤体が傷まないよ

うに対策を施したものの。

5. 雨水調節池

流出量を制御するための流域対策の一つで、オンサイト貯留では棟間貯留、校庭貯留、多目的遊水地などがある。

→オンサイト貯留、多目的遊水地

ー お ー

1. オイルフェンス、オイルマット：oil fence、oil mat

河川等の油分流出による水質汚濁事故に対処するため発泡スチロールの浮き輪を連ねたもの。オイルフェンスは、浮体を河川を横断するように水面上に浮かべて油分の拡散を防止する防護フェンスのこと。またオイルマットは、その浮いている油分を吸い取るため水面に浮かべて吸収後に回収するカットタイプの繊維性の吸着紙のこと。県内の防災機関や土木事務所、港湾事務所などに備蓄されている。

2. オンサイト貯留、オフサイト貯留：off site-、on site-

降った雨を流出カットのために設置される雨水調節池などに貯留する方式について、その場で処理する場合は、その場という意味でオンサイト貯留方式といい、降った雨を管渠や水路で集水して別の場所に設置した池などに導いて貯留する方式を、その場でない所でという意味で、オフサイト貯留方式という。

ー か ー

1. 確率年

過去の降雨や洪水のデータを統計処理したとき、その現象が何年に一度の割合で生じるかを表す言葉。再現期間ともいう。例えば10年間に1回の割合で起こるような洪水の規模を「10年確率洪水」あるいは1/10の確率洪水という。事象が10年ごとに1回生ずるという意味ではない。

2. 霞堤

堤防を連続させず所々に切れ目を入れ、洪水時に本川の洪水を逆流させて遊水させ、洪水のピーク通過後にその切れ目から自然排水を行うもので急流河川などにおいて古くより治水技術の一つとして利用されてきた。本県では、大宮町富岡の久慈川左岸に1カ所残っている。また鬼怒川では栃木県側に数多くの霞堤がある。しかし、近年土地利用の問題から締め切り堤とする要望が強く、徐々に少なくなる現状にある。 →伊奈流、遊水地

3. 河川協議

橋梁や排水樋門、その他河川に関わる工事を行う事業者が、河川法第24条の土地の占用許可、第26条の工作物の新築等の許可などに関して河川管理上の支障とならないような構造とするため、河川管理者と事前に協議を行い申請書がスムーズに提出できるようにすること。またその協議。

4. 河川整備基本方針・河川整備計画

河川整備基本方針は、平成9年の河川法改正により、従来の河川全体計画に代わるものとして、河川の計画規模（計画高水流量）を定め、河川工事や河川の維持を行うに当たっての治水上の長期的な基本方針を河川審議会に諮って定めることとされている。一方、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、おおむね20～30年の間に具体的な整備を図る区間の計画を策定するもので、学識経験者の意見を聴き関係住民の意見を反映させることとされている。

5. 河川水辺の国勢調査

河川の自然環境や社会環境に関する基礎的情報を把握するため、平成2年度より全国的に河川やダム湖に生息する生物の生息状況、市民の河川やダム湖の利用状況等について、定期的・継続的な調査を開始した。この調査は、環境庁が行っている「緑の国勢調査」の河川版で、調査の内容は「魚介類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」という6つの生物調査と河道の瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川調査」、河川空間の利用者などを調査する「河川空間利用実態調査」の8項目について、おおむね5年ごとにこれらの項目が一巡できるように行うこととしている。これらのデータは、河川の工事や管理を行う際の基礎資料となったり、環境アセスメントの際の貴重な資料として活用される。

6. カミソリ堤

既存の堤防の堤体が薄いため、洪水のたびに決壊することを、良く切れるという意味と堤体が薄いと両方をかけて、カミソリ堤と称する俗語。河川の改修計画にしたがって堤防の嵩上げや腹付けをして堤防を補強する必要がある。またパラペット式のコンクリート製の直立護岸を指すこともある。

7. 下流者負担

河川総合開発事業により、上流域にダムなどを建設するとき、下流域の市町村が利水者となって、利水量に応じたダム建設負担金を支払うこととなる。しかし、負担金を支払えば事足りるということではなく、下流側での水需要が上流での

河川開発を促進するという立場から、上流域での立ち退きや家屋移転などに関し、代替地造成や周辺環境整備、地域振興対策などに対し相応の負担を行うべきとの見解が一般的になってきている。本県の例では、鬼怒川水系の湯西川ダムで水源地整備計画に盛り込まれた各種事業について、千葉県や東京都などとともにダム建設費とは別に負担を決めている。また上下流交流事業として、夏には上流での林間学校などに下流の生徒を招いたり、上流の温泉水をタンクローリーで県内各施設に運んだりして上下流同士の理解を深めるための努力が続けられている。 →フルプラン

8. 川の一里塚

本県の鬼怒川、小貝川で昭和 61 年の洪水を教訓にして、河川堤防の一定区間ごとに、洪水時の水防活動や河川巡視時の避難場、また、水防活動の拠点となるよう土砂や水防資材の備蓄する場として利用するもので、通常は小公園風の休憩場所として、また単調な河川における地域のランドマークとして利用されている。平成元年 11 月に全国で最初の一里塚が、水海道市の小貝川に設置されて以来、両河川で合計 29 箇所が整備されている。

9. 緩傾斜堤

2～5 割位の勾配の緩い傾斜の護岸や堤防。海岸部では、波を静かに遡上させて反射波の発生を押さえて前浜の浸食を防ぎ、河川では堤体の安全度を高め、親水空間として位置付けられてきているが、河積（川の流水断面）を確保するためには、後背地に余裕のあることが必要である。

10. 慣行水利権

河川法が適用される以前から（普通河川から 1 級河川に格上げになった時を含む）慣行的に河川から取水を行っていた既得の権利のことで、許可申請がなくても自動的に水利権として認められるもの。農業水利に多い。ただし、水量は、既得の権利の枠として多めに設定されていることが多く、必要量としての許可水利権への切り替えが望ましい。

11. 勘十郎堀

茨城町の涸沼の奥、海老沢から鉾田町巴川沿いの紅葉間にある約 2 里(8km)に及ぶ運河跡。江戸時代、東北雄藩から江戸への物資輸送路は、大量に荷役が可能な海上輸送が主流であり、那珂湊まで沿岸沿いに南下し、三角波で航行が困難な銚子沖から利根川遡行のルートを選び、那珂川から涸沼川に入って、涸沼の奥にある海老沢から陸上輸送に切り替え、巴川に至って再び船積みして北浦、浪逆浦を経由して潮来に至り、利根川をさかのぼって関宿から江戸川を下り両国・蔵前に至る経路をとっていた。宝永年間水

戸藩では、財政改革の一環として陸上輸送部分の積み替え手間を省き、通行税の徴収が可能な運河の計画を浪人松波勘十郎を雇って宝永 4～5 年（1707～1708）にわたって工事に着手したが、労務使役が過酷であったことと賃金未払いであったことなどから農民の反発（宝永の一揆）を招き、また紅葉の巴川の標高が海老沢より 3 丈(約 9m)水位が高いことなどから結果的に事業は失敗し、現在その水路筋は水田や谷津となってその名残りをとどめている。

－ き －

1. 紀州流

江戸時代中期の八代将軍吉宗の時代になると、幕藩体制や民生も安定期を迎え、人口が増加した。これに対処するため、諸藩は年貢米としての収入を上げるためこぞって新田開発奨励策を取り、従来の湿地を水田に替えようとした。従来の関東流の手法では洪水のたびに氾濫していた低湿地に対し、霞堤などを締め切ることによって新たに水田に作り変えた。幕府でこの推進に当たったのが吉宗に紀州から呼び寄せられた井沢弥惣兵衛為永であったため、この新たな治水の手法を後世「紀州流」と称されることになった。このことは、連続堤によって洪水を河道に封じ込めるというように自然の力を押えこもうとする「剛」の治水思想に変わり、また堤防を締め切ってしまうため水田への大規模な灌漑用水の工事にも必要になった。この後、河床の上昇と堤防の嵩上げのイタチごっこが始まることになった。 →伊奈流（関東流）

2. 急傾斜地

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」で崖の傾斜角度が 30°以上の土地をいう。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、高さが 5 m 以上、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あることが必要。また崩壊対策工事は、指定を受けた自然崖（人口崖は除く）で崖下もしくは崖上で人家連担 10 軒以上が対象となる。

3. 魚道

堰や落差工、ダムその他の河川構造物の設置により遡上性や下降性のある魚や水棲生物などの移動が阻害される箇所、遊泳やジャンプまたは遡上できるように階段式やう回流式の緩い流れを人工的に作ったもので、大型鳥類の餌場にならないような配慮が必要である。

－ け －

1. 警戒水位

出水時において、増水状況に応じて災害（水害）の発生の

恐れがあるため水防管理者が警戒に当たることを定めた水位。単断面の河川では五割水深、複断面の河川では高水敷きに水が乗る水位を目安として決めている。→通報水位

2. 計画高水位

計画した確率規模の降雨に相当する洪水流量を安全に流下させることのできる水位のことで、堤防の高さは、この水位の高さに河川の重要度に応じて定められている余裕高を加えて決定される。現在は洪水により氾濫の起こるおそれがある水位を表わす「危険水位」という表現にいい替えている。

3. 激特事業

1961年（昭和51年）に「河川激甚災害対策特別緊急事業」（いわゆる「激特」）として創設されたもので、激甚な災害の起こった地域で特別な予算枠をもって緊急に実施する災害復旧事業で、再度災害防止を図るため一定の河川改修計画の元に復旧を行おうとするものである。採択基準は氾濫による一連の区域の被害が流出家屋50戸以上、または浸水家屋2,000戸以上で、全体事業費が10億円を超えるものとしている。本県では昭和61年8月4日の台風10号による水害で、建設省（現国土交通省）では那珂川無堤区間の改修に平成2年度までの5年間に総事業費60億円、小貝川・大谷川の母子島遊水池整備を中心に平成2年度までの5年間に総事業費193億円、県事業では大北川の改修が激特事業（39億円）として採択され5年間の期限で整備が行われた。

4. 原石山

ダムコンクリートに使用する粗骨材は最大寸法が150mmと通常市販されていないサイズが使用され、またダムの堤体積が大きいときは使用量が多くなることから購入碎石とはせず事業者が自ら採石を行って必要サイズの骨材を製造することが有利である。この採石場所のことを原石山と言う。県内の規模の小さなダムでは購入碎石で対応したが規模が大きい小山ダムで初めて高萩市の林野庁所管の山中において原石山採取としダム本體工事とは別に骨材製造工事を発注した。

— こ —

1. 洪水調節

ダムなどにおいて、常時満水位（常満）の高さからサーチャージ水位の間で洪水流を貯水することにより下流への放流量を絞り込んで調節すること。ダムへの流入量に対する放流量の仕方のコントロールの方法は、流入量の増減に関わらず常に一定の量の放流を行う一定量放流方式、流入量のあ

る%の割合で放流する一定率放流方式とこれら2つを組み合わせた方式などがある。具体的には各ダムについての操作手法を定めたダム操作規則がある。洪水期間がさらに長びきサーチャージ水位を超えるような場合には、ダムへの流入量＝放流量となってダムの洪水調節の役目そのものは終了することになる。→サーチャージ水位、ダム操作規則

2. 洪水ハザードマップ（洪水氾濫危険区域図）: flood hazard map

洪水ハザードマップは、市町村が主体となって、避難するために必要な浸水情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく図面などに表示し、公表したもの。おおむね100年～200年に1回程度の確立でおきる洪水予測により、ある地点で堤防が決壊した場合を想定して洪水氾濫危険区域を図示したもので浸水の水深が0.5m未満、0.5～2.0m未満、2.0m以上の3段階か、または5段階に分けて色分けしている。全国の主要河川で平成6年から作成が進められ平成18年3月31日528市町村（直轄河川（指定区間外）：343、補助河川（指定区間）：185）で公表されており、茨城県内では、ひたちなか市（那珂川；H12年7月公表）、五霞町（利根川、江戸川；H13年6月公表）、水戸市（那珂川；H14年5月公表）、東海村（久慈川；H15年4月公表）の4市町村で公開されている。また、茨城県土木部河川課では、「土砂災害危険箇所マップ」を策定している。茨城県内の土砂災害危険箇所をHP上で公開することで、まず周辺住民に対して「自分自身が土砂災害においてどのような環境に住んでいるのか」を周知し、災害対策に役立ててもらうことを目的としている。

〈参照：地質情報整備・活用機構 HP：

<http://www.gupi.jp/link/link-b/hazard-ibaragi.html>〉

〈参照：茨城県土砂災害危険箇所マップ：

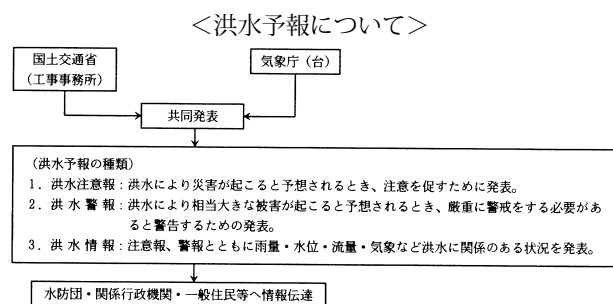
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/01class/class06/dosya/index.htm>〉

→浸水実績図

3. 洪水予報

洪水予報は、水防法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、あらかじめ指定した河川において洪水の発生のおそれがある場合に気象庁が降水量などの気象を、国土交通省（旧建設省）が河川の水位または流量をそれぞれ予測し、共同で水防団・関係行政機関・放送・マスコミ等の協力を得て地域住民に発表し、洪水の被害から地域を守る水防活動や市町村による警戒・避難態勢が迅速かつ円滑に行えるようにすること。洪水予報指定河川は、昭和30年に指定が開始されて以来平成11年末までに全国107推計の189河川が指定を受け、本県関係では、利根川水系の本川・渡良瀬川・鬼怒川・小貝川および平成8年に那珂川・久慈川が指定を受け洪水予報を行っ

ている。→水防警報



4. 子どもの水辺再発見プロジェクト

完全学校週5日制の実施に併せ、子どもたちの体験活動の場を拡大し、また「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、文部科学省（教育機関）と国土交通省（河川関係）、環境省が連携して、水辺を調査した上で、「子どもの水辺」として選定登録及び必要に応じ整備を行い、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るもの。平成17年9月15日現在、全国で215箇所が登録され、県内では、古河市の「わたらせ水辺の楽校」（渡良瀬川、平成14年12月登録）、千代川村の「千代川村水辺の楽校推進協議会（青龍楽校）」（鬼怒川、平成14年12月登録）、藤代町（現取手市）の「藤代町総合公園」（小貝川、平成15年7月）、桜川村（現稲敷市）の「霞ヶ浦ふれあい和田岬」（霞ヶ浦、平成15年9月）、水戸市の「桜川、逆川、沢渡川、子どもの水辺協議会（桜川、逆川、沢渡川、平成16年3月登録）」の5箇所が登録されている。

「子どもの水辺」において、安全に楽しく活動するためには水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」により整備を実施する。国土交通省関連では、「子どもの水辺」に登録された箇所において河川整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセスの改善（堤防の緩傾斜化、水辺に近づく河岸整備）、遊歩道の整備等を行う。

『子どもの水辺サポートセンター』は平成14年7月に設立され、「子どもの水辺」を活用した活動に対し積極的な支援やサポートを行うと共に、行政・教育関係者・市民団体やNPOなど川や水辺で活動する方々のネットワークの確立に努めている。→水辺の楽校

＜子どもの水辺サポートセンター HP：

<http://www.mizube-support-center.org/>

ー さ ー

1. 災害関連事業

河川の一定の区間において、複数の被災した箇所の災害

復旧費（親災という）が、その区間の全体を流下断面を拡大するなど一定の計画で河川改修を行ったと仮定した場合に要する工事費の1/2以上を占めるとき、個々の復旧では再度被災するおそれがあり、また一連の改良が一気に実施できることから、別途河川改良費（災害関連費）を加えて一定計画に基づいた河川改修を行うとした事業。道路、海岸、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設などに適用され、災害関連費が総工事費の5割以下でかつ1箇所2,400万円（市町村にあっては1,800万円）以上の事業に対して採択される。本県では、61災の照田川、H10災で那珂川「寿橋」などの例がある。そのほか、小野矢指海岸（北茨城市）、里根川、江戸上川、塩田川、関根川、小石川川、茂宮川、玉川、早戸川、桂川、藤井川、桜川、内沼川、天の川、雪入川、恋瀬川、稲荷川、城下川など県内の多くの河川で実施されてきた。→災害復旧助成事業

2. 災害復旧

天然の異常現象で災害発生の要件（時間最大雨量20mm以上や最大24時間雨量80mm以上など、そのほか波浪や地震、落雷、火山噴火なども対象）を満たしているとき、公共土木施設やその他の管理施設において災害事業費復旧国庫負担法の対象になるものを指す。管理者によって公共土木・農林・都市施設・学校などがあり、被災者が災害査定設計書を作成して申請し、それに基づいて国（国土交通省・財務省など）が現地に赴き、査定して復旧金額を決定する。決定した金額を災害査定官が査定設計書に書き込むことを朱入れという。復旧工事は原則3年以内に実施する。

3. 災害復旧助成事業

被災の程度が激甚であり、個々の災害復旧（親災という）では、十分な復旧の効果が発揮できない場合で、一定の河川改修に要する総工事費のうち、助成工事費（改良費）の占める割合が5割以下で、かつ6億円を超える事業。大規模な河川災害や海岸災害などに適用事例がある。本県では、50災でつくば市の男女川で実施された。そのほか、押川（大子町）、天の川（千代田町）、西田川（水戸市）、二反田川（笠間市）、巴川（鉦田町）の例がある。→災害関連事業

4. 桜づつみモデル事業

堤防に樹木、特に桜を植えて堤体を安定させるという方法は、古来より行われ、全国各地で桜の名所になっている例が数多くある。しかし、樹木の枯死により、堤体に穿入した根が腐って穴が生じたり、大風で樹木が揺すられて堤体が傷むなどの悪影響を受けることが多く、河川改修（河道拡幅）を機に伐採されるという例も多くなっている。このため、樹木による河川の緑化を図って良好な水辺環境を

整備するためには、堤体内に根を進入させない方法として、堤体外の盛土部分に植樹帯を独立させる方法で植栽を図ることとし、これを「桜つつみモデル事業」と呼んでいる。昭和63年度より全国で実施され、県内では、東町の^{あずま}新利根川、石岡市の^{こいせ}恋瀬川、下館市の^{しもだて}五行川、石下町の^{ごぎょう}はちけん^{いしげ}ほりかわの例がある。

5. サーチャージ水位^{すい}

超過容量水位のこと。洪水時にダムにため込むときの最高の水位のこと。この水位を超えればダム湖への流入量と同じ量を放流しなければならない。→洪水調節

6. 暫定水利権^{ざんていすい}

ダムの完成によって新規の水利権^{りけん}が賦与^{ふよ}されるまでの間、必要な水量(計画水量ではない)を河川管理者が暫定的に^{ほうすい}豊水水利権として許可すること。ダムの完成には長期間を要することが多く利水者としてはダム乗り(共同事業者として建設負担金を払うこと)してもすぐには取水できる状況とはならないための暫定的な措置。ダム完成とともに本来の水利権(計画水量)に振り替わる。

7. 三面張り^{さんめんば}

河川改修工事や砂防河川で河川勾配が急で流速が速い区間では、河床が洗掘される恐れがあるため護岸とともに河床もコンクリートやコンクリート二次製品としたもの。魚や植物の生態系とともに景観上も好ましくないため近年なるべく多自然型の改修方法で行うようになってきている。

→多自然型川づくり

ー し ー

1. 試験湛水^{しけんたんすい}

ダム工事竣工後に、仮排水路を閉塞して、実際にダムに湛水を行って各貯水位から最高のサーチャージ水位まで人為的に満水とし、1日～7日間その水位を保持し、堤体からの漏水量、揚圧力、地下水位・放流設備・貯水池周辺の安全等の^{のりめん}チェック、湛水側法面のすべりの発生の有無などを調査し、所期の目的が達成されているかどうかを確認する試験のこと。最近では、平成17年に小山ダムで実施され、本格的な運用がスタートした。

2. 自然再生事業^{しぜんさいせいじぎょう}

多自然型河川改修やコンクリート護岸に植生を施す自然共生型河川にとどまらず、土地利用などのために直線化に改良された河川を多様な水棲生物の生息可能な蛇行河川に戻したり、東京湾、伊勢湾などの湿地や干潟を再生して自

然環境を復元する事業で、平成14年度から国土交通省がスタートさせた。

3. 実調^{じつちよう}：実施計画調査

予備調査の結果をさらに拡張・追加し、具体的なダム建設に向けての事業計画を策定するための調査。→予備調

4. 指定区間^{していくかん}

1級河川において国が都道府県知事に管理の一部を委託している区間のこと。(したがって、指定区間外とは直轄河川と呼ばれ、国土交通省が直接管理している。)一般国道では指定区間は、国が直設管理する直轄道路で(通常1桁・2桁国道が該当、ただし維持管理の重要度を勘案して全国で、3桁国道55路線が含まれる。)、指定区間外が都道府県知事に管理が委任されており、河川と道路では言葉の使い方が逆になっている。

5. 斜面カルテ^{しゃめん}

平成10年より県内の各土木事務所では、地域住民の情報やボランティア団体などの協力を得ながら急傾斜地崩壊危険箇所について、斜面に関する情報を時系列的に調査票に整理し、データ管理を行うこととしている。これにより斜面の亀裂や異常な湧水などの崖崩れ発生の前兆現象をいち早く把握し、斜面の崩壊による災害を未然に防止したり警戒避難体制の強化等に役立てるものである。

6. 斜面緑化^{しゃめんりよくか}

斜面には、地形変動や浸食によって自然に形成された「自然斜面」と開発などによって人工的に形成された「人工斜面」があり、斜面緑化とは、斜面の安定と破壊や改変された生態系を回復させるための措置で斜面環境の改善や景観保全をはかるもの。代表的な工法としては播種工^{はんしゅこう}で、植物の種子を直接播いたり吹き付けたりする方法で急速緑化方式の一つである。

7. 重要水防箇所^{じゅうようすいぼうか}

洪水時に危険が予想され、水防上特に注意を必要とする箇所のこと。出水期前に堤防を十分調査するとともに、河川管理者が作成する水防計画書にも明示する。堤防高さが足りない、水衝部、構造物の前後、築堤工事後3年以内(堤体が安定していない)など重要度に応じてA・B・Cのランク付けなどを行い、水防活動時には重点的にパトロールを行う必要がある。

8. 植生浄化施設^{しょくせいじようか}

河川や湖の水質汚濁を回復するため河岸や湖岸にアシや

ヨシを植栽したり、河川の途中に浄化池を設置してアシやヨシを植え、汚濁分を補足したり植物の生長に必要な窒素やリンの吸収を行うもの。また土浦市の新川や備前川では浮遊性のホテイアオイを毎年投入して成長後に回収し窒素、リンの除去を行っている。さらに国土交通省では土浦港の荷揚げヤードで湖水を汲み上げてクレソンや種々の水耕野菜を栽培し、窒素・リンの浄化について市民と一体となった取り組みを行っている。

9. 人工リーフ：-reef

海岸部で波浪による侵食を防ぐ目的や遊泳に適した静穏域を確保するため、海底に捨て石を面的に敷き均して人工的に水深を浅くして砕波を促し、静穏域を確保する工法の一つ。離岸堤のような景観上の問題も少ないため採用例が多くなってきている。本県では高萩市高戸海岸でCCZ事業として昭和62年に人工リーフが採用され施工された。

10. 浸水実績図

過去の洪水による浸水被害区域を図面上に表示して、土地利用上の考慮や浸水に備えた日頃からの心構えと避難方法について喚起するために河川管理者が公表しているもの。県内では那珂川、久慈川、桜川の浸水実績図が公表されており、また、1/100の確率の大雨による浸水想定区域をコンピューターシミュレーションにより0.5m～5.0mの5段階で色分けして発表しており、これを元に関係市町村が洪水ハザードマップを作ることになる。

→洪水ハザードマップ

— す —

1. 水害防備林

立木などが河川の流れを阻害する点に着目して植林した林により洪水の流勢を押さえ、流れる土石を補足して洪水流を安定化させたり堤防の保護を行うもの。河畔林ともいわれる。平成9年の河川法改正で河川施設に組み入れられた。古くは武田信玄が笛吹川に設けた「万力林」や福島県の荒川の「赤松林」が有名。本県では山方町小貫の久慈川左岸の竹林などの例がある。

2. 水系一貫主義

河川は、上流の山間部から河口部まで様々な水利用が図られており、上流での取水は、下流の流況に影響を与え、また降雨時には各支川から次々に洪水が流入しながら増水するため、局所的な手当てでこれに対処することは上下流や本・支川間でのバランスを欠いた不安定な治水対策となる恐れがあり、昭和39年の河川法改正時に従来の区間改修

主義を改め、上流から下流まで統一性のある一貫した治水計画の元に下流から順次年次計画を立てて改修工事を行うこととしたものである。

3. 水際線計画

昭和62年に、全国で初めて茨城県の河川や海岸などの水辺についてどうあるべきかをまとめたマスタープラン。後背地や土地利用、歴史的背景、地域の中での河川などの位置づけや役割などに留意してゾーニングを行い、河川や海岸などの整備基本方向について提言している。国が管理する河川では河川環境管理計画がある。

4. 水際線シンポジウム：-symposium

昭和62年「茨城県水際線計画」の策定を記念して開催され、河川や水に関する記念講演や有識者などのパネラーを招いて水に関する討論を実施している。毎年1回県内各地の話題性のある河川を選び持ち回りで開催される。開催場所とテーマは次のとおり。

- | | | |
|------|-------------|----------------------------------|
| 第1回 | 土浦市 | 21世紀を目指した水際線のあり方 |
| 第2回 | 取手市 | 水際線を軸としたまちづくり |
| 第3回 | 水戸市 | 快適な水辺環境を求めて |
| 第4回 | 高萩市 | 住民参加の水辺づくり |
| 第5回 | 水海道市
岩井市 | すてきな水辺を創りたい |
| 第6回 | 潮来町 | 水郷潮来と地域づくり |
| 第7回 | 常陸太田市 | 水際線の自然環境と地域の活性化 |
| 第8回 | 牛久市 | 川との共存をめざして |
| 第9回 | 笠間市 | かわとみずの文化 |
| 第10回 | 下妻市 | 古人に学ぶ川とのふれあい |
| 第11回 | 龍ヶ崎市 | 牛久沼の今と昔 |
| 第12回 | 茨城町 | 濁沼の豊かさを活かした水辺づくり |
| 第13回 | 大宮町 | 川の魅力を活かした地域づくり |
| 第14回 | 下館市 | 川の魅力を活かす「自然と都市との共生」 |
| 第15回 | 石岡市 | 豊かな自然環境を育む川づくり |
| 第16回 | ひたちなか市 | 地域とあゆむ川づくり |
| 第17回 | 古河市 | 学び・癒しの水際線 |
| 第18回 | 鉾田町 | 水とともに生きる～川と湖、そして海、その美しい水辺空間を考える～ |
| 第19回 | つくば市 | 市民運動による水辺環境の創造に向けて |
| 第20回 | 水戸市 | 豊かな水辺空間の創造と継承—市民と行政のパートナーシップ— |
| 第21回 | 常陸太田市 | 川に学ぶ、川で遊ぶ |

5. 水防管理団体

水防活動に関して、一義的に責任を持って当たる市町村、または水防法（昭和24年）に定める水防事務組合、または水害予防組合法（明治41年）に基づく水害予防組合な

どを指し、実質は各市町村の消防機関が水防事務を兼務している。水防管理団体は、水防工法を施行するなど水防活動を実施するための独自の水防団をおかなければならないが、現在は消防団が兼務している場合が多い。

6. 水防警報すいぼうけいほう

洪水の出水状況に応じて、河川管理者が水防関係機関に対し発令する警報のこと。種類には、水防活動に関して「準備」「待機」「出動」「指示」「解除」などがあり、洪水の今後の予測状況を付記して Fax または電話で伝達され、これらに基づき水防管理者は水防団員を水防活動に従事させる。国管理河川は国土交通省が、桜川(土浦)、大北川については県が発令している。また国管理河川のうち重要な河川で指定を受けた河川では、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を出している。 →洪水予報

7. 水防テレメーター：-telemeterすいぼう

県内各地の雨量や県管理河川の水位、港湾の潮位など観測したデーターを無線回線（茨城県防災行政無線）を利用して自動的に統制局（県庁河川課）に集め、そのデーターを加工して土木事務所などに配信することにより防災に役立てるシステム。昭和 61 年の台風 10 号による水害発生時に毎時水位を現地にて人力目視のうえ電話連絡をするという物理的限界を解消するため導入された。現在県内において水位局 67 局、雨量局 61 局、潮位局 4 局が整備され、直轄河川の建設省（現国土交通省）管理のテレメーターのデーター（2798 雨量局、2433 水位局、38 潮位局、112 水質局、64 積雪局、86 ダム局）と合わせ（か せんじょうほう）河川情報センターから市町村を始め各防災機関は様々に加工されたデーターを得ることができる。

8. スーパー堤防：super dike（和）すーぱーていぼう

高規格堤防ともいい、堤内側を堤防と同じ高さまで広く盛り土して計画高水量を超える超過洪水の時でも溢水による破堤を防ぐことができるため水害を小さな範囲に押さえることができるもの。従来の堤防にくらべて安全性が高く、盛り土部分の土地は買収せずに街づくりや地域計画の中で土地の有効利用を図ることができる。また河川の浚渫土砂での造成が可能となり、利根川右岸の千葉県印旛郡栄町矢口地区（昭和 62 年度～平成 4 年度）、同須賀地区（平成 3 年度～平成 7 年度）、同出津地区（平成 6 年度～施工中）、佐原市津宮地区（平成 3 年度～平成 5 年度）、香取郡小見川町小見川地区（平成 6 年度～平成 8 年度）でそれぞれ土地地区画整理事業や工業団地造成、公園などの整備が進んでいる。また本県では利根川左岸の北相馬郡利根町押付地区で計画が進められている。 →堤内地

－ せ －

1. 正常流量せいじょうりゅうりょう

河川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のこと。ある地点における維持流量とその下流の既得水利権量を加えた流量以上の量を指す。維持流量とは、河川における舟運・漁業・景観・塩水遡上防止・河口閉塞防止・河川管理施設の保護・地下水の維持・動植物の生息・流水の清潔な保持など総合的な観点から判断して渇水時においても河川が本来保有していなければならない水量のこと。正常流量が確保できない場合は新たな水利権は賦与できず、ダムなどの建設によって新たな水利権を生み出す必要がある。

2. 清流ルネッサンスⅡせいりゅう

平成 5 年から実施している「清流ルネッサンス 21」事業を拡充して、平成 13 年度から「第二期水環境改善緊急行動計画」として再スタートした。従来の河川事業と下水道事業が連携して水環境の改善を図ることに加え、河川の流量確保の観点を加味し、都市下水路事業がプラスされ、また下水処理水の放流位置や放流量の調節を行うことによって流量の確保を図って水環境の改善を図ることとしている。

全国で 34 河川が選定され、地元市町村、河川管理者、下水道管理者から構成される地域協議会を設置し、水環境改善行動計画を策定して、10 年以内を目途に河川事業や、下水道事業を重点的に実施する。平成 14 年に水戸市の千波湖・桜川・沢渡川・逆川などが一連で選定され、今後水質改善計画を県、水戸市、河川管理者、学識経験者、NPO などから成る協議会で策定する予定。

3. 清流ルネッサンス 21: Clear-Water Renaissance 21（和）せいりゅう

水環境改善緊急行動計画と呼ばれ、平成 5 年に地元市町村、河川管理者、下水道管理者が一体となってそれぞれの事業を集中的に展開し、水質汚濁、富栄養化、カビ臭などの著しい河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて 20 世紀中に清流を取り戻すために策定された計画。本県では土浦市の備前川の水質改善のため県・市が下水道事業を促進し、県が桜川から最大 0.5m/秒を備前川の上流部に導水することとした。導水は平成 7 年 10 月に開始され、目標水質 4.0mg/ℓ のところ導水実施前の水質（平成 6 年）BOD 33mg/ℓ が平成 11 年で 4.4mg/ℓ まで低下した。また、同じ土浦市の新川で平成 12 年 7 月から最大の 0.3m/秒の導水により、目標水質 3.5mg/ℓ のところ、平成 6 年の水質 9.7mg/ℓ が、平成 16 年で 6.1mg/ℓ に低下した。

4. 瀬替えせが

河川には流れのよどんだ淵と浅瀬で流れの速い瀬があ

り、河川の護岸工事などで瀬になっている河川の流水を護岸から離れた位置の河原を掘削することにより新たな流れ筋を作って、施工現場をドライ状態にして工事を容易にする方法。止水矢板で工事現場を締め切ってドライにする方法より簡単で安価な手法である。

5. セミバック堤

支川処理のうち、合流点付近に逆流防止施設（一般には水門）を設けて本川の排水が支川に及ぶのを遮断しながら支川の計画高水位についてはバック堤なみ、堤防の余裕高・天端幅については支川のままとする方式。 →バック堤

ー そ ー

1. 粗朶沈床

沈床とは、堰や橋脚など河川構造物の前後や堤防の足元の河床が流水から侵食されないように川の床に敷き詰めて河床の保護を図るもので古くから用いられてきた工法。敷き詰める材料としての粗朶は、広葉樹の栗や檜、樺、くぬぎなど堅くて強靱性に富んだ樹梢を束ねたもので、河床の変化になじみやすく、緩流河川の根固め工・水制工に適している。近年は、コンクリートブロックを敷き詰める工法に取って代わられたが、隙間が多様で流速の変化もあり小魚や底性生物などの生息空間となっているため多自然型河川工法の一つとして採用例が多くなり見直されてきている。そのほかに、木工沈床などがある。 →多自然型川づくり、木工沈床

ー た ー

1. 高潮

台風襲来時に気圧の低下に伴う海水面の吸い上げ（上昇）と海から陸側への強風による吹き寄せが重なって海水が堤防を越波して浸水被害をもたらすこと。特に満潮時にこれらが重なると大きな被害を引き起こす。古くは昭和34年9月26日伊勢湾台風による高潮被害が甚大で、これを契機に高潮堤の本格的な整備が行われることになった。また平成11年9月24日の台風18号による熊本県不知火町松会地区の高潮被害が記憶に新しい。

2. 高水 →計画高水位

3. 多自然型川づくり

河川が本来もっている野生生物の良好な生息・生育環境に配慮し、美しい自然景観を保全あるいは創造するために、従来画一的に進められてきた河川の直線化・コンクリート護岸化から、自然と人間が共生できる空間としてできるだ

け自然環境に配慮し、瀬と洄りのある河川づくりをしようとするもの。生物の移動空間としての緑の回廊（コリドール）としても位置づけられており、平成2年から取り組みが始まった。

その整備手法はパターン化されていないが、できるだけ緑や自然石を利用したり水際線に配慮した工夫をする必要があるが、庭園風にすることは避けたい。本県においては、これまでも部分的な施工例があったが、'97～'98に花園川の整備に引き続き順次源氏川、恋瀬川、飯沼川において進められている。

平成18年には「多自然川づくり」に衣替えし、すべての川づくりの基本として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理と定義づけられた。

4. ダム操作規則

ダムの適正な管理と運営を行うため、各ダムごとに操作規則を設けている。この中で治水については、警戒体制、洪水に対する措置やゲート操作の方法が定められ、利水については、下流での農業水利や水道用水、工業用水の取水が可能になるような放流量に関する事項が定められている。県内の水沼ダム、花貫ダム、藤井川ダム、竜神ダムでは、洪水時にはダムへの流入量から放流量を算定し、ゲートの操作方法が定められているが、飯田ダムや十王ダムにおいては自然放流式（ゲートレス方式）のダムであるためゲート操作に関する定めはない。また、ダムの機能が十分発揮できるよう、必要な設備の点検やダム管理の基礎資料となる気象（降雨状況）、水象（流入河川の流量・ダムの水位など）、ダム堤体の諸量（漏水・変位など）の調査測定事項についても定められている。

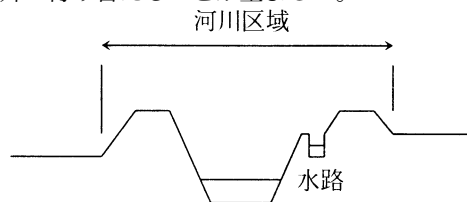
→坊主ダム、予備放流、洪水調節

5. 多目的遊水地

都市河川の治水対策として洪水調節のために設ける遊水地で、土地の有効利用を図るため、住宅、公園などの都市施設との共同事業として、周囲より掘り下げておいて降雨の時だけ遊水池として使用するもの。水抜き用の排水暗渠と排水ポンプを備えている。平時にはグラウンド、テニスコートなどの運動施設や緑地としての公園やピロティー型構造物の建築など多目的に使用されている。墨田区の白髭地区で、公園・高層住宅とのセット開発を住宅公団（現都市再生機構）が施行した。県管理河川では、中丸川（ひたちなか市）、新利根川（利根町）で事業が進められている。

6. 断面内水路

取水堰から引く用水路を下流に敷設するとき、護岸河川の内側中段に河川の縦断方向に沿って設置した水路。補償工事として付け替えなどで実施される例があるが、管理上の面から河川構造物と水路とを分離してできるだけ河川区域外へ付け替えることが望ましい。



ー ち ー

1. 地下河川

都市部では流出率が高く、河川の計画流量の値が大きくなり河川の用地幅を確保することが極めて困難となる。このため地下に新しくバイパス水路などを掘って河川とすることがある。河川区域は地下権の取扱いでなくその河川の断面の分だけ指定することになり立体河川の扱いとなる。

2. 治水ダム

洪水調節のみに利用されるダムで、多目的ダムと対比される言葉。昭和31年に建設された藤井川ダムは、当初防災ダムとして治水対策だけでスタートしたが、その後の水需給事情により常北町・水戸市が利水者として加わり昭和52年に多目的ダムとして改築されたもの。県内のその他の6ダムはすべて多目的ダムである。

3. 直立護岸

海岸や河川河口部などで背後地を浸食から防護するため、波返しやパラペットを立ち上げた垂直に近いコンクリート造りの護岸。通常基礎には吸い出し防止のため止水矢板が打ち込まれている。しかし海岸護岸などでは波返しに反射した海水の戻りで前浜の砂を浸食して砂浜が消滅することが多く、また止水矢板の隙間から背後の土砂の吸い出しを受けて倒壊する例が多い。さらに直立護岸は水際との縁を切ってしまう親水性の点からも好ましくないため緩傾斜堤に改良が進んでいる。→緩傾斜堤

4. 直轄ダム

河川法第9条第1項の規定に基づき、利水者とその負担金のアロケーションを決定したのち国が自ら新築するダムで、国が利水者からの委託を受けて工事を行う。現在茨城県がダム乗りして建設が進められているのは、利根川水系ハツ場ダムや鬼怒川水系湯西川ダムなどである。

→フルプラン・下流者負担

ー つ ー

1. 通報水位

出水時において、河川管理者が毎正時に水位観測を開始し、その情報を水防関係機関に通報しなければならないとして定めた水位のこと。今後の水位の状況によって次の段階に移行する。単断面河川では三割水深、複断面河川では低水路の五割水深の水位を目安に決めている。→警戒水位

ー て ー

1. 堤脚水路

堤防裏側に沿って内水や水田からの排水を流すため堤防に平行に設けた水路。河川や湖に排水するため所々に樋門や樋管を設置しなければならない。キャッチ水路とも言う。

2. 堤内地・堤外地

堤防によって洪水の被害から守られる側を堤内地といい、通常堤防に挟まれて川が流れている側を堤外地という。また堤外地の流れを外水（そとみず）、堤防を樋門・樋管などを通して河川に流れていく水路や排水を内水（うちみず）という。→内水被害

3. T. P. Y. P. A. P. O. P.

T. P. は、東京湾中等潮位（mean sea-level of Tokyo Bay）を表し、隅田川河口の霊岸島（現東京都中央区新川2丁目）水位標の明治6年～12年間（6年間）の東京湾平均海面の高さを24.500mとし日本の水準原点の高さとした。現在は、千代田区永田町1丁目1-1の憲政記念会館南側の国会前庭園北地区（洋式庭園）内に移設してT. P. + 24.414 mの高さを水準原点としている。Y. P. は、Yedogawa Peil の略で旧江戸川河口の堀江の量水標により江戸川水系、利根川水系の河川改修時の基準面に用いられT. P. - 0.842 mをY. P. ± 0 mとしている。これは、河川や港湾の工事で東京湾中等潮位の高さを用いるよりそれぞれの河川や港湾に適した基準面を使う方が便利なためである。また、A. P. は前述の霊岸島の量水標を基準に荒川、中川、多摩川の各水系に用いられ、O. P. は淀川、大阪港、神戸港に、K. P. は北上川水系に用いられている。なおPeil はオランダ語で水準面・レベルを表す言葉で、明治に入って近代河川改修技術がオランダ人工師によって進められた名残である。

4. 転倒堰（倒伏堰）

取水堰のうち洪水時に堰上げによる流下阻害を引き起こさないように一定の水位に達すると河床部を支点にして下

流側に水圧で倒れる形式の堰。

5. 転流工^{てんりゅうこう}

ダム工事で、河川を横断してダム本体を築造するため、本来の河川を付け替えたり、半川締め切りを行ったり、またはトンネルを掘削して現場を迂回させること。^{おおきたがわ}大北川の^{こやま}小山ダムでは、右岸の^{じやま}地山にトンネル（＝680m）を掘削した。湛水時には、ダム軸で閉塞され、その地点から下流側はトンネルが残るので活用法が検討されている。

→半川締め切り

－ と －

1. 頭首工^{とうしゅこう}：head works

農業用の取水に用いられる^{しゅすいぎ}取水堰の総称。

2. 特定多目的ダム^{とくていたもくてき}

昭和32年に制定され、多目的ダム建設において利水予定者が存在するということだけで先行してダムを建設し、利水者が決定したあと建設費を精算することを特例として認めた法律により施行されたダム。弾力的に早い段階での着工が可能となり、多目的ダムの効用を速やかに発揮することができる。利根川水系では水資源開発公団（現水資源開発機構）が進めている^{とくら}戸倉ダム、^{おおいがわ}思川開発^{なんま}南摩ダム・^{おおあし}大芦ダムなどである。

3. 土砂災害防止法^{どしゃさいがいぼうしほう}

平成12年4月27日、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」として成立し、平成13年4月1日から施行された。土砂災害対策の法体系は、ハード対策が従来通りの砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）により対応し、被害軽減を図るソフト対策としては、新たに土砂災害防止法によって対応することになった。その主な点は、

- ①基礎調査を実施して、土砂災害防止対策に関する指針をたてる。
- ②住民の警戒避難体制を特に整備すべき区域を「土砂災害警戒区域」として公示する。
- ③特に土砂崩壊の危険の著しい区域を「災害特別警戒区域」として指定し、宅地の造成や学校・病院、社会福祉施設等の立地を規制し、また、既存施設の移転の勧告を行い必要な融資措置をとること。

などである。

－ な －

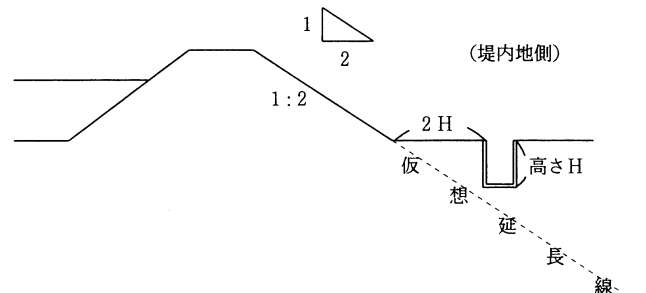
1. 内水被害^{ないすいひがい}

通常の洪水被害は、河川を流れる水（^{がいうい}外水：そとみず）があふれることによる浸水被害をさすが、内水被害は、降雨によって集まった雨水が外水の上昇で支川や排水路から河川に吐けきれずに浸水する被害をいう。また内水被害とも言う。支川処理として水門を付けて排水ポンプを設置するか、バック堤を本堤と同じ高さ^{はいすい}に背水区間まで整備する。また、降雨時は道路が水道^{みずみち}となって側溝などが溢れて浸水する場合や、低地に水が集まることによって受ける被害なども内水被害といっている。

－ に －

1. 2Hルール^{にエッチ}

堤防堤体の安全性を確保するため、河川管理施設等構造例で堤内地側の構造物の根入れについては、堤防の法勾配が通常2割勾配のため、堤内地に構造物を設置する時は（図は側溝の例）高さの2倍以上^{のりじり}法尻から離すことを指す。現在の堤防法面は、2割より緩やかなものが多くなったため、これを言い換えると任意勾配の堤防法面の仮想延長線より堤防側に構造物の根入れを穿入させないことと同義となる。



2. 二線堤^{にせんてい}

本堤背後の堤内地に築造される堤防のこと。^{ひみえてい}控堤または二番堤ともいわれ、万一本堤が破堤した場合や、霞堤で遊水した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる役割がある。

3. 2－7区間^{に ななく かん}

河川法施行令第2条第7項の規定（平成12年10月18日付「河川法施行令の一部を改正する政令」により、条文が第2条第1項第7号に変更）で、1級河川のうち直轄区間の本川の改良工事に伴って、本川の合流点から^{はいすい}背水等（バックウォーター）の影響範囲に当たる支川の範囲について、本川と一体的に施行する必要があるとする区間のことで、本川とともに国が管理する。本県では、久慈川支川の^{たまがわ}玉川（合流点より上流1800m区間）・^{あさかわ}浅川（同1400m

区間)、花室川（同 800m 区間）、小貝川支川の五行川（同 1278m 区間）などがある。 →バック堤

－ は －

1. ハザードマップ：hazard map

地震・洪水・火山噴火などにより発生が予想される災害現象の進路や範囲、避難先などを地図上に表したものの。災害予測地図のこと。 →洪水ハザードマップ

2. バック堤

支川処理の一つで、本川のバックウォーター（背水）の影響範囲区間を本川の堤防と同じ高さに築堤して、支川から洪水があふれないようにすること。

→セミバック堤、2-7区間

3. パンク河川

ある水系の河川の水利用で、上水道や農業用水、工業用水などを上流から取水するたびにマイナスとし、支川からの流入や還元水をプラスとして河川の水収支を計算すると、結果的にある地点で流量がマイナスになってしまう場合、俗にパンク河川と呼んでいる。現実的には、残流域からの流入や慣行水利権の不利用分があることなどから、枯れ河川となることは少ないが、正常流量が確保できるように既得水利権の見直しや慣行水利権の見直しが必要となる。 →正常流量

4. 半川締め切り

河川工事で瀬替えができないほど流量が多い場合は、河川の半分を矢板や土嚢で締め切って水替えを行い工事現場をドライ状態にして工事を行うこと。 →瀬替え

－ ひ －

1. 比流量

ある流域からの流出量をその流域面積で割った値。市街地河川では数値が大きく、山地河川や農耕地河川は小さな値となる傾向にある。河川改修の確率規模を決めるとき河川規模や自然条件の近い他の河川と比較する場合に参考とする。

－ ふ －

1. 復緊事業

「河川災害復旧等関連緊急事業」の略称。災害復旧事業および改良復旧事業によってその下流部への流量増加が予想され、改修などの対策が必要となる区域について、河川

の改良に関する事業を緊急に実施することにより、再度災害の防止を図り治水の安全度を上げる事業。県内では、国土交通省が平成 11 年 7 月の出水により、小貝川の直轄事業として下館市養蚕橋～栃木県芳賀郡二宮町までの区間を 144 億円（平成 11 年度～ 14 年度）が採択され、同年那珂川の J R 常磐線下流の両岸の無堤部合わせて 4 km の築堤が採択された。

2. ふるさとの川整備モデル事業

水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会にうるおいを与え、街の景観形成に重要な役割をになうとともに市民の余暇の有効利用上も重視されるようになってきており、特に街づくりと一体となって水辺空間の整備を図ることが求められるようになってきた。このため市町村のシンボリックな河川において周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間を形成をする「ふるさとの川モデル事業」が昭和 62 年度にスタートした。本県では昭和 63 年桜川（水戸市）、平成 3 年に湊沼川（笠間市）、飯沼川（水海道市、岩井市（現常総市、坂東市））、平成 16 年に前川（潮来市）が認定を受け事業を実施している。

3. フルプラン（水資源開発基本計画）

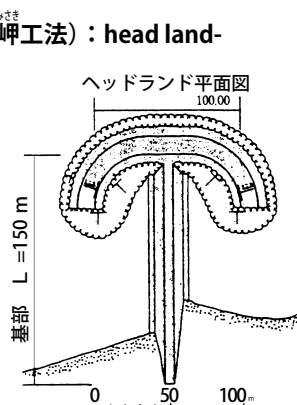
産業の発展や都市人口の増加に伴って、広域的な水需給対策を実施する必要のある全国 7 つの水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）について、水資源開発促進法（昭和 36 年 11 月）に基づき水資源開発水系に指定し、総合的な水資源の開発と利用の合理化を策定する計画のこと。

フルプランには①水の用途別（水道用水、工業用水、農業用水）の需要の見通しと供給する目標値、②供給の目標と達成するために必要な利水施設の建設に関する基本的な事項、③その他の水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項を定めることになっている。

利根川・荒川フルプランは、昭和 37 年に第 1 次フルプランが策定されて以来昭和 63 年に第 4 次フルプランまで改定され、現在平成 27 年を目標として改訂作業中である。この水系に依存する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、における平成 12 年度を目標とする、水の用途別の需要の見通しと供給の目標を定め、本県の利水施設の関連では、霞ヶ浦開発事業、霞ヶ浦用水事業、霞ヶ浦導水事業があり、また他見の利水施設で茨城県が負担する施設には、思川開発事業（栃木県）、奈良俣ダム建設事業（群馬県）、八ッ場ダム建設事業（群馬県）、渡良瀬遊水池総合開発事業（栃木県）湯西川ダム建設事業（栃木県）がある。

1. ヘッドランド工法（人工岬工法）：head land-

本県の鹿島灘海岸のように長大な砂浜海岸でかつ沿岸流による漂砂運動（年間を通じて冬期の南向き沿岸流より夏場の北向き沿岸流が卓越）が生じている区間では、砂浜に構造物があると沿岸流の上手側で砂浜の堆積が、下手側で砂浜の



浸食が進むことが知られている。このため約1kmおきに半円形の頭をもった長さ150mの人工岬と呼ばれる突堤（ヘッドランド）を沖合いに向けて建設し、沿岸流による漂砂運動をこのヘッドランド間に閉じこめてコントロールしようとする海岸保全工法。昭和60年に全国に先駆けて本県においてスタートした。この名称は、天然の岬と岬に囲まれた砂浜海岸が安定していることになぞらえて人工岬工法と称し、透過水制などの単なる突堤と区別している。また景観や親水性を考慮して白い砂浜と調和する県内産の白御影石を使用した捨て石構造とし、現在鹿島灘海岸約97kmにわたって計40基が計画（内訳：波崎海岸5基、鹿嶋海岸11基、大洋海岸7基、銚田海岸5基、旭海岸8基、大洗海岸4基）され、平成17年度までに33基が完成している。未着手箇所は、銚田海岸のNo.24～28の5基と大洗海岸のNo.39～40の2基となっている。

また、砂浜が既に減少している地域には、養浜工を組み合わせる。→養浜工

1. 法定河川

1級河川、2級河川、準用河川など「河川法」が適用される河川をいい、それらの末端部の普通河川は、河川法が適用されない法定外河川で、財産的には国有地として「茨城県公共物管理条例」第2条の規定で県の財産管理（通常各土木事務所が担当）となるが、日常的な維持管理業務については、地元市町村にまかされており、清掃・補修ならびに改築、災害復旧事業などは市町村の行為とされる。また、工作物の新築・改築・除却などは同条例第4条で知事の許可が必要となる。ただし、土地改良区が管理する河川・水路は除かれる。

2. 防災調節池

大規模宅地開発に伴う調節池技術基準に基づいて、

10haを超える開発に義務づけている雨水調節池のこと。大規模開発に際して従前の土地形状が変化して流出率が大きくなるため降雨時の流出量の増大分に対し河川への負担の範囲内に流出量を押さえるために一時貯留する大規模な池のこと。

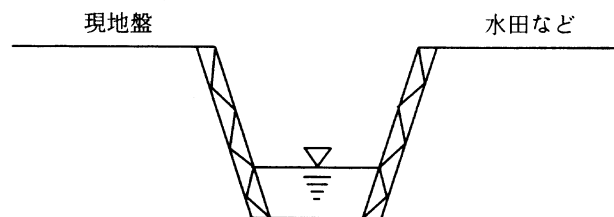
最近では修景用の観賞池を兼ねたり、浸透型流出抑制を併用するものなどがある。本県のゴルフ場開発や民間のショッピングセンター、その他の工場立地などで多用されている。また浸透型併用としては、昭和60年科学万博会場の水堀川の「ぽっちゃん湖」の例がある。

3. 坊主ダム

洪水調節のために水位を上下させるゲート操作を行わず、夏期（洪水期）・冬期（非洪水期）とも貯水位の高さが一定で、その水位からサーチャージ水位までの容量で洪水調節をするダムのこと。別名穴あきダム。飯田ダムや現在建設中の小山ダムが該当する。→予備放流

4. 掘込み河川

河川改修において河川計画断面を現地盤から掘り下げる構造のもので、中流域や水田の中の中小河川に多く見られる。下流の平地部では河積が大きい割に河床勾配が小さくなるため築堤河川となることが多い。



1. 水辺の楽校

完全学校週5日制や小中学校における「総合的な学習の時間」が本格的に実施されたことなどを背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな川への注目が集まっている。国土交通省では、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」を平成8年度より推進している。平成15年2月現在、全国で220箇所が登録されている。

県内では、鬼怒川右岸の「千代川水辺の楽校推進協議会〈青龍楽校〉」（平成14年12月登録、旧結城郡千代川村、平成18年8月完成）、渡良瀬川の「わたらせ水辺の楽校」（平成14年12月登録、古河市）、霞ヶ浦の「霞ヶ浦ふれあい和田岬」（平成15年9月、桜川村（現稲敷市））、準用河川下江川（平成9年1月、ひたちなか市）、旧潮来町（平

成 10 年、常陸利根川、水郷トンボ公園）が登録されている。

「霞ヶ浦ふれあい和田岬」では、以前は湖水浴場として利用された砂浜が広がっていた地区であるが、波浪などによる砂浜の減退により水辺が利用しにくくなっていることから、子どもたちが安全で楽しく水辺に近づきやすいように、砂浜の再生や階段式親水護岸の整備を行うこととしている。隣接して茨城県が実施している公園整備と一体となった子どもたちの水辺体験の場が整備され、安全で快適な水辺空間が創出されることになる。

→子どもの水辺再発見プロジェクト

2. 水辺プラザ

河川の水辺の魅力を最大限に引き出し、地域交流の拠点となるような「にぎわいのある水辺」を創出する事業として平成 8 年度にスタート、平成 14 年度現在全国で 108 カ所が登録されている。

地元市町村が交流拠点の整備を、河川管理者が河川整備を行い、両者が連携して事業を実施する。

平成 14 年 1 月、那珂川の 2 箇所（水戸市青柳・ひたちなか市枝川地区）と大洗町水族館沿いが登録された。

水戸市の場合は、国が親水護岸 300m、緩傾斜堤防 5km、散策路 2km、階段 6 カ所、ワンド整備 2 カ所などを整備し、水戸市がスポーツ広場、多目的広場、自然観察広場、水辺散策広場、ピクニック広場などを整備する。

一方、大洗町の場合は、国が親水護岸 500m、散策路 1km、船着き場 1 カ所などを整備し、町が緑化 0.8ha、園路 1km、遊歩道 800m などを整備する予定。

平成 15 年には、東海村（久慈川）の「久慈川水辺プラザ」が登録された。

－ め －

1. 面的防護工法

海岸保全については、従来、汀線に護岸や突堤、離岸堤、消波工などを設置する線的防護工法がとられていたが、波浪の影響を受けて沈下や被災の程度が大きく、継続的に嵩上げや改良工事を繰り返す必要があった。このため、防災効果の高い砂浜が確保できるように沖合に人工リーフなどの潜堤を設け、波浪を減衰させ、陸地からの突堤やヘッドランドなどを、設置して囲い込みを行い、養浜工などを行って面的な広がりでの総合的に海浜を安定させ、持続的に海岸線を防護・維持して行く工法のこと。

→人工リーフ、ヘッドランド工法、養浜工

－ も －

1. 潜り橋（潜水橋）

計画高水位以下に橋面があって、洪水時には水没または洪水の流下能力を確保するため橋桁が流亡可能な形態の、一車線程度の簡易な木橋またはコンクリート製の橋のこと。

地元住民の対岸の土地への往來のために、便宜的に費用の安い方法として設置されてきたが、河川管理上は流下疎外をきたすため、なるべく排水橋（通常の橋）として架け換えることが望ましい。

久慈川では、太子町南田気、常陸大宮市盛金・下河原、常陸太田市下河合町、東海村竹瓦にあり、日立市留町の 2 カ所は排水橋になった。

四万十川では、沈下橋と呼ばれている。

2. 木工沈床

河川の根固め・床固めの在来工法の一つ。川の水衝部や急流部に丸太・木材で柵型や箱形に木枠を建て込み、その中に割り栗石や大石を詰め込んで敷き込むもの。魚や水生生物の棲息に最適なため、最近、多自然型河川工法でも見直されてきている。 →粗朶沈床、多自然型川づくり

－ や －

1. 山付き堤

河川の堤防の代りに高い崖や地山が堤防の代替となっていて、改めて堤防を築く必要のない所をいい、通常片側が山付きとなっている箇所が多い。

－ ゆ －

1. 遊水池：retarding basin

河道だけで洪水処理に対応するには限界があるため、洪水流のピークカットを目的に河道に沿った適地に洪水を一時遊水させる機能を持たせたものをいう。堤防の一部を低くし越流堤として調節池内に洪水を導き、越流部分は流れの作用で壊れないように表面をコンクリート張りで覆うなど頑丈な構造としている。本県の利根川本川については、左岸側に水海道市・守谷市・野田市にまたがる菅生調節池と守谷市・取手市にまたがる稲戸井調節池および右岸側千葉県柏市・我孫子市にまたがる田中調節池とを合わせて本川および鬼怒川の流量のうち毎秒 5,000 m を調節する計画である。稲戸井調節池については、利水機能を持たせた総合開発事業の計画が進められていたが、現在は治水機能だけに限定して事業が進められている。また渡良瀬川については、古河市ほか埼玉県北川辺町、群馬県板倉町、栃

木^ふ県^じ藤^お岡^か町^ま・野^の木^ぎ町^まの5市町にまたがる渡良瀬遊水池があり、明治時代に足尾鉍毒事件で一躍有名になった田中正造などが活躍した旧^や谷^な中村を含む広大な遊水池で、第1調節池から第3調節池の22.8km²で渡良瀬川の4,500m³、巴波^う川^ず1,200m³、思^{おも}川^いの3,700m³の計9,400m³を調節する。利水と合わせた渡良瀬川総合開発事業として第1調節池内に渡良瀬貯水池を建設したが、第1調節池以外は治水のみの調節池に計画が変更されようとしている。さらに昭和61年に洪水の被害を受けて破堤した小貝川では、激^げ特^き事業で筑西市には母子島遊水池を作り毎秒400m³を調節することにした。一方、昭和61年と平成10年に氾濫した那珂川では築堤工事が進んでおり、これと合わせて常陸大宮市^おの大^お場^お遊水池の計画が進められている。渡良瀬遊水池および稲戸井調節池以外は、通常は水田として利用され、地役権を設定して数十年に1回の割の水害補償を行って調節用地として位置づけをしている。→激特、地役権

ー よ ー

1. 養^{よう}浜^{ひん}工^{こう}（サンドバイパス：sand by pass）

砂浜海岸である砂が流失して海岸利用上障害となる場合に、他の箇所から砂を投入して砂浜を復元することを養浜するという。特に季節的な岸沖方向流れや沿岸流により砂が移動する場合、構造物の築造等によって遮断されると流れの上手側で砂の堆積、下手側で砂浜の侵食がおきるため、上手側に堆積した砂を下手側に掘削運搬して投入して侵食に対処する場合が多い。一般的に砂浜の粒経は、0.1～1mmで堆積箇所から養浜しても流れによって投入した砂が流失してしまうため、粒経が大きく比重の大きな砂の投入が効果があり、鹿島灘海岸では、平成18年にヘッドランド工法と組み合わせて、1km区間に粒経が2～5mmの砂と粒経が5～13mmの2種類の粗粒砂を混合して養浜した。砂浜の流失はなく、細砂の保持効果もあるため今後砂浜の侵食区間で養浜事業を拡大する計画としている。

→ヘッドランド工法

2. 横^よ利^こ根^ね閘^{もん}門^{もん}

利根川と横利根川の合流部の稲敷郡東町西代地先に約7年の歳月をかけて大正10年に完成。この閘門は、利根川の増水時に洪水が霞ヶ浦に逆流するのを防止するとともに、本川との間に水位差があるときでも船舶の航行を可能にするもの。レンガや石を使った閘門としては国内最後に建造されたもので最大規模を誇る。長期にわたる風雨のため傷みが甚だしくなったため、平成7年に門扉開閉の自動化等の改修が行われたが、ほぼ当時の姿をとどめており平成12年に国の重要文化財としての指定を受けた。

3. 予^よ備^び放^{ほう}流^{りゅう}

洪水調節を行う場合藤井川ダム・水沼ダムでは、地形的な制約から貯水するダムポケットが流域面積に比較して小さいため、あらかじめ利水容量に相当する分の貯水量を放流して、洪水調節のための容量を確保する方式をとっている。しかし、気象予警報の大雨に関する情報や雷雨予報の場合など、時としてはずれる場合があることや、放流し終わるまで半日ぐらいを要するので、豪雨などの場合には間に合わないことなど、ダム操作の判断に苦慮することが多かった。また、大雨の予報がはずれると、洪水によって本来回復すべき水位が低下したままになってしまい、利水上重大な支障を来すことも多い。このため、藤井川ダムでは、平成8年度から11年度にかけて貯水地内を掘削して、予備放流分に相当する貯水量を新たに確保し人為的なゲート操作を解消しようとしている。→坊主ダム

4. 予^よ備^び調^{てい}査^さ

ダムの計画が立てられた直後に行うダムの立地可能性調査のことで、数カ所のダム建設の候補地点の選定をして、おおよその高さ・形式および補償物権・工事の難易などを判定し、建設の可能性あるいは優劣について判断するための調査を指す。→実調

5. 余^よ盛^もり

河川堤防を新しく築堤したり、アースダム等の盛り土を行うとき、圧密沈下を想定して余分に高さを高くしておき、将来沈下が生じても所定の計画高さが確保できるようにしておくこと。

ー ら ー

1. ラバーダム：rubber dam

取水期にのみゴム製のエアチューブに空気や水を注入して堰き止める形式のもの。非灌漑期や洪水時には空気や水を抜いてしまえば、流水を阻害することがない。比較的構造が簡単なことと価格が安く耐久性にも優れていることから県内でも中小河川で採用例が多い。

2. ラブ・リバー制度：love river system（和）

地域住民がボランティア活動として河川の清掃や除草・草刈りを行うとき、河川敷を植栽や花壇としての利用に解放することにより、河川への親しみや理解を深めてもらい、良好な水辺空間の形成をはかろうとするもの。県内では、五霞町（利根川）、藤代町（小貝川）で認定を受け河川愛護団体と町が行うラブリバー活動と合わせて河川管理者が

桜つつみ、緩傾斜堤防、階段護岸の整備支援を実施してより地域と一体となった川づくりを展開している。

－ り －

1. 離岸堤^{り がんてい}

海岸線から離れた位置に海岸線と平行に設けられ、通常消波ブロックを海底から台形状に積み上げて頭を波の上に出し、波力を減殺することによって海浜の浸食を防ぎ砂浜の安定化を図る施設。ただし、台風時などの暴風波浪によって被災を受けて沈下することがあることと景観的なイメージが損なわれる場合もある。県内では、伊師浜海岸^{い し はま}、磯原海岸^{いそはら}に施工されている。 →人口リーフ

2. 流域管理^{りゅういきかん り}

流域とは、元々、降雨により水が河川に集まる自然現象的な集水区域のことであるが、この流域内に人間が居住するようになると、水の利用を通じて水量や水質・河川にまつわる地域文化等、様々な人文的な影響を与えるようになる。そこで近年、物理的な管理以外に歴史・文化的なあり方など、貴重な水の文化を通して総合的な取り組みを行う必要性が、特に重要視されてきている。そのうち物理的な取り組みとしては、

- ・水量に関して（治水対策関連、流出率制御関連、上下水・農工用水の取水関連）
- ・水質に関して（負荷量削減関連、排水水質規制関連、肥料・農薬流亡関連）
- ・ビオトープ関連
- ・河川環境関連

地域文化的な取り組みとしては、

- ・河川景観、河川形態のあり方
- ・歴史遺産の保全

などに関し、関係者・住民・学識経験者・研究者・行政機関などが一同に会してこれらの望ましいあり方についての総合的な枠組みを定め、河川や湖の良好な水環境を確保しようとするものである。

3. 流況調整河川^{りゅうきょうちようせい かせん}

季節や時期に応じて、2つの河川のうち、流況（河川の流量）が比較的豊かな河川から不足している河川へ水を移動させることにより、それぞれの河川の流況の改善や洪水の処理、水質改善などを図ること。これにより河川の正常流量の確保や新たな水資源の確保が図られ、既得用水の補給や新たな都市用水の取水が可能となる。本県では、利根川⇄霞ヶ浦⇄那珂川を導水管で連結し、霞ヶ浦・桜川（水戸）・千波湖の水質改善と新規開発水量（県中央広域水道・

首都圏水需要）の確保、那珂川の塩水遡上防止・渇水被害の軽減するため、霞ヶ浦導水事業が昭和 59 年から進められている。 →霞ヶ浦総合開発

－ れ －

1. 礫間浄化^{れきかんじよう か}

水質汚濁の進んでいる河川水を直接浄化する手法の一つ。河川から一部の水を引き入れ、または、ポンプアップして河川敷^{せんじき}に設置した水槽に石を敷き詰めて自然流下させ、石の表面に付着した微生物により有機物を分解して浄化を図るもの。埼玉県^{の がわ}の野川で建設省が昭和 58 年に初めて実施した。県内では県西用水の小貝川へ分派放流直前の右岸側に「ジャリッコ浄化施設」として設置されている。また清明川^{せいめいがわ}の中流では植生浄化施設とともに礫間浄化施設を設置している。

2. レーダー雨量計^{うりょうけい}：radar-

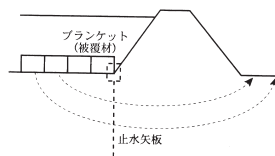
レーダー電波の発射により雨滴^{うてき}に反射して帰ってくる電波の強弱を利用して雨滴の量を測り降雨強度を 0 から 9 ままでに数値化して図上表示するシステムで、建設省（現国土交通省）が全国を 26 基のレーダー基地局でカバーしている。表示パターンには定性表示（半径 200km 以内）、定量表示（半径 120km 以内）があり、雨域^{ういき}の移動状況が面的に把握できる。ただし、定量表示の降雨強度は、電波を発射したときの瞬間の値であり、実測した地上雨量計の値と異なる場合があることに注意。これらの情報は、地上雨量計の値や水位計の測定データとともに、昭和 60 年に設立された^う河川情報センターを通じて入手することができ、防災活動に役立っている。

－ ろ －

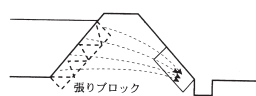
1. 漏水^{ろうすい}（堤体漏水^{ていたいうすい}・地盤漏水^{じばんろうすい}）

洪水時の水位上昇による堤防の漏水のタイプには、堤体漏水と地盤漏水の 2 つの種類があり、前者は築堤材料の適否により堤体内を浸透水が流れることにより漏水するもので、破堤の原因ともなる。このため漏水時には釜段工^{かまだんこう}や月の輪^{つき}などの水防工法により手当てする必要がある。復旧方法は堤防表の法面に不透水性のコンクリート製品による被覆化^わや裏法尻へのドレーン工法などの設置などで対応する。また後者の地盤漏水は、水圧によって堤防を載せている地山の基礎地盤から漏水するもので、昭和 61 年洪水時、大北川河口部の磯原町で多数発生した。対策は堤防表法先に止水鋼矢板を打ち込むか、堤外の透水性地盤の上に透水性の小さなブランケット（被覆材）を敷き並べて補強する。

＜地盤漏水＞



＜堤体漏水＞



－ わ －

1. ワンド

関西系の言葉で湾洞または湾処の字が当てられる。河川などの屈曲の凹部の澱んでいる深みのことで、生態系から見た水生生物などは、浅瀬や深場など流れに変化がある方が生物相が豊かになる。浅瀬の底石には藻類が育ち、水生昆虫も豊富で魚の給餌場となり、ワンドの淵は魚の隠れ家や休息の場所となるため、河川改修においては単調な河川形状とせず低水敷きの流路に工夫を加えて人口の瀬やワンドを取り入れる例が多くなっている。→多自然型川づくり

道 路

ー あ ー

1. ^{アイ・ティー・エス}ITS : 高度道路情報システム : Intelligent Transport Systems

情報通信技術を活用してETC（有料道路の自動料金徴収システム）などのほか交通渋滞や交通情報などのナビゲーション、障害物発見などの安全走行運転支援、交通管理の高度情報化など9種類の開発分野がある。道路と車の間や人工衛星と車の間で電波を使って情報をやり取りし、障害物を察知したりバスなどの公共機関を管理するなど、最終的には車の自動走行を目指す近未来の道路交通システムである。平成17年に開催された愛知万博においては、来場者の交通手段としてITSがショーケース的な役割を持たせながら開催された。中部国際空港からのアクセス整備、主要駅から会場までのシャトルバスの運行を行う“ステーション&ライド”と呼ばれる輸送システムの導入、ITSを活用した道路や駐車場状況の案内・誘導などが行われた。第二東名・第二名神高速道路においても実用化が計画されている。→ETC

2. ^{あんぜんかいてき きんきゅうせい}安全快適なみち緊急整備事業

茨城県内の生活道路整備のため、平成18年度から5ヶ年計画で取り組む事業で、県道については単独事業で取り組むほか、市町村道事業については県費補助により、合わせて約200カ所を整備する予定。少ない投資で整備効果を上げるため、特に渋滞交差点や通勤通学道路の交通危険箇所などを重点的かつ短期間に整備することとしている。

ー い ー

1. ^{いってんでしやせんか どうろ}1.5車線化道路

山間部の狭い道路を全国一律の二車線化に改良するためには、事業費や事業期間が多大になってしまうので、地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するため、弾力的な技術基準の運用を図り（ローカル・ルールを導入）、地形に合わせて待避所の設置やカーブなどの線形の改良、一車線と二車線の組合せなどを行って走行の安全性や走行速度を確保する。このような整備手法は1.5車線の道路整備と呼ばれ、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」を掲げる「公共事業のコスト構造改革」の施策メニューの一つにもなっている。平成16年度に県道北茨城大子線でスタートした。→公共工事コスト縮減対策

2. ^{イー・ティー・シー}ETC : Electronic Toll Collection System : 自動料金徴収システム

高速道路の料金所にアンテナを設置し、車に取り付けたICカードとの間で電波を介して情報をやり取りし料金を

口座引き落としにより徴収する方法。アメリカ、シンガポールや香港など17ヶ国で実用化されているが、日本の場合は単一料金でないため開発に時間を要した。平成11年に千葉東金有料道路で一部試験的に導入され、平成12年4月25日より東京湾横断道路（アクアライン）、京葉道路など千葉県を中心とする54ヶ所に設置され試行運用が開始された。既存の有人料金所では、1時間あたりの処理能力が220台～230台であるが、ETCを設置した料金所の場合だと約800台が通過できるため渋滞が緩和される。県内でも平成13年度から常磐自動車道や北関東自動車道で順次設置され、平成18年7月のETC利用率は61.9%になっている。愛称イーテック。→スマートIC

3. ^{いばらきけんこういき どうろ せいび きほん けいかく}茨城県広域道路整備基本計画

広域幹線道路網協議会（建設省（現国土交通省）、日本道路公団（現東日本高速道路株式会社）、茨城県で構成）における協議・調整を経て、高規格幹線道路をはじめとする県内の広域的な幹線道路網のネットワーク整備についてマスタープランを定めた基本計画で、平成5年に策定され、新たな地域プロジェクトに合わせ平成10年に一部見直しを行っている。→高規格幹線道路

4. ^{リンクス}茨城県舗装管理システム : RINCS : Road Information Computer System

茨城県が平成6年度から開発・運用している舗装管理システムのこと。県管理の国道や県道の路線ごとに、従来勘と経験に頼って判断していた路面の痛み具合について現地調査・計測の結果、ひび割れ率、わだち掘れ、平坦性、MCI（維持管理指数）などの路面性状について実測値と5年後までの変状予測値をパソコンで処理・表示し、路面復旧の優先順位を決定したり痛み具合に応じた復旧手法、最適な路盤構成などについて瞬時に表示することが可能となった。→MCI

ー え ー

1. ^{エイ・エス・ヴィ}ASV : Advanced Safety Vehicle

運輸省（国土交通省）が研究開発を推進している「先進安全自動車」のことで、エレクトロニクス技術などの新技術により、自動車を高知能化して事故の未然防止と被害軽減を図るなど、安全性を格段に高めるとともに、ITS技術の自動車としての受け皿となるもの。→ITS、AHS

2. ^{エイ・エッチ・エス}AHS : Advanced Cruise-assist Highway System

建設省（国土交通省）が研究開発を推進してきた「走行支援システム」で、ドライバーの負担軽減や安全性の確保

を目的として、道路上に設置したセンサーから収集した他の車や歩行者・障害物などの情報を、通信で即座にドライバーに提供して、車の走行を支援するシステム。具体的には、道路と車の協調により、前方の危険・警告等の情報提供、車間の保持、衝突の回避、車線からの逸脱防止、カーブ進入危険防止などの運転補助を行い、ドライバーの安全運転等を支援する。建設省と運輸省(いずれも現国土交通省)は、平成12年11月28日から2月1日にかけて、建設省土木研究所試験走行路において、走行支援システムの公開実験「スマートクルーズ21-Demo2000」を実施、平成14年度には、実道実証試験を行い、ドライバーの使い勝手やシステムの安全性・信頼性の検証評価を行っている。

→ITS、ASV、スマートウェイ

3. ^{エス・ピー・エム}SPM：浮遊粒子状物質：Suspended Particular Matter

エアロゾルのうち、粒径が10 μ m以下の粒子で、車の排気ガス、工場の排煙、土ぼこりなどに含まれ、中でもディーゼル車の排気ガスから排出される粒径0.5 μ m以下のディーゼル排気微粒子(D E P)は喘息の原因とされている。アメリカでは有害性の高い粒径が2.5 μ m以下のものには、微少浮遊物質粒子(P M 2.5)の基準を設けている。平成12年1月、神戸の^{あまがさき}尼崎道路公害訴訟において、SPMと幹線道路沿いの住民の健康被害に因果関係があるとして、神戸地裁が一部賠償とSPMの排出差し止めを命じたが、国では不服として大阪高裁に上告した。しかし^{にしよどがわ}西淀川公害訴訟、^{かわさき}川崎公害訴訟においての健康被害は、^{ノックス}NO_xであると認定された判決に引き続くものとして注目されている。大気汚染対策として東京都ではロードプライシングの導入検討や、平成15年10月からディーゼル排ガス浄化装置(DPF：Diesel Particulate Filter)の装着を進めている。また、首都高速では、湾岸線の浮島から大黒までの区間、阪神高速では、湾岸線の武庫川以西の区間で、いずれも平行して走る路線よりも通行料金を20%近く設定して交通量を分散し、大気汚染や交通渋滞を緩和させている。

→ロードプライシング

4. ^{エム・シー・アイ}MCI：舗装管理指数：Maintenance Control Index

舗装工事完了後の舗装供用水準を示す総合的な評価指数で、ひび割れ率や^ほわだち掘れ量などの路面特性値によって定量的に把握しようとするもので、舗装供用開始直後のMCIは、8～9であるが、その後交通荷重の影響を受けることによって経過時間とともに低下し、約10年ほどで4～5以下となる。MCIの評価としては、5以上が望ましい管理水準の値で、4以下は修繕が必要な区間、3以下は早急に修繕が必要な区間としている。

$$MCI = 10 - 1.48 C^{0.3} - 0.29 D^{0.7} - 0.47 \sigma^{0.2}$$

(C：ひび割れ率%、D：わだち掘れ量mm、 σ ：縦断方向凹凸量mm)

ー お ー

1. ^{オー・ディー・チヨウ・サ}OD調査：Origin-Destination Survey

出発地・目的が別の交通量調査のことで、一般に自動車の出発地、目的別に交通量を調査することによって交通に要する時間の長さと方向、路線の選択等交通の流動状況を把握するもの。特に都市部における総合的な交通計画策定のために実施され、人を対象とした調査はパーソントリップ調査といい、物を対象とした調査は物資流動調査と呼ばれる。 →パーソントリップ調査

2. オーバーレイ：overlay

舗装道路が傷んだ場合の補修の一方法として、その表面にアスファルト舗装を被せること。舗装面がどんどん高くなり、走行性や沿道との取り付けが悪くなるので、近年は現場で舗装を^{せつさく}切削して、従来と同一面に仕上げる人が多い。これを切削オーバーレイ工法という。

ー か ー

1. ^{かへん}可変側溝

通常は、道路の縦断勾配に沿って、二次製品のU字溝を側溝として布設するが多いが、流末が道路の縦断勾配と逆になるような場合は、標高の高い側に雨水を流すため道路勾配とは逆に徐々に深くなるように断面が変化する側溝としなければならず、この場合に用いる側溝を可変側溝という。

2. ^{かんい ほそう}簡易舗装

道路のアスファルト舗装は通常10年後の交通量を想定して、全体の厚さや材料構成を決めて施工しているが(高級舗装という)、交通量の少ないところや未改良の道路については寿命の短い3～4cmの薄い簡易舗装とすることがある。

ー き ー

1. キャブ：cab (cable box の略)

^{シー シー ボックス}C・C－BOX (Communication community Compact Cable Box)

各種の電線ケーブルを地中化する共同溝方式の区分。

CABはケーブルボックスの略で、箱形の管路を道路管理者が設置し、東電やNTTがケーブルや機器を布設するもので、主に主要国道において適用される。

C・C・BOX は、コミュニケーション、コミュニティ、コンパクト、ケーブルボックスの略で、パイプとケーブルボックスを組み合わせて設置し、その中にケーブルを布設する方式で CAB より経済的である。

2. 橋台 (abutment) ・ 橋脚 (pier)

両端部で橋桁を受け、かつ背面の土圧を受ける構造のものを橋台といい、橋桁数が2以上で橋台間で桁を受け支えるものを橋脚という。これらを総称して橋梁の下部工と称するが、いずれも確実な支持地盤まで杭などの基礎工が施され、地震に耐える構造計算がなされている。

→支間・径間・橋長

3. 供用開始

新しいバイパスなどは、供用開始の告示を以て道路としての公物の効用を発揮する（人工公物）。したがって、供用開始前に任意に通行して起こした事故などについては管理上の責任はないとされるが、通行止めの表示や物理的に進入できない手法を講じるなどの措置が必要である。一方、河川などの自然公物は、法的な手続きを伴わず直ちにその効用が発揮される。

4. 橋梁添架

上下水道管、市外電話ケーブル、ガス管などの道路地下埋設物が河川を横断するとき、橋梁の下部や側面に添着して掛け渡すこと。既設橋での添架は荷重計算を行って強度的に安全であれば占用の許可をしていたが、現在は基本的に完全分離か橋台や橋脚の共有による方法としている。橋台や橋脚の共有は架台として増加する工事分をアロケーションで分担している。

5. 緊急地方道路整備事業

昭和58年スタートの第9次道路整備五カ年計画において、有料道路や地方単独事業にくらべて一般の道路事業の進捗が著しく遅れているため、小規模かつ生活に密着した生活関連道路の整備に臨時の交付金をもって進捗を図ることとしたもので、時限立法を継続して実施中であり、道路事業（国土交通省道路局所管）、街路事業（同都市・地域整備局所管）いずれも該当する。

— < —

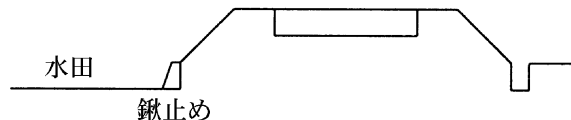
1. 黒舗装

剛性のコンクリート舗装に対し、弾力があるためたわみ性舗装とも称されるアスファルト舗装のことを色が黒いためこう呼んでいる。現在舗装工事の殆どがAs舗装で、日

本の国道のおおむね90%を占めている。 →白舗装

2. 鉄止め

道路などの盛り土した部分の法尻が水田や畑の場合、耕作によって路体が削られないようにするため高さ60cm以下の小擁壁による土止めのこと。



— け —

1. 県土60分構想

県内の主要な都市（水戸、日立、土浦、つくば、現筑西、鹿嶋）間を既存の高速道や国・県道を利用し、またこれらの改良・新設を行ったり、新たな高規格道路の建設などによって概ね60分以内の移動が可能となるような道路交通体系を整備すること。平成3年に策定され、この施策の実現によって物流・人的交流などの面において利便性や経済的効果がもたらされ地域間格差の是正が図られるようになる。

— こ —

1. 高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。建設省（現国土交通省）で、昭和62年5月に道路審議会に高規格幹線道路網を構成する路線要件および個別路線について諮問し、6月26日に妥当と認める旨の答申を得、これに基づき14,000kmの高規格幹線道路網計画を決定した。

この高規格幹線道路の整備体系としては、高速自動車国道によるもの（約11,520km）と一般国道の自動車専用道路によるもの（約2,480km）に大別される。

県内では、常磐自動車道、東関東自動車道、北関東自動車道、東水戸道路が前者に、首都圏中央連絡自動車国道が後者に該当する。

2. 高輝度反射材

白い紙の反射度を1とすると500倍以上の反射輝度を持つ輝材で、夜間におけるドライバーの視認性を高めて交通安全を図るための資材。夜間作業員や歩行者の衣服に貼り付けるタイプのテープや分岐点、分離帯や、安全帯の起終点に設ける視線誘導型や緩衝材、ガードレール等に付けられるガラスタイプなどがある。

3. 高機能舗装^{こうきのう ほうそう}

従来のAs（アスファルト）舗装の表層が防水性を高めるために空隙率を4%程度としていたものを空隙率を20%程度に大きくして、雨水を内部に浸透させ、排水を容易にした舗装のこと。表層のみを透水性にして基層の上面から排水する「排水性舗装」と地盤まで透水性を確保する「透水性舗装」の二種類があり、道路公団（現全国6高速道路株式会社）では全国的高速道路について、平成元年から試験的に「排水性舗装」を施行していたが平成10年度から本格的に採用し、平成12年3月末で同公団の高速道路の約25%の割合を占めるようになった。この舗装の利点として、路面に水溜まりが生じにくくなったため、

- ①タイヤが浮き上がるハイドロプレーニング現象が起きにくい
- ②ブレーキの利きの低下が防げる
- ③水撥^はねや路面の水が霧状になるスモーク現象を防止できる
- ④雨中でも路面表示が見やすくなる
- ⑤ライトによる反射光が少なくなる

などの効果が見られ、副次的な効果として舗装の隙間がエンジン音を吸収したり、タイヤの接地面の空気層が隙間に抜けるため走行音が低く押さえられることにより、約3デシベル程度の減音効果を生じ、これは交通量が半減したのと同じ効果となる。ただし、隙間が多い分だけ骨材がはがれやすい傾向があるので粘着性の強いAsを使用するなどの耐久性に配慮した工夫が必要となる。また、材料Asは、高機能舗装で通常Asの約1.7倍であるが、m当たりの施工単価は、約1.4倍となる。

4. 交差点協議^{こうさてんぎぎ}

道路改良工事などを行う場合、自動車交通のスムーズな運行と歩行者の安全を勘案して事故の起こりにくい交差点とするため右折帯・左折帯の計画や信号の位置などについて道路管理者と県警交通規制課または各警察署の交通担当部門と事前に打ち合わせを行うこと。また直轄国道、県管理国道・県道、市町村道など管理者の異なる交差点の場合における協議も含まれる。

5. 高視認性区画線^{こうしにんせいきくかくせん}

雨天時とは、路面が濡れて水膜により区画線が見えにくくなるため、区画線に突起を設けることにより、凸部が水膜上に露出して視認性が改善される区画線のこと。また副次的な効果として、タイヤがその上を走ると車体振動が起き、運転者に車線逸脱を警告することにも役立っている。

6. 国幹審：国土開発幹線自動車道建設審議会^{こっかんしん}

昭和32年4月、国土開発幹線自動車建設法に基づき総理府に設置された。国土開発幹線自動車道路の事業化の前提となる、基本計画の決定、その後の整備計画の決定に必要な事項などについて審議する機関。総理大臣、関係各大臣、衆議院議員、参議院議員、学識経験者で構成。当審議会では、全国的に計画された約14,000kmの高規格幹線道路ネットワークのうち、一般国道の自動車専用道路などを除いた、国土開発幹線自動車国道が審議対象となる。本県内では、1996年12月に東関東自動車道水戸線の潮来・鉾田間で基本計画が決定された。平成11年改正により、国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）に衣替えし、日本道路公団の民営化に伴う高速道路の整備見直し等を行った。

7. コミュニティ道路^{どうろ}

地域や沿道の状況などに応じて、歩車道分離を図るだけでなく、自動車の走行速度を低く抑えるような道路構造とし、人と車の調和により歩行者の安全確保を図るとともに、植栽などにも配慮した「うるおい」のある快適な歩行者空間の形成を図ろうとするもので、ボンエルフ方式とも呼ばれている。→ボンエルフ方式

ー し ー

1. 支間・径間・橋長^{し かん けい かん きょう ちよう}

橋の長さ方向に測った支承（橋桁と橋台または橋脚を接続する部材）中心間の距離を支間（スパン）といい、橋台または橋脚前面間の距離を径間という。そして橋台の胸壁前面間の距離を橋長という。→橋台・橋脚

2. シーニックバイウェイ：Scenic Byway

「景観の良い」を意味するシーニックと「わき道、寄り道」を意味するバイウェイを組み合わせた言葉で、アメリカで1989年にシーニックバイウェイ法が成立している。日本では「みち」を中心に地域と行政が連携し、沿道景観の保全、地域固有の資源活用、観光客への地域情報の提供など、主に車の走行する道路からの視点で景観、自然、文化、レクリエーションなどの要素を組み合わせ、観光や地域活性化を目指すもの。日本風景街道（シーニックバイウェイ・ジャパン）として、シーニックバイウェイ北海道（平成15年～）、シーニックバイウェイ紀南（平成18年～）など各地で取り組みが行われている。

3. 主要地方道、一般県道^{しゅよう ちほうどう いっぺんけんどう}

道路法第56条（道路に関する費用の補助）において、国土交通大臣が告示をもって指定する主要な都道府県道ま

たは市町村道のうち、通常、都道府県道について主要地方道といい、その他の地方道は一般県道と呼ばれる。一般県道のうち、資源の開発、産業の振興、観光など特に道路整備を図る必要がある道路と主要地方道は国庫補助対象となる。また、県道の路線番号は1～100までが主要地方道、101以降が一般県道に割り当てられている。

4. 常温合材^{じょうおんどうざい}

通常のアスファルト合材は、Asと骨材を加熱して一定温度以上（110℃）で打設・転圧するが、常温合材は、部分的な穴埋めやひび割れなどの補修用としてAsと細骨材から成る加熱不要の合材のこと。簡単に扱えるため道路パトロール時の補修などによく使用される。ただし、加熱アスファルトのように強度が発現しないので暫定的な短期間における補修材である。

5. 情報ハイウェー^{じょうほう}

高速道路などのネットワークを利用して国土交通省が情報通信の基幹回線網の構築を進めている。

6. 白舗装^{しろほそう}

剛性舗装と呼ばれるコンクリート舗装のことで、アスファルト舗装にくらべて色が白く見えるのでこう呼ばれる。降雨時においても路面の視認性に優れ、また強度的にもAs舗装より優れる（Asは夏場の高温による流動、冬のチェーンによる摩耗などがある）が、走行騒音と振動面において若干難がある。県内の国道6号は、昭和50年代初めまでは白舗装であったが、クラックの発生や継ぎ目の段差など走行上の障害が多く、すべて既設のコンクリート舗装の上にAs舗装を載せた形に切り替わっている。現在、常磐高速道の北茨城市以北からいわき市までが白舗装となっている。→黒舗装

7. シンボルロード：symbol road（和）

親しみと優しいのある街路空間の形成を図るため、まちの顔となるメインストリートは、広幅員の歩道、電線の地中化、豊かな緑、モール化やストリートファニチュアなど創意を凝らした空間としてまちの個性を表現するような道路として位置づけることが重要である。シンボルロード整備の目的は都心におけるアメニティの向上を目指し、ハード面、ソフト面を整備することにより都市の顔となるような、あるいは市民にとって最も親しみのもてる象徴的な街路空間を生み出すことで、郷土色豊かな地域の特性を生かしつつ沿道建物を含めた景観の向上、並木の設置、広幅員歩道の設置、電線類の地中化等を沿道住民・民間の参加・協力のもとに実施して行くことになる。

- ・ハード面

主としてアメニティ向上のための街路・沿道空間の整備を中心に考える。（市街地形成・交通および都市施設の収容などの機能）

- ・ソフト面

都市のシンボル空間を創出・演出し市民の利用・活用を図る。（認知度・利用度・景観・わかりやすさ等）

－ す －

1. スマートIC^{アイシー}

国土交通省では、既存の高速道路の有効活用や地域経済の活性化を推進するため、建設・管理コストの削減が可能なスマートIC（ETC専用IC）の導入を検討しており、スマートIC運営上の課題等を把握するために、一般道に容易に接続可能な既存のSA・PAにETC専用の仮出入口を設置する社会実験を都道府県等と共同で実施している。

茨城県では、国土交通省、JH（現東日本高速道路株式会社）、友部町（現笠間市）などと共に、平成16年8月に『友部SAスマートIC社会実験推進協議会』（会長：岡本直久 筑波大学システム情報工学研究科 助教授）を設立し、友部サービスエリアを実験候補箇所として登録した。社会実験は平成17年7月1日から9月25日の期間に実施（18年9月30日まで延長）され、ETCを搭載している車両（一部の車両を除く）は、友部サービスエリアから常磐自動車道に出入りすることができる（朝6時～夜10時）。

スマートICのメリットとしては、

- ・周辺住民（特に友部町市街地）の利便性向上
- ・周辺工業団地（岩間、茨城中央）からの高速道路へのアクセス性向上
- ・県内各地から岩間IC、水戸ICを利用して「県立中央病院」へ通院されている方のアクセス性向上、災害拠点病院間のアクセス性向上

が挙げられる。また、国土交通省は平成18年夏頃に「常磐自動車道と国道123号との交差部」においてスマートIC社会実験を実施する予定であり、これは高速道路本線と一般道路とが直結するタイプで、全国初の事例となる。→ETC

〈出典：茨城県土木部道路建設課 HP〉

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/smart/>

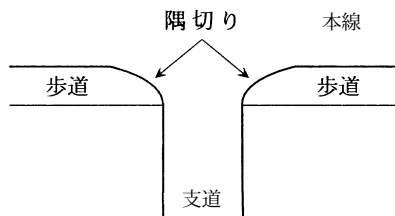
2. スマートウェイ（知能道路）：smart way（和）

知的で多様なITS技術を統合して組込んだ道路のことで、安全性や円滑性などにおいて画期的に優れた21世紀の道路。例えば、渋滞情報などをリアルタイムにドライバーに伝えるVICSや、カーブの先で渋滞や事故が生じていると自動的に検出し、情報板を用いて後続の車に知らせるシステムなどがすでに導入されている。その他、料金所で止まることなく、

料金の支払いを可能にする ETC サービスや、光ファイバーを用いた通信機能の道路への付与、更に路面にセンサーを設けて走行車両の安全を確保する仕組みなど、様々な技術が開発されている。 → ITS、VICS、ETC、AHS

3. 隅切り

道路と交差する支道については、相互の見通しをよくして、かつ車の右左折に伴う内輪差で車輪がはみ出さないように交差点の隅各部を曲線または斜線で開口部を広げること。



ー ち ー

1. 地域高規格道路

平成 4 年 6 月の道路審議会建議で、「活力ある地域づくり」が今後の道路整備の基本的方向の一つとして掲げられた。この中で、地域の幹線道路ネットワークを整備することにより、魅力的な「地域集積圏」の形成を図ることが求められ、高速自動車国道などの高規格幹線道路を地域的に補完する道路として地域高規格道路（建議では「地域高規格幹線道路」）が位置付けられた。自動車専用道路に近い機能を有する道路で、通過交通をスムーズに通過させるため、極力信号制御を少なく、立体交差を多用した構造の道路をいう。地域高規格道路は、高規格幹線道路を補完し、高い走行サービス（60～80km/h）を提供できる規格の高い道路（一般国道、主要地方道）であり、建設省から路線（候補路線・計画路線）および路線内の区間（調査区間・整備区間）指定を受け、調査、整備が進められている。本道路は、都道府県知事が策定する「広域道路整備基本計画」で位置付けられた広域道路（交流促進型）の中から、地域の要望を踏まえて選定することとしている。本県では、水戸外環状道路など 7 路線が候補路線として、そのうち百里飛行場連絡道路など 4 路線が計画路線として指定された。さらにそのうち茨城西部・宇都宮東部連絡道路など 3 路線の一部が整備区間として指定され事業化している区間もある。 → 茨城県広域道路整備基本計画

2. 筑西幹線道路

現在、水戸市から車で片道 2 時間以上かかる高速交通網の整備が遅れがちであった県西地区において、県都水戸より県内主要都市を約 60 分で結ぶ「県土 60 分構想」の一環として、北関東自動車道の(仮称)岩瀬 IC と国道 4 号までの約 43km を、規格の高い幹線道路で結ぼうとするもの

で結城市、旧三和町までは既存の県道下館三和線を格上げして新古河市のルートを決めた。現在、一部区間で工事に着手している。 → 県土 60 分構想

ー つ ー

1. つくばりんりんロード

昭和 62 年に廃止された筑波鉄道の軌道跡地を利用した「つくばだいきぼじてんしゃどう」として、土浦市と岩瀬町間の全長 40.1km について平成 3 年から整備が進められ、平成 12 年度に全線が完成した。このつくばりんりんロードは平成 5 年度に県が一般県民から愛称を募集した結果、神立小學校生徒提案の名称を採用したものである。なお、このつくばりんりんロードより東側、土浦市から霞ヶ浦左岸の湖岸堤沿いに霞ヶ浦町から玉造町を経て牛堀町の水郷北斎公園までの約 40km が「霞ヶ浦大規模自転車道」として平成 12 年度から整備がスタートした。

ー て ー

1. T D M : Transportation Demand Management : 交通需要マネジメント

交通渋滞を緩和するため従来は道路の拡幅やバイパス建設などによって交通容量の増大を図ってきたが、市街化の進んだ都市部では多くの時間と費用がかかってしまうため、より現実的な対策として、自動車の利用者の交通行動を変更することによって交通混雑を緩和する方法がとられている。具体的には、電車・バスなどの公共交通機関の活用や市街地への車両流入制限といった交通需要そのものをコントロールする方法で、施策としては、公共交通機関の利便性の向上、鉄道駅に隣接した駐車場を利用して自動車から電車に乗り換えるパーク・アンド・ライド、混雑道路を走る自動車に課金するロードプライシング、バス専用レーンの設置、時差出勤・フレックスタイム、市街地への自動車進入を禁止して公共交通機関と歩行者のみの通行を認めるトランジットモール、市街地中心部へは特定の道路からの出入りしか認めないゾーンシステムなどがある。TDM の具体例として、時差通勤（広島市）、通勤経路の変更（浜松市）、共同集配（福岡市）、パーク＆バスライド（金沢市）、バスの利用促進とバスレーンの工夫（札幌市、長岡市）、自転車利用の促進（藤沢市、名古屋市）、大量公共輸送機関の連絡強化（豊橋市）などが実施されている。

→ パーク・アンド・ライド、ロードプライシング

2. デリニエーター：delineater

（道路の）輪郭を明確にするというのが原義で、夜間において、特にカーブなどでの道路の形状・車線の視認性を向上させるため、道路の路側端にポール状の丸反射板や歩車道境界ブロック、またはセンターラインなどに埋め込んだ反射鏡などの視線誘導表示のこと。路側に設置するポールデリニエーターは、両面反射板で運転者から見て走行側（左側）が黄色、反対車線側（右側）が白色になるように設置する。

ー と ー

1. ^{とおすいせいほそう}透水性舗装 →高機能舗装

2. ^{どうろこうつう}道路交通センサス

全国道路・街路交通情勢調査のことで、道路の実態や自動車の利用状況を調べるため、概ね5年に一度全国規模で実施され、道路の計画や都市計画など多方面に活用されている。

調査の内容は、交通量・旅行速度などの実測を行う「一般交通量調査」とアンケートによる地域間の自動車の動きを把握する「自動車起終点調査（OD調査）」に分けられ、最近では2005年9～11月に実施された。 →OD調査

3. ^{どうろさとおやせいど}道路里親制度 →アダプト制度

4. 道路特定財源

自動車を利用する受益者負担＜道路特定財源諸税＞の考えから昭和29年に自動車重量税や揮発油税などの税収を道路整備に使うよう限定している制度として発足した。

揮発油税収の1/4は一般会計を経由せず道路整備特別会計に入り、自動車重量税は、一般会計に入り、そのうち8割が道路予算に配分されている。しかし、行財政改革の一環として平成14年度から自動車重量税の一部について一般財源化に組み入れられた。

なお、国と地方の充当割合は、次の通りである。

＜道路特定財源諸税＞

区 分	燃料の消費	自 動 車 の 取 得	自 動 車 の 保 有
ガ ソ リ ン 車	ガソリン税 ・揮発油税 (国) ・地方道路税 (地方)	自動車 取得税 (地方)	自動車 重量税 (国、 地方)
ディーゼル車 LPG車	軽油取引税 (地方) 石油ガス税 (国、地方)		

	国	地 方
揮 発 油 税	10/10	0
地 方 道 路 税	0	10/10 { 58/100：都道府県・指定市 42/100：市町村
石 油 ガ ス 税	1/2	1/2（都道府県・指定市）
自動車重量税	2/3×80%	1/3（市町村）
軽 油 取 引 税	0	10/10（都道府県・指定市）
自動車取得税	0	10/10 { 7/10：都道府県・指定市 7/10：市町村

5. 道路の穴ぼこ発見カード

土木事務所等が実施している道路パトロールに加え、道路維持課が平成15年からアスファルト舗装面の劣化で生じた路面の穴など車輛走行に支障を来たす危険箇所をいち早く発見するため、県土木部各課や土木事務所の職員とその家族、県庁OBに配布し各土木事務所に通報してもらうカードのこと。15年度には98件、16年度87件、17年度90件、18年度89件の通報が寄せられた。

6. 道路の建築限界

道路を利用する車両や自転車、歩行者の交通の安全を確保するため、ある一定の幅や高さを決めてその範囲内には障害となるような工作物を設置してはならないとする空間。車両の場合、高さは4.5m、幅は車道幅員に50cmを加える。

7. ^{どうろひょうしき}道路標識

道路標識には、公安委員会が設置する道路交通法上の規制（一時停止、はみ出し禁止、一方通行など）や制限速度などの規制を表示する規制標識と道路状況や行き先案内や駐車場、観光地、史跡などの名勝を表示する道路管理者または県・市町村、施設所有者が設置する案内標識とがある。

8. ^{とつかくせんじよ}突角剪除

道路の交差部等の突出部を切り広げて、見通しを良くし、車両の回転を容易にすることにより交通混雑を緩和する隅切り工事のこと。 →隅切り

ー な ー

1. ^{とう}ナトリウム灯

道路照明・橋梁照明などで通常使用されている全波長系の水銀灯では、夜間の照明によって稲が徒長して結実しなかったり、昆虫や蛾を誘引して不快感を与えるため、だいたい色系の単一波長系の高圧ナトリウム光源を採用している。高圧ナトリウム灯は、霧・煙中でも視認性にすぐれ、またトンネル内の照明として注意を喚起し、まぶしさを抑え、遠近感にも比較的優れている。ナトリウム灯の値段

は水銀灯に比べて安定器も含めて約 1.5 倍であるが寿命的には大差がないものの、総合効率が高いため電気代が安く、県では道路照明については、平成 7 年から蛍光水銀ランプから高圧ナトリウムランプ使用に指針が変更されている。しかし、横断歩道橋や人道 BOX カルバート、商店街などでは、従来どおり水銀灯としている。また、日本道路公団（現東日本高速道路株式会社）では、トンネル内照明は、ナトリウム灯から蛍光灯照明に変わった。

－ に －

1. ^{にこうどうろ}二項道路

建築基準法第 42 条 2 項で、復員 4m 未満の道路で特定行政庁が指定した道路は 4m 道路とみなされるもので「みなし道路」とも呼ばれる。復員 4m 未満の狭隘な生活道路は、防災対策の視点から問題となるため、建物の建設・改築時（塀を含む）には、建物の位置を、道路中心線から両側にそれぞれ 2m 後退（セットバック）させることにより将来は復員 4m の道路が完成することになる。

－ の －

1. ^{のうめんどうろ}農免道路（^{みがり}農林漁業用揮発油税財源身替農道等整備事業）

揮発油税（ガソリン税）は道路整備の財源とする目的税で、農業用・林業用の機械や漁船で使用される揮発油も一律に課税され、これを分離したり免税にするのは困難である。このため農林漁業用に相当する税額で、農業用・林業用・漁業用道路を整備する制度が昭和 40 年に創設され、受益面積 50ha 以上で車道幅員 4.0m 以上の道路とされた。これを農免農道、農免林道、農免漁道と呼んでいる。茨城県内の農免道路では、バードライン（常磐高速のアクセスのため県道に一部移管）、があり、そのほか昭和 45 年から広域農道（広域営農団地農道整備事業）としてフルーツライン、ビーフライン、カントリーライン、グリーンライン、ライプラインなどが整備されている。（広域農道は、車道幅員 5.0m 以上、延長 10km 以上）

－ は －

1. ハイウェイオアシス事業：highway oasis project

従来、高速道路利用者に限られていた SA（サービスエリア）、PA（パーキングエリア）を、地元にも開放しようという建設省（国土交通省）のハイウェイオアシス構想に沿って設けられた複合施設で、1990 年に石川県松任市が、県と一緒に、北陸自動車道の徳光^{まつとうし} PA に車を止めたまま直接海水浴場に行けるような施設を設置したのが第 1 号で、平成

12 年度現在全国で 16 ケ所が整備され、3 ケ所が建設中である。主な施設の形態としては、キャンプ場・スキー場・美術館・温泉・遺跡・パークゴルフ場・果樹園・展望タワー・川の体験施設・ミニ遊園地・植物園・農産物直売所など多種多様である。当初は、隣接する都市公園などと一体として整備するのが原則であったが、平成 7 年に都市公園に限らず、別の施設との一体整備を認めたため、取り組む自治体が増加し、SA・PA の多様化を地域活性化に活用できるようになった。本県においても北関東自動車道の笠間 PA に産直直販や各種の店舗、レクリエーション施設や温泉施設と組み合わせたオアシス構想の計画が進行している。

2. ^{はいすいせいほそう}排水性舗装 → 高機能舗装

3. パイロン：pyron

道路工事などで車輛を誘導するために道路上に置く円錐型のゴム製、またはプラスチック製の中空コーン。別名セイフティコーン（safety corn）とも言う。

4. パークアンドライド：park and ride

都市部の自動車交通による交通渋滞を緩和するため、都市周辺部にマイカー駐車場を用意してそこから中心部へバスなどの公共交通機関に乗り換えて移動する交通形態。都市の交通渋滞を解消する方法としては、交差点を改良するなどにより道路の交通容量を増加させる方法と、マイカー利用を抑えるなどして現在の道路への交通需要を減少させる方法が考えられるが、パークアンドライドは後者の対策事例である。

県内では昭和 55 年と平成 8 年に日立市で、国道 6 号の慢性的な渋滞を解消することを目的として試行的に実施された。全国的には、札幌市や金沢市などで実用化されているが、最近札幌ではパークアンドライド用に整備した駐車場を周辺住民が自宅用に利用しているなどの問題が報道され、実効性を高めるためにはソフト面の充実も重要となっている。

5. パーソントリップ調査（PT 調査）：person trip survey

パーソントリップは、「1 人の人がある 1 つの交通目的（通勤、通学、買物、業務、帰宅など）を達成するために、出発点から目的地まで移動する一連の動き」と定義される。パーソントリップ調査は、対象都市圏の調査対象者に調査表を配布し、1 日の交通行動について、「何の目的で、いつ、どこで、どのような手段で、またどのような経路を通過して移動したのか」を順次書き出してもらい、対象都市圏の 1 日の交通行動の全体像を把握しようとするものである。

パーソントリップ調査は、交通の実態を把握する目的ばかりでなく、将来の交通量の予測を行うためのベースとしても利用され、将来の都市交通計画の策定に活用されている。

同調査は昭和 42 年の広島都市圏における調査を皮切りに、現在約 70 都市圏で実施され、本県内では、昭和 53 年の第 2 回東京都市圏調査で、県南地域の調査が初めて行われた。その後昭和 61 年に日立都市圏、平成 2 年に水戸・勝田都市圏、平成 10 年に第 3 回東京都市圏（茨城県は県南地域のみ）で調査が実施された。平成 13 年 10 月～12 月に茨城県日立市において実験的な PT 調査が、また、同時期に茨城県北臨海都市圏 PT 調査（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、十王町（現日立市）、東海村）などが実施されている。

6. 張り出し歩道

交通安全施設として既設道路への歩道新設工事に際し、盛り土が必要な区間において新たに路体に腹付けして歩道を設けずに、ピアを用いた高架式、または、コンクリート製品の片持梁式の歩道を増設する方法で、歩道の幅のみの用地で足り、河川や水路の上空でも流水断面に支障なく設置が可能となる。

ー ひ ー

1. 光触媒

酸化チタンをコーティングした材料は、光エネルギーの作用によって酸素や水から活性酸素を発生し、触媒の表面に付着した汚れや細菌、藻、有機酸素化合物（トリハロメタン等）悪臭物質（カルキ、カビ臭等）油分などの物質を酸化分解し、最終的に二酸化炭素や水などの無害な物質に変える作用があり、汚れやすく清掃の困難なトンネル内の照明器具、交通量の激しい道路のガードレール、建物の内外装などメンテナンスフリーの材料として利用が進んできている。

2. VICS : Vehicle Information & Communication System

カーナビにリアルタイムで交通情報を送り込み渋滞状況や気象情報に基づく規制などを表示し、迂回ルートなどが簡単に検索できるようにする道路交通情報通信システムのこと。各都道府県の警察、道路公団、首都高速道路公団、日本道路交通情報センターなどから渋滞・事故・工事・交通規制などの情報を受け VICS センターから電波ビーコン、光ビーコン（赤外線利用）、FM 多重放送などの媒体を通じて最新の情報受信できるようなシステムで、本県では平成 12 年 3 月より全国で 18 番目に導入され、水戸市周辺の幹線道路、国道 6 号・50 号・51 号など約 70 地点で運用がスタートしたが今後徐々に対象エリアを拡大される予定。

ー へ ー

1. ペデストリアンデッキ：pedestrian deck

安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者の通行を車両から分離して歩行者専用とした高架構造の人工地盤のことで、複数の建物を連続的につないで人の流れを 2 階以上に集中させることにより自動車交通の効率化を図ることができる。単なる横断歩道橋とは異なり、広場やベンチなどの休憩施設など広がりをもった多方面にアクセスできる連絡橋。この手法を最初に取り入れたのはイギリスのニュータウンのフック（Hook）で、日本では高蔵寺ニュータウン（春日井市）、多摩ニュータウンなどの中心地に設置されたのが最初。県内では、水戸駅北口広場や土浦市西口広場がこの手法で整備された。

ー ほ ー

1. 舗装の構成

アスファルト舗装は、表層、基層、上層路盤、下層路盤から構成され、それを支える地盤が路床と称される。表層、基層はアスファルト合材、路盤材には碎石が使用されていたが、近年は環境対策に配慮して、再生アスファルト合材やコンクリート廃材（産業廃棄物）を破碎した再生碎石が多用されている。 →再生合材、コンクリート再生碎石

2. ボンエルフ方式

ボンエルフ（Woonerf）とは、オランダ語で「生活の庭」という意味で、従来の道路が歩行者の安全対策を図る原則は、歩行者と自動車を完全分離することであったが、1970 年代はじめに、オランダの古都デルフト市で歩行者と自動車を共存させようとする新しい考え方が出てきた。すなわち、自動車が人間の対応できる速度以上にスピードが出せないような構造として、車の通路を一車線とし、約 25m ごとに区切り、その間に乗り越えなければならないハンプ（hump：出っ張り）を入れたり、幅の広い道では、車が直進できないようにジグザグにハンプを配置する工夫をしている。 →コミュニティ道路

ー み ー

1. 道の駅

全国的に地元市町村が国や県、地元の農林漁業団体、商工会などの助成協力を得て、一般道路沿いに車による移動客の休憩や地域の生活利便や生産物販売を行うための交流施設として建設されるもの。施設内には、各地域の特色を生かした総合案内所を始め観光物産センターやレストラン、歴

史文化を紹介する情報提供、駐車場、トイレなどが設置された多目的ステーションとなっている。本県には平成4年の桂村（現城里町）の道の駅「かつら」にはじまり、平成7年美和村（現常陸大宮市）の「みわ」（北斗星）、同年里美村（現常陸太田市）の「さとみ」、平成8年境町の「さかい」、平成10年大子町の「奥久慈だいが」、平成11年下妻市の「しもつま」、平成13年玉造町（現行方市）の「たまつくり」、平成14年潮来市の「いたこ」、平成17年4月オープン五霞町の「ごか」の9つの駅がある。なお大子町には温泉が併設されている。〈参考：国土交通省道路局 HP〉

－ む －

1. 無電柱化推進計画

電線共同溝化の工事によって空中線を地下埋没化とし、市街地の景観を著しく阻害していた電柱を取り除くことで、良好な街なみの景観を確保しようとするもの。平成16年度から平成20年度までに20路線の24箇所を19,466mを整備する計画となっている。（3期事業：昭和61年度～平成11年度 39箇所 約25km整備、および新電線地中化計画：平成11年度～平成15年度 10箇所 約7km整備）

－ も －

1. モーダルシフト：modal shifts

輸送のモード（方式）の転換のことで、道路混雑や大気環境・エネルギー消費などの問題に対処するため、トラックによる貨物輸送を船舶輸送または鉄道輸送へ切り替える物流政策。特に大量に一括輸送が可能となる幹線輸送部分について海運やJR貨物による輸送などへの複合化を図ること。様式（modal）の転換（shift）の意。

－ ら －

1. ライト・レール・トランジット：LRT：Light Rail Transit

軽快電車、スーパー市電と呼ばれる高速化・高出力化された新型の路面電車。自動車・バスにくらべて環境負荷を軽減できる都市交通機関で、地下鉄とバスの中間的な新しい都市交通システム。20年ほど前から欧州で導入が相次ぎ、高速に優れ、輸送力も地下鉄とバスの中間。低騒音、低振動で無公害であり低床のため高齢者や障害者も楽に乗り降りが可能。広島市では、市内は低速で、郊外では高速運転する3両編成のLRTが運行されている。

－ り －

1. 流末処理

道路改良工事などで新たに路面排水や地区雨水排水のために道路側溝を敷設するとき、必ず既設の水路か河川に接続すること。既設水路の断面に余裕がない場合は、余裕が生ずるところまで付け替えの工事を行うか、または、新規に別の水路を付け替える必要がある。すなわち、公共施設の排水不良によって浸水被害などの原因を作らないようにしなければならない。

－ ろ －

1. 肋骨道路

本県北部山間部のうち、商工業の発展した臨海部を南北に縦に走る国道6号と、内陸部の同じ南北に縦に走る国道349号間を、横に連絡する5ルート7路線、および、国道349号とさらに内陸の国道118号の間を横に結ぶ3ルート4路線を総称した呼び名。具体的には、日立山方線、高萩インター線、高萩塙線、北茨城大子線、国道461号、十王里美線、日立常陸太田線、常陸太田烏山線で、これらの路線は山間部のため線形が悪く、かつ、幅員が狭いため、海岸部と内陸部が距離的には短い距離でありながら、人や物の移動にきわめて不便であり、早急な改良が望まれているところである。峠越えで狭く屈曲している区間を優先して整備し全線二車線化を図る計画である。総延長約47kmで平成3年から整備事業に着手している。

2. ロードプライシング：road pricing

道路に値段を付けるという原義から、市街地での交通渋滞を緩和するため、道路通行料金に格差制度を導入することで、市内に入る車から料金を徴収することによって交通量の削減を図り、交通渋滞や車の排出ガスの抑制を行おうとするもの。シンガポール（1975年導入）やノルウェー（オスロ、1987年導入）、イギリス（ロンドン、2003年2月導入）などで既に実施され、日本ではまだ導入されていない。ロードプライシングの種類としては、特に料金格差により沿道の大気環境を緩和する措置で、首都高速道路横羽線と湾岸線、阪神高速道路神戸線と湾岸線で試行的実施が行われている「環境ロードプライシング」、渋滞対策として渋滞時間帯に割増料金、閑散時間帯には割引料金とする「ピークロードプライシング」などがある。

都 市

1. アーバンエコロジーパーク:urban ecology park (和)

都市公園事業の一つとして位置付けられた公園（自然生態観察公園）で、市民の環境活動や指導者育成等の拠点として、野生生物の生息地等となる自然生態園や野鳥観察所等の施設を整備することを目的としている。

1. 茨城まちづくりセンター

「まちづくり」に関する、情報提供や人材派遣などを行うために、平成8年に設置された支援組織で茨城県土木部都市計画課内に事務局がある。地域の特性を生かし個性的なまちづくりを推進するために必要となるまちづくりの経験や知識を高めることに対して、さらには市町村や民間団体が行うまちづくり活動等に対して支援を行っている。主な事業として、「まちづくり人材バンク制度」、「まちづくりアドバイザー派遣制度」、「まちづくりライブラリー制度」等を活用した支援を行っている。

2. インバート:invert

下水道のマンホールの底部コンクリート面において、上流側下水管と下流側下水管の底部を結んで凹型の半円形に切った溝のことをインバートと呼び、少ない汚水量が流れるときにもマンホール内をスムーズに流れるように工夫した流路のこと。

1. うるおいのあるまちづくり顕彰事業

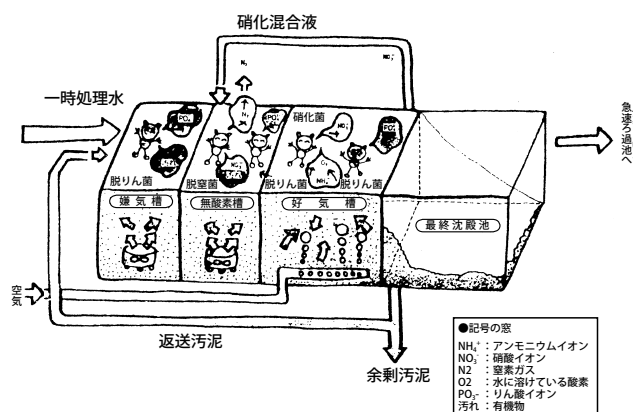
うるおいのある景観や優れた住環境の整備各種のまちづくり活動の実践など、まちづくりに功績のあった事業を表彰する制度。昭和62年度から様々なまちづくり事業や優れた都市景観の形成に寄与した事業などを「まちづくりグリーンリボン賞」として表彰しており、これまで、快適な歩行者空間「パティオモール」の整備など108件が受賞し、平成19年度は、「水戸市子育て支援・多世代交流センターの建設」、「多賀市民プラザの建設」、「潮来市立図書館の建設」、「行方市観光物産館『こいこい』の建設」、「景観に配慮したまちづくり事業」の5件が受賞した。また、平成8年から茨城県屋外広告物条例に基づき、景観に配慮した優れた野外広告物の設置者を「まちづくりグッドサイン賞」として表彰しており、笠間市公共サインなど18件が受賞し、平成19年度は「龍ヶ崎中心市街地区の案内板」の1件が受賞した。

1. A₂O法 (Anaerobic・Anoxic・Oxicの頭文字に由来)

下水道の終末処理場において、生物反応を利用した窒素・りん同時除去を行う高度処理技術のこと。

初沈からの一次処理水（水に溶けた酸素や硝酸イオン・亜硝酸イオンが存在しない場所）→無酸素槽（硝酸イオン・亜硝酸イオンは存在するが容存酸素は存在しない場所）→好気槽の順に処理して行く。窒素除去は、無酸素槽と好気槽の間で行われる。まず無酸素槽（別名脱窒槽）で空気を吹き込まず攪拌だけ行くと、無酸素状態を好む微生物（脱窒菌）が、好気槽から返送されてくる硝化混合液の硝酸イオン（NO₃⁻）を窒素ガス（N₂）に変えて空中に放出する。次に好気槽（別名硝化槽）で空気を吹き込むと、酸素が存在する状態で活躍する微生物（硝化菌）が、アンモニウムイオン（NH₄⁺）を硝酸イオンに分解する。一方、活性汚泥の中には、酸素が存在しない状況下において、体内からリンを吐き出し、酸素が存在する状況下になると、吐き出した量以上のリンを体内に取り込む脱リン菌があり、最初の嫌気槽ではその脱リン菌からリンが吐き出され、次の無酸素槽・好気槽ではそれ以上のリンが吸収される。このため余剰汚泥として引き抜いた分のリンが除去される。これらの一連の反応に要する滞留時間は、通常の活性汚泥法にくらべると倍近くになるため、全体の処理能力が半減してしまうことになる。霞ヶ浦湖北流域下水道では処理水が霞ヶ浦放流となることに配慮して昭和57年4月に1池分、58年11月に1池分（計1系列分相当）が稼働している。

< A₂O法 >



2. 園芸療法: Horticultural Therapy

園芸療法は、第二次世界大戦後のアメリカで戦場で心身に障害を受けた兵士たちの身体的・精神的なリハビリテーションとして始まったといわれる。日本には1990年代に紹介され、高齢者や障害者など、なんらかの心身の不都合で自分から自由に園芸ができない人を中心に、自らが草花を世話することによって、病気の症状や生活の質の改善、心身のリハビリに効果があるとして導入が図られた。また、

これらの効果を敷衍した形で、その環境に身を置くことによって、心身共に全人的に癒される空間整備のことを指すヒーリング・ランドスケープ Healing Landscape という概念が生まれた。この考えのもとに、公園や医療・福祉施設の庭、ポケットパークなどを整備する取り組みが各地で進められるようになった。さらに、一般の人を対象に広げて園芸を通して、人間の幸福（健康、生活の質の向上、人間的成長など）を図ることを園芸福祉（Horticultural Well-Being）といっている。

3. 沿道サービス施設

市街化調整区域内でも、幹線道路沿いにサービス産業のうち例えばガソリンスタンドやドライブイン、駐車場などの立地が可能な施設のこと。

－ か －

1. 偕楽園公園

日本三名園の一つ偕楽園と千波湖を含むその周辺の緑地、約 300ha を偕楽園公園と称している。本公園は、中心市街地内に位置する都市公園としてはニューヨークのセントラルパークに次ぐ世界第 2 位の広さを誇る規模であり、「水と緑と歴史」の街づくりを目指す国際庭園都市「水戸」の象徴である。本公園の中核をなす偕楽園は、水戸第 9 代藩主徳川斉昭が「民と偕に楽しむ」ため自ら設計し、1842 年 7 月 1 日開園し、現在も入園無料である。平成 5 年春、偕楽園開園 150 周年を記念して第 10 回全国都市緑化フェアが、また平成 11 年は徳川光圀没後 300 年、斉昭生誕 200 年にあたり、これを記念して岡山後楽園、金沢兼六園とも連携し「日本三名園物語」など各種イベントが展開された。斉昭が梅を好んだのは、寒い冬のうちからつばみをもち、他の花よりも早く咲き、すがすがしい香りであったこと、また梅の実が梅干しとして保存でき、戦時の食糧として役立つからともいわれている。

参考）偕楽園の梅は 100 種 3,000 本、梅まつり 2～3 月
千波湖（面積約 33.2ha、周囲約 3.0km）
元々の面積の約 4 分の 1

2. 街路事業

みちづくりには、大きく分けて道路事業と街路事業があり、街路事業では、特に、都市に関連が深い都市部の都市計画道路の整備を行っている。街路事業は都市における円滑な交通の確保と豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、もって安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の実現に寄与することを目的として行われ、都市基盤である道路を体系的に整備する事業である。法的には都市

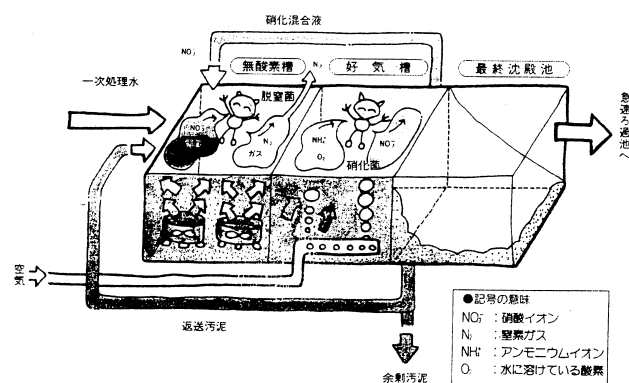
計画法（昭和 43 年法律第 100 号）によって、決定された道路を、同法 59 条による都市計画事業として実施する道路整備に関する事業を指す。街路事業には、道路改築、立体交差、橋梁整備、連続立体交差、モノレール道等整備、共同溝設置、電線共同溝整備などがあり、複雑多岐にわたる都市形態に即した事業を展開している。

3. 活性汚泥法：activated sludge process

排水中に十分な空気を供給しながら攪拌すると、4～5 日で暗褐色の汚泥のフロック（flock：水中の懸濁物質）が発生する。この汚泥は酸素が十分存在する好気的な条件下において、排水中の汚濁有機物質をエサとして取り込み分解吸収する酸化作用が活発で、攪拌を止めると容易に沈殿する。この汚泥を活性汚泥といい、1917 年にイギリスのウィシングトン処理場で連続処理が行われて以来、大量の排水を経済的に処理できる方法として世界中に広まることになった。

4. 活性汚泥循環変法

循環式硝化脱窒法とも呼ばれ、無酸素槽（別名脱窒槽）で空気を吹き込まず攪拌だけを行うと、無酸素状態を好む微生物（脱窒菌）が、好気槽から返送されてくる硝化混合液の硝酸イオン（ NO_3^- ）を窒素ガス（ N_2 ）に変えて、空中に放出する。次に、好気槽（別名硝化槽）で空気を吹き込むと、酸素が存在する状態で活躍する微生物（硝化菌）が、アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）を硝酸イオンに分解する。霞ヶ浦湖北流域下水道では、平成 2 年 10 月から、リン除去のための凝集剤 PAC（ポリ塩化アルミニウム）投入を併用した活性汚泥循環変法を 7 池分（計 3.5 系列分に相当）が稼働している。



5. 簡易水道

水道法で、給水人口が 5,000 人以下 100 人以上の規模の水道事業を指す。規模が小さいので、表流水でなく地下水や井戸水を水源としている例が多く、地下水利用などでは、浄化施設を経ずに消毒のみで配水している例もある。

1. クラスター：cluster

原義はブドウの房の意。転じて複数の集合体または集団・群生の意。ニュータウン計画などでいくつかの集合住宅地などからまちづくりを構成する場合に用いられる。首都機能移転の那須候補地では数万 ha の区域の中に都市を点在させるクラスター方式を考えている。

1. 景観条例^{けいかんじょうれい}(茨城県景観形成条例および市町村景観条例)

景観は、自然環境や人工物、地域の生活様式、季節の変化などの様々な要素からつくられるため、地域によって特色ある景観が形成されている。このような地域の特色ある景観を保全したり、新たな景観を創出することにより、地域の魅力を高めることを目的として制定された条例である。茨城県景観形成条例には県・市町村・県民および事業者の責務が定められている。また、守谷市及びつくば市では景観法に基づく条例が、並びに、水戸市及び阿見町では自治体独自の条例が、それぞれ制定されている。

→景観法、景観緑三法

2. 景観法^{けいかんほう}

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律である。(平成 16 年 6 月 18 日公布、同 12 月 17 日施行)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律でもある。良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するので、最も住民に近い基礎自治体である市町村が中心的な役割を担い、県は、地域住民と市町村とが協働した景観形成の取り組みを支援している。

→景観条例、景観緑三法

3. 景観緑三法^{けいかんみどりさんぽう}

「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の三つの法律(いわゆる「景観緑三法」)が平成 16 年 6 月成立し、

同月公布された。 →景観条例、景観法

4. 下水道水環境保全率^{げすいどうみずかんきょうほぜんりつ}

下水道が水環境の改善に寄与している指標として、新たに平成 15 年度に導入されたもの。下水処理人口を総人口数で除した下水道普及率から、高度処理や合流式下水道の改善が必要とされる区域で未実施の人口普及率を差し引いた値で、茨城県では、平成 16 年度末現在 35.8% (全国平均 31.8%) で全国 26 位(※日本下水道協会HP) となっている。

5. 原単位^{げんたんい}

単位当たりの基本となる数値のことで、例えば水道や下水道で 1 日・1 人当たりの使用水量がどれくらいであるかを統計的に調査した値。また将来の 1 日・1 人当たりの予測値も含まれる。工場の用・排水では、出荷額当たりの水量が原単位となる。また、汚濁物質などは、1 日・1 人当たりの g 数で表わされるなど施設設計の際の容量の規模を決定する際に使用される。

1. 広域汚泥処理^{こういきおでいしり}

県内の市町村の処理場は規模が小さいため、それぞれが汚泥処理について焼却炉を整備して対応することは建設費や維持管理費の面で不経済である。そのため、広域的に公共下水道と流域下水道からの汚泥を 1 カ所に集約して焼却・灰埋め立て処分または有効利用を図ることを広域汚泥処理という。このような制度は下水道法にないため、全国に先駆けて茨城方式として地方自治法の事務委託方式で市町村から県に委託し、補助金はそれぞれが申請手続きして交付を受け合体化する方式としたが、その後補助金は広域汚泥処理分として一括して県に交付されることになった。平成 7 年度に茨城県(那珂久慈流域下水道事務所)と、水戸市、勝田市(現ひたちなか市)、日立市、友部笠間広域下水道組合(現笠間市上下水道部下水道課)、日立・高萩・十王広域下水道組合(現日立・高萩広域下水道組合)の 6 者で那珂久慈浄化センター内に広域汚泥処理施設として 100 t / 日の流動焼却^{りゅうどうしょうきやく}炉を建設・稼働させ、現在 2 基目の共同焼却炉を建設中である。本県での取り組みは、現在「流域下水汚泥処理事業」として制度化されている。

2. 広域下水道組合^{こういきげすいどうくみあい}

複数の市町村が下水道事業を行う場合、計画規模が基準に満たず流域下水道で執行不可能なときに、単独でそれぞれ事業を進めるより執行体制の強化が図れる一部事務組合を地方自治法により設立して、共同で下水道事業に当た

ること。ただし、補助率等は通常の公共下水道の補助率が適用となる。現在県内では、取手地方広域下水道組合（取手市・旧藤代町（現取手市））、日立・高萩広域下水道組合、谷和原伊奈下水道組合、ひたちなか東海広域事務組合が設立されており、それぞれ組合の議会（構成市町村の議員が兼務）の議決により事業が執行される。

3. 根幹的都市施設

都市計画法に規定された都市施設のなかで根幹的なもので、広域的見地から都道府県が定めることとされている。(15条)

根幹的都市施設とは都市計画法施行令に定められており、①一般国道、都道府県道②都市高速鉄道③一般自動車ターミナル④空港⑤面積が10ha以上の公園、緑地、広場等⑥水道⑦流域下水道等⑧一級、二級河川および運河⑨大学、高等専門学校⑩2000戸以上の一団地の住宅施設⑪一団地の官公庁施設⑫流通業務団地⑬防潮の施設が掲げられている。

4. コンポスト：compost

下水処理場から発生する汚泥にバークやオガ屑などの混合材を混ぜて発酵させた肥料のこと。下水排水の汚泥中には亜鉛濃度が比較的高く一般に使用される肥料として認定されず、特殊肥料の扱いとなり芝生や植木など経口野菜以外の使用に限定されている。霞ヶ浦湖北流域下水道の「カスミグリーン」が該当するが、企業局の大岩田浄水場で製造している「土まるくん」は一般の肥料として市販されている。

ー さ ー

1. 桜の郷

東茨城郡茨城町の^{おおど}大戸・^{こんどう}近藤地区の約57haで進められている高齢者や障害者を含め誰もが安心して健康で生き生きと豊かな生活が送れるよう人にやさしい街づくりのモデル地区のこと。街づくりの中核施設として医療機関（国立水戸病院の移転）を配置し、健康増進の機能や生き甲斐づくりの機能などを備え合わせて高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの住宅や道路を整備し、魅力あるまちづくりを目指し、平成12年度からスタートした。

ー し ー

1. COD：Chemical Oxygen Demand

水中の有機物が一定の条件のもとで、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量の値でmg/lの単位で表す。CODの利点はBODに較べて短時間で試験結果が得られることと工場排水などで有毒物が混入していても影響されないことである。主に湖や海

域の水質環境基準の指標として使われるのは、BODの測定が藻類・塩分などによって影響を受けやすいためである。

2. 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。(7条)これは、都市計画区域を都市の発展動向などを勘案し市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分、この区域区分（線引きという）を基礎として、各種の都市計画を定めるとともに、開発許可制度を併用することによって計画的、段階的な都市の発展を図ろうとするものである。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ(13条)、また開発行為は一定の基準に該当していれば許可される。(33条) →線引き

3. 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。(7条)市街化調整区域内では、農林漁業用の建物などを除き開発行為は許可されず(29・34条)、また、原則として用途地域を定めないこととされ(13条)、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。 →線引き

4. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的として行われる建築物、建築敷地および公共施設の整備に関する事業のこと。

権利変換方式による第1種市街地再開発事業と用地買収方式による第2種市街地再開発事業とがある。民間の建築エネルギーを再開発という目的に積極的に活用して行くため市街地再開発事業の施行者は、地方公共団体などの公的主体と市街地再開発組合および個人施行者が認められており、事業の円滑な推進のため、国および地方公共団体で費用の一部について補助を行っている。

5. 市街地整備基本計画

市街地整備基本計画では、公共投資を計画的かつ効率的に執行するため根幹的都市施設整備（道路、公園、下水道等）と面的整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の両面から、各事業間の調整および公共投資財源との調整を図ることによって、市街地全体の整備に関する体系的プログラムを策定する。本県では昭和52年より策定が開始され、基本的に5年ごとにローリングして計画のずれを時

点修正、良好なまちづくりに資するものである。

6. シビック・コア：civic core（和）

人々の安全で豊かな生活を支える行政サービスの機能に加え、商業や流通など地域の活性化に寄与する民間施設と合わせて、これらが相互に補完し合って作り出す魅力と賑わいのある都市の中の拠点地区を目指すもので、平成5年3月に創設された。平成14年に下館市シビックコア地区整備計画（約2.4ha）（現筑西市シビックコア地区）が承認され、官公庁施設、商業施設、業務施設、関連事業が整備されることになった。この拠点を整備する具体的な手法として、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市拠点総合整備事業、都市活力再生拠点整備事業、市街地総合再生事業等などがあり、その地域の特性にあった手法で進められる。

7. 集排（農業集落排水整備事業）

農林水産省所管の浄化槽法に基づく下水道類似施設で計画人口が1,000人以下の場合が対象で、それ以上の規模の場合は、国土交通省（旧建設省）所管の下水道となる。種類には農業集落排水整備事業と漁業集落排水整備事業とがある。維持管理は基本的には地元で行うことになっているが市町村が負担をしている場合が多い。 →生活排水ベストプラン

8. 集落地域整備法

農業的土地利用と都市的土地利用が競合して混住化がすみ、良好な営農条件と居住環境の確保を図る必要がある地域において、集落地域の計画的整備を推進するために、農林水産省と国土交通省（旧建設省）が共同して制定した法制度のこと。市街化調整区域および農業振興地域であることなどが適用要件となっている。集落地域の計画的整備としては、①土地利用の整序②集落景観の保全③必要な新規宅地需要への対応④地区施設の整備の4点があげられる。具体的な整備内容は、「集落地域整備基本方針」に基づく「集落地区計画」・「集落農業地域整備計画」に定められ、各種事業の実施によって実現される。茨城県では、平成3～6年、取手都市計画区域の藤代町^{はまだ}・上萱場^{かみかやば}集落地区約78haが本制度により整備された。「新規居住地区」「コミュニティコア地区」「営農施設地区」に土地利用が区分され、各地区について、建物用途、建ぺい率、敷地規模、壁面後退、高さ制限、形態および意匠、生け垣・柵の構造に対する制限を定め、周辺の農村集落と調和した新たな居住環境を形成しようとしている。

9. 消化促進型循環変法

包括固定化担体を用いた脱窒法とも呼ばれる。従来の生物学的窒素除去法である活性汚泥循環変法は、硝化に長い

滞留時間を必要とするため標準活性汚泥法の2倍程度の規模の処理施設が必要となる。このため、増殖速度の遅い硝化細菌をポリエチレングリコールなどの高分子材料中に固めた担体（包括固定化担体：バイオエヌキューブという。）を活性汚泥循環変法の硝化槽に装填^{そうてん}することによって、硝化槽内の硝化細菌の濃度を高めて硝化に必要な時間を大幅に短縮して標準活性汚泥法と同等の容量の処理施設とすることができるようになった。平成4年に日本下水道事業団が開発し、「ペガサス」と呼称している。

→活性汚泥循環変法

10. 人工地盤

道路や鉄道、大規模建築物などで市街地が分断される場合や、駅前広場などで土地の高度利用を図るために人工的な地盤を構築して、そのスラブ上を公園や広場などの公共空間として人々の交流や集える空間とした階層上の人工面のこと。ペデストリアンデッキは、そのうちの一種である。

→ペデストリアンデッキ

－ す －

1. 水洗化率

下水道の工事が完了し処理開始^{こうじ}の公示をした区域内の人口（処理人口と定義）のうち実際に下水道に接続した人口を処理人口で割った値。下水道法では公示後3年以内の接続が義務付けられているが、やむを得ない事情（経済的困難、建物が移転または改築中、借地・借家関係、公共工事等の施工予定中、排水設備が他人の土地を貫通、建物改築工事を申請中、空き家または長期不在中、家屋の老朽化、地形上の布設困難、私道のため排水設備設置不可、相続や境界問題が未解決、その他の理由）がある時は考慮される。ただし浄化槽を設置済みのため接続しないというのは理由にはならない。各市町村では水洗化改造資金の融資制度や利子補給制度、奨励金交付制度などを設け促進に努めているが、処理区域拡大のための工事を最優先で進めているため、水洗化率アップのPRに努める実質的なローラー作戦を展開しているところは少ない。今後投下資本の有効利用を図り健全な処理料金体系を維持するためにも水洗化率を向上させるための方策に取り組むことが大切となる。

－ せ －

1. 生活排水ベストプラン

下水道には下水道法による下水道と浄化槽法に基づく下水道類似施設がある。建設省が所管する下水道法に基づく公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道と農

林水産省が所管する浄化槽法に基づく農業集落排水事業、漁業集落排水事業、また厚生省が所管する地域し尿処理施設（コミプラ）、合併処理浄化槽などに分かれるが、従来は縦割り行政で進められ、お互いに調整を取ることなく不効率な事業の進め方となっていた。そのため平成7年に県内の生活排水処理対策について早期に効率よく進めるために広域的な観点から建設費などを比較して集合処理か個別処理とすべきか、汚泥の広域化・集約化、維持管理の共同化・共通化について一堂に会して整備計画づくりが行われ、事業目的や処理人口の規模、地域特性、整備の効率性などを検討してどの事業の手法で進めたらよいかを色分けしたマスタープランのこと。平成27年度以降の最終整備状況の排水処理のパーセンテージは、下水道法による下水道82.6%、集落下水道9.8%、個別処理（合併処理浄化槽）7.2%、コミプラ等0.4%で計100%と予想している。ただし下水道計画区域になっていても7年以内に下水道の整備が望めない地区では厚生省補助の合併処理浄化槽の設置が可能である。平成15年に見直し作業が行われた。

2. 生産緑地^{せいさんりょくち}

市街化区域内の農林漁業の用に供されている農地・採草放牧地・森林・池沼のうち、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、500㎡以上の規模のある農林漁業の継続が可能な土地で、都市計画決定されたもの。建築物・工作物の設置等が制限されるほか、税制上の優遇措置が受けられる。

3. 線引き^{せんび}

市町村の都市計画区域を決定するとき、良好な市街地を積極的に促進する市街化区域と開発を抑制する市街化調整区域とに区分する境界線を引くこと。市街化区域には目的によって用途地域（通常色分けになっている）が定められる。また、非線引き区域でも用途地域のみが定められている場合は、用途以外の区域は白地^{しろじ}と呼ばれる。

→市街化区域、市街化調整区域

ー た ー

1. タウンモビリティ：Town Mobility

高齢者や障害者、病气・けがで移動が自由にできない人等を対象に、電動スクーターや電動車いすなどの貸し出しを行い、商店街や公共公益施設を自由に気楽に移動できるよう支援する取り組みのことをいう。必要に応じて移動をサポートするボランティアが同伴することもある。

本県においては水戸市下市地区で導入に向けた取り組みが検討された。

2. 宅鉄法^{たくてつほう}：「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」

これまでの地域開発は、まず鉄道路線が先にあって既存の市街地などが形成されたあとに様々な困難・課題を克服しながら進められる例が多かった。このため新しい街づくりを進めるうえで鉄道整備と同時に大量の住宅・宅地等の供給を図るべく平成元年6月に成立、同年9月に施行された法律。この一体化法に基づいて1都3県（東京・千葉・埼玉・茨城）において、道路・公園等の公共用地、住宅用地、公益施設用地、鉄道用地等を計画的に生み出す「一体型土地区画整理事業」としての常磐新線開発プロジェクトが進められることになった。 →常磐新線沿線開発

ー ち ー

1. 地区計画^{ちくけいかく}

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。（12条）地区計画の内容は、地区計画の目標その他区域の整備、開発および保全に関する方針と「地区整備計画」の2つの部分から構成されている。地区計画は、大都市近郊におけるミニ開発や無秩序な市街化を防ぎ良好な市街地の環境を形成し、保全するため昭和56年に設けられたものである。

2. 中心市街地活性化法^{ちゅうしんしがいちかつせい かほう}（中活法）^{ちゅうかつほう}

近年、多くの都市で、居住人口の減少・高齢化、商業環境の変化、モータリゼーションの進展等を背景に、中心市街地の衰退が進行し、深刻な状況となっている。都市の中心部は商業、業務活動の場としてだけではなく、人々の交流の場として、地域の歴史、文化を意識する場として重要な役割を担っており、まちの顔である中心市街地に賑わいを取り戻すことが重要である。

このため、平成10年7月に「中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が施行され、関連する13省庁が、補助、税制、融資等を支援する体制が整備された。市町村は、中心市街地の課題に対処するため、各種の施策を具体化した「基本計画」を作成し、国や県は市街地再開発事業などの「市街地の整備改善」や「TMO」等を支援する。本県においても平成10年度に、「茨城県中心市街地活性化支援調整会議」を設置し、市町村の中心市街地活性化に対する取り組みに対して支援をしている。 →TMO

1. ^{ティー・エム・オー}TMO : Town Management Organization

中心市街地で街づくりをマネージメント（運営・監理）する機関で、中心市街地活性化法に基づいた基本計画に従って、中心市街地の活性化に向け構想・基本計画作成、テナントミックスの管理商業基盤施設等の整備、共同ソフト事業の実施などを行う。TMOには、商工会議所、商工会、第3セクター（株式会社、公益法人）などをその主体として想定している。1999年に水戸市で具体化している。

1. ^{としけいかくけつてい}都市計画決定

都市計画を一定の手続により決定すること。都市計画の決定権者は、原則として、都道府県知事または市町村である。①市街化区域および市街化調整区域②広域の見地から決定すべき地域地区・都市施設③根幹的都市施設④小規模なものを除く市街地開発事業⑤市街地開発事業等予定区域についての都市計画については都道府県が定め、その他の都市計画は市町村が定める（15条）。いずれの場合も、都市計画の案は2週間公衆の縦覧に供され、住民および利害関係人には意見書の提出機会が与えられる（17条）。都道府県は、関係市町村の意見を聞き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て都市計画を決定する（18条）。市町村が決定する都市計画の場合は、市町村都市計画審議会の議を経たのち知事の同意を得て決定する（19条）。都市計画が決定されると都市計画制限が働いて、当該都市計画が定められた土地の区域に係る権利者などの権利に一定の制限が加えられる。 →都市計画制限

2. ^{としけいかくくいき}都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含みかつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する（5条）。都市計画区域内においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一定規模以上の開発行為については都道府県知事の許可を受けなければならない、また建築基準法により、建築物を建築しようとする場合には建築主事の確認が必要となるとともに建築基準法の集団規定が適用される。都市計画区域の指定は都道府県知事が行う。

3. ^{としけいかくじぎょう}都市計画事業

国土交通大臣または都道府県知事の認可、承認を受けて

行われる都市計画施設の整備に関する事業および市街地開発事業（4条）。都市計画事業の施行者としては、市町村、都道府県、国の機関（行政機関、都市再生機構等）およびそれ以外で知事の認可を受けた者（いわゆる特許事業施行者）がある（59条）。都市計画施設については、すべてを都市計画事業により整備しなければならないものではないが、都市計画決定された市街地開発事業については、すべて都市計画事業として行われる。都市計画事業として認可されると都市計画事業制限が働き、事業地内において都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築などを行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない（65条）。

4. ^{としけいかくしせつ}都市計画施設

都市計画法に規定された都市施設（11条）のうち都市計画決定されたものを指す（4条）。都市施設には、①道路・都市高速鉄道などの交通施設②公園などの公共空地③上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設④河川などの水路⑤学校などの教育文化施設⑥病院⑦市場⑧一団地の住宅施設⑨一団地の官公庁施設⑩流通業務団地などがある。都市施設の計画決定に際しては、土地利用、交通等の現在および将来の状況を勘案し、適切な規模および配置とし、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保することとされている（13条）。都市計画施設の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう都市計画制限が働き建築規制が課せられる。（53条）

5. ^{としけいかくしんぎかい}都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査審議するため都道府県及び市町村に設置された附属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種がある。都道府県都市計画審議会は、都市計画法に基づいて都道府県に置かれた附属機関で主な職務は次のとおりである。

- (1)都道府県が都市計画を決定するとき、議決すること。（18条）
- (2)市町村都市計画審議会が置かれていない市町村が都市計画を決定するとき、議決すること。（19条）
- (3)特定行政庁が卸売市場、火葬場、ごみ焼却場などの建築に対し、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可するとき、議決すること。（建築基準法51条但書）
- (4)土地地区画整理事業計画に対する意見書の内容を審査すること。（土地地区画整理法55条3項）
- (5)都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。（77条2項）

市町村都市計画審議会は、都市計画法に基づいて市町村

が任意に設置する付属機関であり（77条2項）、主な職務は市町村が都市計画決定するとき、議決することである。

なお、関連するものとして、国が設置する社会資本整備審議会がある。（76条）

6. 都市計画制限^{としけいかくせいげん}

都市計画が決定されることによる効果として、土地などの権利者の権利に加えられる各種の制限の総称。この制限は、合理的な土地利用の実現や将来の都市計画事業の円滑な実施を担保することを目的としており、関係法令に基づいて財産権に対し一般的に加えられた内在的制約で、補償は要さないものとされている。都市計画制限のうち主なものは、①市街化区域および市街化調整区域内における開発行為等の規制（29条）、②都市計画施設等の区域内における建築等の規制（53条）、③風致地区内における建築等の規制（58条）、④地区計画の区域内における建築等の規制（58条92）などがある。 →都市計画決定

7. 都市計画マスタープラン^{としけいかく}

都市計画法改正（平成12年5月19日交付、平成13年5月18日施行）により、これまで線引き都市計画区域にのみ定められていた「整備、開発または保全の方針（俗に整・開・保）」をすべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」を定めることに拡充された。この方針のことを「都市計画区域マスタープラン」という。この計画は、一体的な都市として整備、開発および保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から①都市計画の目標、②線引きの有無および線引きをする場合にはその方針、③その他主要な都市計画の方針など、都市計画の基本的な方針を定めるものである。県内では、29の都市計画区域について、平成20年5月29日までに都市計画決定されている。一方、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を「市町村マスタープラン」という。このプランは、都市計画区域マスタープランに即し、都市計画区域内の各市町村の区域を対象に、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、市町村の定める都市計画の方針を定めるものである。

8. 都市景観大賞（都市景観100選）^{としけいかんたいしょう}

国土交通省が、都市環境が優れた地区や高い水準の都市空間デザインが行われている地区を表彰するもので、1991年度から2000年度までの10年間で毎年10ヶ所ずつ合わせて100ヶ所を選んだものである。本県では1999年度までに、筑波研究学園都市地区（1991）、偕楽

園公園（1999）の2ヶ所が選ばれている。

9. 都市軸道路^{としじくどうろ}

つくばエクスプレス沿線開発地区の守谷市、つくばみらい市を縦貫する市街地の骨格軸として将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するため、千葉県境から国道354バイパスまで15.5kmの主要幹線道路で、常磐新線と一体的構造として整備が進められているもの。路線名は、主要地方道野田牛久線（都市計画道路名：守谷・伊奈・谷和原線）で、県境から旧谷和原村の都市計画道路東樋戸台線の終点までの4車線道路で総事業費約800億円の見込み。平成17年8月17日に、「守谷トンネル」を含む下り線の2車線整備が完了し、常総ふれあい道路（守谷市）から県道野田牛久線までの延長約2.4km区間が開通した。将来的には埼玉県三郷市の東京外郭環状道路（一般国道298号）と本県のつくば市の一般国道354号を結ぶ全長約32kmの広域幹線道路となる予定。 →つくばエクスプレス

10. 土地区画整理事業^{とちくかくせいりじぎょう}

昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業で、事業の仕組みおよび目的は、整備が必要とされる市街地における一定の区域内において、土地所有者等からその所有土地の面積や位置に応じて、土地の一部の提供（^{げんぶ}減歩）を受け、それを道路・公園等の新たな公共施設用地等に充当して整備することにより、残りの土地・宅地の整形化や土地の利用増進を図って健全な市街地を形成する事業である。施行主体としては、個人施行、組合施行、都道府県や市町村が行う地方公共団体施行、そのほか行政庁施行、都市基盤整備公団施行や地域振興整備公団、地方住宅供給公社等が行う公団施行等がある。事業費は、保留地の売却、補助金、施行者の単独費等によってまかなわれる。 →減歩

－ の －

1. ノンポイント・ソース：nonpoint source

「非特定汚染源」と訳され、汚濁の発生源として、工場排水やし尿処理場・下水処理場など特定できる点源負荷、あるいは、発生源のわかっているという意味での生活に起因する排水、畜産排水などに対し、水田（含ハス田）や畑などからの肥料流亡、草地・山林などからの腐植物流出、市街地からの路面排水、降雨に含まれる負荷など汚染源として広がりを持っている負荷を指す。別名、自然負荷、面源負荷ともいう。霞ヶ浦流域では、COD負荷量の45％に達し、流域管理の上で制御すべき重要なファクターとなっているが、負荷の削減手法としては困難なものが多い。

－ ひ －

1. ^{ビー・オー・ディー}BOD : Biochemical Oxygen Demand

水の中の汚れ分(有機物)は、酸素が十分あると活躍する微生物の働きで分解され、この時汚れに比例して消費される酸素の量が増えるため、水質汚濁の一つの指標を表している。通常 20℃の恒温を保って 5 日間、暗所の中で培養したときの酸素消費量とされる。しかし、微生物によって分解されにくい有機物の場合や、毒物が混入しているとき、海水のとき、湖など藻類があるときは測定ができないため、COD の指標を用いる。 →COD

2. 人にやさしいまちづくり条例

茨城県では、すべての人にとってやさしいまちづくりを推進するためには、行政・事業者・県民に理解を得ることが必要なことから、各主体の役割と責務や公共建築物等の整備基準を条例として定めている。来店客の認知による来店促進が進むことから、物販店舗が最も多く認定基準を満たしているが、駅や福祉施設などの業務系以外の公共建築物からの認定申請もふえている。 →バリアフリー新法

3. ^{ひゃくりくうこうこうえん}百里空港公園

面積約 19.3ha で茨城県がシンボル公園、ピクニック広場、多目的広場、展望広場、空港広場、芝生広場、緑地などを整備予定。航空旅客や地元の小美玉市や周辺市町村住民が憩うための交流空間としての総合公園としての機能を持つ。

4. ヒーリング・ランドスケープ : Healing Landscape

→園芸療法

－ ふ －

1. ^{ふうちちく}風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の風致を維持するために定められる。風致地区に指定される土地は、自然の景勝地、公園、沿岸、樹林地、緑豊かな低密度住宅地などである。

風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について都道府県の条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2. フレーム : frame

人口フレーム、工業出荷額フレーム、家畜頭数フレーム、森林面積・田畑面積フレームなど将来の予測値がいくらに

なるかの項目ごとの枠内の数字のこと。原単位とともに施設設計の規模の算定基礎となる。

－ ま －

1. まちづくりグッドサイン賞

→うるおいのあるまちづくり顕彰事業

2. まちづくりグリーンリボン賞

→うるおいのあるまちづくり顕彰事業

3. まちづくり^{こうふきん}交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月法律第 22 号）にもとづき国が平成 16 年度に創設した制度。地域の創意工夫を反映した「都市再生整備計画」に基づき、国から示すメニュー（道路・街路、公園、土地区画整理事業などの基幹事業）だけではなく、市町村の提案に基づく事業（ワークショップの開催、コミュニティバスの試験運行などの提案事業）も対象に、交付金を地区単位で一括して交付する。平成 20 年度には県内 29 市町 53 地区で実施している。

4. まちづくり^{さんぽう}三法

大規模小売店舗立地法（大店立地法）、都市計画法、中心市街地活性化法（中活法）を総称したもの。大型店の出店を規制していた大規模小売店舗法（大店法）を廃止して平成 12 年までに施行された。平成 18 年、土地利用規則を定めた都市計画法と中心市街地の活性化を行政が支援する枠組みを定めた中活法が改正され、改正都市計画法では総床面積 1 万㎡を超える小売店、映画館、展示場など大規模集客施設の郊外立地を大幅に規制し、原則出店ができなくなる。平成 10 年の中活法の施行とともに TMO 制度が発足し、地元自治体や国の認定、助成を受けて各地で中心市街地の振興を手掛けてきたが、改正法では、これまで TMO が担ってきた役割を新たに市区町村や商工会議所（商工会）、都市整備の公的機関、地権者などで組織する中心市街地活性化協議会に事実上移管することになった。

5. まちづくりシンポジウム

都市の歴史や地域環境を見つめ直し、将来のまちづくりのあり方を探るシンポジウムの名称。茨城県、自治体、茨城県都市計画協会が共同で昭和 61 年度から毎年開催している。このほか、各自治体が主催する同名のシンポジウム

も開催されており、市民が専門家の意見を聞いたり市民と行政の意見交換を行う場となっている。

6. 街なみ環境整備事業

建設省（現国土交通省）による住環境整備のための事業手法のこと。事業の対象は、幅員4m未満の道路にしか接していない住宅や、未接道の住宅の集合する地区、または住宅や基盤整備は一定水準以上あるものの、なお一層の整備を要する市街地や景観形成を目指している地域である。事業内容としては、計画策定、協議会組織による良好な街なみ形成のための活動、地区施設・生活環境施設等の整備、空家等の除却、門、塀等の移設、修景施設の整備、共同建替等の共同施設の整備等となっている。本県では、常陸太田市の台地上にある既成市街地（区域面積6.4ha、総延長1.7km）において事業の推進が図られている。具体的には、道路の美装化、町屋や土蔵などの歴史的な建築物の保存、街なみにふさわしい家屋や外構の修景、小公園の整備など、暮らす人と訪れる人双方の視点から地区を捉え歴史や文化を通じて統一されたまちづくりを目指している。

－ み －

1. 緑の基本計画（the Green master plan）（旧緑のマスタープラン）

都市緑地法第4条に規定されている、市町村における緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画のことで、市町村が独自性や創意工夫を発揮して緑地の保全や、公園緑地の整備、その他公共公益施設および民有地の緑化の推進など、そのまちの「緑」全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにした計画のこと。平成20年度末で、本県では、牛久市・鹿嶋市・那珂市・阿見町・常陸大宮市・守谷市・石岡市・鉾田市・取手市・龍ヶ崎市・つくば市の11市町が策定している。

2. 緑の政策大綱

環境問題の高まりを踏まえ、緑豊かな国土の形成を図るうえで、特に緑の多様な機能を活かした生活環境づくりの推進と、国民の身近な緑に対するニーズの高まりへの対応が課題である。このため建設省として生活者重視の視点に立ち、緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを目的として緑の政策大綱を制定するものである。

－ も －

1. モール：mall

語源は「緑の多い樹陰のある散策路」であるが、近年は

単なる通行のための道ではなく、広場やベンチ・噴水などのストリート・ファニチャーを配して、憩い・遊び・集いなどの機能を付与したものを指す。最近では、商店街などに設けられる歩行者専用のショッピング・モールをいうことが多い。

－ よ －

1. 溶存態COD

湖沼などの汚濁負荷量であるCODは、懸濁態COD（p-COD）と溶存態COD（d-COD）からなり、懸濁態CODは、主として植物プランクトンなどに起因するCODで、物理的な処理技術によって除去可能であるが、溶存態CODは、河川から流入する難分解性の有機物、湖内の植物プランクトンによる生成有機物、底泥からの溶出有機物が成因とされ、COD全体の約40～60%を占めるといわれている。この溶存態CODの物理的特性や生成機構および除去手法については、未解明の部分が多く、水質改善の大きな障害となっているのが実状である。霞ヶ浦では、現況水質COD 7.9mg/lのうち、溶存態CODは、約4～6mg/lを占めているため、水質環境基準の3mg/l達成には、従来の富栄養化促進物質であるNやP除去対策とともに、この溶存態CODの除去手法を確立することが最重要課題となってきた。現行の下水処理場で主流となっている活性汚泥法、活性汚泥循環変法は主にBODの除去またはN、Pの除去が主体であるため、現状ではこの溶存態CODの除去という観点からは、今後ますます処理水量の増大が見込まれるなか、対応が不十分なシステムとなってくることは否めない。（※p-particle、d-dissolved）

2. 用途地域

都市計画法に基づく地域地区のうち最も基本となる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の12用途地域名の総称。各用途地域に指定されると建築物の用途制限や建ぺい率・容積率などの制限がかかる。

－ り －

1. 流総（流域別下水道整備総合計画）

ある河川流域に着目したとき個々の下水道計画（公共・流域・特定公共・特定環境保全のすべての下水道法の下水道）の上位計画として位置づけられている計画。事業認可計画はこの計画と整合がとれていなければならない。従来の下水道が伝染病予防や公衆衛生の改善を主としていた

が、昭和 46 年の公害関連法の改正に伴い公害対策基本法
(現^{かんきよう}環^き境^{ほんぽう}基本法)において公共用水域に定められた水質環^{すいしつかん}
境^{きよう}基^き準^{じゆん}を達成するための有力な手段として下水道施設が
位置づけされるようになった。環境基準が定められた水質
基点における将来の河川の低水流量の予測値に、水質基準
値の値をかけて、将来の許容汚濁負荷量を計算し、将来の
人口の伸びや工業出荷額の伸びを想定した想定発生負荷量
から差し引いた残りを、下水道や排水規制によりカットす
ることとし、生活排水や一部事業所排水を下水道で対応す
る。またそのカット量から下水道整備区域が決定される。
ただし農地や山林、降雨などの自然負荷については削減で
きない。また霞ヶ浦のように N、P の環境基準が設定され
ているところは窒素・リンの削減も含めることから N P
流^{エヌピー} 総^{りゆうそう}と呼ばれている。

港 湾

ー い ー

1. インセンティブ補助：incentive-

奨励金、報奨金の意。P F I 事業などで民間事業者による拠点施設整備の推進を図るため民間事業者への国や県による事業費補助という意味に用いられる。

インセンティブとは人々の労働意欲や達成意欲を引き出す源泉のこと。インセンティブを与えることによって個人の要求を満たし、個人をそれぞれの仕事により積極的に取り組むようにし向けることができる。

2. インランドデポ：inland depot

港湾、空港の位置から遠く離れた内陸部にある貿易貨物輸送基地のことで、貨物の集配・通関業務・保管などが行われる。主としてコンテナの集配・コンテナへの荷詰め・取り出しなどを行うC F S機能を有する施設として、貨物流動の効率化とコンテナ貨物の営業拡大を目的としている。県内では、つくば市に平成4年T I C T O (Tsukuba International Cargo Terminal) が整備された。 →C F S

ー う ー

1. 上屋^{うわや}

荷揚げした貨物や船に積み込む貨物の荷さばきや一時保管を行うための施設のことで、貨物の保管を目的とする倉庫とは異なる。

ー お ー

1. 沖防波堤^{おきぼう}（沖防）

港湾や漁港内の泊地の静穏域を確保するため、岸から連続して構築される突堤とともに、沖からの波浪を受けて減衰させるため、沖合に独立して建設された一連の堤防のことで、通常、岸と平行に設置されることが多い。捨て石マウンドアップの上にケーソンの曳航・据え付けで築造されることが多い。常陸那珂港では延長 6kmの沖防波堤を建設中である。

ー か ー

1. ガントリークレーン：gantry crane

橋桁の両端に一定の間隔をおいて 2 本の走行脚を設け、車輪によりレール上を走行するクレーン。橋桁の上をトロリーまたはジブクレーンが往復して荷物の積み卸しを行う。橋桁を走行脚の外側に張り出すことで積み卸しの範囲を広くできる。常陸那珂港の北埠頭の外貿バースに 10 万トンを超える世界最大級のコンテナ船のコンテナ積み卸

し用の荷役機械が 2 基備えられている。格納時には、100 m 近くの高さになる国内最大級のクレーンで、「スーパーガントリークレーン」とも呼ばれている。

ー こ ー

1. 港湾 E D I^{こうわんイーディーアイ}（Electronic Data Interchange）システム

港湾 E D I システムとは、船舶代理店等と港湾管理者および港長(海上保安部)を結ぶ、港湾諸手続きのための情報通信システムである。国土交通省が、全国の港湾管理者と共同で開発した全国共通システムで、インターネットを利用して港湾管理者および港長に申請・届出を行うことができる。インターネットに接続できるコンピューター端末があれば利用でき専用の端末は必要ない。港湾管理者からの許可等の通知もインターネット経由で行われる。

平成 15 年 7 月 23 日から、通関情報処理システム（N A C C S）、乗員上陸許可システム等と相互に接続・連携することにより、一回の入力・送信で関係省庁に対する所要の輸出入・港湾諸手続きを行うことが可能となるなど、利便性が大幅に向上している。システムの運営は、(財)港湾空間高度化環境研究センターが行っている。

2. 国際自動車コンプレックス^{こくさいじどうしゃ}

国産車・外国車の自動車企業などに対し、自動車の輸出入を通して国際的なビジネス連携の場を整備・提供する目的で港湾埠頭の背後にカープール・新車整備センター・自動車共同部品センターなどを連携して配置するもの。県内では日立港の後背地にベンツの輸入基地が立地し、常陸那珂港でも計画が進められている。

3. コンテナ・フレート・ステーション：C F S：Container Freight Station

輸出される小口貨物の荷受け施設のことで、行き先別の仕分けやコンテナ詰め、輸入された混載貨物を仕分けて配送するまでの手続きや作業が行われる場所。常陸那珂港に設置されている。

4. コンテナターミナル：container terminal

コンテナ（貨物特に雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積を持つ輸送容器）の積み卸しを専門に取り扱う埠頭で、海陸の接点である港湾の基地。大型クレーンや搬送機器を配備し荷役や荷さばき・保管を一貫して行う場所。海上コンテナ輸送の中継に使われる港湾施設。

ー さ ー

1. サード・パーティ・ロジスティック：3PR：third party logistics

サードパーティとは第三者のことで、港湾物流荷主が第三者に物流業務からマーケティングまでを委託し、原材料の調達から生産・在庫・販売に至る物の流れを最も効率的に行うための総合システムであるロジスティックコストの削減を図ることをいう。

2. サプライ・チェーン・マネジメント：supply chain management

港湾業務などで受注生産から出荷調整までの一連の流れをコンピューターで情報管理し、商品を消費者にスピーディーに配達するとともに物流の効率化を図るもの。一般業務においても、資材の調達、製品の生産や販売、在庫の管理など本社や工場、販売店でデータを共有化することによって、最新の需要動向を即座に生産量や在庫水準に反映することが可能になる。

ー す ー

1. スーパー中枢港湾プロジェクト

スーパー中枢港湾は、近隣アジア主要港の近年の躍進によって相対的な地位が低下しているわが国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、中枢国際港湾などの中から国が指定し、実験的、先進的な施策の展開を官・民連携の下で行うことによりアジア主要港湾を凌ぐコスト・サービスの実現を図ろうとするもの。

国土交通省は平成 16 年、スーパー中枢港湾に京浜港（東京港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港・四日市港）、阪神港（神戸港・大阪港）の 3 港湾を指定した。

ー そ ー

1. ソーラス条約（国際船舶、国際港湾施設に新たな保安措置を義務付ける条約）：SOLAS 条約：Safey Of Life At Sea

米国同時多発テロ事件の発生を景気に、平成 14 年 12 月にソーラス条約（海上人命安全条約）が改正され、船舶と港湾施設の保安対策の強化が義務付けられた。ソーラス条約が発効する平成 16 年 7 月 1 日までに、港湾管理者が保安対策を行わない場合、その港から出港した船舶が相手港に入港拒否されたり、世界の船がその港に立ち寄らなくなることが懸念され、港湾の振興の面からも重大な影響を受けるおそれがある。改正条約に対応するため、県としては国の動向を踏まえながら、県内の港湾（日立港、常陸那珂港、鹿島港）につい

て、フェンス、照明及び監視カメラの設置などハード面の整備、並びに港湾施設保安規程の作成や陸域・水域の監視強化、制限区域へのアクセス管理、訓練の実施及び港湾保安対策協議会の設置・運営など、ソフト面の整備を積極的に進め、関係機関と連携しながら、保安対策に万全を期すこととしている。

ー て ー

1. テクノスーパーライナー：TSL：Techno Super Liner（和）

吸い上げた海水を高速で噴射して推進する「ジェット水流噴射装置」（ウォータージェット）により高速で航行し、速力 50 ノット（約 100km/時）、貨物積載量 1,000 トン、航続距離 500 海里（約 1,000km）以上の超高速船で海上輸送の高速化、大型化を目指して開発された。本県への寄港について誘致活動を行った経緯があるが実現には至っていない。

ー は ー

1. バース：berth

船舶の停泊水域のことで岸壁のうち船が接岸して係留し、荷役を行う所定の場所のこと。

2. パナマックス^{がたせん}型船

パナマ運河を通過できる最大の船の大きさのことで、W 32.2 m × L 280 m × 喫水 12 m の貨物船・タンカー・コンテナ船を指す。この大きさを超える船はオーバーパナマックスと呼ばれ常陸那珂港はこの対応型となっている。

3. パルチゼーション：palletization

運搬用荷台と訳される。パレット輸送。パレットに荷物を積んでユニット化し、フォークリフトなどでパレットごとトランクや貨車に積み込んで運搬する方式。梱包、輸送、保管の合理化を図るためのもので、積み卸しの省力化に特に効果があるが、現在はコンテナ輸送・バラ積み輸送が主流となっている。

ー ひ ー

1. ひたちなか^{ウェッブ}ポート Web

常陸那珂港に関して船主や荷主、船社代理店、港湾運送会社等が様々な情報の収集や港湾施設利用の等の行政手続き、コンテナターミナルの物流に関する情報の収集、ターミナル運営の効率化などインターネットを通じて行えるシステムのこと。

1. F A Z ファズ：Foreign Access Zone

輸入促進地域。平成4年7月の「輸入の促進および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき輸入関連の物流機能の集積を誘導し、貿易ビジネスの振興を促すことを目的に、現在全国の港湾、空港の周辺22地域が指定を受けている。指定を受けると物流倉庫や流通加工施設、通関施設、見本市会場などの整備・運営をめぐって国の産業基盤整備基金から支援措置（出資・融資）や税制上の優遇措置が受けられる。常陸那珂港では、平成12年8月に国の同意を得て輸入促進地域となり、また、F A Zの基盤施設として、北ふ頭内貿地区に荷捌き・保管施設、通加工施設や情報化オフィスを備える「ひたちなかF A Z物流サイト」（床面積7,930㎡）が整備されるとともに、特別償却など税制上の優遇措置を受けられる特定集積地区がひたちなか地区に設定された。

2. フィーダー^{ゆうそう}輸送

貨物取り扱いの集約化と運搬の迅速・安定化など輸送効率を向上させるため、外国航路のコンテナ船を日本の主要港にのみ寄港させ、それ以外の国内の港への貨物は、常陸那珂港などの主要港から別便に積み替えて輸送する方法。主要港と支線港との間のコンテナ輸送をフィーダー・サービス（Feeder Service）という。

1. R O - R O 船：Role on role off ship

荷物を積載した車（シャーシー部分）をそのまま載せて海上輸送できる船を指し、目的地に近い港まで運ぶ。モーダルシフトの一環。日立港、常陸那珂港で内貿外貿の定期R O R O航路が開設されている。 →モーダルシフト

住 宅 · 建 築

ー あ ー

1. アイピアス：ipiaass

茨城県が所有する建築物の長寿命化を推進するため、平成 13 年度から導入している「県施設情報運用支援システム」のこと。知事部局の 1000㎡以上の 151 棟について設備関係も含めデータベース化を図り、平成 22 年度から全庁的に本格稼働を目指している。個別の施設のデータを一元管理することにより、(1)ライフサイクルコストの縮減、(2)効率的な改修計画案の策定、(3)建設副産物の増加による地球環境への対処など建築物の長期維持保全計画を作成する。これにより、予防的修繕を計画的に行うことによって耐用年数を確保し修繕・改修コストの縮減を図ることが可能となる。

ー い ー

1. 茨城県建築センター

建築確認業務は、県や水戸市ほか 8 市で建築主事をおいて対応していたが、件数が多く審査に時間がかかるため、県建築士会や県建築士事務所協会、県プレハブ協会など県内の関係 9 団体が平成 12 年 2 月に設立した建築確認と検査を行う民間の機関。業務区域は、茨城県全域で、延べ面積 10,000㎡以内の建築物、建築設備、工作物を対象としている。また、建築基準法ならびに住宅の品質確保の促進等に関する法律による、指定確認検査機関および指定住宅性能評価機関としての業務を実施している。

→建築確認申請、住宅性能評価

2. 茨城県住生活基本計画

住生活基本法の規定に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」に即して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めたものであるとともに、「新茨城県総合計画」をはじめとする上位計画との連携・整合を図りながら、本県の住宅政策を総合的に推進するための基本計画である。

ー え ー

1. ^{エスアイじゅうたく} S I 住宅

日本の住宅の平均寿命は約 30 年と短い。近年、省資源の観点からヨーロッパの数百年は使用されている建築物にならって、世代とともに変化するライフスタイルや家族構成などの時代の変化に対応できるように、建物の間取りや内装・設備などを自由にリフォームできるような、耐久性と可変性の 2 つを合わせ持った住宅を S I 住宅という。S は、柱や梁などの構造部分を指すスケルトン（skeleton）で躯体部分は

約 100 年の耐久性を、I は、内装や設備部分を意味するインフィル（infill）の頭文字で、15 年から 30 年程度の寿命を想定した建築方式である。個性と生活のニーズに対応し、省資源型社会に対応する取り組みの一つ。

ー お ー

1. ^{おうきゅうきけん どはんていし} 応急危険度判定士

平成 5 年に発生した阪神大震災を契機として余震等により被災した建築物の倒壊や部材の落下等の二次災害を防ぐため、建物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定にもとづき表示を行う業務に従事するため、知事が認定・登録した者をいい、災害現場に派遣される。

ー く ー

1. ^{くいきしていせいど} 区域指定制度

都市計画法 34 条第 11 号及び第 12 号。規定に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持保全を目的に申請者の出身要件を問うことなく住宅や一定の小規模な店舗や事業所の立地を許可の対象とする制度。

2. ^{くぶんしゅゆうけん} 区分所有権

一棟の建物に構造上区分された数個の部分にわかれて独立して住居、店舗、事務所、または倉庫、その他建物としての用途に供することができるものがある時は、その各部分について所有権を設定することができ、分譲マンションやオフィスビルなどでは、壁、床、天井で囲まれた個々の住戸について所有権が成立し、構造上区分された住戸部分を目的とする所有権を区分所有権という。

3. ^{ちようしや} グリーン庁舎

二酸化炭素の排出による地球環境の温暖化防止に配慮するには、建築分野において発生する CO₂ の量が総排出量の 30% 程度占めていると言われており、建設から廃棄処分するまでに建設資材や消費エネルギーなどから発生する環境負荷の低減をいかにして図るかが課題となっている。建設省（現国土交通省）大臣官房官庁営繕部においてはこのような課題に対応するため、ライフサイクル二酸化炭素（LCCO₂）を主な指標として作成している「環境配慮型官庁施設計画指針」に対応している建築物をグリーン庁舎と呼んでおり、設計段階から省エネ、省資源、長寿命化、エコマテリアルの使用、建設副産物の適正使用と処理等に配慮してライフサイクル全般にわたって環境にやさしい建築物の建設に努めている。

－ け －

1. 建築確認申請

建築物の新築、増築等を行う場合に、建築主が建築基準法に基づいて建築主事または指定確認検査機関に対して行う申請で、建築工事着手前に建築主事または指定確認検査機関の確認を受けなければ工事着手ができない規定である。

2. 建築士

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）にもとづき、建築物の設計、工事監督等の業務を行う者。一級建築士、二級建築士、木造建築士があり、それぞれに行うことができる業務の範囲が決められている。建築物の大規模化、多様化が進行するなかで建築士の業務は広範囲となり快適な住環境づくりの担い手としてその役割は増大している。平成 18 年、耐震強度偽装事件を受けて、高さ 20 m 以上などの一定規模以上の建築物の構造や設備の設計については、従来の一級建築士のうち、建築物の構造、設備の専門的な実績と知識を有する者として国が認定した「特定構造建築士」、「特定設備建築士」が構造、設備の設計書類を作成するか、建築基準法に適合していることの証明を義務づけた。

また、一級建築士は、終身資格であったが一定期間毎に終了考査を含む講習会の参加を義務づけることになった。
（※下表参照）

3. 建築士事務所

建築設計を業として行う場合は、建築士事務所の登録を受けなければならない。建築士事務所とは、建築物の設計、工事監督等に関する業務を行う事務所のことで、建築士法

にもとづき都道府県知事の登録が義務づけられている。建築士事務所は、建築主のパートナーとして技術的な提案、助言を通してよりよい住環境の構築に努めるという社会的な役割を担っている。

4. 建築主事

建築物・工作物および建築設備の計画が関係法令の規定に適合するかどうかの確認ならびに検査に関する事務を行うため、都道府県および政令で指定する人口 25 万人以上の市すべてにおかれる。25 万人以下の市ではあらかじめ県との協議が必要となる。 →特定行政庁

5. 県有建物長寿命化推進事業

県有建物を対象に、適切な維持・管理システムを確立し長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減や建設廃棄物の発生抑制を具現化する事業。

具体的には、茨城県施設情報運用支援システム（ipias）を構築している。当システムは、県有建物に関する図面、増改築履歴、劣化度など各種データを整備し、各施設の所管部局が単独に管理するデータや、管財部局が保有する財産管理上のデータを支援システムの中で一元化されたデータとして集中管理することにより、建物の維持・管理の観点のみならず、業務において県有建物の施設情報が必要となきにいつでも正確な情報が得られる、県有施設データ・マネジメントシステムを構築しようとするものである。この、既存建物の劣化度を含む各種データを整備し一元管理する最適マネジメントシステムにより、劣化の初期段階での修繕（計画修繕）が可能になる。

このシステムにより得られる効果のうち、主なものは次

※建築士

延床面積	木 造			木造以外		全ての構造
S (㎡)	高さ ≤ 13 mかつ軒高 ≤ 9 m			高さ ≤ 13 mかつ軒高 ≤ 9 m		高さ > 13 m
	平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建以上	または軒高 > 9 m
S ≤ 30	(A)			(A)		
30 < S ≤ 100				(C)		
100 < S ≤ 300	(B)					
300 < S ≤ 500						
500 < S ≤ 一般						
500 < S ≤ 特殊				(D)		
1000 < S	(C)					
	特殊					

(A) 誰でもできる。

(B) 1 級、2 級、木造建築士でなければならない

(C) 1 級、2 級でなければならない

(D) 1 級でなければならない

(注 1) 特殊とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店

(注 2) 木造建築士資格は、建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和 59 年 4 月 1 日施行）によって設けられた。

のとおり。

- ・より効果的で効率的な既存構築物の機能維持や有効活用が実現されるため、工務能率の増進に加え県民への行政サービスがより一層向上する。
- ・より計画的で効果的な投資が可能となるため。
- ・建築物のライフサイクルコストの縮減を確保することができる。
- ・建設副産物の発生を抑制することが可能となる。

→公共工事コスト縮減対策、アセットマネジメント
アイピアス

ー こ ー

1. 高優賃：高齢者向け優良賃貸住宅制度

建設省(現国土交通省)が平成10年に制定した高齢者向け優良賃貸住宅制度要項に基づき、県が平成12年度から導入した制度で、60歳以上の高齢者を対象に高齢者にとって不利になりがちな賃貸関係を改善して、民間が進めるバリアフリーなどの良好な居住空間の住宅などを広く普及させることにより、安心して老後を送れる生活を提供するのが目的である。要件は、1棟につき5戸以上の居住が可能な建築物(アパート)が対象で廊下や階段・集会室・排水処理施設など共用部分の建設費に対して、国と県、市町村がそれぞれ補助し、また入居者の支払い能力に応じて契約家賃の差額に対しても補助を行う。本県としては、筑西市の民間アパート(20戸)の供給が行われている。

2. 高齢者居住法：高齢者の居住の安定確保に関する法律

高齢者の急速な進展に対応し、民間活力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ、高齢者向けの住宅の効率的な供給を促進するとともに、高齢者の住居を拒まない住宅の情報を広く提供するための制度の整備等を図ることにより、高齢者が安心して生活できる住居環境を実現するための法律である。

ー し ー

1. シックハウス症候群：sick house syndrome

最近の住宅は気密性が高く、湿気がこもりやすいうえ使用されている建材や生活用家財に含まれている化学物質が原因となって、頭痛や吐き気などのアレルギー性疾患や化学物質過敏症などの症状を訴える「シックハウス症候群」の事例が多くなってきている。このため、平成12年度から県内の各保健所において厚生省(当時)指針で定めたホルムアルデヒド、VOC(トルエン、パラジクルベンゼン)の3種類について、機器を設置し濃度測定ができるように

なった。また健康で快適な住まいづくりのため、換気や化学物質の削減などについて適切なアドバイスを実施することになっている。また、厚生省(当時)では、住宅の室内空気中に含まれる有機化合物総量の暫定的な目標値を1㎡当たり、400μgとし、新築の家では、1㎡あたり1000μgとした。(VOC: Volatile Organic Compound: 揮発性有機化合物)

2. シニア住宅：senior house (和)

平成2年度から取り組まれている、おおむね60歳以上の高齢者専用で作られた集合住宅のことで高齢者の生活・行動に配慮して設計されており、診療所やコミュニティー施設が併設され、介護サービスなども受けることができるようになっている。夫婦用、単身用のほか二世帯同居タイプなどいくつかの様態が準備されている。

3. 住宅性能評価

平成13年4月施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」において、10年間の瑕疵担保期間の設定と性能表示制度の導入が図られ、性能的に住宅がどの程度の水準にあるかを表示することが可能になった。この水準をチェックすることを性能評価といい、性能評価基準の分野と項目は、次表の通りである。

性能分野	等級付けする主な項目
1. 構造の安定	耐震・耐風・耐積雪性、地盤の支持力など
2. 火災時の安全	感知警報装置、避難安全対策、耐火性など
3. 劣化の軽減	建材などの交換や修繕までの期間伸長対策など
4. 維持管理への配慮	給配水管とガス管の清掃や点検のしやすさなど
5. 温熱環境	省エネ対策など
6. 空気循環	内装のホルムアルデヒド対策、換気対策など
7. 光・視環境	扉や窓など開口部の面積や方位など
8. 音環境	上下階に対する床衝撃音の遮断対策など
9. 高齢者などへの配慮	廊下幅や部屋の配置・段差など移動のしやすさなど

以上9分野の計28の項目で性能が3～5等級のランクがつけられ、等級が高いほど性能的に優れているとされる。住宅性能表示は、建て主が利用するかどうかを決め、費用も負担する任意の制度で、評価を客観的に行う機関は国土交通大臣が指定する。県内では、(財)茨城県建築センターが平成12年秋から業務を開始した。具体的に住宅を購入する人が、設計時と完成時の2回性能評価を受ける。住宅に関するトラブルが発生したときは、指定住宅紛争処理機関(各都道府県の弁護士会が運営)に斡旋や調停を依頼できる。

→茨城県建築センター

4. 集団規定

建築基準法の諸規定のうち、用途地域、建ぺい率、容積率、各斜線制限などで都市計画法区域内において建築物相

互間のルールを定めたものの俗称で良好な市街地環境を確保する規定。建築基準法では第3章および第4章に規定されているもの。 →単体規定

5. シルバーハウジングプロジェクト:silver housing project (和)

高齢者のいる世帯が、地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むために、高齢者に配慮した住宅および付帯施設を供給するとともに、福祉サービスを提供する公的賃貸住宅（公営住宅等）のこと。国土交通省と厚生労働省によって創設された事業であり、自治体の福祉施策と住宅施策の密接な連携により計画や運営の検討が行われ、住宅内部には段差の解消や手すりの設置等のほかに、水道の使用状況により安否確認ができる機器などが備わっている。また、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）あるいは併設する福祉施設により、日常の生活指導、安否確認、緊急の連絡等の対応が行われ、居住者の良き隣人としての役割を果たしている。

本県においては、県営もみじが丘アパート（ひたちなか市）で29戸、つくば市営要害団地で12戸、境町営コミュニティホームあさひが丘で11戸、県営桜の郷アパート（茨城町）で13戸の供給が行われている。

－ た －

1. 単体規定^{たんたいきてい}

建築基準法の諸規定のうち、建築物の安全性と衛生を確保する規定で建築物を利用している人の生命の安全を確保することと財産としての建築物の保護を目的として、個々の建築物にかけられている構造上、防火避難上その他の規定の俗称。建築基準法では第2章その他関連する政令、条例が該当する。

－ と －

1. 特定行政庁^{とくていぎょうせいちよう}

建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村長、それ以外の区域では都道府県知事のことをいい、建築基準法を運用する第一線の機関で、違反建築物に対する是正命令、建築確認行為、用途地域内の建築制限に関する許可等を行う。本県では、水戸市、日立市、土浦市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、つくば市、高萩市、古河市、それ以外は茨城県になる。 →建築主事

2. 特優賃：特定優良賃貸住宅制度^{とくゆうちん}

平成5年施行の「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、ファミリー向け（3LDKなど）の賃

貸住宅が不足している現状をふまえ、国と地方公共団体が建設費や家賃の一部を補助することにより、民間の土地所有者などによる中堅所得者層向けの居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進し、これを公的賃貸住宅として活用するもので、土地や建物がすべて公のものとなる公営住宅とは異なり、民間活用型の手法である。

－ ひ －

1. 被災宅地危険度判定士^{ひさいたくちきけんどうはんていし}

市町村が災害対策本部を設置するような大規模な地震や豪雨による災害において、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を的確に把握し危険程度の判定を実施することによって、二次災害を軽減または防止して住民の安全を図る必要がある。これら業務に従事する者として知事が認定・登録した者をいい、被災地に派遣される。

2. ビル管理法^{かんりほう}

昭和45年4月14日公布、同年10月13日施行の「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」のことで、延床面積が3,000㎡以上の高層ビルや大型ビルなどの特定建築物の所有者、占有者などの管理責任者に対し、温度、湿度、気流、清浄度（ほこり、CO、CO₂）などの室内の衛生管理基準に従って建物を維持・管理するよう義務付けるとともに、管理技術者（ビル管理士）を選任して、その監督に当らせるもの。そのほか、受水槽や排水の水質チェック、害虫駆除なども含まれる。

3. ピロティ：pilotis（フ）

建物の一階部分は支柱だけとし、二階以上に部屋を設ける建築様式。その支柱や一階部分を指す。浸水被害を受けなくても、被害の程度を軽減したり高度土地利用を図るため、通常は車庫などのスペースや物置として利用されている。浸水被害の常習地帯での自衛策の1つである。

－ ゆ －

1. ユーティリティ：utility

建物内でサービス関係の設備を有する部分を指す。例えば、住宅では、洗濯機、食品貯蔵設備、収納棚等が集中する家事作業の中心部分をいう。ユーティリティ・ルームの略。

2. 優良田園住宅建設促進法^{ゆうりょうでんえんじゅうたくけんせつそくしんほう}

平成10年4月17日公布、7月15日施行の法律で、従来一定の条件下を除いて建築の不可能であった市街化調整区

域内において、自然遊住型のゆとりと潤いのある田園型住宅の建設を可能とするもので、敷地面積 300㎡以上、3階建て以下、建ぺい率 30%以下、容積率 50%以下の条件で広い庭には農園も可能となる。立地市町村が基本方針を作成し、建設者（現国土交通省）が建設計画を市町村に提出することによって市町村が認定して建設が進められる。

優良田園住宅により、運動、通学、買物などの利便性を享受しながら田園環境を楽しむ生活（田園通勤型）、地元住民と連携しながら田園環境のなかで生きがいを求める生活（Uターン型・定年帰農型）、自然と共生しながら自己実現と生きがいを求める生活（自然回帰型、地球環境型）などが可能となる。

－ リ －

1. リバース・モーゲージ：reverse mortgage（和）

不動産購入時に借金して後で返済する住宅ローンなどの方法とは逆の方法で逆低当融資とも呼ばれ、高齢者が住宅など自己の所有する資産を担保に自治体や金融機関から資金の融資を受け、利用者が死亡した場合にその資産を売却し、一括返済する制度。（リバース：逆、モーゲージ：抵当）

契 約

－ い －

1. 一般競争入札

ある一定の要件を満たす業者からの入札参加申込みを受け、価格競争入札により落札者を決定する方式。平成8年1月からWTO（世界貿易機関）協定の政府調達自由化により、ある一定額以上（平成20年4月現在26億3千万円以上の建設工事、2.6億円以上のコンサルタント委託業務）では国際競争入札を採用することとなった。また、国土交通省では、平成20年4月から6,000万円以上の工事に、一定の条件を付して、条件を満足する企業は全て参加できる条件付一般競争入札を導入している。

本県では条件付一般競争入札方式として平成19年度から4,500万円以上の工事に拡大して実施している。

→指名競争入札

2. 茨城県公共事業情報センター

茨城県の公共事業に関する情報を提供する機関として県庁舎1階西側に設置されている。同センターにおいては、一般競争入札や公募型指名競争入札等の入札案内、本庁発注工事の指名結果および入札結果、予定価格の事後公表、茨城県知事許可および本県に主たる営業所を有する建設大臣許可業者の「経営事項審査結果」、茨城県の入札参加資格（格付け）者などが閲覧できる。また、県土木建設工事の積算基準、および標準歩掛や単価も閲覧できる。

→経営審査事項

（時間：月曜日から金曜日までの午前9時から12時および午後1時から4時まで）

－ う －

1. 上請け

中小の企業が受注した工事を、大手企業が下請けをして施工すること。通常、元請け・下請け関係と企業規模が逆転しているのだからこう呼ばれる。元請けが実質的に工事に関与していなければ建設業法違反（丸投げ）に該当する。平成11年11月、鹿児島市で1本のシールドトンネル工事（1=800m）を11工区に分割発注して地元企業が受注し、大手建設会社1社に下請けに出した事例で建設省（当時）から異例の注意・勧告を受けている。舗装工事において問題となること多い。 →丸投げ、横請け

－ お －

1. オーバースペック：over specification

スペックとは、機械や建物の仕様書、明細事項のことで、

従って実際の工事等が仕様書の範囲を超えて、過大な内容となっていることを指す。

2. オープンブック方式

施工体制事前提出方式といい、下請業者の見積書を添付することにより、元請け・下請け関係の適正化に有効であるとされ、不適切な応札や積算能力のない建設業者の排除、適正価格での受注促進、工事品質の確保が図られ、低価格受注をした場合に下請け業者へのしわ寄せが行くことを防ぐ手法とされる。

－ か －

1. 格付け

建設工事の発注に当たっては、その工事の規模や難易度等によって適正な施行技術が確保される建設業者に発注することが求められている。このため、各発注機関においては、建設業法第27条の23に定める経営事項審査結果の総合評価点（客観点数）とそれぞれの発注機関の定めた基準により加点または減点する主観点数を加えた総合点数に、さらにその他の要件を加味してランク付け（格付け）を行っている。茨城県では、土木・建築・電気・管・舗装についてのみ格付け（土木・建築についてはS、A、B、Cの4ランク、電気・管・舗装についてはA、B、Cの3ランク）を行っており、ランクによって発注標準額が定められ、土木工事では、

ランク	総合点数	発注標準金額
S	1000点以上	3,000万円以上
A	865～1099点	3,000万円～2億円
B	735～864点	1,000万円～3,000万円
C	734点	1,000万円未満

〔客観点数 + 主観点数 = 総合点数〕			その他の要件	格付け決定
・ 経営の総合評価点	・ 工事成績（過去4年間）	・ 発注額による分類	→	格付け決定
・ 優良工事表彰（過去5年間）	・ 指名停止、建設業法に基づく監督処分	・ 技術者の基準導入		
・ ISO認証取得	・ 企業合併	・ 元請け施工実績を導入		
・ 経営革新	・ 社会貢献活動	・ 建設業許可区分の導入		
・ 育児介護休業				

→経営事項審査

2. 瑕疵担保

工事完了時に発見されなかった施工に起因する欠陥については、修理・取替え・手直しなどを施工業者の責任で無償で行うこと。「茨城県建設工事執行規則」では、通常工事完了後2年間（木造構造物については1年）を瑕疵担保期間とし、故意または重大な過失により損害を生じた場合は、10年間と定めている。

3. 仮契約

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」(昭和39年)第2条により、工事予定額が5億円を超える工事は議会承認事項であるため、事業担当課が、入札手続きにより請負業者と仮に契約を結んで、直近の議会へ議案として上呈し、承認を得るまで(議会最終日)の行為。議会で承認されれば本契約となり、否決されれば入札をやり直し再度議会に上呈することになる。

4. 枯れ補償

植栽工事後1年以内に枯死した樹木を同等品のものと取り替えを行う制度で、昭和56年から運用している。設計に補償分を上乗せ計上されている場合、業者は事前に樹木保険に加入しなければならない。ただし、施工不良や樹木そのものの不良の場合は支給されない場合もある。

－ Ⅱ －

1. 繰り越し(明許繰り越し)

予算は、通常単年度主義で執行されるので、単年度では執行できない理由があるときは、所定の手続きを経て翌年度に予算を繰り越すことができる。繰り越しの理由を明らかにして繰り越しを行う場合に「明許繰り越し」といい、通常、工事の遅延の理由として、

- ① 計画上の諸条件に関する検討が必要となることによる遅延。
- ② 設計に関する諸条件の変更に関する遅延。
- ③ 気象条件による遅延。たとえば雨・雪、風(港湾工事)など。
- ④ 交渉・手続きが手間取ることによる遅延。
- ⑤ 補償処理困難による遅延。
- ⑥ 資材の入手困難による遅延。

などがある。同時に、翌債(翌年への債務)の手続きの措置も行う。 →事故繰り、未竣工工事

－ Ⅲ －

1. 経営事項審査(経審)

公共工事等を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定に基づき、原則として営業年度終了日を基準日とする経営に関する客観的事項について、当該建設業の許可行政庁の審査を受けなければならない。この経営事項審査の有効期間は、審査基準日(決算日)から1年7ヶ月であり、建設業者は毎営業年度終了後速やかに経営事項審査を受けないと有効期間に空白を生じるおそれがある。

2. 経常JV・特定JV：－ Joint Venture

JV(共同企業体)は、アメリカで1931年に着工したフーバーダムの建設工事で採用されたのが始まり。工事の規模があまりにも大きかったためモリソン・クヌードセン社など6社がJVを組んだ。日本では、1950年の返還前の沖縄米軍基地の工事でモリソン・クヌードセン社と鹿島建設・大林組・竹中工務店が組んだのが始め。大規模で技術的難度の高い工事を対象としてある特定の工事ごとにJVを組んで入札・施工に当たる「特定JV」と主に中堅、中小の建設会社が継続的な協業関係を確保し、その経営力を強化(信用力の増大、危険負担の分散、技術力の補完・強化)して入札参加資格時に結成し、単体企業と同じく一定期間入札参加資格を有する「経常JV」がある。本県では、平成11年11月から「経常JV」を導入しており、平成19・20年度の登録は、16JVとなっている。結成要件は、次のとおり。

- (1) 経常JVを結成することができる建設工事の種類
 - ・ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事
- (2) 経常JVの結成要件
 - ・ 県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)を有する建設業者。
 - ・ 単体で県の入札資格を有する建設業者で、平成19・20年度の格付等級がS等級、A等級及びB等級であること。
 - ・ 種類を同じくする建設工事において、他の経常JVの構成員でないこと。
- (3) 経常JVの構成要件
 - ・ 2者による経常JVであること。
 - ・ 構成員の格付等級が、同一又は直近であること。
 - ・ 構成員にB等級の建設業者を含む場合は経常JVとしての格付けがA等級以上となること。
 - ・ 構成員の出資比率は、個別工事ごとに定めるものとする(申請時点では50:50とする)。ただし、最低出資比率は、30%以上とする(代表構成員が構成員中最大である必要はない)。
- (4) 結成のインセンティブ
 - ・ 客観点数を加算するものとする。

〈参照：茨城県土木部監理課建設業担当HP：

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetugyo_main.htm〉

3. 建設業

建設業を営むためには、許可の基準によって一般建設業と特定建設業に分けられ、許可が必要となり、許可の有効期間は5年間となっている。また、特定建設業の許可の要件は、下請負人の保護のため専任技術者および基礎の部分(自己資本など)で一般建設業の許可基準より厳しくなっている。

特定建設業のうち土木工事業、建築工事業、電気工事業、

管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業を指定建設業という。

要 件	一般建設業
専任技術者	①指定学科卒業後の実務経験 ・高等学校…5年以上 ・高専…3年以上 ・大学…3年以上 ②実務経験 10 年以上 ③国交大臣が①、②と同等以上の能力を有すると認めた者（一級土木施工管理士など）
財産的基礎	次のいずれかに該当 ・自己資本が 500 万円以上 ・500 万円以上の資金調査が可能 ・直前 5 年間の許可期間内に継続して営業実績があること
下請け契約の金額	3000 万円未満（建設工事業については 4500 万円）
要 件	特定建設業
専任技術者	①国交大臣が認める資格を有するもの（一級土木施工管理士など） ②一般建設業①、②、③に該当する者の内元請工事で 4500 万円以上のものに関し 2 年以上指導監督的な実務経験を有する者の能力を認めた者 ③国交大臣が①、②と同等以上の能力（一級土木施工管理士など）を有すると認めた者
財産的基礎	次のすべてに該当 ・欠損額が資本金の 20% 以下 ・流動比率が 75% 以上 ・自己資本が 4000 万円以上
下請け契約の金額	3000 万円以上（建設工事業については 4500 万円）

－ こ －

1. 混合入札

応札形態を、各企業の判断により単体企業もしくはJV編成で応札するかを自由に選択できるもの。国土交通省では、平成 15 年度より大規模および技術的難易度が高い工事以外は、すべて混合入札とする方針である。

2. コンペ：competition

主に設計コンペを指す。意匠や設計などの提案を複数の業者に提出させて競争させること。発注者の意図や予算の枠内で最も妥当と判断される案が採用されることになる。

－ さ －

1. 最低制限価格制度

入札に先立って、工事施工の確実な履行を期するため、設計額に基づいてあらかじめ実行可能な最低ラインである最低制限価格を設け、この額より下回った入札者は失格とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者の中から最低の額を提示した者を落札者とする方法。ダンピングをしないで工事の確実な施工を約するラインは、設計額の 6～7 割程度といわれている。しかし、最近では税金の支

出に対して世論が厳しくなっているため、安い金額でできるという提案を排除せず、^{ていにゆうざつかかくちようせいど}低入札価格調査制度を導入する事例も増えてきている。 →低入札価格調査制度

－ し －

1. 事故繰り（事故繰り越し）

単年度会計主義において予算を翌年度に繰り越しするには、繰り越しの理由を明らかにした明許繰り越しの手続きによるが、翌々年度に 2 年続けて明許繰り越しはできず、一般には事故繰りの手続きが必要となる。これは工事の着工や、進捗が図れない原因として天然異常気象現象や万やむを得ない重大な事由がある場合とされ、国の事業担当課および財務省の承認は、安易な理由では得られないので慎重な対応が必要となる。 →繰り越し（明許繰り越し）

2. 事後公表

入札事務の透明性を高めるため、入札完了後に各業者の^{ふだい}札入れした額を契約後に予定価格とともに公表すること。

3. 事前公表

入札の透明性の確保や不正行為の防止等を目的として、入札に先立って予定価格そのものを事前に公表してしまうこと。したがって、その価格よりどれだけ企業努力で安く応札できるかを競うことになる。しかし、価格を公表することによって業者の見積業務がおろそかになるおそれもあるといわれている。県では、平成 13 年 7 月 1 日から 1 億円以上の工事、平成 14 年 4 月 1 日から 250 万円以上の工事について拡大、平成 16 年 4 月 1 日からコンサルタント業務等委託について随意契約を除く 100 万円以上に適用している。

4. 下請けバンド

元請け企業が破綻した場合、下請け企業への支払いを保証する制度。アメリカでは一般的だが、日本では元請け・下請け間で書面契約のない場合が多く、導入への検討が進められている。

5. 指名競争入札

発注者が信頼できる業者を指名して価格競争入札により落札者を決定する方式。公共工事を発注する場合、法律上の原則は一般競争入札方式とされている。しかし、多数の参加者があると、入札事務の煩雑さや不良不適格業者の参加が予想され、発注者に不利益となる場合、その例外措置として指名競争入札方式が認められている（会計法第 29 条の 3 第 3 項、地方自治法第 243 条第 2 項）。しかし、不

祥事の発生する恐れや入札参加希望業者が必ずしも参加できないなどの問題点が指摘され、手続きの客観性、透明性や競争性を確保するため、指名基準および運用基準の公表、指名業者名や入札経緯および入札結果の公表などの改善が行われた。（平成 5 年 12 月の中央建設審議会の建議から）茨城県では平成 7 年 4 月から改善が行われ、公募型、意向確認型、従来型の大きく 3 つの方式で実施されてきたが、一般競争入札の拡大に伴い、公募型及び意向確認型は廃止され、現在では従来型指名競争入札のみ適用されている。なお、建設工事における指名業者数は、5 千万円では 12 者、5 千万円未満では 8 者を原則としている。

（参考）

- ①公募型：発注者が一定要件を満たす入札参加申込者の中から、技術審査を経て 10 社程度指名する方式（現在は廃止）
- ②意向確認型：発注者が選定した 12 ほどの業者から入札参加希望を確認し、希望する者全てを指名する方式（現在は廃止）
- ③従来型：発注者が信頼できる業者を指名する方式（原則、4500 万円未満の工事を対象）

→一般競争入札

6. 指名停止

建設業法または請負契約に違反した場合、工事の安全管理不適切によって事故を起こした場合、汚職など他の法令に違反した場合などに違反等の内容や程度によって発注機関が定める措置要領に基き、一定期間入札に係わる指名をしない措置。

－ す －

1. 随契（随意契約）

公共機関が物品購入や請負工事を発注する場合は競争入札を行って相手方を決定するのが原則である。しかし競争契約によることが契約の性質や契約の目的の上で不都合な場合や不利であったりまた無意味である場合には地方自治法施行令第 167 条の 2 号の規定により特定の相手 1 者と契約を締結することができることとされており、理由書の添付が義務づけられる。

2. スライド条項

請負工事における賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の変更について規定している工事請負契約書第 25 条に基づき、増額または減額を行うこと。請負代金額のスライド請求は、発注者、受注者のどちらからでも行え、契約から 12 ヶ月を経過した後に、残工事の工事が 2 ヶ

月以上ある場合に請求できる。変更基準は、変動前に較べ 1.5% の増減がある場合に適用される。平成 19 年以降鋼材価格の高騰に伴い、25 条 5 項に定める単品スライド条項の適用の動きがある。

単品スライドについては、第 2 次オイルショック時の昭和 55 年に適用の例がある。

－ せ －

1. 性能規定発注工事

従来のように工事仕様書などで材料や施工方法を限定せず、要求する性能だけを規定して発注する方法。どんな材料や工法を用いるかは施工者の自由であるが、要求性能を満たさなければ工事はやり直しとなる。建設省（現国土交通省）では平成 10 年に始めて排水性舗装工事で適用し、規定した性能は、表層の塑性変形性や排水性、平坦性、騒音値など 4 項目。完成時に加え 1 年後の騒音値も規定した。受注者は具体的な仕様を独自に決めて、施工計画書を発注者に提出してから施工に着手する。

2. 施工単価方式

歩掛りや労務単価、資材単価などを積み上げる従来の積算方法とは異なり、過去の入札実績データベースなどから 1㎡当り、1㎡当りの単価（ユニットプライス）を算出し、それに設計数量をかけて積算する方法で積算作業が大幅に簡略化される。 →ユニットプライス型積算方式

3. 設計・施工一括発注方式

通常、公共工事は設計、施工を分離発注を基本とするが、
①技術開発が著しい分野や民間が知的所有権を保有する分野の工事
②設備工事等で設計と製造が密接不可分の工事
③大幅なコスト削減を図ることが可能な場合に採用するものとし、県では平成 13 年度から試行している。

大別すると二通りあり、一つは入札参加希望者から出された設計・施工の提案を審査し、参加者を絞り込んで価格競争により落札者を決める方法と、もう一つは入札参加者から技術提案と価格提案を受けて総合的な評価で落札者を決める方法である。本県では、2 段階随意契約の公募型プロポーザル・デザインビルド方式とし、公募による技術提案競技を行ったのち設計と工事を 2 段階に分けて随意契約する。（詳細設計が完了しないと工事の予定価格が算出できないため）

－ そ －

1. ^{そうごうひょうかほうしき}総合評価方式

平成 17 年 4 月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）によれば、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされる必要があるとする主要な取り組みとして行われる方式で、本県の評価方式は、次の 4 種類とする。①特別簡易型として、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格の総合評価を行う。②簡易型として、技術的な工夫の余地が少ない場合で、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格の総合評価を行う。③標準型として、技術的な工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の技術提案と価格の総合評価を行う。④高度技術提案型として、技術的な工夫の余地が大きく、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案として、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）などで、工事目的物自体の提案や、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストに関する高度な技術提案と価格の総合評価を行う。

評価の算出方法は、本県では除算方式を基本としており、
評価値＝得点（技術提案の内容を得点換算）／価格（工事価格＋技術提案に応じた必要コスト）で行い、評価値が高い提案者が落札となる。

茨城県土木部においても平成 17 年度に 2 件、H18 に 15 件、H19 に 43 件の試行を行ってきたところであり、H 20 年度以降も更なる制度の拡大を図っていく。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{評価点}}{\text{入札価格}}$$

（技術評価点の配点は、標準点を 100 点、評価点は 10 ～ 50 点）

－ ち －

1. ^{ちゅうかんまえばら}中間前払い制度 ^{せいど} → ^{まえばら}前払い金 ^{きん}

－ て －

1. ^{ていりゅうさつ か かくちゅう さ せいど}低入札価格調査制度

入札の際に最低制限価格に代わって基準価格を設定し、基準以下の場合にその請負額でも資機材の調達の可能性、執行体制の確保、品質・施工の良否などの項目などについて調査を行い契約の内容に適合した施工が確保されるかを判

定し、可能と判断されれば契約を行う制度。確保されないとは判断した場合は次点の業者を選考対象とするもの。公共工事といえども税金の執行であるため高止まりを防ぐ意味で導入された。平成 18 年度に 1 億円以上の工事に対して、調査失格基準を設定し、工事内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費など 7 項目について 1 つでも基準を満たさない場合は、土木部の低入札価格審査委員会及び入札委員会に諮り、原則失格とすることとした。

工事費内訳書の失格基準は平成 19 年に見直しを行い、現行では直接工事費で設計額の 75%（機械・電気設備は 65%）以上、共通仮設費は 70%以上、現場管理費は 60%以上、一般管理費は 30%以上に設定している。

2. ^{で き だかばら}出来高払い

繰り越し工事などの場合、当該年度に部分的に完成している工事の分については、出来高検査で現場確認の上、該当する出来高工事に相当する金額の 9 割以内相当額を支払う制度。

3. デザイン・ビルド：D. B. : Design Build

設計と施工を同一企業あるいは企業体が担当する方式。建設省（現国土交通省）では平成 10 年に「設計・施工技術の一体的活用方式」と呼んでおり、設計・施工一括発注方式もそのうちの一つの手法である。県では、平成 13 年 11 月より、「公募型プロポーザル・デザインビルド（2 段階随意契約）方式」をスタートした。

→設計・施工一括発注方式

－ と －

1. ^{とくていけんせつぎょう}特定建設業 →建設業

－ に －

1. ^{にゅうさつ かん か し かくしん さ}入札参加資格審査

県の物品購入や工事、測量・設計などの業務の入札に参加する場合は、申請日の直前の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受けていること、県税に未納がないことを条件に必要な書類を申請して審査を受け、入札参加資格が決定するなど入札参加資格名簿に登載されていることが必要である。

2. ^{にゅうさつ}入札・^{けいやくてきせい かほう}契約適正化法

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」。地方自治体も含めた全ての公共工事の発注者に対し、入札及び契約の適正化に向けた措置をとることを義務づけた法律で、平成 13 年 10 月 13 日に「公共工事の入札及び契約

の適正化の促進に関する法案」が衆参両議院の審議を経て可決成立した。この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と健全な発達を図ることを目的に制定されたものである。

1) 入札及び契約の適正化の基本方針

次の4点を基本方針とするように規定されている。

- ・入札及び契約の過程、内容の透明性の確保
- ・入札及び契約参加者の公正な競争の促進
- ・不正行為の排除の徹底
- ・公共工事の適正な施工の確保

2) 公共工事の発注者の義務

これまで、公共工事をめぐる不祥事が相次ぎ、入札・契約制度の改革を推進してきたが、公共工事全体の7割を占める地方自治体では、入札・契約の適正化に向けた環境の整備が遅れている。平成5年12月の中央建設業審議会による建議（「公共工事に関する入札・契約制度の改善について」）や平成6年1月の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を通じて、自治体に対し改革を促してきたが、毎年、建設・自治両省が実施している「地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査」によると、指名基準を公表していなかったり、談合情報対応マニュアルを策定しない市町村が依然として少なからず存在している。建議や計画の推奨では市町村レベルの改善が進まないことから、今回の法制化により以下の事項をすべての発注者に義務づけることにした。

①毎年度の発注見通しの公表

発注者は、毎年度、発注見通し（発注工事名、入札時期等）を公表しなければならない。

②入札・契約に係る情報の公表

発注者は、入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等）及び契約の内容（契約の相手方、契約金額等）を公表しなければならない。

③不正行為等に対する措置

発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合

には、公正取引委員会に対し、通知し、また、一括下請等があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知しなければならない。

④施工体制の適正化

一括下請負（丸投げ）を全面的に禁止し、また、受注者は、発注者に対し、施工体制台帳を提出しなければならないものとし、発注者は施工体制の状況を点検しなければならない。 →丸投げ

2. 入札^{にゅうさつ}ボンド^{せいど}制度

公共工事の一般競争入札において損害保険会社などが、建設会社の経営状況を審査し、工事の完成までを保証する制度で、経営状態が不安定な業者を入札から排除することを目的として、国土交通省が平成18年後半から導入している。

－ ね －

1. ネゴシエーション^{けいやく}契約（技術交渉方式）：negotiation-

発注者と業者が価格や技術について交渉を行った上で、契約の相手方や契約内容・価格を決定する仕組み。この方式は、入札参加を希望する業者が技術提案書を提出し、発注者は施工方法の改善や価格の低減要素等を検討して、可否を判定し、合格と判定された業者と交渉に入る。交渉の中で修正案を受け付けて採否を判断し、入札参加者を決定する。本県ではまだ取り組んでいない。

－ は －

1. 発注^{はつちゅう}方式（※下表参照）

2. 発注^{はつちゅう}ロット：－ lot

工事を発注するときの発注枠の大きさを指し、分け前、割り当ての意味で、コスト縮減のため最近ロットの大型化を図る傾向にある。鉄筋などの製品ロットとは、一山、

※発注方式

発注形態	手続きの流れ	請負者の決定方法
従来の発注方法	〔設計〕 入札 〔施工〕	価格のみで決定
VE方式	契約後 VE 〔設計〕 入札 〔VE提案〕 〔施工〕	価格のみで決定
	入札時 VE 〔設計〕 〔VE提案〕+ 入札 〔施工〕	「価格競争型」 「総合評価型」
デザインビルド方式 (DV)	詳細設計付競争入札 〔基本設計〕 入札 〔詳細設計〕 〔施工〕	価格のみで決定
	設計施工入札発注 〔要求性能の決定〕 〔設計提案〕+ 入札 〔設計〕 〔施工〕	「価格競争型」※1 「総合評価型」
	性能規定型発注 〔要求性能の決定〕 入札 〔設計〕	

〔設計〕：発注者（コンサルタントを含む）担当
〔施工〕：請負者（施工者）が担当

「価格競争型」※1：提案の内容を審査して入札参加者を指名し名入れ
「総合評価型」：提案の内容と価格の両方を評価して決定

一組のことで、等しい条件のもとで生産された品物の集合のことを指している。

－ ひ －

1. ^{ピー・エフ・アイ} P F I : Private Finance Initiative

公共の建物や道路など公共部門が実施していた社会資本整備を、民間事業者の主導で資金やノウハウを導入する手法で、採算性の良い事業であれば、委託を受けた民間事業者が利益を得ることができ、一方、国や地方自治体は財政負担を抑制する効果が期待できる。イギリスの保守党メジャー政権下で 1992 年に公共事業の効率化を目指して導入されたのが P F I の始まりとされている。国情によって異なるが、アメリカやフランスなど欧米をはじめ世界各国でも同様の取り組みがなされている。フランスでの手法はアフェルマージュといわれる。イギリスでは公共施設でのサービスなど幅広い分野で適用されているが、日本ではハード面の整備に偏る懸念があり、効果が限定されるとの指摘もある。たとえば車の通行量やベッド数などを基に民間業者が長期的な収益を試算し、効率的に施設を建設・運営するのが一般的な仕組み。第三セクター方式との違いは、官民のリスク分担を事前に明確に決めてから事業をスタートすることである。P F I には、大きく分けると 3 つのタイプがあり、民間部門が設計、建設、運営、資金調達を行い最終ユーザーから徴収した料金でプロジェクト費用を賄う「独立採算型」（料金徴収型）、民間部門が契約を結んだ公共機関に対してサービスを提供し、その見返りとして公共部門から徴収する料金でプロジェクト費用を賄う「公共サービス提供型」、プロジェクト費用の一部が公共機関から支給されるが、全体の運営、管理は民間企業が行う「ジョイントベンチャー型」（一体整備型）である。イギリスではその後、労働党ブレア政権が、さらに発展させて P P P（Public Private Partnership）と称して、官と民が資金だけでなく、対等に知恵や技術などで幅広く協力して公共サービスを整備しようとする方向を打ち出した。計画から建設、維持管理、運営までの方法にはいくつかの方式があり、民間側が計画・建設を行なった後引き渡し、管理運営は官側が行う B T O 方式（Build-Transfer-Operate）、民間側が計画・建設、及び管理運営を行ない、一定期間後に官側へ管理を引き渡す B O T 方式（Build-Operate-Transfer）、民間側が計画・建設し、その後も民間側が管理主体となって運営をおこなう B O O 方式（Build-Own-Operate）などがある。P F I では資金調達の面が重要視されることから、イギリスでは銀行などのチェック体制が効果的に機能しており、資金調達を十分考慮した D B F O 方式（Design-Build-Finance Operate）による道路整備が進められている。

イギリスでは、国内の公共事業の約 1 割を P F I で実施しており、適用例は有料道路橋運営業務、海岸整備事業など多方面にわたっている。日本では公共建築物などいわゆるハコモノに対する B T O 方式がほとんどを占めているが、法制等の運用改善が進められており、徐々にではあるが B O T 方式なども取り入れられてきている。

日本では、平成 11 年 9 月 P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律）が制定され、県内では平成 12 年度に始めて常陸那珂港コンテナターミナル整備に P F I による事業がスタートした。

→第三セクター

－ ふ －

1. ^{ヴァリュー・エンジニアリング} V E : Value Engineering

バリュー・エンジニアリング（価値工学）と呼ばれ、建設関係での V E は、本来必要な機能を損なわずに、ライフサイクルコストを最小限にすることを指す。そのため当初の設計案を設計から施行までのいずれかの段階で見直し、代替案の提案を行うこと。種類には、設計段階で行う設計 V E と施行段階で行う入札時 V E、契約後 V E がある。入札時 V E は同一の成果品を完成させるに当たっての各事業者の技術提案型競争入札となり、契約後 V E は同じ成果品がえられて原設計とは異なる費用の安い工法や効率のよい工法の提案を行うもので契約変更を伴う。 →発注方式

2. プロポーザル方式：proposal-

発注者が設計者や施工業者を選定する場合、設計提案や技術提案の提出を求め、設計コンセプトや施工方法、工事内容、価格などを評価して決定する方法。建築意匠や、高度な設計技術・施工技術が要求されるとき採用される手法である。

－ ま －

1. ^{まえはら} 前払い金 ^{きん}

工事契約後、請負業者からの請求により、諸運転資金または資機材調達のために工事請負金額の 4 割以内相当額を工事着工に先立って支払うこと。請求がないときは工事竣工後に全額支払いとなる。なお、平成 16 年 4 月 1 日から建設業の経営改善、適正施行の確保を目的に、請負代金 5 億円までは 4 割以内、請負代金が 5 億円を越える部分については、その部分の 3 割以内の前払い金に加え、さらに請負代金が 500 万円以上の工事について 2 割の中間前払い制度を導入した。この場合、工期、工程及び経費が 1/2 を超えていなければならない。

2. ^{まるな}丸投げ

一括下請けのこと。元請けが工事に実質的に関与しないことを指した言葉で、建設業法第 22 条に抵触する。建設省（現国土交通省）が平成 4 年 12 月に示した定義によれば、実質的関与の点で元請けが施工計画、工程管理、安全管理、品質管理などの企画、実施を行うことや下請けとの施工調整、監督、指導などを行い、元請けが実質的に関与したことを示す直接的、恒常的な雇用関係を持つ確な技術者を置くことが必要であるとされている。また、平成 12 年 11 月 17 日に「公共工事入札契約適正化法」が成立し、平成 13 年 4 月から丸投げは全面的に禁止されることとなった。 →上請け、横請け

－ ゆ －

1. ユニットプライス型^{がたせきさんほうしき}積算方式

ユニットプライス型積算方式は、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す『コスト構造改革』の取り組みの一つであり、『「積み上げ方式」から歩掛を用いない「施工単価方式」への積算体系の転換に向けた取り組み』で、平成 16 年 12 月から直轄の新設の舗装工事を対象に一部の工事で試行的に実施されている。

ユニットプライス型積算方式は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分であるユニット区分毎に設定された単価）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、請負者の有する技術力の活用促進、積算業務の効率化等を図ることを目指すものである。

本方式においては、発注者と請負者が請負代金額の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行うことにより、契約上の事務手続きの円滑化を図るとともに、以降の積算単価の改訂の基礎データとする。

積み上げ型積算方式では資材メーカーと下請会社間（或いは資材メーカーと元請会社間）の取引、市場単価方式では下請会社と元請会社間（或いは資材メーカーと元請会社間）の取引を掴んでいるのに対し、ユニットプライス型積算方式では、元請会社と発注者間の取引を把握したものといえる。

すべての工種をユニットプライス型積算方式により積算することは困難であるため、見積方式若しくは現行の積算基準を併用することとなる。 →市場単価、施工単価方式

－ よ －

1. ^{よこう}横請け

大手の建設会社同士や中堅の建設会社同士など、同じ規

模の建設会社が元請けと下請けの関係になる請負形態を指す業界用語。一社でできる工事を二社で分け合うため unnecessary コストがかかり、施工能力のない中小業者が大手に工事を丸投げして利潤を得る「上請け」と同様不適切な行為とされる。 →上請け、丸投げ

－ り －

1. リバースオークション：reverse auction

通常のオークションは、売手側が販売条件を提示して、買手側が購入希望価格を上げる方式であるが、これとは逆に、建設工事などで品質が妥当で最も安い価格を提示した業者を工事資材の購入先に指定する方式で、建設資材をより安く調達することと、価格決定のプロセスの透明化を目指すもの。平成 18 年度から国土交通省で取り組んでいる。

地 用

ー あ ー

1. 赤線(赤道)・青線(青道)

公共の用に供している道路・河川・公園・海浜地・用排水路・側溝・公有水面などにおいて、道路法・河川法・下水道法・海岸法・港湾法などの特別法が適用(準用も含む)されない土地を一般に法定外公共物と呼び、例えば道路法が適用されていない道路で権原が国有地となっているものを里道、法定外道路または赤線(赤道)と言い、河川法の適用(準用)されない国有地の水路を普通河川または青線(青道)と略称することがある。これは、公図上において道路は赤色に、水路は青色に着色して民地と区別していた名残りである。

ー か ー

1. 買取り請求

都市計画事業の各段階において、事業予定地の地主から事業者側から用地取得交渉を進める以前に、地主側の事情により用地買収の請求が出されること。事業者側は、計画的に事業の進捗を図る以外は予算措置をしていない場合が多いが、その後の用地交渉を円滑に進めるうえで柔軟な対応が求められる。一般的に公共事業の際にも買取り請求が行われる場合がある。

2. 換地

土地区画整理事業では、道路・公園等の新たな公共施設を整備すると同時に、個々の住宅の条件を考慮しながら、最も利用しやすいように宅地の再開発を行うことになる。このような、元の宅地に対して新しく置き換えられた宅地を換地という。換地には、元の宅地についての権利(所有権、地上権、永小作権、借地権等)がそのまま移行する。換地は、換地処分という方法で原則として地区内で一斉に行なわれる。

なお、換地処分前においても、公共用道路などの用地として必要がある時は、もとの宅地の使用・収益が停止され、仮に権利の目的となる仮換地が指定されることが通例となっている。

ー き ー

1. 基準宅地価格

市町村の固定資産税評価額の基礎となるもので、県内の約 12,600 箇所の土地を対象に不動産鑑定を行い、各市町村の最高価格を出したもので、3 年ごとに県の固定資産税評価審議会を経て見直しが行われることになっており、平成 15 年度には見直しが行われた。

2. 基準地価

全国の都道府県が国土法に基づき、毎年 7 月 1 日現在で一斉に実施する土地(基準地)の価格調査で昭和 50 年に地価の高騰を監視する目的で創設された。国土庁(現国土交通省)が毎年 1 月 1 日現在で土地の評価を行う「地価公示」と手法は同じもの。ただし、地価公示は都市計画区域内の土地を対象とするため、茨城県内での調査地点は 76 市町村だけが基準地価は、県内の全市町村に及び、一部では重複する箇所もある。いずれも一般の土地取引の指標となるもので、公的機関の地価調査としては、そのほか相続税、贈与税の算出基準になる国税庁の「路線価」があり、地価公示の価格の 8 割を基準に設定されている。平成 18 年 7 月 1 日時点の県内の基準地価の調査地点は、県内 44 市町村の 656 地点(住宅地 415 地点、宅地見込み地 14 地点、商業地 96 地点、準工業地 23 地点、工業地 15 地点、調整区域内宅地 83 地点、林地 10 地点)となっており、用途別の平均変動率はすべての用途で下落し、特に住宅地、商業地の地価はいずれも平成 4 年以来 15 年連続の下落が続けているが、平成 17 年と比較するとすべての用途で下落幅が縮小している。＜出典:茨城県企画部水・土地計画課HP＞ →地価公示価格、路線価

3. 切り取り補償

建屋の一部分(屋根・庇など)が事業用地にかかる場合、建屋本体に影響がなければ部分的な取り壊しに要する費用だけを補償すること。

ー く ー

1. 空中権(地下・空中の地上権)

土地所有権、地上権、土地賃借権等は、土地の地表を含めて、その上下の全部を支配する権利であるが、その土地の地下または地上空間の上下の範囲を定めて工作物所有の目的に供する地上権のことをいう。空間利用権ともいい、昭和 41 年に新設され民法第 269 条の 2「区分地上権」はその代表的なもの。

区分された空間権のうち地表から上方部分を空中権、下方部分を地下権ともいい、他人の土地に地下鉄を敷設したり、地上空間に電線を架設する場合などに設定される。

→区分地上権

2. 区分地上権

地上権とは、他人の土地において工作物または竹木を所有するために、その土地を使用する物権をいい、区分地上権とは、他人の土地の地下または空間の一部に工作物を設置することを目的として、上下の範囲を定めて設定された地

上権のことである。霞ヶ浦導水事業における導水管の布設は、地下 20m ～ 50m の深さに埋設となるが、大深度地下利用法の適用地外のため、ビルの基礎杭や深井戸などの掘削などで支障を受けるおそれがあるので保護すべき地下空間について、代価を払って私権に制限を加わえる区分地上権を設定している。 →大深度地下利用法、空中権

－ け －

1. 減歩^{げんぷ}

土地区画整理事業において事業に必要な土地は、地区内の地権者から事業による個々の宅地の利用増進に見合った分だけ公平に出し合う仕組みになっているが、この個々の宅地の地積が事業により減少することを減歩という。減歩には、道路・公園等の公共用地に当てるための土地として生みだすもの(公共減歩)と事業費の一部を生みだすために定められる保留地を生みだすもの(保留地減歩)とがある。

→土地区画整理事業

－ こ －

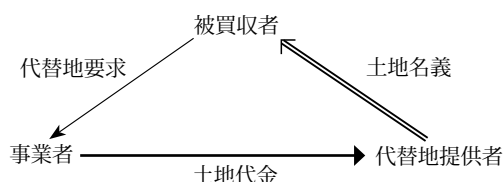
1. 公拡法^{こうかくほう}：公有地の拡大の推進に関する法律

計画的に公有地の拡大がはかれるよう、土地の先買い制度や土地開発公社の設置等を定めた法律(昭和 47 年 6 月、法律第 66 号)。この法律により都市計画施設等の区域内の土地や市街化区域内で 5,000㎡以上の土地について、所有者が有償で譲り渡そうとするときは、都道府県知事に届け出なければならないとされる。また、都市計画区域内に所在する 2,000㎡以上の土地を所有するものは、地方公共団体等に土地の買い取りを希望するときは、都道府県に申し出ることができる。これらの手続きにより地方公共団体等に買い取られた場合は、租税特別措置法により譲渡所得について 1,500 万円の特別控除を受けることができる。

－ さ －

1. 三者契約^{さんしゃけいやく}

公共事業用地を買収するとき土地提供者が代替地^{だいがえち}を要求している場合にとられる契約上の措置。すなわち本来の土地提供者が土地買取代金で代替地を直接購入する代わりに代替地提供者がいた場合には事業者・土地提供者・代替地



提供者の三者が 1 枚の契約書の様式で処理をすること。事業地と代替地との間に評価額の差があるときは差額の処理も同契約書にて処理することができる。代替地提供者の土地譲渡所得税は、1,500 万円の特別控除が受けられる。

2. 残地補償^{ざんちほしょう}

公共事業で用地を買収するとき、一筆全部が必要でない場合に、買収後の残された土地が少ない面積であったり、形がいびつで使い勝手が悪く土地の価格低下や利用価値の減少などの損失が生ずる場合に、その減額分を金銭補償するもので、次式により算定される。

$$\text{残地補償費} = \{ \text{取得土地の評価額} - \text{残地の評価額} \times (1 - \text{残地売却損率}) \} \times \text{残地の面積}$$

－ し －

1. 事業認定^{じぎょうにんてい}

土地収用法に基づき一定の公共事業が土地などを収用することのできる事業(3 条)であることを決定する国土交通大臣または都道府県知事による行政処分(16・17 条)のことをいう。事業認定の要件は、事業が収用適格事業であること、土地を収用する公益上の必要があることなどである(20 条)。事業認定によって、事業を施行する土地の区域が確定し、起業者は、収用手続きを遂行して収用目的物を取得することができる地位を得る。都市計画事業については、都市計画法 59 条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の認可、承認をもって事業認定があったものとみなされる。

また、事業認定を受けることにより 10ha 以下の公共事業における所得税の 5,000 万円控除の対象ともなる。

－ ち －

1. 地役権^{ちえきけん}

他人の土地をある目的のために一定の方法で利用する物権のことで原則として契約により設定される。たとえば河川沿いの広い水田を洪水発生時に遊水池として利用するときなどがこれに当たる。例えば 10 年に 1 回の割合で発生する遊水池の使用で、米が収穫ができないとしたときの補償を行って地役権を設定したり、最近では都市の立体的利用に伴い、眺望や日照等の確保のために地役権を設定するなどの事例がある。 →遊水池

2. 地価公示価格^{ちかこうじかく}

地価公示法(昭和 44 年、法律第 49 号)に基づき、国土交通省の土地鑑定委員会が毎年 1 月 1 日を基準日とし

て、全国の都市計画区域内の標準地（他の類似地の参考となる地点のこと）における正常な価格を判定し公表するもの。公示価格は、公共事業における土地の鑑定評価を行う際の基準となるもので、一般の土地取引の場合の指標ともなる。なお、平成 19 年 1 月 1 日の県内の選定対象区域 44 市町村の住宅地 526 地点、宅地見込地 3 地点、商業地 128 地点、準工業地 23 地点、工業地 20 地点、調整区域内宅地 104 地点、林地 1 地点の合計 805 地点の地価を公表している。用途別の平均変動率は、すべての用途で下落、特に住宅地、商業地は 15 年連続の下落、しかし平成 18 年の平均変動率と比較してすべての用途で下落幅は縮小しているが、つくばエクスプレス沿線地域の住宅地商業地は上昇が目立っている。

<出典：茨城県企画部水・土地計画課HP>

$$\text{平均変動率} = \frac{\text{用途ごとの継続標準地変動率の合計}}{\text{用途の継続標準地数}}$$

→基準地価

－ と －

1. 等価交換

河川改修などで河道を整正すると河川のルートが変わることにより、旧河川敷として残る土地と新たに河川用地として買収の必要が生じる土地ができる。この時、新しく河川用地に必要な土地を旧河川敷の土地の評価額相当の面積割りで交換することにより買収に替えること。面積の差異は金額換算で精算することになる。

また、個人の土地に、デベロッパーが賃貸マンションなどを建設し、その土地の価格に見合う分として、その建物の一部を地主の区分所有にするという土地の有効活用法を等価交換制度という。→区分所有権

2. 土地収用

土地収用法に基づき、公共性の高い事業に必要な土地などを強制的に取得すること。土地収用に伴う損失に対しては補償がなされる。これは、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的としたものであり、土地収用の手続は、①事業認定（16 条）②土地調書・物件調書の作成（同 36 条）③裁決手続の開始の決定（45 条の 2）・審理手続の開始（46 条）④裁決（47 条の 2）⑤補償金の支払、土地の引渡し・物件の移転（102 条）等の手順をふむ。なお、都市計画事業は、土地収用の適格事業に該当するとみなされるほか、土地収用法による手続と異なる特別の取扱いがなされている。

－ は －

1. 幅杭

通常、道路改良工事や河川改修工事などで具体的な用地交渉に入る前に、事業に必要な土地の区域（用地の幅）を現地で示すため、20m 間隔に打ち込んだ頭を赤く塗った半割き丸太（径 12cm くらい）のこと。取り付け道や構造物が予定されている箇所では、変化点にも設置され、地権者に明瞭に事業地の区域を明示することができる。切り土・盛り土などの法面や構造物が予定されている箇所では用地幅は広くなり、中心線から杭までの幅もそれに応じて広がる。この幅杭設置により地積測量図が作成され必要な用地面積が計算される。

－ ひ －

1. 引き移転補償

事業用地にかかるための家屋補償のひとつで、敷地に余裕がある場合は、建物を壊さずに建屋はその状態のままでコロなどを使い静かに移動させる補償方法のこと。

－ よ －

1. 用地国債

下水処理場などの用地の買収で単年度に一体的に処理する必要があるときには国庫債務負担行為の手続きを行って当該年度に先出しで土地を購入し、翌年度以降 4 年間にわたって用地に関わる国庫補助金の交付を約束するシステム。→債務負担行為

2. 用地先行取得 →公払法

－ り －

1. 立木補償

用地補償費のうち、家屋・店舗・工場などの敷地内に植栽されている庭木や観賞木の伐採について、その木の大きさや太さに応じた金額を支払うこと。そのほかに用材林、薪炭林、収穫樹、竹木、苗木などの種類がある。

－ ろ －

1. 路線価

主要道路に面した土地の 1 m²当りの課税上の評価額のこと。県内の住宅地、商業地、工業地の 13,000 地点（全国 41 万地点）の標準宅地について評価。国土交通省が毎年

発表する地価の公示価格をベースに、売買事例や不動産鑑定士などの意見を参考に、1月1日時点の価格を算出し、国税庁が8月頃発表する。相続税や贈与税、地価税の算定基準になるもので公示価格の8割程度を目安に算定される。

環 境

ー あ ー

1. アサザ

平地の湖沼、ため池などに生育する多年草植物で水中の泥の中を這う茎から長い葉柄をのばして水面に葉を広げ、初夏から夏の終わりまでキュウリの花に似た黄色い花を咲かせる。かつては北海道から九州まで広く分布していたが埋め立てや水質汚濁のため急速に減少し、水辺の絶滅危惧種になっている。霞ヶ浦でも減少が著しく、水辺の自然復元を目指して百年後の自然と人間の共生する文化を復活させようと小学生やボランティアなど大切に育てたアサザの苗の植え付けを行う「アサザプロジェクト」が進行している。

アール・ディー・エフ

2. R D F : Refuse Derived Fuel

R D F は、ごみ固形化燃料のことで一般廃棄物を破碎し、石灰を混合して高温・高圧で圧縮して固形化したもの。石炭と同程度の 5,000Kcal /kg の熱量を持つ燃焼材として発電や蒸気の製造に利用する。ダイオキシン対策と資源の再利用の観点から注目され、平成 10 年 12 月神栖町に県・1 市 2 町・78 企業の出資による第 3 セクターの「鹿島共同再資源化センター株式会社」（神栖市東和田）が設立され、平成 13 年 4 月から稼働を開始した広域鹿嶋 R D F センター（鹿嶋市平井）と平成 14 年 4 月に稼働を開始した広域波崎 R D F センター（神栖市豊ヶ浜）からの R D F を受け入れ、鹿島臨海工業地帯に立地する 78 社からの産業廃棄物の助燃剤として利用し、売電を行っている。

また、分別収集による紙・プラスチックを固形化燃料とする R P F（Refuse Paper & Plastic Fuel）もある。

ー い ー

イー・エム・エス

1. E M S（環境管理システム）

環境マネジメントシステムともいい、環境を継続的に改善して環境事故を未然に防止していくために、組織としての方針、目的、目標を立て、その実現を目指していくための活動システム。その手法として組織の自発的活動である ISO14000 の認証取得があり、具体的には「計画」を立ててそれを「実行」し、その結果を「評価」して「改善」するものである。

ー う ー

うわのきせい

1. 上乗せ規制

水質・大気・騒音などについて、国が法律で定めた汚染物質の規制基準（一律基準という）では、生活環境が守れない場合に、都道府県が独自に条例を制定し、さらに厳しく定

めた規制値のこと。茨城県では、「茨城県公害防止条例」で各水域ごとに有害物質や生活環境項目について、さらに「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」で窒素・リンについて、それぞれ上乗せ値を定めている。→横出し規制

ー え ー

1. エコセメント

都市ゴミ焼却灰には、セメントと共通の化学成分 CaO、SiO₂、Al₂O₃、Fe₂O₃ などが含まれており、少ない CaO を石灰石で補って 1400℃ の高温で焼成すると、焼却灰に含まれている諸成分と石灰石の主成分である酸化カルシウムが絡み合って、普通セメントを構成するものと同じ鉱物が生成され、これをエコセメントと称している。この環境負荷低減型セメントは、有害なダイオキシン類は焼成分解し、重金属類は分離回収され、有効成分はセメントとなり、廃棄物は一切環境に流出しない。このセメントは原料として焼却灰などが乾燥ベースで 50% 以上含み、焼却灰内に含まれる塩化物イオンは、1,000ppm 以下に抑えることが必要となる。

2. エコツーリズム：ecotourism

環境学習型観光と訳され従来のお仕着せの観光地旅行とは異り、地域の文化的特色やそこで見ることのできる景観や野生の動植物を観察、学習、楽しむことを目的とする。比較的乱開発されていない自然地域への旅行のことを指し、環境教育の面をもった自然指向型の観光のこと。

→グリーンツーリズム、アーバンツーリズム

3. エコミュージアム：eco-museum

'60 年代、フランスの博物館学者のジョルジュ・アンリ・リヴェールの提唱により生まれた活動である。地域という「博物館」に、その地域の歴史や自然、産業や住民の生活を「展示」という考え方で地域づくりを行うもので、いわば「地域まるごと博物館」といえるものである。文化財や収蔵品を 1 つのエリアに収集して展示物とするのではなく、動植物や伝統的な習慣など、地域全体を展示の対象としており、屋内博物館や野外博物館とは異なる。日本でも、エコミュージアムによって地域文化を見直し、来訪者が地域の生活を体験できることなどが認められ、農林水産省の農業構造改善事業の 1 つとして「田園空間博物館整備」が制度化された。

本県では、利根下総地区（常総市、坂東市、五霞町、境町、守谷市）を対象として 125km 程度の周遊ルートが計画されており、既存施設や集落を活用した拠点整備とあわせて、案内板の設置、谷津田・ため池・水路等の農業基盤を整備、地域文化の伝承や体験を行える田園空間の保全・創出が展開される予定である。

4. エコロジカルネットワーク:ecological network (和)

都市の生態系の回復を図るため、生物の生息・生育空間として重要な緑地を核として、都市間に点在する自然や緑地を相互に連結するネットワークを構成することによって、生物の移動を容易にし、多様な生物生息空間を確保すること。

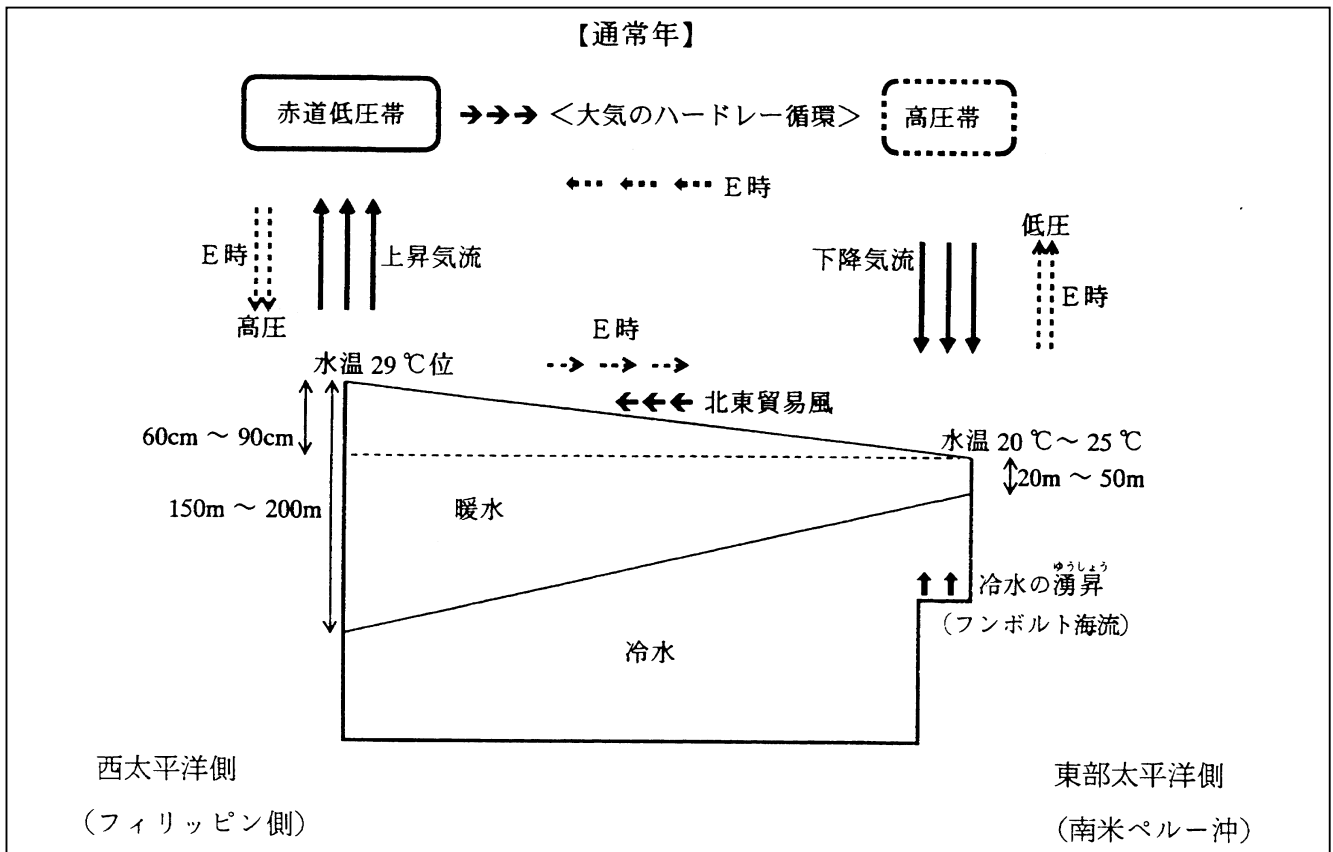
5. エコロード

自然の生態系に配慮し、道路構造物が野生動物の移動を分断しないように専用の横断トンネルなどを設置して対策を講じた道路。

6. エル・ニーニョ:El Niño

エルはスペイン語の定冠詞でニーニョは男の子を意味し、定冠詞が大文字になると男の子でも「幼子イエス・キリスト」を指すようになる。ペルー最北部のグアキヤル湾に面する地方では、クリスマスの時期グアキヤル湾を南に向かってエルニーニョ海流と呼ぶ塩分の少ない暖流が

南下し、ヤシやオレンジ、バナナが流れ着いて暖流系の魚も集まってくる。これをクリスマスの贈り物と見立ててエルニーニョと称している。通常この現象は3月に終わり、プランクトンを豊富に含む寒流のフンボルト海流が、ペルー沿岸を北上して湧昇となり、元の冷水域となるが、3月以降も続くと寒流系のアンチョビー漁は壊滅的打撃を受ける。数年おきに、中部太平洋上においてペルー沖の海水温が高く、フィリピン沖の海水温が低くなる、いわゆるエルニーニョ現象が数年間も続いて、地球規模の広がりでの大気循環システムが変化することがあり、日本も含めた世界的な天候不順や異常気象の原因となっており干魃・大洪水・寒波などの大きな災害をもたらすことが多くなる。エルニーニョのきっかけは、西風バーストと呼ばれる偏西風の南側への蛇行などが原因で赤道を西に向かって流れる北東貿易風が弱まるためといわれている。またペルー沖の海水温がさらに上昇した気象状態を指して、女の子という意味のラ・ニャーニャ (la nina) とも呼んでいる。



ー お ー

1. オオタカ

ワシタカ科。全長約 50cm。翼を広げると約 110cmの大きさがああり、主にツグミやハトなどの鳥類を捕獲する。平地から山地の森林で繁殖し、秋冬には開けた農耕地、湖沼、河川の周辺に移動する。絶滅危惧Ⅱ類としてレッドリストに登録されている。大規模な開発による平地林の伐採、害

虫被害による営巣に適した松林の減少、密猟などがオオタカの生息環境を脅かしている。 →レッドデータブック

ー か ー

1. 外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

特定外来生物の飼養、栽培などその他の取扱いを規制す

るとともに、特定外来生物の防除等の措置を講じて、生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上を図るための法律。

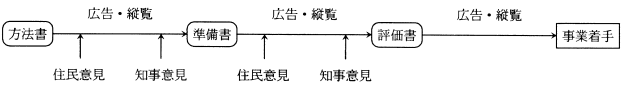
2. ^{かんきょう}環境アセスメント：茨城県環境影響評価条例

平成 11 年 3 月に制定され、道路・鉄道・発電所・廃棄物処理施設などの 17 種類の事業で一定規模以上の新設の場合に適用される。規模の概要は、

道 路	4 車線以上で7.5km以上
鉄 道	7.5km以上
ダ ム	湛水面積75ha以上
飛 行 場	滑走路1.875km以上
発 電 所	火力11.25WKw以上
下水処理場	処理人口20万人以上
埋め立て・干拓	40ha以上
住宅・工業団地 区画整理・新市街地	75ha以上
廃棄物（ゴミ、し尿、産廃）	300t／日以上
産廃処分場	10ha以上
採 石	50ha以上

調査・予測・評価する環境影響評価項目は、大気・水質・騒音などの生活環境項目、動物・植物・生態系などの自然環境項目、景観や自然との触れ合いに関する項目、廃棄物やCO2など環境への負荷に関する項目などについて定めることになっている。また、手続き的には、まず上記各項目についてとりまとめた環境評価方法書を作成し、広告・縦覧して住民の意見や知事の意見を参考に環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を作成する。

この準備書により、広告・縦覧、説明会、公聴会等を経て住民・知事の意見を反映し、環境影響報告書としてまとめ広告・縦覧する。工事着手後は事後手続きとして追跡調査を実施し、県・市町村に報告する。



3. ^{かんきょうかいけい}環境会計

近年、環境問題は、地球的規模に拡大し、環境対策は常に経済活動と表裏一体の関係にあるので、事業者が環境対策にかかる費用とその効果について、金額的に算定して明らかにするもの。ただし、費用や効果の算定、基準等について一定のルールはまだできていない。

4. ^{かんきょうかんり}環境管理システム：EMS

ISO 14001 に沿って、発注者から受注者に対し、工事で達成すべき環境に関する目標および遵守すべき法・条例などを示すこと。 →EMS

5. ^{かんきょう}環境ホルモン：endocrine disrupters：外因性内分泌攪乱化学物質

環境中にある化学物質が、生物の体内であたかもホルモンのような振る舞いをして生体内のバランスを崩してしまうこと。ダイオキシンやPCBなどの残留農薬、ビスフェノールAなどのプラスチック関連物質、界面活性剤などが原因物質となり、かなり低い濃度でも影響があるという。下水処理水中や河川表流水中にあると上水道に影響を与える。平成 16 年度の県内の状況は、界面活性剤の原料のノニフェノール、4-t-オクチルフェノールについて、大北川など 30 水域とポリカーボネート樹脂の原料やプラスチック可塑剤のビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチルについて花園川など 5 水域で実施した結果、ノニフェノールは全ての水域で不検出、4-t-オクチルフェノールとビスフェノールAは、それぞれ 8 水域、4 水域で検出されたが、魚類（メダカ）に対する影響がないと予測される濃度以下で、フタル酸ジ-n-ブチルは全ての水域で不検出、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルは 2 水域で検出されたが、国の全国調査結果と比較すると、極めて微量であった。

— く —

1. クマタカ

クマタカは、絶滅危惧種に指定されているタカ目タカ科の大型のタカで、頭から背・翼の表面が黒褐色で裏は白に近い色をしており、尾には白と黒の縞模様がある。本州では標高 1500 mあたりまでの山腹の混交林の針葉樹の大木に営巣し、12 月から翌年の 8 月頃までが繁殖期である。本県の奥久慈地域では、その飛翔が確認され、奥久慈グリーンラインの工事や龍神ダム副堰堤の工事などが繁殖期を避けて工期を変更するなどの影響を受けており事前の十分な調査が望まれる。また茨城県がダム乗りしている栃木県の湯西川ダムにおいてもクマタカの営巣地を避けるため付け替え道路のルートの変更やトンネル化など大幅な工事費の増額が見込まれている。 →レッドデータブック

2. ^{こうにゅうほう}グリーン購入法

平成 12 年 5 月 31 日に公布された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」のことで、国や地方公共団体、事業者、国民は地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、

生物多様性の減少、廃棄物問題などの環境問題に対処するため、環境への負荷の低減を図る原材料、部品、製品および役務の調達に努めることを定めたもので、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体にわたって環境負荷低減を考慮した物品等と選択購入すること。公共工事においても低環境負荷資材の使用や環境負荷の少ない工法の選択を図る必要がある。

3. COOL BIZ（クールビズ）

温室効果ガス削減のために、政府が提唱する国民運動の一環。エアコンの温度設定を 28℃とし、快適に過ごすためのノーネクタイ、ノー上着ファッションのこと。

－ け －

1. ケナフ：kenaf（ペルシア語）

インド・アフリカ原産のアオイ科の熱帯植物の 1 年草で成長が早く地球温暖化の一因となる CO₂ の吸収が普通の草本の 10 倍もあるとされ、また富栄養化の進んだ霞ヶ浦や河川水などのチッソ・リンをよく吸収して水質浄化にも大きな効果がみられ、同時に良質な紙の原料となることから最近注目されている。しかし、外来種であるため既存の生態系を乱すおそれもあり、積極的な導入には慎重な意見もある。

2. 建設発生土リサイクル推進事業

本県においては従来、公共事業から発生する建設残土は、工事間流用や指定処分場が無い場合請負業者の自由処分としていたが、適正な処分が徹底されず不法投棄を招く原因ともなっていた。そこで、茨城県では平成 8 年度から（株）茨城県建設技術管理センターにストックヤードの設置・管理運営を行わせることとし、併せて平成 10 年度には「建設発生土再利用要領」を制定し、リサイクルの優先順位、運搬距離、発生工事側での土質改良、発注設計書における処分先・費用等の明確化、関係市町村との調整等の取扱いを定め、各市町村にも協力を要請した。

これら組織面、制度面での対応を図ったことにより、ストックヤードもほぼ県内にまんべんなく配置され、平成 8 年度から平成 17 年度までの 10 年間での利用が約 480 万 m³を超え建設発生土のリサイクルが着実に進展している。

受入できる土砂は、公共事業等で再利用できる第 3 種建設発生土相当以上としており、それ以下の土砂は天日乾燥や石灰・セメント等により改良したものとしている。

言い換えれば、概ねコーン指数で 400KN/m²以上、見た目の判断目安は、土砂の上を人が容易に歩け、湿地ブルドーザーで施工可能な土砂としている。

3. 建設副産物リサイクル：-recycle

建設工事に伴い発生する木材・コンクリート塊・アスファルト塊、建設汚泥などの建設廃棄物と建設発生土（残土）を建設副産物と称している。このうち建設廃棄物は、産業廃棄物の年間排出量約 4 億 t の約 2 割を、不法投棄の 9 割弱を占めていることから、リサイクル化を図って絶対量を減らす努力が急務となっている。コンクリート塊はそのまま路盤材やコンクリート用骨材として、アスファルトは再生合材として舗装材に、汚泥は土壁材料・窯業材料・アートソイルなどに、木材はチップや炭化材などに、残土は盛り土材としての再利用が図られている。平成 12 年 5 月には、一定規模以上の住宅・マンションなどの建築物等建設工事に対し分別解体と再資源化を義務づける「建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が制定されたところである。建設リサイクル法は、①分別解体等及び再資源化等の義務付け②発注者・受注者間の契約の手続きの整備③解体工事業者の登録制度の創設④基本方針の策定⑤罰則規定を定めている。リサイクル対象は、コンクリート、アスファルト、木材の三品目。解体工事会社の登録制度を設け技術管理者の配置が義務づけられると同時に発注者も処分の確認を義務づけられている。平成 14 年 5 月からは建設リサイクル法が完全施行されており、「建設リサイクルガイドライン」及び「リサイクル原則化ルール」がとりまとめられ、国土交通省の事業に適用されている。茨城県でも国土交通省に準じた取り組みを行っている。

<建設リサイクルガイドライン>

公共工事発注者としての責務を徹底させるためのガイドライン。

- ①計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定
- ②工事事務所において、リサイクルの徹底に向けた検討体制の強化

- ③リサイクル実施状況のとりまとめ

<リサイクル原則化ルール>

- ①経済性にかかわらず実施する（原則化）
- ②指定副産物の工事現場からの搬出方法を義務づけ（再資源化施設への搬出を義務づけ、など）

- ③再生資材等の利用

- ・再生骨材については、40km以内に再資源化施設があればそこから利用
- ・再生アスファルトについては、40km以内かつ 1.5 時間以内に再資源化施設があればそこから利用
- ・建設発生土については、50km以内に他の建設工事があればそこから流用

<参考：国土交通省リサイクルHP>

<http://www.milt.go.jp/sogoseisaku/region/reycle/refrm.htm>

→コンクリート再生砕石、再生合材、建設発生土リサイクル推進事業

－ こ －

1. 個別指定制度^{こべつしていせいど}

産業廃棄物となる建設廃材のうち、処分場の確保や処分費用の増大など地球環境の保全や省資源の観点から、再利用可能なものについてはできるだけ再資源化を図る必要がある。この方法には、有価物として再販される資材については産業廃棄物の取り扱いを受けなくなる場合と、もう一つは個別指定制度により、廃棄物の種類や発生場所、再生利用する場所などあらかじめ用途を限定して産業廃棄物処理業の許可がなくても廃棄物の再生利用を可能にするもので、都道府県知事が指定して許可するもの。ただし、この制度は省令に基づくもので不適正な行為が行われても条例などで行政処分ができないなど全国的には、運用例がまちまちであるが、本県では小山ダムと梅香トンネルの2ヶ所で処理済みのシルト系土砂をこの指定を受けて再利用処分を行った。

一方、環境大臣が認定する再生利用認定制度は、一定基準に適合した廃棄物について産廃処理業の許可がなくても再生利用ができるもので、河川浚渫土砂をスーパー堤防の盛土材料としてだけに用いる場合に用途が限られている。

－ さ －

1. 再生合材^{さいせいこうざい}

舗装に使用されるアスファルト合材はアスファルトと碎石、砂を加熱混合して製造されるが、地球温暖化防止および経済性の観点から産廃である舗装廃材を破碎したものにアスファルトを必要量加えて製造された合材。合材工場での品質管理により新品で製造された合材に遜色ない品質が得られる。茨城県土木部が発注する土木建築工事では、再生合材等について指定工場制度がとられており、茨城県土木部が指定した工場から納入されなければならない。再生合材の指定工場は平成18年3月27日現在、26箇所あり、再生合材については、リサイクル原則化ルールに基づき、工事現場から40km以内かつ運搬時間1.5時間以内に再資源化施設があればそこから利用することとなっている。

〈参照：茨城県土木部検査指導課 HP〉

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/>

→建設副産物リサイクル、アスファルト再生路床材

2. 再生利用認定制度^{さいせいりようにんていせいど} →個別指定制度

－ し －

1. 指定湖沼^{していこしょう}

「湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）」（昭和59年7月、法律第61号）で、環境基本法に定める水質環境基準が達成されていない湖沼で、水質汚濁防止法による工場・事業場に対する排水規制に加え下水道の整備や農業対策などの水質保全に関する総合的な施策を講ずる必要があるとして指定を受けた湖のこと。本県では霞ヶ浦が昭和60年12月に指定され、全国では琵琶湖（滋賀県・京都府）、印旛沼、手賀沼、児島湖（千葉県、各昭和60年度）、諏訪湖（長野県、昭和61年）、釜房ダム（宮城県、昭和62年度）、中海、穴道湖（鳥取県・島根県、各昭和63年度）、野尻湖（長野県、平成6年度）が指定されている。指定ののちは、具体的な湖沼水質保全計画の作成が義務づけられ、昭和63年3月に「霞ヶ浦に係わる水質保全計画」（第1期）が策定され、5年ごとに計画を見直し、改定することとされている。平成13年度に第4期計画が策定された。

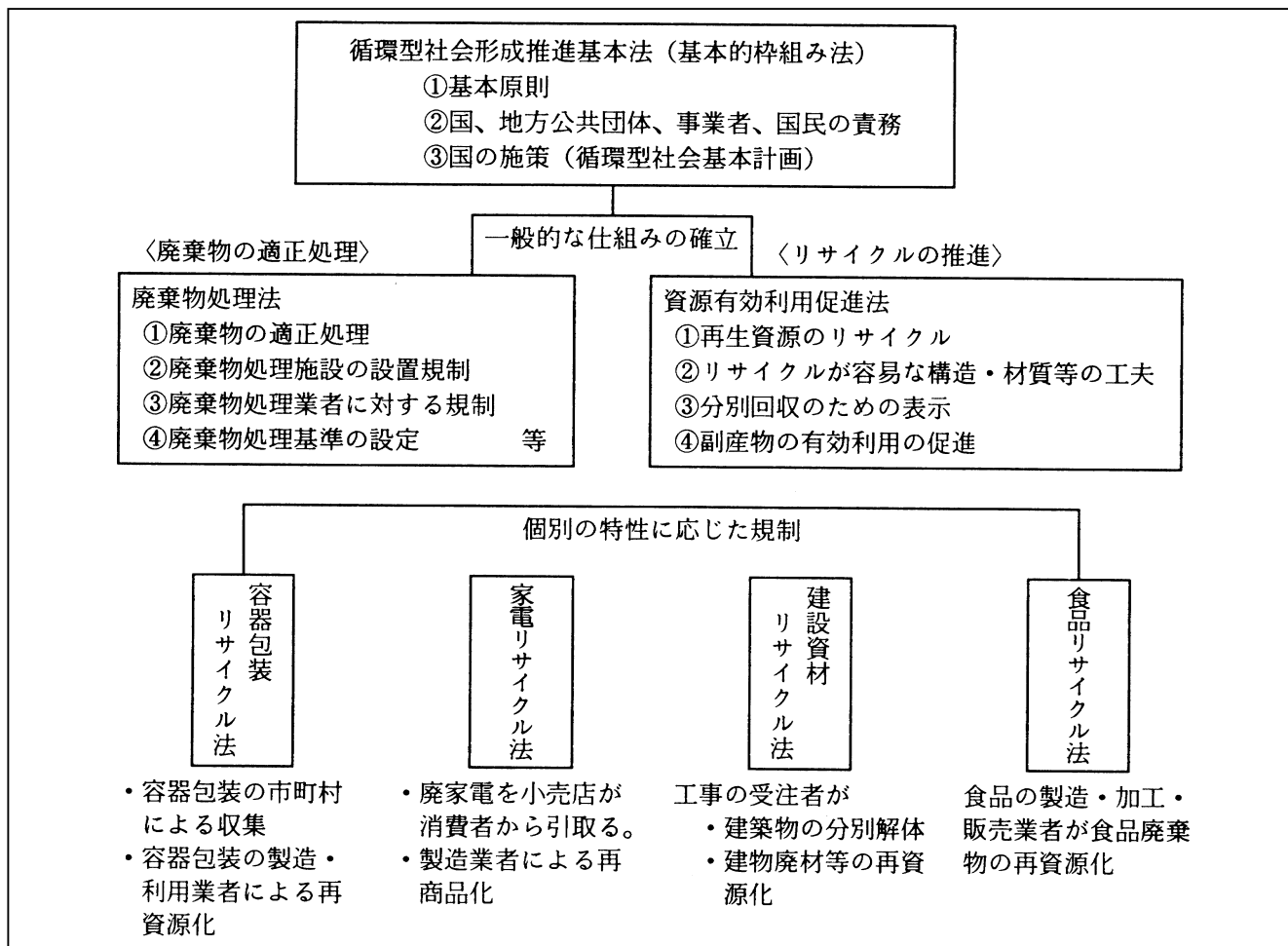
2. 自動車リサイクル法^{じどうしゃ}

自動車メーカーを含めて自動車リサイクルに携わる関係者に適正な役割を担うことによって、使用済み自動車の積極的なリサイクル・適正処理を推進するための法律。

3. 循環型社会^{じゅんかんがたしやかい}（※次頁表参照）

平成12年第147国会において、循環型社会の実現に向けたリサイクル関連6法が成立。まず、大量廃棄社会から循環型社会へ転換を図るための基本概念を掲げる①「循環型社会形成推進基本法」でゴミの発生の抑制や製品の一部回収の義務化、ゴミ排出者への現状回復責任などを明確化している。関連して、②建設副産物の適正処理と再資源化の促進のための分別解体や再資源化を義務づける「建設リサイクル法」（建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律）、③産廃の適正処理や現状回復、国・地方自治体の責任の明確化をうたった「改正廃棄物処理法」、④事業者が自主的に回収資源の再利用を進める現行の再生資源利用促進法を拡充した「資源有効利用促進法」、⑤省資源、省エネが図れる資材機器購入を促進する「グリーン調達法」（環境物品調達促進法）、⑥生ゴミの肥料化を推進する「食品リサイクル法」（食品循環資源の再利用促進法）がそれぞれ整備され、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」と合わせて循環型社会への転換を目指している。

→リサイクルガイドライン



4. 静脈物流システム（Green logistics）

静脈物流とは、回収物流の別の呼び方で、一度最終消費者まで行渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬することをいう。これに対し、生産された製品が企業や消費者に届く流れを動脈物流と呼ぶ。消費のための物の供給は動脈物流であり、供給の対照として回収を行うことは静脈物流である。

－ す －

1. スクリーニング手続き

一定規模未満の事業についても、環境影響評価の対象とするか否かを個別の事業ごとに判断する手続きのこと。

2. スコーピング手続き

環境影響評価の調査実施の前に、調査等に関する情報を地方公共団体や住民・専門家等に提供し、意見を幅広く聞いて、具体的な調査項目等の設定を事業者が個別に判断する手続きのこと。

－ せ －

1. 生活排水対策重点地域

水質汚濁防止法第14条の7の規定により、水質環境基準が継続的に達成されず、かつ生活排水の汚濁負荷量の高い地域を知事が指定して、各種の生活排水対策を重点的に実施する生活排水対策推進計画を定め、水質汚濁防止につとめる地域。県内では平成2年度に土浦市が指定され、以後平成17年度末までに計18地域が指定されている。

2. ゼロエミッション：zero emission

排出抑制、再利用、再資源化といった手法を用いて、家庭、工場、農園からの廃棄物をゼロまたはゼロに近い状態にすること。建設工事においては、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を図るため、徹底した発生抑制、再使用、再生利用を行いゼロエミッション化（廃棄物のゼロを目指す）を図る工事が実施され始めている。

ー て ー

1. ^{テューイーキユー}TEQ : Toxic Equivalents (毒性等量)

ダイオキシン類はさまざまな種類があるが、すべてに毒性があるわけではなく、毒性があるものはポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンで7種類、ポリ塩化ジベンゾフランで10種類、コプラナーPCBで12種類である。それらの毒性の強さは同じではないため、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)の毒性を1とした場合に他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF(Toxic Equivalency Factor: 毒性等価係数)の数値を、測定したダイオキシン化合物の濃度に掛けて2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの量に換算して表したものをTEQという。たとえば測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシンの濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF値に0.1を掛けた1ピコグラムとなる。水質の場合は1pg-TEQ/L、大気では1pg-TEQ/m³、土では1pg-TEQ/gで表す。

2. 典型7公害

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つを指し、典型7公害以外では日照、通風障害、光害、電波障害、土砂の散乱、土砂の流出、不法投棄、糞尿の害、害虫等の発生、火災の危険、動物の死骸放置、その他(汚水流出、洗車場の汚水散布、雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害など)がある。典型7公害に関する規制法令は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県の公害防止条例などがあり、その他の関連する法令としては、建築基準法、消防法、工場立地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などにより規制を受ける。特に建設関連では、市街地での工事に伴う騒音、振動の対策や造成工事における土砂の散乱・流出、建設廃材等の産業廃棄物の適正な処分などの各対策に十分に留意する必要がある。

ー と ー

1. ^{どじょうおせんたいさくぼうしほう}土壤汚染対策防止法

有害物質を扱う工場が廃業した場合や、工場が宅地などに用途変更した場合に、土地所有者に汚染調査を、汚染原因者に浄化対策を義務づける法律。調査の結果、基準値を超える汚染が発生した場合は、都道府県に指定区域(リスク管理地)として登録され、その上で対策の実施が義務づけられる。この法律施行により、売り出し前の土地資産価値の適正評価ができるようになり、土地取引が正常化することが期待される。(平成14年5月法律第53号)

2. ^{どじょう}土壤シードバンク

^{まいどしゅししゅうだん}埋土種子集団と訳され、土壤中・水中で生存力を保っている種子などの集団のこと。霞ヶ浦では、現在姿を消してしまった植物でも死滅してしまっただけではなく、湖底のヘドロの中に豊かな土壤シードバンクが存在しており、この土壤シードバンク中の休眠状態の種子に適度な水分や湿度、光など発芽に適した環境条件を整えてやると発芽・生育させることができる。(独)土木研究所の^{みほきはら}美浦村木原の湿地実験池では、十種類の水生植物の発芽・生育が確認されている。

ー は ー

1. ハニカムチューブ : honeycomb tube (和)

^{おおいわた}霞ヶ浦の水を原水とする企業局県南水道大岩田浄水場において、水道用水のカビ臭を除去するため昭和60年2月に導入されたプラスチック製の蜂の巣状の多孔質接触ろ材装置。これに新鮮な空気を大量に送り込みながら、水道原水を何回も循環させ、ろ材の表面に付着した微生物の作用で臭気が除かれる。現在は活性炭吸着を併用している。

ー ひ ー

1. ^{ピーアールティーアールほう}P R T R法 : Pollutant Release and Transfer Register

工場・事業場において、事業活動に伴って発生する人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境に排出される量や廃棄物としての移動量を把握し、その結果を行政に報告し、行政が情報公開する制度で、化学物質の排出抑制と適正な管理を行うことを目的としている。平成11年7月に公布され、前年度1年間の排出量・移動量を把握し、4月1日から6月30日までに都道府県を経由して国に届け出、国は集計結果を公表する。本法で把握・届出の対象となる化学物質は354物質となっている。届出の対象業種は23種あり、下水処理場も対象事業となっている。

2. ビオトープ : Biotop (独)

生物を意味する bios と空間を意味する tops を合成したギリシャ語を語源とするドイツ語で、生物の生息空間と訳される。様々な野生生物が自然のままで生きることができる森林や湖沼、草地、ヨシ原、川辺、干潟などをさすが、開発などが進んでビオトープそのものが減少してきているため、その保全や復元が急務となっている。

→多自然型川づくり、ミティゲーション

3. ヒメマイトトンボ

^{ひろせきにと}昭和46年7月7日、^{こすげつぎお}涸沼のほとりで廣瀬誠・小菅次男によって発見された我が国特産の小型のトンボ。生息域は

限られ太平洋沿岸部のヨシ・マコモなどが密生した汽水性の水域に点在的に分布している。平成 12 年 3 月 18 日に開通した「利根かもめ大橋」の建設の際に利根川左岸の茨城県側のヨシ帯に生息が確認されたため、着工を延期して工法を盛り土堤体から長スパンの橋脚方式に変更し、またヨシ帯の移植なども行った。

－ ふ －

1. ファシリテーター：facilitator

環境教育や地域活動の取り組みなどにおいて、専門家の立場からアドバイスを行って、住民の意識や認識を高めるアドバイザー（advisor：助言者）、さらに現状の把握や推進上の課題、人材の情報などをもとに、既存の組織や有資格者の活躍の場の形成を図って運動への取り組みの手がかりや実際の行動などへ誘導を図るコーディネーター（coordinator：調整者）などは、やや第三者的な役割といえるが、ファシリテーターは、「そそのかし役、推進役」との意で、地域活動において自らが地域への理解や率先的な行動力を持ち、高い問題意識と実践的な行動力を備えた人材として運動をリードして行く人とされ、環境問題をはじめ、自然・文化・地域づくりなどから人口問題・食糧問題・エネルギー問題など幅広い活動テーマに及んでいる。

2. ファームポンド：farm pond

霞ヶ浦開発により湖岸堤が整備される以前は、霞ヶ浦流入河川付近には湿地帯や溜め池があったり、河川の無い所でもたくさんの農業用の溜め池や沼があり、霞ヶ浦へ流入する前に直接汚濁分などが沈殿するなど緩衝的役割をになっていた。最近霞ヶ浦水質改善のために復活の声も出ているが土地利用状況から言ってもかなり困難であるため、湖内湖（ウェットランド）がその代用手法となっている。

→ウェットランド

3. 富栄養化

湖や内湾などでは、水が滞留する時間が長いこと生活排水や工場排水、農地からの肥料の流入などによって窒素やリンなどの栄養塩類が大量に蓄積し、プランクトンや藻類が大量発生して溶存酸素を消費するようになる。水温などの条件によってアオコや赤潮などの発生によって水産業に大きな影響を与えたり、不快な景観や臭気など問題が多い。霞ヶ浦・牛久沼・濁沼はいずれも富栄養化している。

－ み －

1. ミティゲーション：mitigation

開発行為や施設の整備によって、自然や緑、生物の生息空間（ビオトープ）が失われたり、水の地下浸透や河川への流出状況が変わって環境に大きなマイナスの影響を与える場合、できるだけその影響を緩和したりまたは少なくしたりする措置をいう。この対応の段階には、開発に伴う自然への影響を回避（avoid）するため開発をやめる、自然への影響を最小化する（minimize）、影響を矯正する（rectify）、影響を低減する（reduce）、失われた自然の代替措置（compensate）を考えるなどとなる。環境影響評価においてミティゲーションの導入が図られている。 →環境影響評価

－ よ －

1. 溶融スラグ：-slag

一般廃棄物の焼却灰や下水汚泥の焼却灰を高温（1200℃）で溶融し、常温で短時間に水などで冷却するとガラス質の粒状片になり、水砕スラグと呼ばれる。体積は、元の汚泥の約 15 分の 1、元の灰の 5 分の 1 に減少し、重金属類なども溶出しなくなり灰で処分するより有利となる。また骨材として資源の再利用を図ることが可能になる。さらに高温状態を持続させながら時間をかけて除冷する除冷スラグは、より自然石に近い石化した骨材が生産できるが、設備や運転費が高額になることが難点である。

2. 横出し規制

水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの各公害防止法などで、国が定めている項目以外に都道府県が地域の実情に合わせて新たな規制対象項目を条例によって追加して定めること。 →上乗せ規制

－ ら －

1. ラムサール条約

昭和 46 年に採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことで 122 カ国が締結、渡り鳥などの多い水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を各国が登録して、その保全と賢明な利用を図ることを目的としている。（平成 16 年 11 月現在、147 カ国が加入、1,524 箇所が登録。）国内では、昭和 55 年に登録された釧路湿原を始め平成 14 年までに、クッチャロ湖、ウトナイ湖、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原（以上北海道）、伊豆沼・内沼（宮城県）、谷津干潟（千葉県）、琵琶湖（滋賀県）、片野鴨池（石川県）、佐潟（新潟県）、漫湖（沖縄

県)、宮島沼(北海道)、藤前干潟(愛知県)の13箇所が登録され、平成16年の第9回の締約国会議で新たに20湿地が追加登録された。(尾瀬、奥日光の湿原を含む)

－ れ －

1. レッドデータブック：Red-Data Book

絶滅のおそれがある野生生物をリストにして、その生息分布や生息状況を詳しく掲載してあるガイドブックで、表紙が危機を意味する赤色になっているのでこう呼ばれている。平成8年に国際自然保護連盟(IUCN)によって作成され、ワシントン条約により各国の動植物保護対策の基礎資料として活用される。国内では全国版が環境庁によって平成3年に「脊椎動物編」と「無脊椎動物編」、平成10年に「植物編」、平成11年にリストの見直しで、気水域と淡水域に生息する魚類のうち、絶滅のおそれのある76種を追加した。全国版では必ずしも地域の実情と一致しない点もあるため、茨城版レッドデータブックとして平成8年に「茨城における絶滅のおそれのある野生生物<植物編>」、平成12年度に「同<動物編>」を作成している。今後、種の保存法による希少動植物の保護や、無秩序な自然破壊を防ぐ環境アセスメントの基礎資料として活用が図られる。

関 連 団 体

－ え －

1. ^{エーシー・アール} **ACR**：^{しゅとけんけんせつしげんこうどか} **(株)首都圏建設資源高度化センター**

：Metropolitan Advanced Construction Resources Center

平成3年6月、建設省（現国土交通省）支援で設立、資本金は30億円。株主は、東京都・神奈川県・埼玉県・横浜市・川崎市の5自治体と東京電力・東京ガス・NTT東日本・銀行8行・損保会社（1社）、私鉄（1社）などである。主に建設残土の受入れと幹旋販売を行っている。平成14年4月1日に、**CENDRUC**：^{（株）沿岸環境開発資源利用センター}と合併し、**UCR**：^{（株）建設資源広域利用センター}：Utilization of Construction Resources Centerとなり、出資団体は、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市の5自治体と東京電力、東京ガス、NTT東日本と8銀行、5製鉄会社、21建設会社で、幹旋受入事業は、区画整理・宅地造成、工業団地造成・河川堤防整備・農地かさ上げなどの建設発生土の活用を希望する事業など。幹旋内容は、土量調査・搬出入時期・土質調整、現地受入管理、土量・土質管理で費用は**UCR**受入料金、受入れまでの運搬費の計上である。 →**CENDRUC**

－ せ －

1. ^{センドルック} **CENDRUC**：^{えんがんかんきょうかいはつしげんりよう} **(株)沿岸環境開発資源利用センター**

：Coastal Environment Development Resources Utilization Center

平成6年8月、運輸省（現国土交通省）支援で設立、資本金12億円。東京都・川崎市・横浜市・東京電力・東京ガス・NTT東日本・金融機関（10行）・製鉄会社（2社）が出資している。主に建設残土の受入れと幹旋販売を行っている。平成14年4月1日より**ACR**と合併し、**UCR**：^{（株）建設資源広域利用センター}として新たに発足した。 →**ACR**

－ と －

1. ^{どうろこうしゃ} **道路公社**

茨城県道路公社は、地方道路公社法により昭和46年に設立された特殊法人。主に有料道路や有料橋・有料トンネルなどを機動的に建設し、その後料金を徴収して償還が済めば無料で開放することになっている（原則として30年以内）。法律に基づいた法人のため他の三セクの財団法人と異なり、管理者として法的な権限を有しているのが特徴である。

平成17年4月1日現在、7箇所の有料道路が供用されている。

- ①水郷有料道路（昭和49年供用開始、平成3年2月4車線化供用）
- ②新大利根有料道路（昭和55年4月供用開始、平成14

年4車線化供用）

③下総利根有料道路（平成2年1月供用開始）

④日立有料道路（平成4年供用開始）

⑤水海道有料道路（平成9年8月供用開始）

⑥常陸那珂有料道路（平成11年7月供用開始）

⑦若草大橋有料道路（平成18年4月供用開始）

・石岡有料道路（昭和56年4月供用開始、平成17年3月31日から無料開放）

・霞ヶ浦大橋有料道路（昭和62年3月供用開始、平成17年11月1日から無料開放）

昭和51年の植樹祭会場へのアクセス道路として月居トンネルが開通したが償還を繰り上げ現在は無料となっている。

・筑波パープルライン（筑波スカイライン：昭和40年4月供用開始、平成18年4月26日から無料開放、表筑波スカイライン：昭和49年10月供用開始、表筑波スカイラインについては平成16年10月1日から無料開放）

－ ゆ －

1. ^{ユーシー・アール} **UCR** → **ACR**

そ の 他

－ あ －

1. アセットマネジメント：asset management

本来は、会社や個人の投資などの資産（=asset）の管理を意味するものであるが、この概念を公共施設の維持管理に導入するもの。公共施設を資産として捉え、公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中で「いつどのような対策を、どこに行うのが最適であるか」を考慮して、公共施設を計画的・効率的に管理すること。「公共施設を資産の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う概念」である。

例えば道路管理についてみると、点検によって陥没などの損傷が発見された箇所を修繕する事後保全的、対症療法的な方法が一般的であるが、これに対し、アセットマネジメント手法は予防保全的な管理を行うということになる。

－ い －

1. インキュベーター：incubator、インキュベーション：incubation

インキュベーターは、ふ化器・保育器の意味から、卵のうちから有望なものを発掘して保護し、ベンチャービジネスなどに育てて行くことを指す。新事業の開発にあたって、大事な最初の段階を支援する行政や金融上の保護政策のこと。特に研究開発型の中小企業の旺盛な企業化意欲に着目し、自治体などが中心となって、研究施設や機器、資金などの援助を行い、新たな産業創出の場と機会を与える方法などを指す。また、インキュベーションは、ふ化することで、新しい技術に関する着想などを模索することをいう。

－ え －

1. エクスカーション

従来型の見学や視察とは異なり、訪れた場所で案内人（現地に熟知したガイド）の解説に耳を傾けるとともに、参加者も含めてお互いに意見交換を行うことにより、地域の自然や歴史・文化とともに、社会資本を学び理解を深めていくことを目的とした「体験型見学会」を指す。

現地踏査や議論を通して理解を深めることができる。

－ お －

1. オフサイトセンター：off site center（和）

緊急事態対応拠点施設のことで、「原子力災害対策特別措置法」第12条に規定する原子力事故などの緊急時に国・

県・地元市町村および原子力事業者が集合して応急対策をとるための拠点となるセンター。原子力施設から数10km離れた位置に設置する施設であることより通称オフサイトセンターと呼び、平成12年度に県内のひたちなか市西十三奉行に整備した。

－ か －

1. ガル：Gal

地震の時の揺れを表す加速度で、1Galは、1秒間に1cm/sの速度変化を表す。震度は感覚上の揺れで判断するが、Galは加速時計で測定され、同じ震度でも加速度の値には幅がある。震度4以上かダム底盤で25Gal以上の地震発生時には、重要構造物であるダム堤体の安全点検が義務づけられ、県のダムの場合1時間以内の速報が義務づけられている。

－ く －

1. クラインガルテン：Kleiner Garten（ド）

ドイツ語で「小さな庭」の意で、日本では市民農園を指し、そのほかレジャー農園、貸し農園、ファミリー農園などさまざまな呼び名がある。主に自治体が農家から農地を借り上げ、有償または無償で貸与する形態が一般的である。1区画の土地に「ラウベ」と呼ばれる家族が滞在できる簡易宿泊施設、芝生、花壇、菜園が配置され、庭を持つことのできない都市住民に庭造りや野菜作りに利用してもらうもので、ヨーロッパでは、古くから都市計画に位置づけられた緑地空間となっている。関連法として、「特定農地の貸付に関する農地法の特例に関する法律（特定農地貸付法）^{とくていのうちかしつけほう}」、「市民農園整備促進法（市民農園法）^{しみんのうえんほう}」があり、特定農地貸付法は、都市住民など農業者以外の人が農業を行うために農地を借りる場合に、農地の権利移動の許可を不要とし、農地所有者が安心して農地を貸し出すことによって市民農園の供給増を目的としている。市民農園法は、特定農地貸付法が制度面から市民農園の条件整備を図っているのに対し、より直接的に市民農園施設も含めて市民農園の整備促進を図る法律となっている。本県でも各自治体における市民のレクリエーション空間として市民農園が積極的に整備されている。特に笠間市においては、関東では初の広域的なレクリエーション拠点となる滞在型市民農園（全体面積：約4ha、概算事業費：約8億円、全50企画：1区画300m、宿泊棟37.32m、菜園100m、芝生100m）が整備されており、平成13年4月から一般募集が行われ人気を博した。

－ け －

1. 建設^{けんせつ}マスター

国土交通省では、平成4年度より、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者で特に優秀な技能・技術を有し、後進の指導・育成等に多大な貢献をしているものを対象に「優秀施工者国土交通大臣顕彰」として平成18年までに15回実施され、全国で計5,203人が表彰を受けている。

－ し －

1. ^{シー・ブイ・エムちょうさ} C V M調査：Contingent Valuation Method

費用対効果算定手法の一種で、仮想的市場評価法と呼ばれ、ある公共事業を実施しようとするとき、市場の値段として直接評価できない項目を貨幣に換算して評価しようとする手法で、例えば、ある事業に対し、どのくらいの額の寄付金や負担金を払ってもよいかを住民にアンケート形式で聞くことによってその事業がもたらす便益を表そうとするもの。ただし、金銭換算した値にはバラツキがあり、その値を誰もが許容できるかどうかについては検討の余地があるが、環境や景観への配慮など一般的にどのくらいの値打ちがあるのか表現しづらい項目でも貨幣評価に置き換えることができるのが最大の特徴である。 →B / C

－ て －

1. デルファイ法：Delphi technique

多数の専門家に予測したい技術についてのアンケート調査を行い、その結果を踏まえたアンケートを数回繰り返しながら回答者全体の意見を絞り込み新技術が実現する時期を探る調査方法。アメリカのランド社が開発した未来予測の手法の一つで、古代ギリシャでアポロンの神託を開いた場所デルファイにちなんで名づけられた。

索引

(五十音順)

あ

アイアール	IR : インベスター・リレーションズ: Investors Relations	1
アイソ	ISO : International organization standardization	17
アイティイーエス	ITS : 高度道路情報システム: Intelligent Transport Systems	59
アイピアス	ipias	85
アウトカム・アウトプット指標	outcome・output	25
アウト・ソーシング	out-sourcing	17
アカウントビリティ	accountability	1
赤線 (赤道)・青線 (青道)		99
アサザ		103
アスファルト再生路床材		25
アセットマネジメント	asset management	115
アダプト制度	adopt-	1
アーバンエコロジーパーク	urban ecology park (和)	69
アーバンツーリズム	urban tourism	17
アーバンビレッジ	urban village (和)	17
アールエルシーユー	RLCC : 余寿命ライフサイクルコスト: Remaining Life Cycle Cost	25
アールシーエム	RCCM : Registered Civil Engineering Consulting Manager	25
アールシーディー	RCD工法: Roller Compacted Dam Concrete	41
アールディーエフ	RDF : Refuse Derived Fuel	103
アロケーション (アロケ)	allocation	25
暗渠		25
安全快適なみち緊急整備事業		59

い

イー・エム・エス	EMS (環境管理システム)	103
いぎぼり	居切り堀	41
インター	ITER : International Tokamak Experimental Reactor	11
イツツ	ITS	25
いってんごしやせんかどうろ	1.5車線化道路	59
いっばんきょうそうにゆうさつ	一般競争入札	91
イーディーシー	ETC : Electronic Toll Collection System: 自動料金徴収システム	59
いなりゅう	伊奈流 (関東流)	41
いぬばし	犬走り	41
いばらきこう	茨城空港の整備 (百里飛行場民間共用化事業)	11
けんちく	茨城県建築センター	85
いばらきけんこういきどうろせいぎきほんけいかく	茨城県広域道路整備基本計画	59
いばらきけんこうきようじぎょうじやうほう	茨城県公共事業情報センター	91
	茨城県住生活基本計画	85
リンクス	茨城県舗装管理システム: RINCS	
	Road Information Computer System	59
いばらき	茨城まちづくりセンター	69
	インキュベーター: incubator、インキュベーション: incubation	115
	インセンティブ補助: incentive-	81

イントラネット: Intranet	37
インバート: invert	69
インフラ: infrastructure	17
インランドデポ: inland depot	81

う

ウエットランド: wetland (湖内湖植生浄化施設)	41
ウォーターフロント: waterfront	41
うがん さがん 右岸・左岸	41
う すいちようせつち 雨水調節池	42
う ばな 打ちっ放し	25
ウナギ止め	41
うま 馬	26
うるおいのあるまちづくり けんしやう じぎやう 顕彰事業	69
うわ う 上請け	91
うわの きせい 上乗せ規制	103
うわ や 上屋	81

え

エイ・エス・ブイ	ASV : Advanced Safety Vehicle	59
エイ・エッチ・エス	AHS : Advanced Cruise-assist Highway System	59
エイ・ベック	APEC エンジニア	26
えきじよう	液化化	26
	エクスカッション	115
	エコセメント	103
	エコツーリズム: ecotourism	103
	エコミュージアム: eco-museum	103
	エコロジカルネットワーク: ecological network (和)	104
	エコロード	104
エーシーアール	ACR : 圏首都圏建設資源高度化センター:	
	Metropolitan Advanced Construction Resources Center	113
エスアイじゅうたく	SI 住宅	85
エス・アイ	SI 単位	26
エス・キュー・シー	S・Q・C : Super Quality Concrete	26
エス・ピー・エム	SPM : 浮遊粒子状物質: Suspended Particular Matter	60
エス・ピー・シー	SPC : Special Purpose Company : 特定目的会社	17
エー・オー・ほう	A ₂ O法 (Anaerobic・Anoxic・Oxic の頭文字に由来)	69
エクステンシブル	XML 言語: eXtensible Markup Language	37
エヌ・ピー・オー	NPO : Non Profit Organization	17
エム・シー・アイ	MCI : 舗装管理指数: Maintenance Control Index	60
	エル・ニーニョ: El Ni e no	104
えんげいりようほう	園芸療法: Horticultural Therapy	69
えんどう	治道サービス施設	70

お

オイルフェンス、オイルマット：oil fence、oil mat	42
応急危険度判定士	85
オオタカ	104
沖防波堤（沖防）	81
ODA大綱	1
OD調査：Origin-Destination Survey	60
オーバースペック：over specification	91
オーバーレイ：overlay	60
オフサイトセンター：off site center（和）	115
オープンブック方式	91
オンサイト貯留、オフサイト貯留：off site-、on site-	42

か

開発許可	1
買取り請求	99
外部監査制度	2
外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）	104
偕楽園公園	70
概略設計（予備設計）	26
街路事業	70
格付け	91
確率年	42
瑕疵担保	91
霞ヶ浦環境創造ビジョン	12
霞ヶ浦総合開発	12
霞堤	42
過積載	26
河川協議	42
河川整備基本方針・河川整備計画	42
河川水辺の国勢調査	42
仮想市場法	27
型枠	27
合冊工事	27
活性汚泥循環変法	70
活性汚泥法：activated sludge process	70
合併工事	27
可変側溝	60
釜場排水	27
カミソリ堤	42
空積み	27
仮契約	92
下流者負担	42

ガル：Gal	115
枯れ補償	92
川の一里塚	43
簡易水道	70
簡易舗装	60
環境アセスメント：茨城県環境影響評価条例	105
環境会計	105
環境管理システム：EMS	105
環境ホルモン：endocrine disrupters：	
外因性内分泌攪乱化学物質	105
緩傾斜堤	43
慣行水利権	43
観光立国	18
勘十郎堀	43
官製談合防止法	18
換地	99
ガントリークレーン：gantry crane	81
管理瑕疵	2

き

紀州流	43
技術士	27
基準宅地価格	99
基準地価	99
北関東自動車道	12
木づかいアクションプログラム	12
CAD：Computer-Aided Design	37
キャブ：cab（cable box の略）	60
急傾斜地	43
行財政改革大綱	2
行政コスト計算書：バランスシート（貸借対照表）	2
橋台（abutment）・橋脚（pier）	61
業務核都市	2
供用開始	61
橋梁添架	61
魚道	43
切り取り補償	99
切り回し	27
緊急地方道路整備事業	61

く

区域指定制度	85
空中権（地下・空中の地上権）	99
区分所有権	85

くぶんちじょうけん 区分地上権	99
クマタカ	105
クラインガルテン：Kleiner Garten（ド）	115
クラスター：cluster	71
グラウンドワーク：groundwork	18
クリアリングハウス	37
繰り越し（明許繰り越し）	92
グリーン購入法	105
グリーン庁舎	85
グリーンツーリズム：green tourism（和）	18
グリーンふるさと圏振興プロジェクト	12
COOL BIZ（クールビズ）	106
黒舗装	61
鋤止め	61

け

けいえいじこうしんさ 経営事項審査（経審）	92
けいかいすい 警戒水位	43
けいかくこうすい 計画高水位	44
けいかんじょうれい 景観条例（茨城県景観形成条例および市町村景観条例）	71
けいかんほう 景観法	71
けいかんみどりさんぽう 景観緑三法	71
けいじょう 経常JV・特定JV：－ Joint Venture	92
げきとくじぎょう 激特事業	44
けしょうかたわく 化粧型枠	27
げすいどうみずかんきょうほぜんりつ 下水道環境保全率	71
ケナフ：kenaf（ペルシア語）	106
げんすんけんさ 原寸検査	27
げんせきやま 原石山	44
けんせつおでい 建設汚泥	27
けんせつキャルス 建設CALS／EC：Continuous Acquisition and	
Life-cycle Suport/Electric Commerce	37
建設業	92
けんせつはっせいど 建設発生土リサイクル推進事業	106
けんせつふくさんぶつ 建設副産物リサイクル：-recycle	106
けんせつ 建設マスター	116
げんたんい 原単位	71
けんちくかくにんしんせい 建築確認申請	86
けんちくし 建築士	86
けんちくしむしょ 建築士事務所	86
けんちくしゆじ 建築主事	86
けんど 県土グラウンドデザイン：-ground design	13
けんど 県土60分構想	61
げんぶ 減歩	100
けんゆうたてものちやうじゆみやうかすいしんじぎやう 県有建物長寿命化推進事業	86

こ

こういきおでいしよ 広域汚泥処理	71
こういきげすいどうくみあい 広域下水道組合	71
こうえきほうじん 公益法人	3
こうかくほう 公拡法：公有地の拡大の推進に関する法律	100
こうきかくかんせんどうろ 高規格幹線道路	61
こうきどはんしやさい 高輝度反射材	61
こうきのうほそう 高機能舗装	62
しゆくげんたいさく 公共工事コスト縮減対策	28
こうきようじぎやうさいひようか 公共事業再評価	3
こうさてんきやうぎ 交差点協議	62
こうしにんせいくかくせん 高視認性区画線	62
こうじようけんさ 工場検査	28
こうずいちやうせつ 洪水調節	44
こうずい 洪水ハザードマップ（洪水氾濫危険区域図）：flood hazard map	44
こうずいよほう 洪水予報	44
こうそうきざいふ 厚層基材吹き付け	28
交通バリアフリー法	18
こうばい 勾配の表し方	28
こうゆうちん 高優良：高齢者向け優良賃貸住宅制度	87
こうれいしやきよじゆうほう 高齢者居住法：高齢者の居住の安定確保に関する法律	87
こうわんイーデーアイ 港湾EDI（Electronic Data Interchange）システム	81
こきやくまんぞくどちやうさ 顧客満足度調査	18
こくさいじどうしや 国際自動車コンプレックス	81
こくどうこうつしやうじゆうてんしさく 国土交通省重点施策	3
こくどうようさ 国土調査（国調）	3
こくどうようせいひ 国土調整費	3
こくどじく 国土軸	13
こくどりようけいかくほう 国土利用計画法	3
こつかんしん 国幹審：国土開発幹線自動車道建設審議会	62
こみずべさいはっけん 子どもの水辺再発見プロジェクト	45
こべつしていせいど 個別指定制度	107
コーポラティブファーム：Cooperative Farm（和）	18
コミュニテイ道路	62
コラボレーション	18
コリンズ CORINS：Construction Records Information Service：	
工事実績情報サービス	37
コールドジョイント：cold joint	29
こんかんでき 根幹的都市施設	72
こんごうにゆうさつ 混合入札	93
さいせいさいせき コンクリート再生砕石	29
コンテナターミナル：container terminal	81
コンテナ・フレート・ステーション：CFS：Container Freight Staition	81
コンプライアンス：compliance	19
コンペ：competition	93

コンポスト：compost	72
---------------	----

そ

サイエンスフロンティア21構想	13
さいがいかんれんじぎょう 災害関連事業	45
さいがいじ おうえんきょうてい 災害時応援協定	4
さいがいじやくしや 災害弱者	19
さいがいふつきやう 災害復旧	45
さいがいふつきやうじよせい じ ぎょう 災害復旧助成事業	45
さいせいごうざい 再生合材	107
ざいせいこうぞうかいかく 財政構造改革プラン	4
さいせいり ようにんていせいど 再生利用認定制度	107
さいていせいげんかかく せいど 最低制限価格制度	93
さいむふたんこうい 債務負担行為	4
サガリ	29
さくら じぎょう 桜づつみモデル事業	45
さくら さと 桜の郷	72
サーチャージ水位	46
さつきよ さつこう 柵渠・柵溝	29
サテライト・オフィス：satellite office	19
サード・パーティ・ロジスティック：3PR：third party logistics	82
サプライ・チェーン・マネジメント：supply chain management	82
さんしやけいやく 三者契約	100
サンセット方式：sunset method	4
ざんぞんぶつけん 残存物件	29
ざんちほしやう 残地補償	100
ざんていすいり けん 暫定水利権	46
さんみいつたい かいかく 三位一体の改革	4
さんめんぼ 三面張り	46

し

ジー・アイ・エス GIS：Geographic Information System	38
シー・エス CS（国民の満足度）：Cusomer Satisfaction-	19
シー・エム CM：コンストラクション・マネジメント：Construction Management	29
シー・オー・ディー COD：Chemical Oxygen Demand	72
ジオテキスタイル：geo-textile	29
しがいかくいき 市街化区域	72
しがいかちやうせいいくき 市街化調整区域	72
しがいち さいかいはつ じ ぎょう 市街地再開発事業	72
しがいちせいびきほんけいかく 市街地整備基本計画	72
し かん けいかん きやうちやう 支間・径間・橋長	62
じぎょうにんてい 事業認定	100
しけんたんすい 試験湛水	46
じ ごく 事故繰り（事故繰り越し）	93

じ ご ころひやう 事後公表	93
じごひやうか 事後評価	5
シー・シー・アイ CCI	29
しじやうたんか 市場単価	30
じ ぜんごうりやう 事前公表	93
し ぜんさいせいじぎょう 自然再生事業	46
したう 下請けバンド	93
しやうこうぐん シックハウス症候群：sick house syndrome	87
じつちやう 実調：実施計画調査	46
していく かん 指定区間	46
していこうじやうせい ど 指定工場制度	30
してい こ じやう 指定湖沼	107
してい にん い 指定と任意	30
じどうしや 自動車リサイクル法	107
シニア住宅：senior house（和）	87
シーニックバイウエイ：Scenic Byway	62
シビック・コア：civic core（和）	73
シー・ピー・ディー C P D：Continuing Professional Development	30
シー・ブイ・エムちやうさ CVM調査：Contingent Valuation Method	116
し めいきやうそうにやうさつ 指名競争入札	93
し めいてい し 指名停止	94
社会資本ストック	19
しやかいしほんせい びじやうてんけいかく 社会資本整備重点計画	5
しやかいしほんせい びじやうてんけいかくほう 社会資本整備重点計画法	5
ジャ シ ッ ク ネ ッ ト JACINET	38
しやめん 斜面カルテ	46
しやめんりよく か 斜面緑化	46
ジャンカ	30
じゅうたくせいひのうひやうか 住宅性能評価	87
しゅうだん きてい 集団規定	87
しゅうはい 集排（農業集落排水整備事業）	73
じゅうようすいぼう か しよ 重要水防箇所	46
しゅうらくち いきせい び ほう 集落地域整備法	73
じゅうえきしやふたん きん 受益者負担金	5
しゅと きのういてん 首都機能移転	13
しゅとけんちゅうおうれんらくじどうしやどう けんおうどう 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	13
しゅにん ぎ じつしや かん り ぎ じつしや 主任技術者と監理技術者	31
しゅようちほう どう いったんけんどう 主要地方道、一般県道	62
じゅんかんがたしやかい 循環型社会	107
じょうおんごうざい 常温合材	63
しやうかそくしんかたじゅんかんへんぼう 消化促進型循環変法	73
しやうさいせつけい じつし せつけい 詳細設計（実施設計）	31
常磐新線沿線開発	13
じょうほうこうかい 情報公開	6
じょうほう 情報ハイウェー	63
じやうみやくぶつりやう グリー ン ・ロジスティック 静脈物流システム（Green logistics）	108

植生浄化施設	46
シーリング：ceiling	6
シールド工法：shield driving method	31
シルバーハウジングプロジェクト：silver housing project（和）	88
白舗装	63
新茨城県総合計画	14
人工地盤	73
人工リーフ：-reef	47
新規事業採択時評価	6
新社会資本	19
浸水実績図	47
新全国総合開発計画	6
シンボルロード：symbol road（和）	63

す

ストック効果	19
水害防備林	47
随契（随意契約）	94
水系一貫主義	47
水際線計画	47
水際線シンポジウム：-symposium	47
水洗化率	73
スーパー中核港湾プロジェクト	82
スーパー堤防：super dike（和）	48
水防管理団体	47
水防警報	48
水防テレメーター：-telemeter	48
スクリーニング手続き	108
スコーピング手続き	108
スマートIC	63
スマートウェイ（知能道路）：smart way（和）	63
スマートコリドール構想（つくば情報交流空間構想）	14
隅切り	64
スライド条項	94

せ

生活排水対策重点地域	108
生活排水ベストプラン	73
政策評価システム	6
生産緑地	74
脆弱国土	19
正常流量	48
性能規定発注工事	94
性能照査型設計	31

清流ルネッサンスⅡ	48
清流ルネッサンス 21：Clear-WaterRenaissance 21（和）	48
瀬替え	48
施工単価方式	94
設計・施工一括発注方式	94
セミバック堤	49
ゼロエミッション：zero emission	108
ゼロ国債・ゼロ県債：zero bond	6
ゼロベース予算	7
CENDRUC：（株）沿岸環境開発資源利用センター	113
線引き	74

そ

総合単価	31
総合評価方式	95
粗朶沈床	49
SOHO：Small Office・Home Office	38
ソーラス条約（国際船舶、国際港湾施設に新たな保安措置を義務付ける条約）：SOLAS 条約：Safety Of Life At Sea	82

た

第三セクター：third sector	7
大深度地下利用法	31
大好きいばらき県民債	7
大店立地法（大規模小売店舗立地法）	19
タウンモビリティ：Town Mobility	74
高潮	49
高水	49
宅鉄法：「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」	74
多自然型川づくり	49
玉掛け	31
ダム操作規則	49
多目的遊水地	49
単体規定	88
段切り	31
断面内水路	50

ち

地役権	100
地域高規格道路	64
地域再生基盤強化交付金	20

ちいきさいせいほう 地域再生法	20
ちいきさいせいほんぶ 地域再生本部	19
地域戦略プラン	14
ちいきれんけいじく 地域連携軸	14
ちかかせん 地下河川	50
ちかこうじかかく 地価公示価格	100
ちかつさい 地活債：地域活性化事業債	7
ちくけいかく 地区計画	74
ちくせいかんせんどうろ 筑西幹線道路	64
ちすい 治水ダム	50
ちそうさい 地総債：地域総合整備事業債	7
ちほうきよてんとしちいき 地方拠点都市地域	8
ちほうこうしや 地方公社	8
ちほうぶんけん 地方分権	8
ちゅうかんまえほら 中間前払い制度	95
ちゅうしんしがいちかつせいかほうちゅうかつほう 中心市街地活性化法(中活法)	74
ちようは 丁張り	32
ちよつかつこうじふたんきん 直轄工事負担金	32
ちよつかつ 直轄ダム	50
ちよくりつごがん 直立護岸	50

つ

つうほう 通報水位	50
つくばエクスプレス	14
つくばりんりんロード	64

て

てあ 出会い丁場	32
ディー・アイ・ディー D I D :Densely Inhabited District	20
ていきしやつかけんせいど 定期借家権制度	20
ていきしやくちけん 定期借地権	20
ていききすいろ 堤脚水路	50
ティー・シー・ピー アイ・ピー T C P / I P : (Transmission Cntrl / Internet Protocol)	38
ディスクロージャー：disclosure	20
テ ク リ ス TEC R I S (Technical Consulting Records Information Service : 測量調査設計業務実績情報サービス)	38
ディー・イー・キュー T E Q :Toxic Equivalents (毒性等量)	109
ディー・エム・オー T M O :Town Management Organization	75
ティー・ピー ワイ・ピー エイ・ピー オー・ピー T . P . Y . P . A . P . O . P .	50
ディー・ディー・エム T D M :Transportation Demand Management : 交通需要マネジメント	64
ていないち ていがいち 堤内地・堤外地	50
ていれうさつ かかくちようさせいど 低入札価格調査制度	95
で き だかばら 出来高払い	95

テクノスーパーライナー：T S L :Techno Super Liner (和)	82
デザイン・ビルド：D. B. :Design Build	95
デジタルデバイド：Degital divide: 情報格差	39
デフレーター：deflater	32
デリニエーター：delineater	65
デルファイ法：Delphi technique	116
テレワーク：telework	39
典型7公害	109
でんしにゆうさつ 電子入札	39
でんしのうむん 電子納品	39
てんとうげき 転倒堰(倒伏堰)	50
てんりゅうこう 転流工	51

と

とうかこうかん 等価交換	101
とうごうほじょきん 統合補助金	8
とうしゅこう 頭首工：head works	51
どうろこうしや 道路公社	113
どうろこうつう 道路交通センサス	65
どうろさとおやせいで 道路里親制度	65
道路特定財源	65
道路の穴ぼこ発見カード	65
道路の建築限界	65
どうろりょうしき 道路標識	65
とおすいせいほそう 透水性舗装	65
とき 時のアセスメント	8
とくていぎようけいちよう 特定行政庁	88
とくていけんせつづよう 特定建設業	95
とくてい た もくでき 特定多目的ダム	51
とくべつかいけい 特別会計	8
とくゆうちん 特優賃	88
とくれいし 特例市	9
と さいせいほんぶ 都市再生本部	20
と し さいせいとくべつ そ ち ほう 都市再生特別措置法	20
ど しゃさいがいぼう し ほう 土砂災害防止法	51
と し けいかくけつてい 都市計画決定	75
と し けいかくくいき 都市計画区域	75
と し けいかくじぎょう 都市計画事業	75
と し けいかくし せつ 都市計画施設	75
と し けいかくしん ぎ かい 都市計画審議会	75
と し けいかくせいげん 都市計画制限	76
と し けいかく 都市計画マスタープラン	76
と し けいかんたいしやう 都市景観大賞(都市景観100選)	76
と し じくどうろ 都市軸道路	76
ど じやう お せんたいさくほう し ほう 土壌汚染対策防止法	109

土壌シードバンク	109
トータルステーション：Total Station	32
土地区画整理事業	76
土地収用	101
突角剪除	65
トンボ	32

な

NATM (New Austrian Tunneling Method)	32
内水被害	51
ナトリウム灯	65
縄延び	32
軟弱地盤対策	32

に

2Hルール	51
二項道路	66
二線堤	51
2-7区間	51
入札・契約制度改革	9
入札・契約適正化法	95
入札参加資格審査	95
入札バンド制度	96
ニューハビテーション：new habitation	21

ね

ネゴシエーション契約（技術交渉方式）：negotiation-	96
NETIS：New Technology Infomation System	33

の

農免道路（農林漁業用揮発油税財源身替農道等整備事業）	66
ノーマライゼーション：normalization	21
ノンポイント・ソース：nonpoint source	76

は

ハイウェイオアシス事業：highway oasis project	66
排水性舗装	66
パイロン：pyron	66
パークアンドライド：park and ride	66
ハザードマップ：hazard map	52
バース：berth	82

パース：perspective	33
パーソントリップ調査（PT 調査）：person trip survey	66
バック堤	52
パートナーシップ：partnership	21
発注方式	96
発注ロット：- lot	96
パナマックス型船	82
ハニカムチューブ：honeycomb tube（和）	109
幅杭	101
パブリックコメント制度：public comment-	9
バリア・フリー：barrier free	21
張り出し歩道	67
パルチゼーション：palletization	82
パンク河川	52
半川締め切り	52
盤膨れ	33

ひ

PI：パブリック・インボルブメント：Public Involvement	9
BRT：Bus Rapid Transit	21
PRT R法：Pollutant Release and Transfer Register	109
PSC：Public Sector Comparator	9
PFI：Private Finance Initiative	97
PM：Project Management	33
BOD：Biochemical Oxygen Demand	77
ビオトープ：Biotop（独）	109
東関東自動車道水戸線	15
光触媒	67
引き移転補償	101
被災宅地危険度判定士	88
常陸那珂港	15
ひたちなかポートWeb	82
VICS：Vehicle Information & Communication System	67
PDF形式：Portable Document Format	39
ヒートアイランド：heat island	22
B to B、B to C	39
ヒートポンプ：heat pump	22
人にやさしいまちづくり条例	77
避難の指示	9
ヒヌマイトンボ	109
B/C：Benefit / Cost：費用便益比	33
百里空港公園	77
（百里飛行場民間共用化事業）	11
費用対効果	33
比流量	52

ヒーリング・ランドスケープ：Healing Landscape	77
ビル ^{かんりほう} 管理法	88
ピロティ：pilotis (フ)	88

ふ

ファシリテーター：facilitator	110
FAZ ファズ：Foreign Access Zone	83
ファームポンド：farm pond	110
VE ^{ブイイー} ：Value Engineering	97
VFM ^{ブイエフ・エム} ：Value for Money	10
VJC ^{ブイジョーシー} (ビジット・ジャパン・キャンペーン)	22
フイージビリティ・スタディ：FS：Feasibility Study	22
FIT ^{フィットこうそう} 構想	15
フィーダー ^{ゆそう} 輸送	83
風致 ^{ふうちちく} 地区	77
富 ^{ふえいよう} 栄 ^か 養 ^か 化	110
歩 ^{ふが} 掛 ^が かり	33
複 ^{ふくごう} 合 ^{たん} 単 ^か 価	33
不正 ^{ふせい} 軽 ^{けい} 油 ^{いゆ}	22
付 ^{ふたい} 帯 ^{こう} 工 ^じ 事	33
復 ^{ふつきん} 緊 ^じ 事 ^{ぎょう} 業	52
ふるさと整備事業	10
ふるさとの川整備モデル事業	52
フルプラン (水資源開発基本計画)	52
フレーム：frame	77
フロー ^{こうか} 効果	22
プロジェクトボード	33
プロポーザル方式：proposal-	97

へ

ヘッドランド工法 ^{じんこうみせき} (人工岬工法)：head land-	53
ペデストリアンデッキ：pedestrian deck	67
ヘドニック ^{ほう} 法	34
ベンチマーク：bench mark	34

ほ

防災 ^{ぼうさいちようせつ} 調節 ^ち 池	53
坊 ^{ぼう} 主 ^ず ダム	53
法 ^{ほう} 線 ^{せん}	34
法定 ^{ほうてい} 河 ^か 川 ^{せん}	53
補 ^{ほしやう} 償 ^{こう} 工 ^じ 事	34
舗 ^ほ 装 ^{しやう} の 構 ^{こう} 成 ^{せい}	67
掘 ^{ほり} 込 ^こ み 河 ^{かせん} 川	53

ボンエルフ ^{ほうしき} 方式	67
ポンツーン：pontoon	34

ま

前 ^{まえ} 払 ^{はら} い 金 ^{きん}	97
マチ	34
まちづくりグッドサイン賞	77
まちづくりグリーンリボン賞	77
まちづくり ^{こうふきん} 交付 ^{こう} 金 ^{きん}	77
まちづくり ^{さんぽう} 三 ^{さん} 法 ^{ぽう}	77
まちづくりシンポジウム	77
街 ^{まち} なみ ^{かんきようせい} 環 ^び 境 ^じ 整 ^じ 備 ^{ぎょう} 事 ^{ぎょう} 業	78
マニフェスト：manifest system	34
マルチモーダル体系	22
丸 ^{まる} 投 ^な げ	98

み

未 ^み 竣 ^{しゆん} 工 ^{こう} 事 ^じ	34
水 ^{みず} セ ^せ メ ^め ン ^ん ト ^と 比 ^ひ	34
水 ^{みず} 辺 ^べ の 楽 ^が 校 ^{こう}	53
水 ^{みず} 辺 ^べ プラザ	54
水 ^{みず} の マス ^{ます} ター ^{たー} プラ ^{ぷら} ン ^ん	15
道 ^{みち} の 駅 ^{えき}	67
ミティゲーション：mitigation	110
緑 ^{みどり} の 基 ^き 本 ^{ほん} 計 ^{けい} 画 ^{かく} ：the Green master plan (旧緑のマスタープラン)	78
緑 ^{みどり} の 政 ^{せい} 策 ^{さく} 大 ^{たい} 綱 ^{こう}	78
南 ^{みな} 関 ^{かん} 東 ^{とう} 直 ^{ちやう} 下 ^か 型 ^{がた} 地 ^じ 震 ^{しん}	22

む

無 ^む 電 ^{でん} 柱 ^{ちゆう} 化 ^か 推 ^{すい} 進 ^{しん} 計 ^{けい} 画 ^{かく}	68
--	----

め

目 ^め 通 ^{とお} り	35
免 ^{めん} 震 ^{しん} 構 ^{こう} 造 ^{ぞう}	35
面 ^{めん} 的 ^{てき} 防 ^{ぼう} 護 ^ご 工 ^{こう} 法 ^{ほう}	54
面 ^{めん} 取 ^と り	35

も

潜 ^{もぐ} り 橋 ^{はし} (潜 ^{せん} 水 ^{すい} 橋 ^{きよう})	54
木 ^も 工 ^{こう} 沈 ^{ちん} 床 ^{しょう}	54
モーダルシフト：modal shifts	68

モール：mall 78

や

山付き堤 54

ゆ

遊水池：retarding basin 54

優良田園住宅建設促進法 88

UCR 113

ユーティリティ：utility 88

ユニットプライス型積算方式 98

ユニバーサルデザイン：universal design 22

ユビキタス社会 23

よ

溶存態 COD 78

用地国債 101

用地先行取得 101

用途地域 78

養浜工 55

溶融スラグ：slag 110

横請け 98

横利根閘門 55

横出し規制 110

予備放流 55

予備調：予備調査 55

余盛り 55

ら

ライト・レール・トランジット：LRT：Light Rail Transit 68

ライフサイクル・アセスメント：LCA：Life Cycle Assessment 35

ライフサイクルコスト：LCC：Life Cycle Cost 35

ラバーダム：rubber dam 55

ラブ・リバー制度：love river system（和） 55

ラムサール条約 110

り

離岸堤 56

リダンダンシー：redundancy 23

リノベーション：renovation 23

リサイクルガイドライン 35

リモート・センシング：remote sensing 35

流域管理 56

流況調整河川 56

流末処理 68

流総（流域別下水道整備総合計画） 78

リバースオークション：reverse auction 98

リバース・モーゲージ：reverse mortgage（和） 89

立木補償 101

旅行費用法（TCM）：Travel Cost Method 35

る

ルーター：router 39

れ

礫間浄化 56

レーダー雨量計：radar- 56

レッドデータブック：Red-Data Book 111

練炭養生 36

ろ

漏水（堤体漏水・地盤漏水） 56

路線価 101

肋骨道路 68

ロードプライシング：road pricing 68

RO-RO船：Role on role off ship 83

わ

ワークフロー：Work Flow 40

ワンデーレスポンス：one day response 36

ワンド 57

平成 20 年版「建設情報用語の A B C」

編集：いばらき建設技術研究会事務局

平成 20 年 7 月 11 日発行

用語集に関するお問い合わせや、記述内容に関する御意見等に関しましては、事務局までお知らせいただければ幸いです。

事務局：(財)茨城県建設技術管理センター

TEL：029-227-5634 FAX：029-227-8558

E-mail recycle@ibakengi.or.jp